

令和6年度

清掃事業概要



倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部

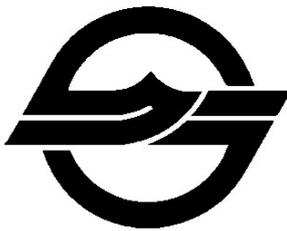
倉敷市民憲章

昭和47年2月1日制定

私たちは、日本のふるさと瀬戸内海と母なる高梁川にはぐくまれ、古い伝統と洋々たる未来にかがやく倉敷市民の誇りをこめて

- 1 自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくります。
- 1 人間をたいせつにし、青少年には夢、老人には安らぎのあるあたたかい社会をつくります。
- 1 秩序を守り、平和で安全なまちをつくります。
- 1 働くことによるこびをもち、明るく健康な家庭をつくります。
- 1 教養を高め、世界と通じ、個性ある文化をつくります。

市 章



倉敷の「クラ」を図案化。横へ広がる翼は、瀬戸内経済圏の中核市として、産業・文化・観光の調和のある住みよい理想都市を目ざして飛融和を象徴する。

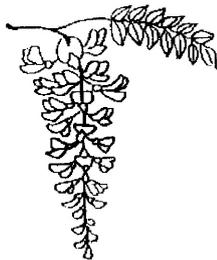
市 木【くすの木】



昭和46年7月「市民憲章・市木・市花制定委員会」を組織、制定委員会では選考を効率的に進めるため、専門家も加え、市木・市花の専門委員会も設けました。

市のシンボルにふさわしいもの、倉敷の気候風土に適したものなどの条件を考えながら、数多くの候補の中から各々3品種にしぼり、（市木……やまもも・さくら・くすの木、市花……つつじ・ふじ・はぎ）ハガキによる市民投票を行った結果、市木にくすのき、市花にふじが選ばれました。

市 花【ふ じ】



そして3市（倉敷市・児島市・玉島市）合併5周年を記念して、昭和46年12月1日に制定されました。

市の鳥【カワセミ】



「市の鳥制定委員会」で市民の皆様から寄せられたご意見を参考に、自然と人間の共生のシンボルとして、倉敷市にふさわしい鳥を審議しました。

その結果を受け、平成15年3月25日、市の鳥としてカワセミが制定されました。

この冊子には再生紙を使用しています。

目 次

第1章 倉敷市の概要

1 位置及び地勢	3
2 市勢	4
3 市制の沿革	4
4 地区別の人口・世帯数・面積	5
5 人口及び世帯数の推移・1世帯当たりの平均人数	5

第2章 組織・人員

1 組織・機構	9
2 事務分掌	10～14
3 職種別・所属別職員配置状況	15

第3章 財政

1 概説	19
2 予算	19
3 決算	20～22
4 世帯・1人当たりの清掃費の推移	23
5 1t当たりのごみ処理経費の推移	24～25

第4章 ごみ処理事業

1 概説	29～30
2 収集	31～34
3 処理	34～37
4 適正処理施策	37～39
5 災害廃棄物処理対策	39～40

第5章 ごみ減量対策事業

1 概説	43
2 施策展開	43～51
3 リサイクルの達成状況	51
4 倉敷市食品ロス削減推進計画の策定	52
5 暮らしキック20 ～ごみ減量への挑戦～	52～54

第6章 し尿処理事業

1	概説	57～58
2	し尿・浄化槽汚泥処理計画	59
3	し尿・浄化槽汚泥排出量	60
4	浄化槽基数の推移	61
5	し尿処理施設別処理量	61
6	一般廃棄物処理業等合理化事業	62

第7章 施設の概要

1	概説	65
2	車両の保有状況	66～67
3	一般廃棄物処理施設	68～69
4	一般廃棄物処理施設位置図	70
5	焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設	71～73
6	焼却処理施設回収エネルギー・副生成物の有効利用	74
7	粗大ごみ処理場、資源選別所関連施設	75～76
8	リサイクル関連施設	77
9	最終処分場	77
10	跡地利用	78～79
11	し尿処理場	80
12	し尿貯留施設	81
13	公衆便所	82～83

第8章 産業廃棄物対策事業

1	概説	87
2	産業廃棄物処理業等の許可状況	87～88
3	PCB廃棄物対策	88～89
4	産業廃棄物監視指導事業の状況等	89～90
5	啓発活動の推進	91

第9章 参考資料

1～35	倉敷市廃棄物・清掃関係例規	95～214
36	令和6年度倉敷市一般廃棄物処理実施計画	215～220
37	令和5年度ごみ処理事業実績	221～224
38	ごみ処理手数料改定経過	225
39	し尿くみ取り手数料・市補助金改定経過	226
40	一般廃棄物収集運搬業者	227～230
41	環境事業年表	231～246

第1章 倉敷市の概要

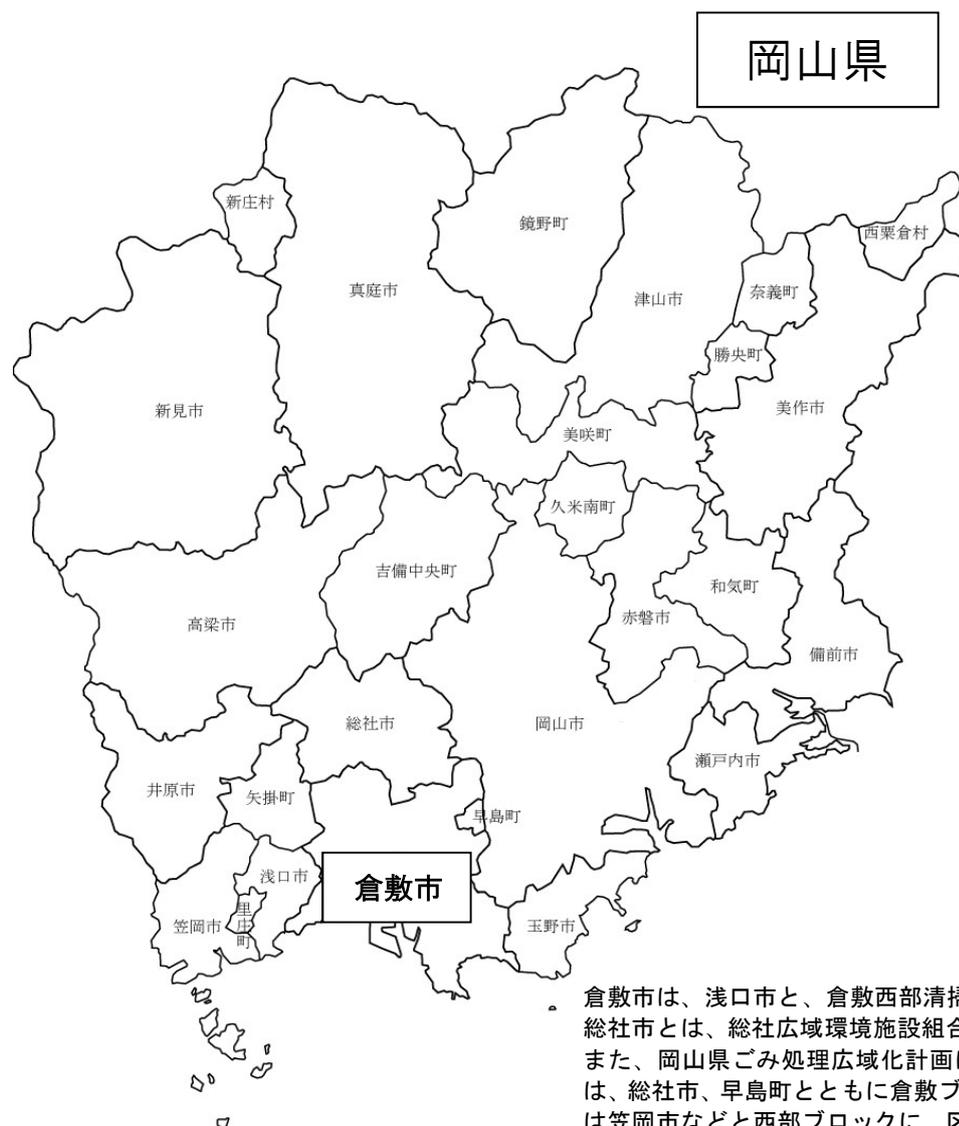
1	位置及び地勢	3
2	市勢	4
3	市制の沿革	4
4	地区別の人口・世帯数・面積	5
5	人口及び世帯数の推移・1世帯当たりの平均人数	5

第1章 倉敷市の概要

1 位置及び地勢

倉敷市は岡山県の南部、岡山平野の西部に位置し、東部は岡山・玉野の両市に、北部は総社市に隣接している。

市域は県下三大河川の一つに数えられる清流豊かな高梁川が瀬戸内海に形成した沖積平野と、その背後地である緩やかな丘陵で成り立っており、高梁川とこの丘陵によって倉敷・水島・児島・玉島・船穂・真備の6つの地区に分かれている。



東 経	北 緯	面 積
133度46分19秒	34度35分06秒	356.07 km ²

2 市勢

本市は、旧倉敷市、旧児島市、旧玉島市の3市が、昭和42年2月に合併して、新しい「倉敷市」として誕生し、その後、昭和46年に隣接の庄村を、翌47年に茶屋町を編入して市域を拡大した。

この間、昭和30年代後半から40年代にかけての水島臨海工業地帯の順調な成長に伴い、都市基盤も急速に整備され、岡山県南産業都市の雄都として、また、東瀬戸広域経済の中核都市として大きく発展を遂げてきた。また、一面において往時を偲ぶ倉敷川畔の白壁土蔵づくりの町並みは、心のふるさととして万人に愛される格調ある町として知られている。

また、平成14年4月には中核市となり、平成17年8月には船穂町、真備町と合併し、市民サービスの向上、地域の特性に応じた個性ある町づくりの推進などを通じて「安心して暮らせるまち」の実現に向けて取り組んでいる。

3 市制の沿革

年 月 日	旧倉敷市	旧児島市	旧玉島市
昭和3年4月1日	市制施行 倉敷市		
昭和5年8月1日	福田町の一部編入		
昭和19年1月1日	中洲町編入		
昭和23年4月1日		市制施行 児島市	
昭和25年9月1日	粒江村編入		
昭和26年3月28日	菅生村編入 中庄村編入 帯江村編入		
昭和27年1月1日			市制施行 玉島市
昭和27年4月1日	豊洲村の一部編入		
昭和28年1月1日	西阿知町編入		
昭和28年2月11日			長尾町編入
昭和28年4月1日			黒崎町編入 富田村編入
昭和28年6月1日	福田町編入 連島町編入 藤戸町編入		
昭和29年12月1日			
昭和31年4月1日		琴浦町と合併	
昭和34年3月31日		郷内村の一部編入	穂井田村の一部編入
昭和42年2月1日	倉敷市・児島市・玉島市が合併し、新市名「倉敷市」となる		
昭和46年3月8日	庄村編入		
昭和47年5月1日	茶屋町編入		
平成13年4月1日	保健所政令市移行		
平成14年4月1日	中核市移行		
平成17年8月1日	船穂町、真備町編入		

4 地区別の人口・世帯数・面積

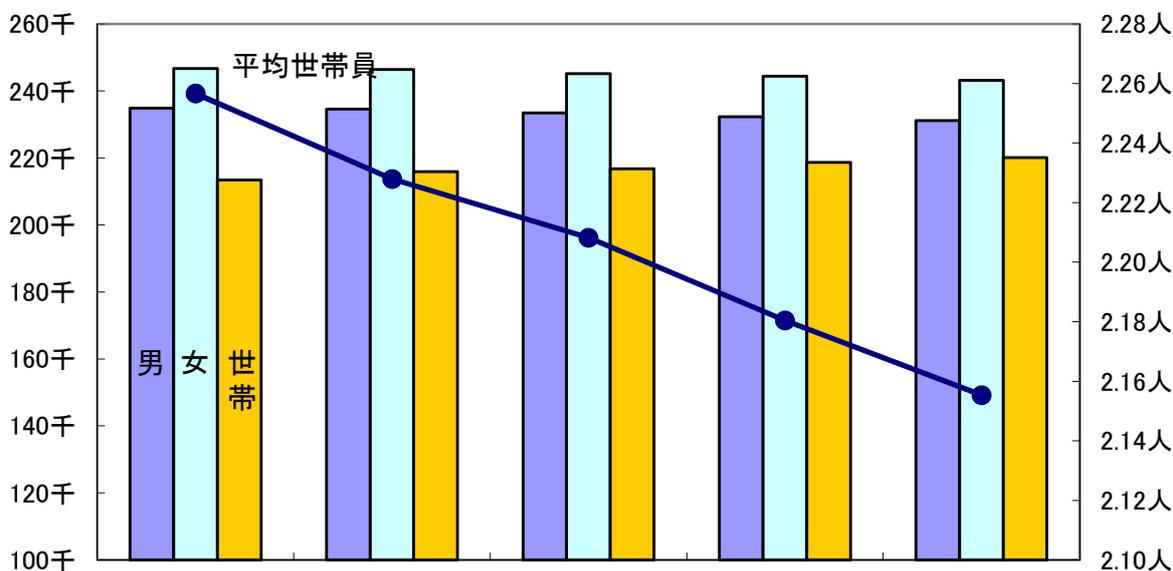
(令和6年3月31日現在)

地区名		男(人)	女(人)	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km ²)
倉敷地区	庄地区	7,470	8,131	15,601	7,134	13.67
	茶屋町地区	7,954	8,451	16,405	6,866	5.28
	旧倉敷地区	95,568	103,610	199,178	91,669	旧倉敷+ 水島=
	小計	110,992	120,192	231,184	105,669	
水島地区		44,916	42,820	87,736	42,594	173.52
児島地区		31,042	33,334	64,376	31,105	100.79
玉島地区		30,259	32,163	62,422	28,473	69.48
船穂地区		4,010	4,214	8,224	3,410	10.85
真備地区		9,929	10,459	20,388	8,819	44.12
全市計		231,148	243,182	474,330	220,070	356.07

※ 面積は令和4年10月1日現在

令和4年より、地区別面積の数値は、国勢調査の調査区面積を地区別に集計したものに変更。
(海面調査区の面積を含む。)

5 人口及び世帯数の推移 (棒グラフ) ・ 1世帯当たりの平均人数 (折れ線グラフ)



		R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
人口	合計	481,542	480,974	478,651	476,710	474,330
	男	234,855	234,578	233,447	232,324	231,148
	女	246,687	246,396	245,204	244,386	243,182
世帯数		213,391	215,881	216,756	218,626	220,070
平均世帯員		2.26	2.23	2.21	2.18	2.16

第2章 組織・人員

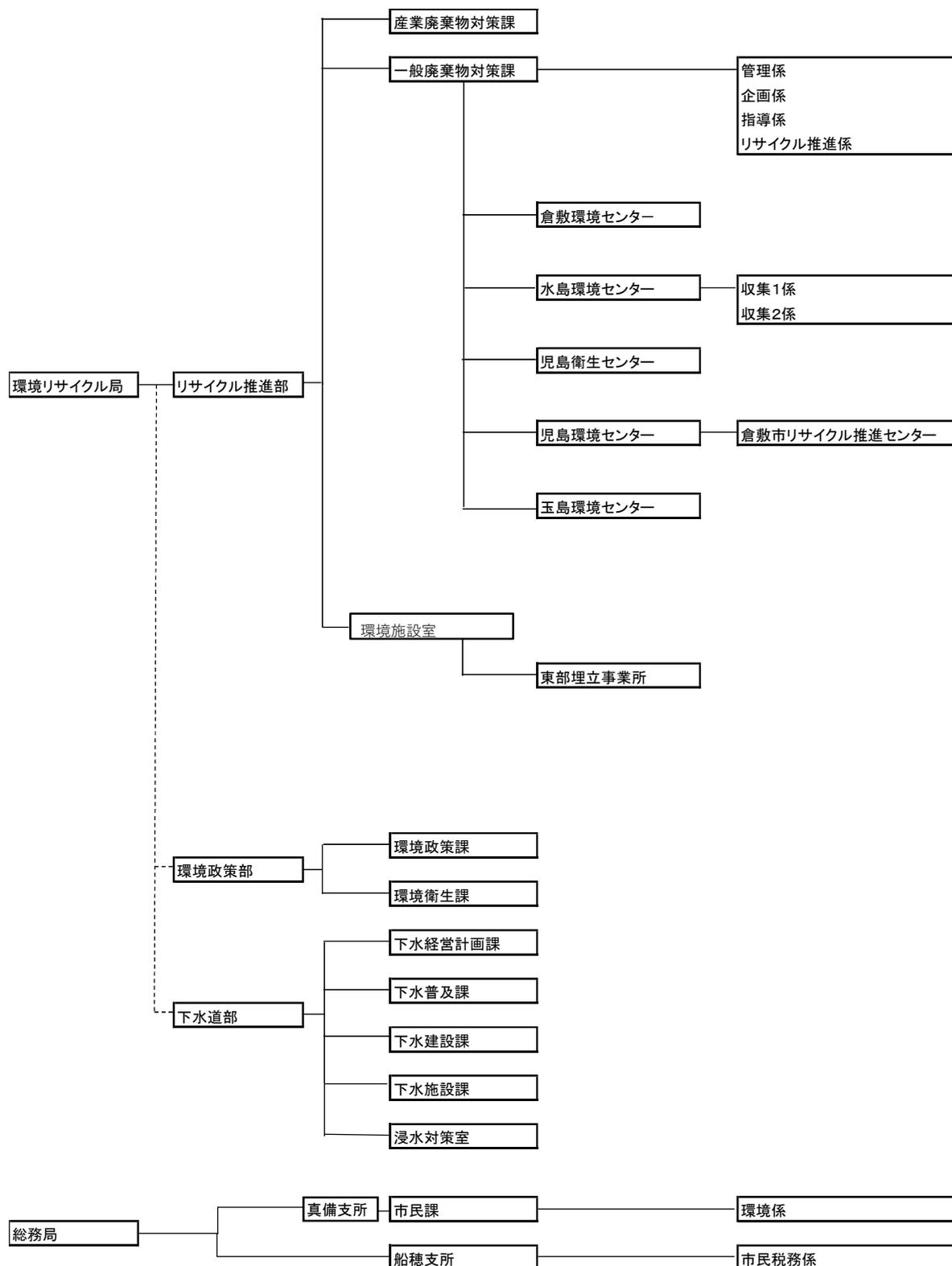
1	組織・機構	-----	9
2	事務分掌	-----	10～14
3	職種別・所属別職員配置状況	-----	15

第2章 組織・人員

1 組織・機構

廃棄物対策関係職員総数 148名

[令和6年4月1日現在(会計年度任用職員を除く)]



2 事務分掌

リサイクル推進部

産業廃棄物対策課

- (1) 産業廃棄物行政の企画及び調整に関すること。
- (2) 産業廃棄物処理業の許可、指導及び監督に関すること。
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置に係る許可、指導及び監督に関すること。
- (4) 産業廃棄物排出事業者の指導及び監督に関すること。
- (5) 産業廃棄物の適正処理に関すること。
- (6) 産業廃棄物の不法投棄対策に関すること。
- (7) 廃棄物処理施設設置専門委員に関すること。
- (8) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく関連事業者の登録、許可、指導及び監督に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、産業廃棄物に関すること。

一般廃棄物対策課

- (1) 一般廃棄物処理事業の企画及び運営に関する事。
- (2) 一般廃棄物適正処理思想の普及及び指導に関する事。
- (3) し尿処理業等合理化事業計画及び推進に関する事。
- (4) 部内の連絡調整に関する事。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可並びに許可業者の指導に関する事。
- (6) 一般廃棄物処理施設の設置許可、届出受理等に関する事。
- (7) 一般廃棄物の不法投棄対策事業に関する事。
- (8) ごみ減量に係る施策の策定及び推進に関する事。
- (9) ごみ減量に係る啓発及び指導に関する事。
- (10) 公衆便所(他の部署で清掃するものを除く。)の清掃に関する事。
- (11) 倉敷西部清掃施設組合及び備南衛生施設組合に関する事。
- (12) 廃棄物減量等推進審議会に関する事。
- (13) 水島ふれあいセンターに関する事。

倉敷環境センター

水島環境センター

児島衛生センター

児島環境センター

玉島環境センター

- (1) 一般廃棄物処理事業の実施に関する事。
- (2) 一般廃棄物処理施設の管理に関する事。
- (3) 一般廃棄物収集運搬業者の指導監督に関する事。
- (4) 一般廃棄物の収集に関する事。
- (5) 車両、機械器具等の管理に関する事。
- (6) 犬、猫等の死体の収容に関する事(児島衛生センターを除く)。
- (7) ごみ減量化及び資源化の実施に関する事(児島衛生センターを除く)。
- (8) 一般廃棄物排出の指導に関する事(児島衛生センターを除く)。
- (9) 西部ふれあい広場の貸出しに関する事(玉島環境センターに限る)。

倉敷市リサイクル推進センター（愛称：クルクルセンター）

- （１） 廃棄物の減量、再利用及び再生利用促進の啓発に関すること。
- （２） 循環型社会を構築するために、学習し、及び体験することができる場の提供に関する
こと。
- （３） 廃棄物の減量、再利用及び再生利用促進のための情報の収集、整理及び研究に関する
こと。
- （４） リサイクル推進センターを利用する市民及び事業者の自主的な活動の支援に関するこ
と。
- （５） 再生修理可能品を修理再生した物及び再利用可能物の展示及び提供に関すること。
- （６） 廃食用油燃料化事業（バイオディーゼル事業）に関すること。
- （７） 前各号に掲げるもののほか、リサイクル推進センターの設置目的を達成するために市
長が必要と認めた事業に関すること。

環境施設室

- （１） 一般廃棄物処理施設の改善及び維持補修に関すること。
- （２） 公衆便所(他の部署の所管に属するものを除く)の維持補修に関すること。
- （３） 一般廃棄物処理施設の計画及び建設に関すること。
- （４） 資源選別所に関すること。
- （５） 西部ふれあい広場に関すること。
- （６） 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物処理施設に関すること。

東部埋立事業所

- (1) 埋立処分施設の管理に関する事。
- (2) 粗大ごみ及び不燃物の処理及び処分に関する事。
- (3) 車両、機械器具等の管理に関する事。
- (4) ごみ減量化及び資源化の実施に関する事。
- (5) 一般廃棄物収集運搬業者の指導監督に関する事。
- (6) 一般廃棄物排出の指導に関する事。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、埋立処分に関する事。

船穂支所

- (1) ～(4 2)略
- (4 3) 一般廃棄物処理事業に関する事。
- (4 4) 犬猫等の死体の収容に関する事。
- (4 5) ごみ減量化及び資源化の実施に関する事。
- (4 6) 船穂不燃物処理場の管理に関する事。
- (4 7) し尿中継槽の管理に関する事。
- (4 8) 以下略

真備支所 市民課

- (1) ～(4 7)略
- (4 8) 一般廃棄物の収集に関する事。
- (4 9) 真備地区指定ごみ袋に関する事。
- (5 0) 粗大ごみの戸別収集に関する事。
- (5 1) 一般廃棄物処理事業の実施に関する事。
- (5 2) 不法投棄物に関する事。
- (5 3) 犬猫等の死体の収容に関する事。
- (5 4) ごみ減量化及び資源化の実施に関する事。
- (5 5) 一般廃棄物排出の指導に関する事。
- (5 6) 真備町不燃物投入場の水質検査に関する事。

(57) し尿中継槽の管理に関する事。

(58) 略

(59) その他環境に関する事。

(60) 以下略

3 職種別・所属別職員配置状況

(令和6年4月1日現在)

役職 所属・係名	部長 参事	室長 次長 副参事	課長・所長・課長代理・課長主幹	課長補佐・所長・主幹	係長・主任	事務職	技術職	ごみ関係						し尿関係		合計	
								清掃指導員	収集業務	焼却業務	埋立業務	粗大業務	その他	収集業務	その他		
リサイクル推進部	1	1															2
産業廃棄物対策課		1	1	1	2		3										8
一般廃棄物対策課			1														1
管理係				1	1	1											3
企画係				1	1	1											3
指導係				1	1	1	1					1					5
リサイクル推進係				1	1	1											3
小計			1	4	4	4	1					1					15
環境施設室		2	4	① 4	① 3		3										16
倉敷環境センター			1		2			5				8		5			21
水島環境センター				1													1
収集1係					2			1	15			2		3			23
収集2係					1			2	14								17
小計				1	3			3	29			2		3			41
児島衛生センター			1		2								8				11
児島環境センター				1	1			2				4					8
玉島環境センター				2	1			2				① 2					7
東部埋立事業所				1	2						5	6					14
真備支所市民課			1			1											2
船穂支所市民税務係				1		2											3
合計	1	4	9	15	20	7	7	12	29		5	6	17	8	8		148

※○は倉敷西部清掃施設組合派遣職員数。数値は再掲。

第3章 財政

1	概説	-----	19
2	予算	-----	19
3	決算	-----	20～22
4	世帯・1人当たりの清掃費の推移	-----	23
5	1t 当たりのごみ処理経費の推移	-----	24～25

第3章 財政

1 概説

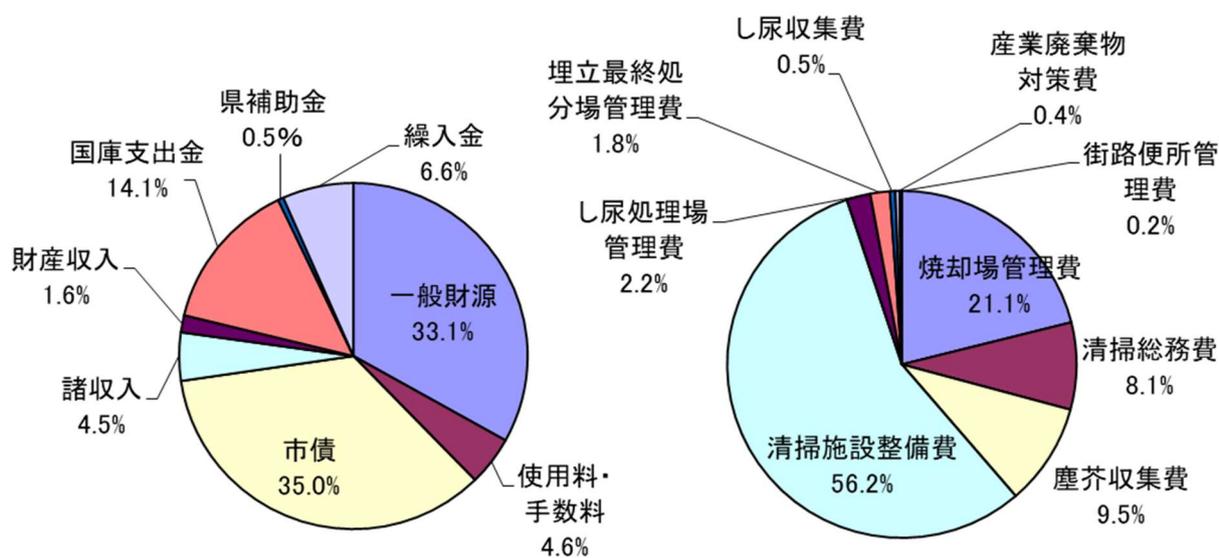
令和6年度の本市の当初予算額（一般会計）は203,939,887千円で、そのうち清掃費が占めている割合は約8.3%である。長期的展望・広域的な視野に立った施設整備、現有施設の改善ならびに車両・機材の充実を図り、市民生活の環境保全と公衆衛生の向上に努めている。

2 予 算

(1) 一般会計歳出予算と清掃費予算の比較

区 分	一 般 会 計	清 掃 費
R6年度当初予算	203,939,887千円	17,016,218千円
対前年度比	100.84%	161.68%

(2) 清掃費予算の構成



R6年度歳入当初予算額
17,016,218千円

R6年度歳出当初予算額
17,016,218千円

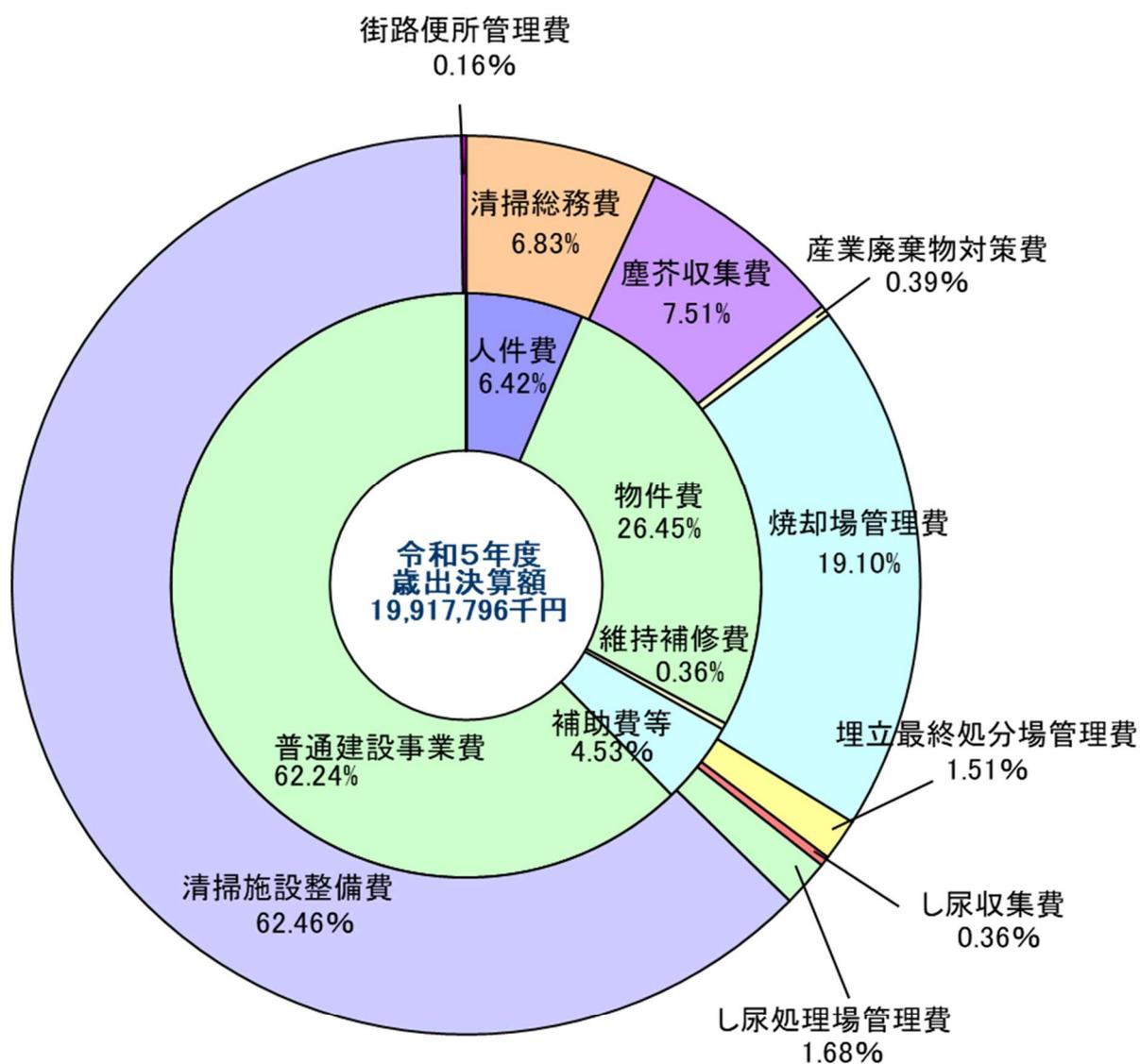
3 決算

(1) 清掃費歳出決算の推移

(単位：千円)

年 度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
一般会計	192,820,313	254,106,923	216,723,950	215,356,531	234,479,283
清 掃 費	17,291,284	10,367,040	7,884,878	10,519,169	19,917,796
清掃費の割合	8.97%	4.08%	3.64%	4.88%	8.49%

(2) 清掃費歳出決算の割合



(3) 清掃費歳入決算の推移 (内訳)

(単位:千円)

項目 \ 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
衛生使用料	80	123	145	132	152
衛生手数料	768,463	797,027	781,349	719,484	775,577
国庫補助金	4,368,145	635,653	204,291	568,918	4,363,035
県補助金	127,729	131,376	100,884	116,046	177,004
財産収入	212,485	189,097	238,757	329,451	211,064
基金繰入金					4
寄付金					
受託事業収入	229,173	210,828	189,480	202,722	436,519
雑入	64,570	87,776	166,092	178,921	346,283
繰越金					
市債					
一般財源	11,520,639	8,315,160	6,203,880	8,403,495	13,608,158
計	17,291,284	10,367,040	7,884,878	10,519,169	19,917,796

(4) 清掃費歳出決算の推移 (内訳)

(単位:千円)

項目 \ 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
清掃総務費	1,548,032	1,461,580	1,409,128	2,392,960	1,359,497
塵芥収集費	9,931,699	2,726,107	1,410,023	1,500,885	1,496,843
産業廃棄物対策費	75,606	63,112	76,393	56,359	77,099
焼却場管理費	4,300,283	4,282,846	3,373,041	3,464,061	3,804,954
埋立最終処分場 管理費	277,520	316,189	310,075	263,857	301,105
し尿収集費	71,647	80,873	72,195	68,588	70,736
し尿処理場管理費	343,973	354,668	319,373	304,144	335,703
清掃施設整備費	707,048	1,047,534	885,687	2,437,007	12,440,528
街路便所整備費					
街路便所管理費	35,476	34,131	28,963	31,308	31,331
計	17,291,284	10,367,040	7,884,878	10,519,169	19,917,796

(5) 歳出性質別内訳表 (清掃費)

令和5年度 歳出性質別内訳表 (清掃費)

	塵芥収集費	焼却場管理費	埋立最終処分場管理費		ごみ計	率
			埋立最終処分場	粗大ごみ処理場		
1.人件費	641,978,651	0	62,401,700	69,517,350	773,897,701	13.1%
給料	292,434,860	0	26,453,327	30,050,430	348,938,617	5.9%
職員手当等	234,955,543	0	25,578,025	27,992,031	288,525,599	4.9%
共済費(職員分)	114,332,648	0	10,370,348	11,474,889	136,177,885	2.3%
賃金他(人件費分)	255,600	0	0	0	255,600	0.0%
2. 物件費	1,405,847,431	2,765,109,647	229,963,471	34,019,993	4,434,940,542	75.2%
賃金他(物件費分)	115,416,011	0	6,260,814	0	121,676,825	2.1%
消耗品費	20,199,610	0	8,260,960	24,858,143	53,318,713	0.9%
燃料費	20,824,327	0	4,355,263	0	25,179,590	0.4%
電気料	3,905,955	0	6,738,263	2,933,203	13,577,421	0.2%
水道料	3,603,482	0	199,734	0	3,803,216	0.1%
都市ガス	2,048,241	0	0	0	2,048,241	0.0%
修繕料(車両)	42,120,827	0	6,533,247	0	48,654,074	0.8%
委託料	1,178,649,445	2,762,299,947	163,663,349	5,898,647	4,110,511,388	69.7%
原材料費他	19,079,533	2,809,700	33,951,841	330,000	56,171,074	1.0%
3. 維持補修費	17,219,070	456,500	20,774,336	12,639,660	51,089,566	0.9%
建物	17,219,070	456,500	20,774,336	12,639,660	51,089,566	0.9%
4. 補助費等	50,702,357	562,733,338	3,707,060	0	617,142,755	10.4%
5. 普通建設事業	22,818,400	0	0	0	22,818,400	0.4%
工事請負費	0	0	0	0	0	0.0%
公有財産購入費	0	0	0	0	0	0.0%
備品購入費(100万以上)	22,818,400	0	0	0	22,818,400	0.4%
計	2,138,565,909	3,328,299,485	316,846,567	116,177,003	5,899,888,964	100.0%

西部清掃施設組合負担金454,725,338円のうち、焼却場建設に係る費用はなし

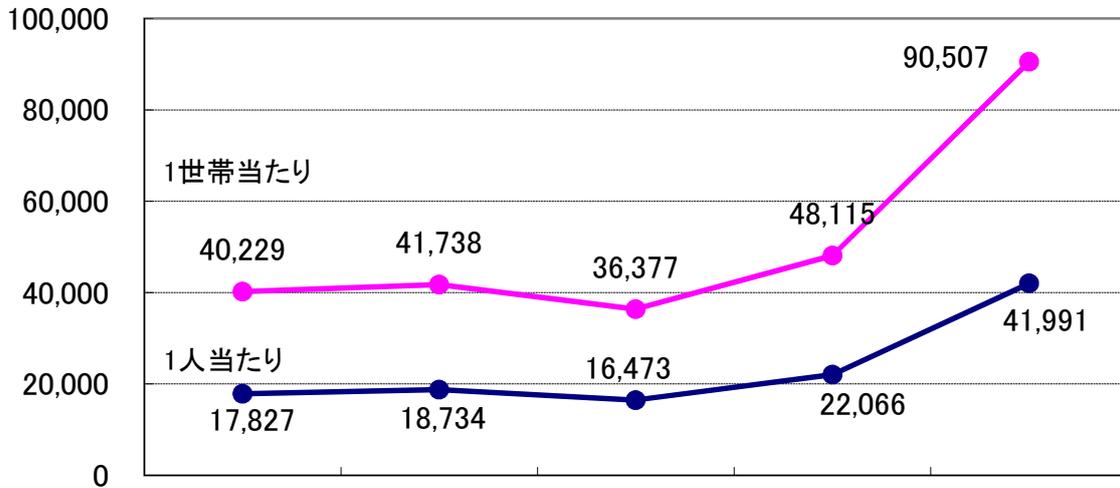
P F I のごみ処理委託経費2,507,025,272円のうち建設経費440,286,985円は除く (焼却場管理費)

総社広域環境施設組合負担金 (ごみ) 144,376,000円のうち焼却場建設に係る費用36,368,000円は除く

4 世帯・1人当たりの清掃費の推移

(1) 清掃費

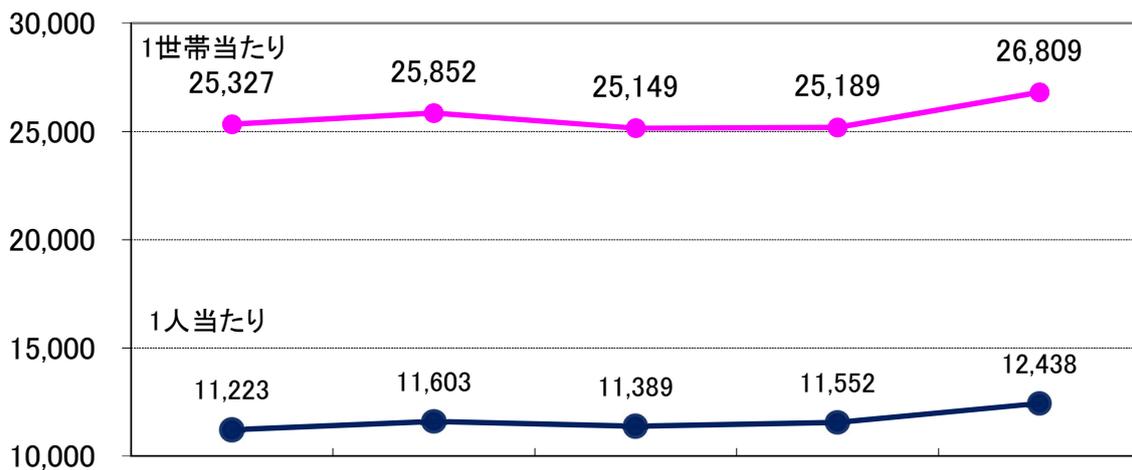
(単位：円)



	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
清掃費(千円)	8,584,593	9,010,507	7,884,878	10,519,169	19,917,796
世帯数	213,391	215,881	216,756	218,626	220,070
人口	481,542	480,974	478,651	476,710	474,330
1世帯当たり	40,229	41,738	36,377	48,115	90,507
1人当たり	17,827	18,734	16,473	22,066	41,991

(2) ごみ処理関係経費

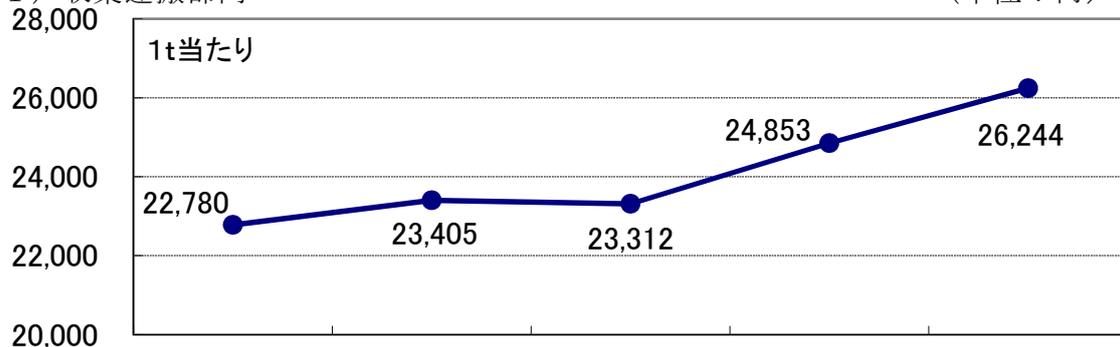
(清掃施設整備費を除く) (単位：円)



	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
ごみ処理関係経費(千円)	5,404,585	5,580,972	5,451,151	5,506,872	5,899,889
世帯数	213,391	215,881	216,756	218,626	220,070
1世帯当たり	25,327	25,852	25,149	25,189	26,809
人口	481,542	480,974	478,651	476,710	474,330
1人当たり	11,223	11,603	11,389	11,552	12,438

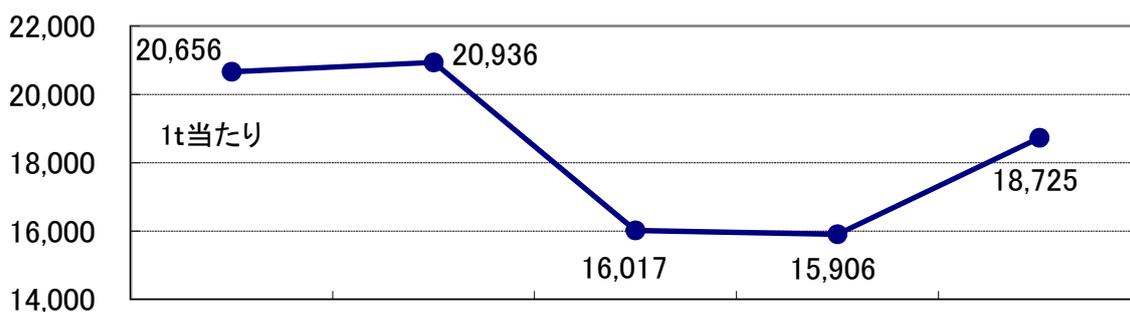
5 1 t 当たりのごみ処理経費(ランニングコストベース)の推移

(1) 収集運搬部門 (単位: 円 / t)



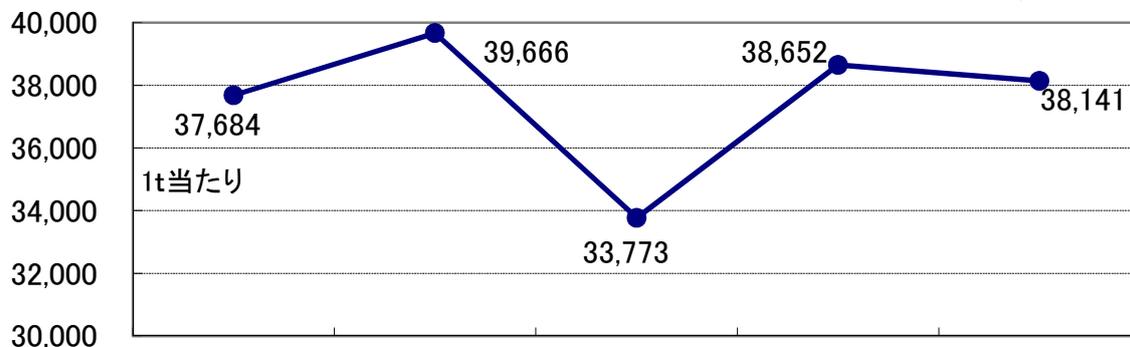
	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
支出額(千円)	2,048,960	2,089,605	2,067,608	2,132,190	2,138,566
収集運搬量(t)	89,946	89,279	88,694	85,791	81,488
1t 当たり	22,780	23,405	23,312	24,853	26,244

(2) 焼却部門 (単位: 円 / t)



	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
支出額(千円)	3,846,758	3,829,348	2,914,145	2,959,092	3,328,299
焼却量(t)	186,227	182,910	181,942	186,041	177,749
1t 当たり	20,656	20,936	16,017	15,906	18,725

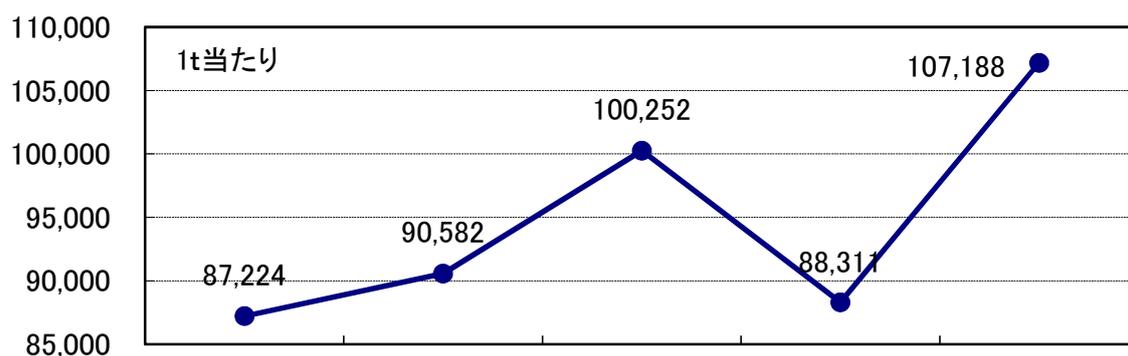
(3) 破碎部門(粗大ごみ処理部門) (単位: 円 / t)



	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
支出額(千円)	129,255	146,171	125,333	129,021	116,177
処理量(t)	3,430	3,685	3,711	3,338	3,046
1t 当たり	37,684	39,666	33,773	38,652	38,141

(4) 埋立部門

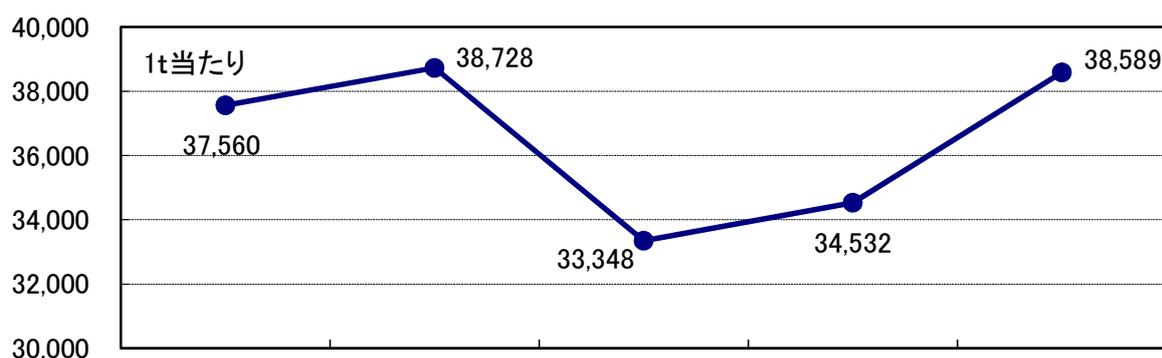
(単位：円／t)



	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
支出額(千円)	288,361	311,512	344,064	286,570	316,847
埋立量(t)	3,306	3,439	3,432	3,245	2,956
1tあたり	87,224	90,582	100,252	88,311	107,188

(5) 全体

(単位：円／t)



	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
支出額(千円)	6,313,334	6,376,636	5,451,151	5,506,872	5,899,889
処理量(t)	168,086	164,652	163,464	159,470	152,889
1tあたり	37,560	38,728	33,348	34,532	38,589

	収集運搬	焼却	破碎	埋立	全体
支出額(千円)	2,138,566	3,328,299	116,177	316,847	5,899,889
処理量(t)	81,488	177,749	3,046	2,956	152,889
単価(円／t)	26,244	18,725	38,141	107,188	38,589

解説：上記(1)～(5)の表について、各部門単価の合計が全体の単価とまらない理由

令和5年度に倉敷市が処理したごみ総量は152,889tで、ごみ種により中間処理から最終処分の流れが異なるために、上記部門別整理表に示すとおり各々の部門の処理量は異なる。したがって、各部門単価の合計は全体の単価とはならない。

第4章 ごみ処理事業

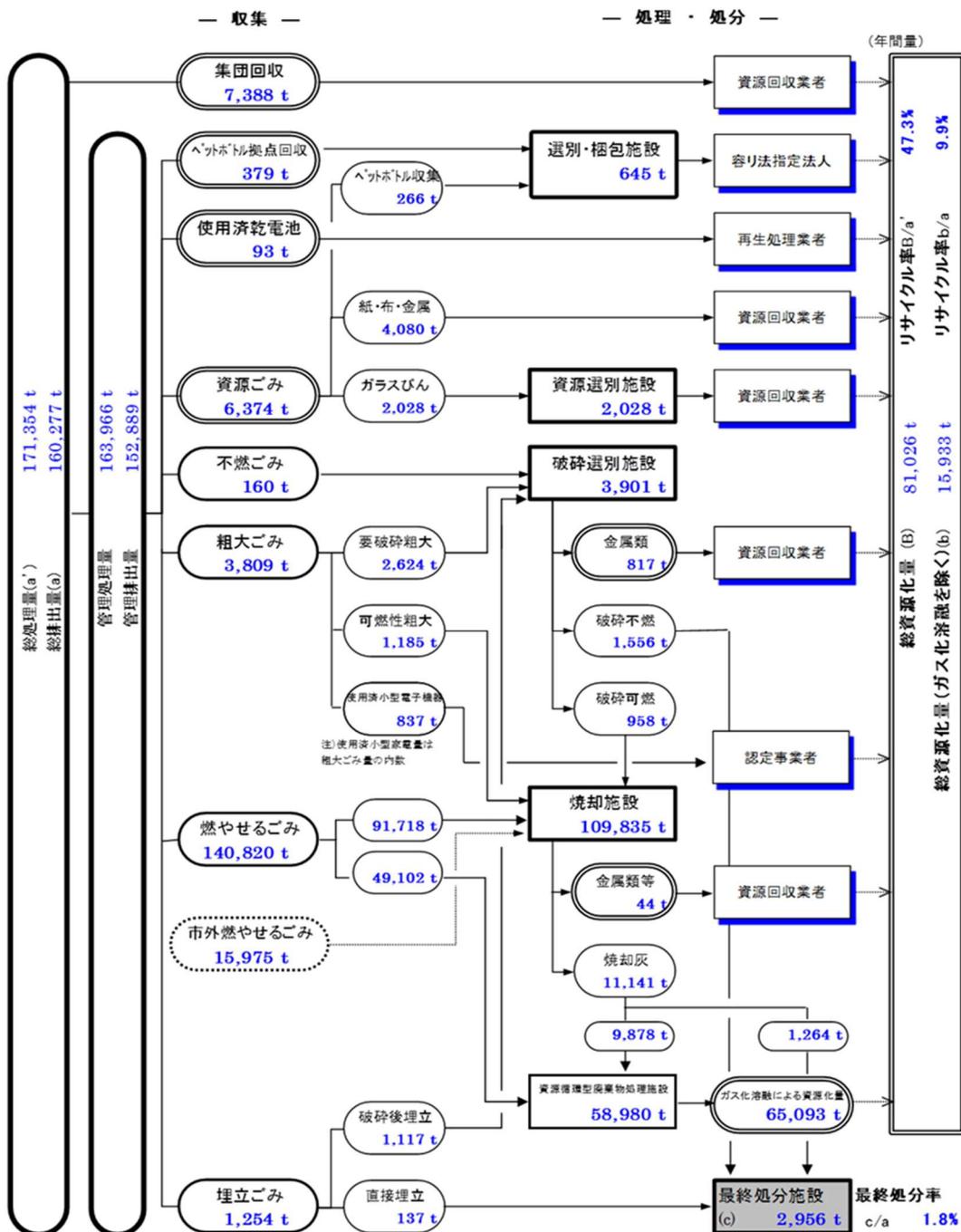
1	概説	-----	29～30
2	収集	-----	31～34
3	処理	-----	34～37
4	適正処理施策	-----	37～39
5	災害廃棄物処理対策	-----	39～40

第4章 ごみ処理事業

1 概説

「倉敷市一般廃棄物処理基本計画（平成21年度策定、令和2年度改定）」に基づき、
 1. 生産・消費段階を含めた「ごみ」そのものの発生・排出抑制、2. 環境教育の充実、3
 . 廃棄物の減量化・資源化の推進及び適正処理を基本理念に、廃棄物の減量化・資源化が
 最も推進された「環境最先端都市」の実現を目指し、ごみ処理事業を推進している。

(1) ごみ処理フロー（令和5年度）



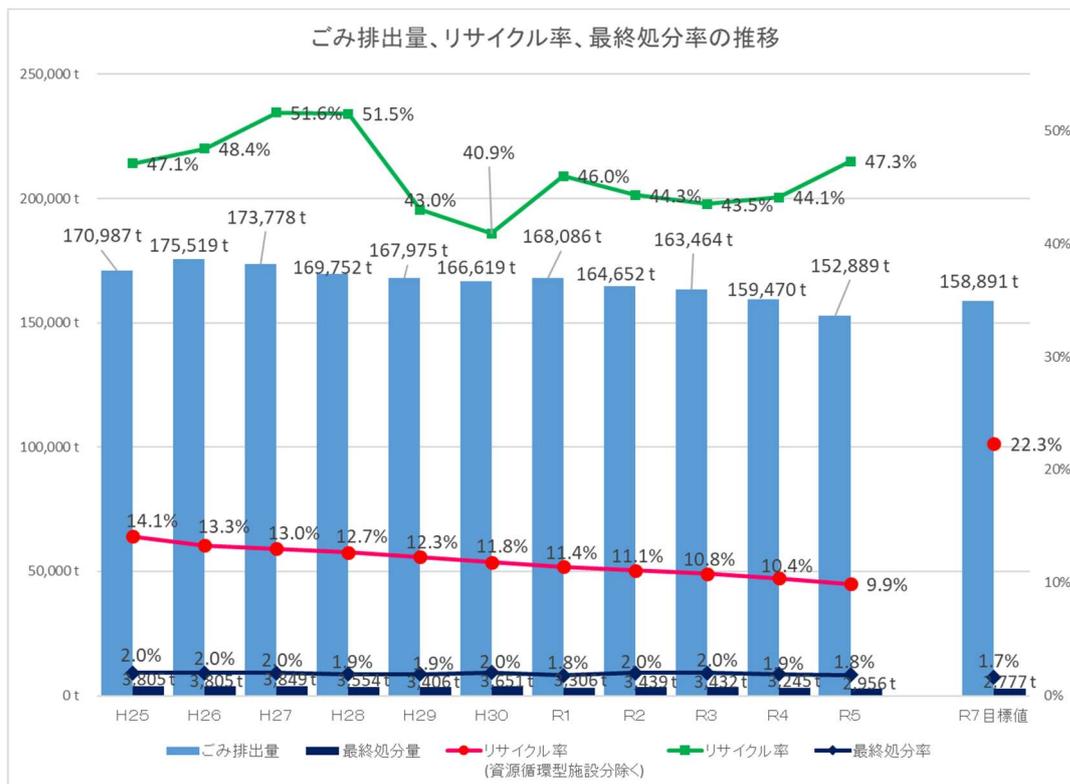
(2) ごみ処理の状況

本市の一般廃棄物（ごみ）排出量は、増減を繰り返しながらも徐々に減ってきている。令和5年度の排出量は152,889tで、前年比4.1%減少した。

ごみの減量・資源化及び適正処理を確保するため、従来の4種分別（可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・使用済乾電池）を改め、平成11年度から資源ごみ（紙・布・金属・びん類）とペットボトル拠点回収を加えた5種14分別収集（燃やせるごみ・埋立ごみ・粗大ごみ・使用済乾電池・資源ごみ・ペットボトル）を全市域で開始した。また、平成21年度10月からペットボトルのごみステーション収集、平成26年1月から使用済み小型電子機器のピックアップ収集を開始した。

ごみ処理の状況については、平成17年度からの資源循環型廃棄物処理施設の本格稼働により高いリサイクル率を維持しており、令和5年度のリサイクル率は47.3%であった。また、各清掃工場の焼却灰を埋め立てるのではなく、資源循環型廃棄物処理施設でリサイクルすることで、最終処分率は1.8%と低水準を維持している。

しかし、資源循環型廃棄物処理施設分を除いたリサイクル率は9.9%と低水準であること、ごみの排出量が依然高水準で推移していること、埋立処分場の残余年数にも限りがあることなどから、より一層のごみ減量・資源化の取組が必要である。



2 収集

(1) 家庭ごみ

適正処理を確保するため、燃やせるごみ・資源ごみ・埋立ごみ・粗大ごみ及び使用済乾電池の5種14分別収集を基本としている。

<5種14分別収集>

分別区分				収集方法(※)	
大分類(5種)		小分類(14分別)			
1	燃やせるごみ	1	燃やせるごみ	ステーション収集	
2	資源ごみ	2	空き缶・金属類		
		3	びん類		無色透明のびん
					茶色のびん
					その他の色のびん
		6	古紙類		新聞紙・広告
					雑誌・雑紙
					ダンボール
					紙パック
		10	古布類		
		11	ペットボトル		ステーション収集・拠点回収
3	埋立ごみ	12	埋立ごみ	ステーション収集	
4	使用済乾電池	13	使用済乾電池		
5	粗大ごみ	14	粗大ごみ	戸別収集	

<その他の収集(主なもの)>

※市施設への自己搬入も可

特定家電品	家電リサイクルルート
使用済小型電子機器	使用済小型電子機器リサイクルルート
廃食用油	拠点収集(一部地区)

① ごみステーション収集

家庭ごみの収集は、ごみステーション方式を基本としており、令和6年4月時点のごみステーション数は5,623か所(倉敷2,616か所、水島945か所、児島1,006か所、玉島754か所、船穂85か所、真備217か所)で、燃やせるごみは週2回、資源ごみ・埋立ごみは各々月1回、使用済乾電池は燃やせるごみ・資源ごみ・埋立ごみの各収集日に収集している。(真備地区は、燃えるごみ週2回、燃えないごみ・資源ごみ各々月1回)なお、平成13年度からは、粗大ごみを有料戸別収集方式に移行(「② 粗大ごみ戸別収集」の項を参照)した。

また、収集は直営及び委託で行っており、平成13年度から玉島地区、平成14年度から児島地区、平成17年度から水島地区、平成25年度から倉敷地区の一部を民間委託している。

一部地区では、各拠点において廃食用油の回収^(※)を実施している。

(※) 廃食用油の回収

各家庭から出た廃食用油（使用済み食用油）を倉敷市環境衛生協議会（市民ボランティア）が回収拠点を設け、原則月1回の回収を実施。令和5年度は16,220ℓの廃食用油を回収し、倉敷市リサイクル推進センター内の廃食用油燃料化プラントで7,225ℓの軽油代替燃料（バイオディーゼル燃料）を精製し、市の公用車に供給している。

② 粗大ごみ戸別収集

平成13年4月の特定家庭用機器再商品化法（通称「家電リサイクル法」）の施行を機に、粗大ごみ収集は月1回のごみステーション収集から電話等での事前申込みによる戸別収集に切り換えた。

あわせて、サービスの公平化、減量・リサイクルの意識向上等の面から、粗大ごみ処理手数料を徴収（直接搬入も有料）し、徴収方法は、粗大ごみ収入証紙（粗大ごみ処理券、シール式）の販売によることとした。（粗大ごみ処理手数料については、導入から5年を経過した平成18年度に、倉敷市廃棄物減量等推進審議会での審議、承認を経て、据え置きとした。）

戸別収集の電話受付業務及び収集運搬業務は、民間委託している。

③ ふれあい収集

平成25年4月に倉敷市ふれあい収集実施要綱を制定し、高齢者や障がい者が住みなれた地域で安心して暮らすことができる環境づくりを目的に、要介護認定者や障がい者のみの世帯で、世帯員自らごみをごみステーションまで持ち出すことが困難で、親族、近隣住民等の協力を得ることができない世帯を対象に、決まった曜日に戸別訪問し、玄関先からごみの収集を行う「ふれあい収集」を開始した。

令和6年4月現在、121世帯の収集を行っている。

④ リサイクル関連法への対応

ア ペットボトル（容器包装廃棄物）の回収

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（通称「容器包装リサイクル法」）に基づき、本市ではペットボトルについて、倉敷市リサイクル協力店（令和6年4月現在 92店舗）での拠点回収、平成21年10月からごみ

ステーションでの回収を行っている。

イ 家電リサイクル法

平成13年4月の「特定家庭用機器再商品化法」（通称「家電リサイクル法」）の施行に伴い、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の対象4品目については、メーカーにリサイクルが、小売店には収集運搬が、また、排出者にはそれらの費用負担が義務づけられた。また、平成21年度4月の同法一部改正に伴い、特定家電品として、上記4品目に衣類乾燥機、薄型（液晶・プラズマ式）テレビが加わった。

家電リサイクル法対象特定家電品取扱量の推移 単位：台

年 度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
エアコン	99	230	180	143	129
テレビ	1,115	1,580	1,632	1,621	1,603
冷蔵庫・冷凍庫	602	609	560	507	622
洗濯機・衣類乾燥機	611	665	662	586	695
合計	2,427	3,084	3,034	2,857	3,049

※家電リサイクル法の施行に伴い、平成13年度からリサイクル券納付分に限り市が収集運搬を行っている。

このことから、市では、家電リサイクル法のリサイクル料金を納付している場合に限って引き取り、その収集運搬を行なうこととしている。

ウ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

平成25年4月に施行された「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、市では平成26年1月から粗大ごみとして排出された法に定める28品目（携帯電話、デジタルカメラ、オーディオ機器等）をピックアップ（選別）し、認定事業者に引き渡している。

また、家庭で使用したパソコンについては、平成15年10月に「資源の有効な利用の促進に関する法律」（通称「資源有効利用促進法」）に基づき、メーカー等による郵便局を利用した回収・リサイクルサービスが開始された。現在は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の施行により、市でも回収することが可能となっている。

⑤ 一時多量ごみ制度

高齢化社会の更なる進展に伴う、一時多量ごみ（遺品の整理等に伴い、一般家庭から一時に、かつ、多量に排出される一般廃棄物）を一括して処分したいという住民のニー

ズの高まりを受け、住民サービスの向上及び違法な不用品回収業者の排除を図るため、住民が一般廃棄物収集運搬業許可業者に一時多量ごみの運搬を依頼し、市の処理場に搬入できる制度を創設し、令和5年4月から運用を開始した。令和5年度の一時多量ごみ制度の利用申請件数は、57件であった。

なお、一時多量ごみの収集運搬業については、令和6年7月1日現在18業者に対して許可している。

⑥ 事業ごみの処理

事業ごみは排出者責任の原則に基づいて、市処理施設に事業者自身が直接搬入するか許可業者への収集運搬委託により処理する。

なお、事業ごみの収集運搬業については、令和6年7月1日現在119業者に対して許可している。

3 処理

(1) 焼却処理又はガス化改質資源化処理【燃やせるごみ、可燃性粗大等】

燃やせるごみ、可燃性粗大等の可燃物は、焼却処理場で焼却処理、または、資源循環型廃棄物処理施設で資源化（ガス化改質）処理している。焼却処理で発生した焼却灰の大半は、資源循環型廃棄物処理施設で資源化（ガス化改質）処理している。

① 焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設 処理量の推移

(市外分(岡山市・早島町・浅口市(旧金光町))を含む)

燃やせるごみ処理の状況

(単位：t)

施設名		能力	区 分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
市内処理	水島清掃工場 ※1	300t/24h (150t/24h×2 炉)	年間処理量	85,228	85,158	86,276	88,993	87,124
			1日平均処理量 (1炉)	146	131	133	138	134
	倉敷西部清掃施設 組合 清掃工場※2	180t/24h(90t /24h×2 炉)	年間処理量	28,547	25,522	25,493	25,618	24,750
			1日平均処理量 (1炉)	64	60	58	57	55
	資源循環型廃棄物 処理施設(水島エ コワークス)※3	303t/24h(101t /24h×3 炉) (555t/24h(185t /24h×3 炉)の うち)	年間処理量	66,534	65,867	63,940	65,567	60,193
			1日平均処理量 (1炉)	81	90	91	85	69
	総社広域環境施設 組合 吉備路ク リーンセンター※4	50t/24h(25t /24h×2 炉) (180t/24h(90t /24h ×2 炉)のうち)	年間処理量	5,919	6,363	6,233	5,864	5,682
			1日平均処理量 (1炉)	—	—	—	—	—
合計			年間処理量	186,227	182,910	181,942	186,041	177,749

- ※1 水島清掃工場は、平成6年8月15日試運転開始。同年12月15日本稼働。
 ※2 倉敷西部清掃施設組合清掃工場は、平成10年1月5日試運転開始。同年4月1日本稼働。
 処理能力 180 t/24h 倉敷市持分90% 180 t/24h × 0.9 = 162 t/24h
 ※3 資源循環型廃棄物処理施設（水島エコワークス）は、平成16年11月試運転開始。平成17年4月1日本稼働。
 処理能力 555 t/24h 倉敷市持分（一般廃棄物等（燃やせるごみ、焼却灰、下水汚泥））303 t/24h
 ※4 総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンターは、平成9年4月本稼働。（H17.8合併により市内施設となる。）
 処理能力 180 t/24h 倉敷市持分28% 180 t/24h × 0.28 = 50 t/24h

② 市外ごみの焼却処理

(単位：t)

区分	受入施設	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
岡山市	水島清掃工場	-	-	-	9,426	9,393
早島町	※ 水島清掃工場	3,911	3,775	3,734	3,904	3,471
浅口市金光町	倉敷西部清掃施設組合清掃工場	3,191	3,143	4,804	3,220	3,111
合計		7,101	6,918	8,538	16,549	15,975

※一部西部清掃工場へも搬入あり。

③ 焼却場ピットごみ組成分析結果

ごみ質分析結果表（令和5年度）

施設	年月日	単位 容積 重量	ごみの三成分			ごみの種類別組成(乾きベース)								低位発熱量 (計算値)	
			水分	灰分	可燃分	紙 布 類	ビ ニ ー 類	木 ・ 竹 ・ ワ ラ 類	厨 芥 類	不 燃 物 類	そ の 他	乾 燥 可 燃 分			
			kg/m3	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	kJ/kg	kcal/kg
水島清掃工場 西側	R5.4.5	134	39.1	8.0	52.9	32.4	27.6	24.7	3.7	3.2	8.4	96.8	8,980	2,150	
	R5.5.8	151	56.6	5.3	38.1	30.3	46.4	1.1	18.6	0.3	3.3	99.7	5,760	1,370	
	R5.6.7	153	50.6	5.0	44.4	45.9	29.1	12.1	9.7	1.9	1.3	98.1	7,090	1,690	
	R5.7.5	133	41.5	4.4	54.1	52.8	35.7	4.5	4.9	1.0	1.1	99.0	9,150	2,190	
	R5.8.9	130	49.1	5.1	45.8	28.5	37.4	18.9	9.6	3.1	2.5	96.9	7,390	1,770	
	R5.9.6	138	50.7	5.3	44.0	36.4	33.5	6.1	21.8	0.5	1.7	99.5	7,010	1,680	
	R5.10.4	139	45.4	5.7	48.9	35.7	26.7	22.9	11.0	3.3	0.4	96.7	8,070	1,930	
	R5.11.20	136	45.3	4.8	49.9	34.8	32.3	26.5	4.0	0.2	2.2	99.8	8,260	1,970	
	R5.12.6	127	43.4	5.3	51.3	38.6	31.7	15.3	10.2	1.2	3.0	98.8	8,570	2,050	
	R6.1.10	148	46.4	5.0	48.6	51.9	23.2	3.2	18.9	1.5	1.3	98.5	7,990	1,910	
	R6.2.7	144	37.8	8.1	54.1	48.1	25.3	9.3	10.1	5.9	1.3	94.1	9,240	2,210	
	R6.3.6	154	45.5	4.9	49.6	46.5	31.3	6.3	11.7	2.2	2.0	97.8	8,200	1,960	
平均	141	46.0	5.6	48.5	40.2	31.7	12.6	11.2	2.0	2.4	98.0	7,976	1,907		
西部清掃工場	R5.5.24	111	36.0	4.9	59.1	54.9	30.9	3.3	9.5	0.6	0.8	99.4	10,230	2,440	
	R5.8.17	124	48.9	6.1	45.0	35.4	26.8	7.9	27.6	1.3	1.0	98.7	7,250	1,730	
	R5.11.10	118	43.5	4.8	51.7	49.8	24.8	5.8	16.8	0.8	2.0	99.2	8,650	2,070	
	R6.2.9	140	53.7	4.3	42.0	41.1	33.8	1.0	22.3	1.5	0.3	98.5	6,560	1,570	
	平均	123.2	45.5	5.0	49.4	45.3	29.0	4.5	19.0	1.0	1.0	98.9	8,172	1,952	

(2) 再資源化処理【資源ごみ、使用済乾電池、ペットボトル】

① 資源ごみ

ごみステーションで回収した紙・布・金属・びん類は、収集車両で再生資源事業者の事業所に直接搬入し、再資源化処理をしている。

なお、びん類については、市資源選別所で選別し、再資源化事業者へ引き渡している。

② 使用済乾電池

再資源化事業者へ委託し、再資源化処理をしている。

③ ペットボトル

収集後、業者委託で選別・圧縮・梱包を実施し、容器包装リサイクル法指定法人へ引き渡し、再資源化処理をしている。

(3) 破碎選別処理【粗大ごみ等】

① 粗大ごみ（複合製品を含む）

粗大ごみ処理場で破碎後、鉄・アルミ・可燃物・破碎残渣に選別し、鉄・アルミは再生資源業者へ引き渡し、可燃物は焼却、破碎残渣は埋立処理している。

ただし、粗大ごみの性状によっては、直接に資源化、焼却、埋立てしている。

東部粗大ごみ処理場			単位:t		吉備路クリーンセンター（真備地区分）			単位:t	
年度	R5年度	搬出量	鉄類	666	年度	R5年度	搬出量	鉄類	62
稼働日数(日)	258		アルミ等	21	稼働日数(日)	-		アルミ等	14
稼働延時間(h)	1,089		破碎可燃	958	稼働延時間(h)	-		破碎可燃	-
搬入量	2,837		破碎残渣	1,421	搬入量	240		破碎残渣	135
破碎処理量	3,046		その他 ※	15	破碎処理量	-		その他 ※	40
1日平均破碎量	11.8t/日		搬出量計	3,080	1日平均破碎量	-		搬出量計	251

※「その他」は、破碎機にかけないモーター・ラジエーター等

(4) 埋立処分【埋立ごみ、焼却灰等】

① 埋立ごみ

最終処分場へ直接埋立てしている。（分別排出の状況等により、破碎後、埋立処理を実施しているものもある。）

施設別埋立処分量の推移

単位:t

区分		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	備考
井津井最終処分場	埋立ごみ, 破碎残渣	-	-	-	-	-	※1
東部最終処分場	埋立ごみ, 破碎残渣	1,861	1,904	1,901	1,820	1,557	
	焼却残渣	708	676	702	733	677	
	計	2,569	2,580	2,603	2,554	2,234	
船穂町不燃物処分場	埋立ごみ	-	-	-	-	-	※2
真備町不燃物投入場	埋立ごみ	0	0	0	0	0	※3
総社市一般廃棄物 最終処分場	破碎残渣	134	150	144	137	135	
	焼却灰	606	709	685	594	587	
	計	740	859	829	731	722	
合計	埋立ごみ, 破碎残渣	1,995	2,054	2,045	1,957	1,692	
	焼却灰	1,314	1,385	1,387	1,327	1,264	
	計	3,310	3,439	3,432	3,285	2,956	

※1 井津井最終処分場は、平成15年3月をもって埋立を終了した。

※2 船穂町不燃物処分場は、平成31年3月をもって埋立を終了した。

※3 真備町不燃物投入場への搬入を停止し、広域環境施設組合として、真備町分を総社市で最終処分している。

4 適正処理施策

(1) ごみ袋の透明化

平成8年10月1日から、ごみの減量、分別の徹底、収集時やごみ処理施設等での事故防止を目的にごみステーションへの持ち出し、市施設への直接搬入を問わずごみ袋の透明化を実施している。ごみ袋の規格は次のとおりで、条件に合えばスーパー等の買物袋（レジ袋）の使用も認めている。

ア 無色透明又は半透明のポリエチレン製

イ 着色料を含まない

ウ 90リットル以下

(2) 事業ごみ処理手数料の改定

平成8年度まで、可燃物は無料、不燃物については搬入車両の最大積載量によって処理手数料を徴収していたが、平成9年4月1日からは、事業ごみについては、可燃物、不燃物にかかわらず一律に600円/100kg（100kg未满是切り上げ）とした。

その後、定例的に少量を持ち込む事業者に配慮し、平成9年11月1日から120円/20kg、平成10年4月1日から60円/10kg、平成13年4月から90円/10kg、平成18年4月からは130円/10kgに改定した。

平成24年度には、処理手数料について審議し当面は据え置くことになったが、消費税率の改正に伴い、平成26年4月1日から133円/10kgに、令和元年10月1日から136円/10kgに改定した。

令和3年度には、処理手数料について審議し、ごみ処理原価の上昇及び近隣市町村とのバランスにより、令和5年4月1日から153円/10kgに、令和7年4月1日から170円/10kgに改定する。

(3) 市ごみ焼却処理施設での紙類原則焼却中止

平成10年4月1日から、事業ごみの減量とリサイクルの徹底を目的に、事業ごみのうち、リサイクル可能な紙類については市ごみ焼却処理施設での受入れを中止した。

(4) 不法投棄対策

平成13年4月、環境衛生課に「不法投棄総合窓口」を設置し、郵便局など関係機関との連携や廃棄物適正処理推進員制度の導入など、監視体制の強化を図っている。平成13年6月には「倉敷市廃棄物不法投棄対策方針」を策定。関係部署により「廃棄物不法投棄対策連絡会」を設置した。この連絡会を活用し、関連部署間の調整を図り、情報の収集、通報の受付、廃棄物の回収等を実施している。

5 災害廃棄物処理対策

(1) 倉敷市で発生した災害廃棄物の処理

ア 平成16年台風災害

平成16年8月から10月にかけて、相次いで本市に接近した台風（16号、18号、23号）により、大量の災害廃棄物（約2万3千t）が発生した。被災地域に災害廃棄物仮置場を5か所開設し、分別・破碎処理等を行った後、可能な限り再資源化処理を行った。自衛隊や民間、ボランティアの方々等の協力により、平成17年3月にすべての処理を完了した。

イ 平成30年7月豪雨災害

平成30年7月5日から8日にかけて降り続いた記録的な豪雨により、大規模な浸水被害が発生し、特に被害が甚大であった真備地区では全体面積の約3割にあたる約1,200haが浸水した。この災害に伴い、公費解体に伴う解体廃棄物を含め約34万3千t（市内で1年間に処理する一般廃棄物の約2倍の量）の災害廃棄物が発生し

た。被災地域内に7か所、被災地域外に4か所の一次仮置場を開設し、片付けごみの受入を行った。また、公費解体に伴う解体廃棄物専用の一次仮置場や、中間処理を行う二次仮置場を被災地外に開設し、可能な限り再資源化処理を行った。自衛隊や環境省、県、民間、その他多くの自治体職員、ボランティアの方々の協力により、令和2年5月23日に全ての災害廃棄物の処理が完了した。

(2) 大規模災害への備え

ア 災害廃棄物処理計画の策定等

平成16年台風災害の経験から、市民、事業者、市の役割を明確にするとともに、水害廃棄物のより迅速かつ適正な処理を実施するため、平成18年2月に「倉敷市水害廃棄物処理計画」を策定した。

平成29年2月には、災害廃棄物に起因する初期の混乱を最小限にすることを目的として、「倉敷市災害廃棄物処理計画」を策定した。

令和3年3月には、平成30年7月豪雨に伴う災害廃棄物処理事業における経験を踏まえ、「倉敷市災害廃棄物処理計画」を改定した。被災地からの災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を図るため、計画の基本方針の一つに「平時における連携体制の構築」を掲げ、民間事業者、ボランティア団体等との連携体制の構築に注力することとした。また、平成30年7月豪雨に伴う災害廃棄物処理を振り返るとともに、得られた経験や教訓の継承を目的として、「平成30年7月豪雨に伴う災害廃棄物処理の記録」を作成した。

イ SDGs 災害廃棄物処理官民連携事業

倉敷市が「2020年度SDGs未来都市」に認定され、さらには、災害への備えの充実のため、倉敷市災害廃棄物処理計画に掲げる官民連携のさらなる強化を図る取組が「自治体SDGsモデル事業」として選定されたことを受け、令和2年度から事業を開始した。令和2年度には、災害時の初動対応を円滑かつ迅速に行うため「倉敷市災害廃棄物処理初動マニュアル」を策定するとともに、官民連携による災害廃棄物仮置場の設置運営訓練を実施した。さらに、災害廃棄物の出し方について、市民への周知啓発を図るため「市民版災害廃棄物処理ハンドブック」を作成した。令和4年度には、民間、ボランティア等との連携強化を図ることや、初期対応のイメージの共有と課題の掘り起こしを目的とした「災害廃棄物処理対策図上訓練」を実施した。

このほか、迅速かつ円滑な初動対応を図るため、顔が見える関係づくりを目的に、令和2年度から、原則、毎年官民連携会議を開催している。

ウ 災害時における廃棄物処理の支援に関する協定の締結

令和2年12月に、大規模災害発生時に迅速かつ円滑な官民連携による処理体制の構築を図るため、一般社団法人岡山県産業資源循環協会倉敷支部及び倉敷南支部と「災害時における廃棄物処理の支援に関する協定」を締結した。さらに、令和4年7月には、倉敷市一般廃棄物収集運搬業許可業者で構成される倉敷一般廃棄物収集運搬業連絡協議会と「災害時における廃棄物処理の支援に関する協定」を締結した。

エ 市民への周知啓発

災害廃棄物の出し方について、市民への周知啓発を図るため、「市民版災害廃棄物処理ハンドブック」を作成し、市役所窓口及び各公民館での配布を行っている。

また、令和5年11月23日（木・祝）に開催された「くらしき防災フェア」に出展し、市内高校生と連携し、被災住宅で発生した災害廃棄物を正しい場所に出す「災害ごみ分別ゲーム」や、パネル及びパッカー車の展示を行い、災害廃棄物処理に関する市民の意識及び知識の向上を図った。

第5章 ごみ減量対策事業

1	概説	4 3
2	施策展開	4 3～5 1
3	リサイクルの達成状況	5 1
4	倉敷市食品ロス削減推進計画の策定	5 2
5	くらしキック20 ～ごみ減量への挑戦～	5 2～5 4

第5章 ごみ減量対策事業

1 概説

本市のごみ減量対策事業は、平成4年3月から導入を開始した5種14分別収集を基本とした、ごみの資源化の推進と多様な施策展開による適正処理の確保によるものである。

これまでごみの減量対策として、ごみ袋の透明化、粗大ごみや事業ごみの有料化、ごみ減量化協力団体報奨金交付制度、生ごみ処理容器購入費補助金交付制度及びくらしき環境フェア等の啓発事業等により対策を講じてきた。

また、平成17年度から稼動している資源循環型廃棄物処理施設での資源化により、搬入された一般廃棄物が全てリサイクルされることにより、リサイクル率は大きく向上した。令和5年度のリサイクル率は47.3%であり、同規模の自治体と比較するとトップクラスの水準で推移している。

今後においても、平成22年に策定し、令和3年3月に改定した「一般廃棄物処理基本計画くらしキック20～ごみ減量への挑戦～」に基づき、「環境最先端都市くらしき」を目指すべく、継続的な施策展開を推進していく。

2 施策展開

(1) 5種14分別収集

ごみの適正処理と減量・資源化及び焼却施設・最終処分場の延命化を図るため、従来の4種分別に新たに「資源ごみ」を加えた5種14分別収集《燃やせるごみ・資源ごみ（無色透明のびん・茶色のびん・その他の色のびん・ガラス類・空きかん金属類・新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・古布類）・埋立ごみ・粗大ごみ・使用済み乾電池》を児島赤崎地区の約2,650世帯をモデル地区に指定し、平成4年3月からスタートさせ、平成11年7月に市内全域で実施となった。平成11年10月からペットボトルの店頭拠点回収を開始。合わせて、ガラス類（板ガラス・ガラスコップ）の資源化を中止。平成18年10月から雑がみの出し方に紙袋の使用を追加し、平成20年度4月からペットボトルはラベルとキャップを外して出すようにし、合わせて古布類の出し方に無色透明又は半透明の袋でストッキングを除く衣料全般を対象とし、リサイクルの推進と市民の利便性を考慮して出し方を変更した。

また、平成21年10月から、ペットボトル・シュレッダーくず（紙）・紙パック（酒・

調味料)・化粧びんを資源ごみとしてごみステーション収集を開始した。

平成22年3月には、「倉敷市行政情報多言語化事業」の第一弾として、「家庭ごみの出し方」の英語版・中国語版・ポルトガル語版を作成し、平成31年3月にベトナム語版を作成するなど、在住外国人への啓発を推進した。

また、平成30年11月にはスマートフォン用資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」を導入し、啓発の充実に努めた。

平成28年12月に環境省モデル事業として水銀使用製品の一部(体温計・温度計・血圧計)について、薬局等での店頭回収を実施。平成29年7月から、蛍光管を資源ごみとしてごみステーション収集を開始した。さらに、令和5年7月から、スプレー缶の出し方を、穴を開けずに出すよう変更した。

(2) 地域美化推進員制度

平成8年10月にモデル事業として環境衛生協議会の52支部に各1名を委嘱してスタートしたリサイクル推進員制度は、ポイ捨て防止推進員制度と制度統合を行い、平成19年4月からは「地域美化推進員制度」として、地域のごみ減量・資源化の推進を図っている。なお、本制度における推進員は、環境衛生協議会員から181名を選任している。

(3) ごみ減量化協力団体報奨金交付制度

ごみの減量対策として、再生資源物の集団回収を行うPTA、子ども会等の団体の活動を奨励し、ごみの減量と資源の再利用のため「ごみ減量化協力団体報奨金交付制度」を設け、昭和63年10月1日から実施している。

① 団体登録数

(令和6年3月31日現在)

団体	子供会	PTA	町内会	婦人会	老人会	その他	計
登録数	166	102	515	11	39	177	1,010

② 届出業者数(再生資源回収業者)

(令和6年3月31日現在)

地区	倉敷	水島	児島	玉島	船穂	真備	市外	計
届出数	26	22	12	9	2	3	22	96

団体別内訳（令和5年2月～令和6年1月）

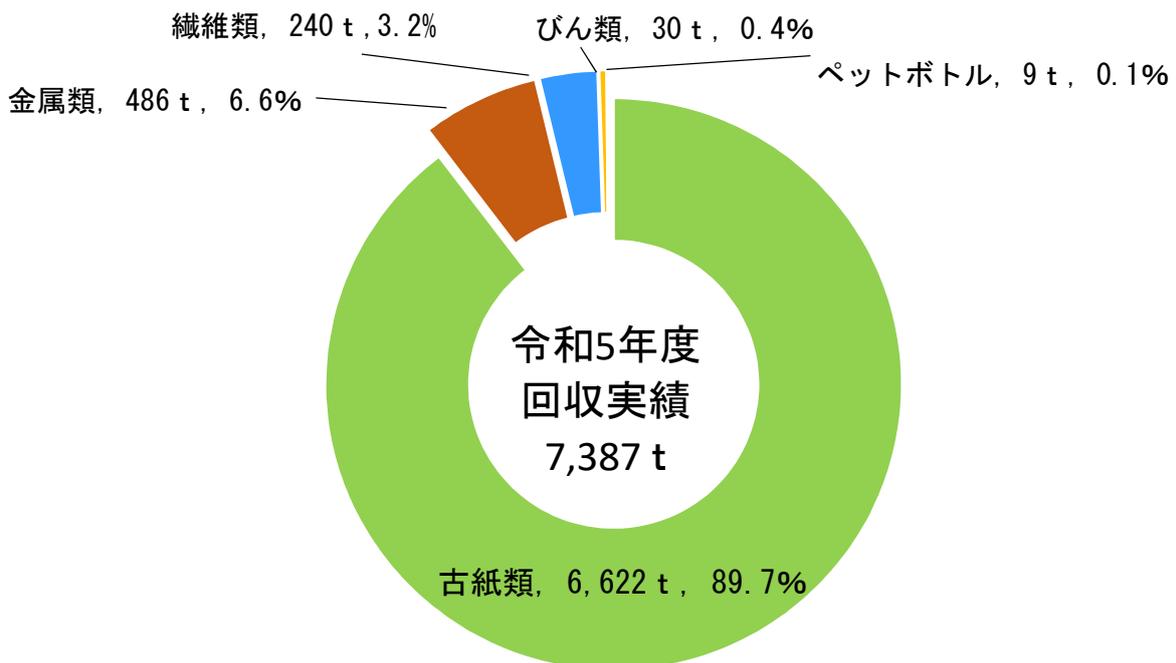
団体	実施 団体数	実施 回数	品 目 (単位： t)					計	報奨金額 単位： 円
			古紙類	繊維類	びん類	金属類	ペットボトル		
子供会	109	850	1,038	33	-	60	-	1,131	6,788,679
PTA	83	408	528	17	14	40	4	603	3,616,329
町内会	509	5,441	3,392	135	11	257	2	3,797	22,783,870
婦人会	9	91	66	3	0	5	0	74	437,604
老人会	38	413	475	32	0	28	1	536	3,225,139
その他	157	1,644	1,123	20	5	96	2	1,246	7,477,467
計	905	8,847	6,622	240	30	486	9	7,387	44,329,089

③ 集団回収量の品目別推移（各年度2月～1月 単位： t/年, 千円/年）

年度	実施団体数	古紙類	繊維類	びん類	金属類	ペットボトル	計	報奨金額
H26	1,028 団体	14,166	495	60	827	38	15,586	93,517
H27	1,025 団体	13,512	504	55	812	37	14,920	89,514
H28	1,012 団体	12,699	476	46	769	37	14,027	84,172
H29	1,061 団体	11,779	492	53	726	40	13,089	78,536
H30	1,003 団体	10,595	493	49	707	35	11,880	71,281
R1	993 団体	9,981	455	46	656	33	11,171	67,026
R2	957 団体	8,437	294	40	569	16	9,356	56,138
R3	927 団体	7,983	232	39	550	12	8,816	52,895
R4	906 団体	7,442	251	33	514	11	8,251	49,499
R5	905 団体	6,622	240	30	486	9	7,387	44,329
(構成比)		(89.7%)	(3.2%)	(0.4%)	(6.6%)	(0.1%)		

報奨金単価 6円/kg

③ 品目別回収実績



(4) 生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度

一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り、併せて市民のリサイクル意識の高揚及びごみの減量を促進するため、平成4年4月1日から、生ごみたい肥化容器を購入した者に対し、購入費の一部を補助する「生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度」を設け、実施している。

平成10年4月1日からは、新たに電気式の生ごみ処理機等を補助対象に加え、「生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度」として実施している。

補助基数については、たい肥化容器は1世帯当たり2基、電気式生ごみ処理機は1世帯当たり1基としている。

平成20年10月から事業推進のため制度改正を実施。たい肥化容器は補助率を1/2から2/3とし、補助金限度額を3,000円から5,000円に引き上げた。また、電気式生ごみ処理機は補助率を1/2と従来のみままであるが、補助金限度額を10,000円から30,000円に引き上げた。

さらに、過去に補助金の交付を受けた日から5年を経過すれば、再度補助申請をすることができるようになった。

補助金交付状況

年度	生ごみたい肥化容器(H4.4.1～)			電気式生ごみ処理機等(H10.4.1～)			総
	補助金額 (千円/年)	基数 (基/年)	累計基数 (基)	補助金額 (千円/年)	基数 (基/年)	累計基数 (基)	累計基数 (基)
H26	694	212	23,087	4,239	159	4,419	27,506
H27	771	237	23,324	2,888	104	4,523	27,847
H28	562	169	23,493	2,584	96	4,619	28,112
H29	434	140	23,633	2,874	122	4,741	28,374
H30	429	136	23,769	2,494	103	4,844	28,613
R1	511	141	23,910	2,493	92	4,936	28,846
R2	606	201	24,111	2,637	119	5,055	29,166
R3	520	164	24,275	2,557	120	5,175	29,450
R4	447	142	24,417	2,736	118	5,293	29,710
R5	235	70	24,487	3,160	123	5,416	29,903

(5) ペットボトル拠点回収事業

ペットボトルのリサイクルを進めるため、平成11年10月からモデル事業として、市内のスーパー、百貨店等（リサイクル協力店）の店頭回収容器を置いて回収を開始した。

また、平成21年10月からごみステーションでの回収を開始し、ペットボトルは完全に資源ごみの取扱いとなった。

令和5年度の真備地区を除く回収量は約629tであり、前年度に比べ微減となった。

また、引渡し事業者及び引渡し価格は指定法人容器包装リサイクル協会が実施する入札により決定している。真備地区以外の令和5年度の入札価格は、上半期65,000円/t・下半期55,000円/tであり、41,909千円の歳入があった。なお、令和6年度上半期の入札金額は、73,000円/tである。

ペットボトル回収量・売払収入推移（真備地区を除く）

年度	回収量（t）	入札単価（円/t）		売払収入金
		上半期	下半期	
H29	559.61	58,000	50,000	28,465,758
H30	605.42	43,000	43,000	24,451,068
R1	620.67	45,000	45,000	27,483,484
R2	639.21	55,000	▲50,000	16,596,421
R3	658.90	21,000	47,000	19,076,016
R4	645.91	71,667	128,000	56,241,937
R5	628.87	65,000	55,000	41,908,860

（6）倉敷市リサイクル推進センター（愛称：クルクルセンター）事業

平成16年10月、市民へのごみの減量化、資源化への関心を深めてもらうことを目的に、児島環境センターに併設された「倉敷市児島リサイクル推進センター」（愛称：クルクルセンター）を開館した。

木製家具の修理再生及び販売、古本・古着の無償提供、リサイクルの研修・体験講座などを行うとともに廃食用油から軽油の代替燃料であるバイオディーゼル燃料を精製する施設及び太陽光発電装置を備えている。（「第7章 施設の概要」参照）

平成21年4月、組織改正により名称を「倉敷市リサイクル推進センター」に変更し、多目的広場や家庭用品再利用銀行の運営を開始した。

平成24年度から28年度の間、倉敷環境センター内に、クルクルセンターで精製されたバイオディーゼル燃料を移送し、保管するためのバイオディーゼル燃料専用の簡易給油施設（最大貯蔵量390t）を設置し、直営による家庭ごみ収集車両への供給を行った。

□運営経費・利用状況

年度	運営経費 (千円)	来館者 数	多目的広場 利用者数
H29	14,571	12,771	8,852
H30	14,731	11,356	12,392
R1	15,424	14,427	11,276
R2	14,972	10,558	4,733
R3	14,822	9,521	3,967
R4	15,843	14,330	7,631
R5	19,244	12,963	4,710

□リユース事業

年度	木製品 提供数	販売収入 (円)	古着 提供数	古本 提供数	マイバッグ 提供数
H29	523	546,500	8,387	3,408	-
H30	496	488,200	9,195	4,139	-
R1	486	551,600	11,707	7,014	-
R2	460	506,900	10,487	5,298	757
R3	405	383,600	10,154	4,660	545
R4	428	353,300	15,083	6,815	1,333
R5	411	400,700	14,350	7,425	1,644

□廃食用油燃料化事業

年度	精製量(ℓ)
H29	10,370
H30	12,240
R1	10,795
R2	8,585
R3	9,010
R4	7,740
R5	7,225

□家庭用品再利用銀行

年度	提供	希望	紹介	成立
H29	200	275	211	137
H30	246	299	234	145
R1	192	259	160	105
R2	199	224	186	116
R3	131	184	136	85
R4	139	242	148	99
R5	118	241	98	86

□太陽光発電 (kwh)

年度	使用量	発電量	買電量	売電量	自給率	売上(円)
H29	72,225	26,269	48,126	2,170	33%	52,080
H30	66,696	24,912	44,614	2,830	33%	67,920
R1	64,639	21,764	45,245	2,370	30%	54,352
R2	66,594	18,457	49,050	913	26%	6,521
R3	65,523	19,658	47,066	1,201	28%	8,581
R4	65,499	23,494	44,072	2,067	33%	14,774
R5	50,932	23,484	32,949	2,144	42%	15,324

(7) 啓発事業

ごみの減量と市民のリサイクル意識の向上を目的とした「暮らしとごみ展」を開催するほか、出前講座やホームページを利用した啓発事業を行っている。さらに、平成11年度に公募決定したリサイクル・シンボルキャラクター『リックル』の活用により、ごみの減量とリサイクル活動のより一層の推進を図っている。

くらしき環境フェア（くらしき環境フェア2023）

市民のごみの減量とリサイクル意識の向上を図るとともに、産業廃棄物への関心を高めてもらうことを目的に実施していた「リサイクルフェア in くらしき」と「くらしき環境フェスティバル」を統合し、開催した。

日時：令和5年9月17日（日）

場所：水島緑地福田公園（倉敷市福田町古新田1027）

内容：ステージ：キャラクターショー・ステージショー・表彰

環境体験ブース

フードコート：地産地消フードや地元特産品販売など

クルクルセンター：木製家具の抽選販売、古本・古着の無償提供、BDFカートの試乗など

暮らしとごみ展：優秀作品展示（ポスター・標語）

令和5年度暮らしとごみ展 標語 金賞受賞作品一覧（※実施）

学校名	学年	氏名	入賞作品
上成小学校	1	猪木 航介	すてないで ぼくがつぎに つかうから
上成小学校	2	小川 千咲	すてないで 海はみんなの しょくりょうこ
上成小学校	3	河井 花	なりたいな すてる人より ひろう人
上成小学校	4	廣澤 凜	かんきょうに ええこ(エコ)としよう エコバック
上成小学校	5	西山 幸太郎	手軽さと ごみの量は 反比例
上成小学校	6	中塚 奏太朗	自分家(じぶんち)に ポイ捨てされたら 怒るじゃろ？

（8）一般廃棄物減量資源化計画書

平成5年度から、多量の一般廃棄物を排出する事業所に対し、「市長は減量に関する計画書の作成等を指示することができる」こととし、以降、毎年一定規模以上のごみを排出する大規模事業主等に対し、一般廃棄物減量資源化計画書の提出を求めている。

令和5年度は、当該年度に提出された一般廃棄物減量資源化計画書を基に41事業所に対

し個別訪問を実施し、分別指導を行った。また、前年度個別訪問した店舗の本部を2か所訪問し、適正処理について指導を行った。

〔令和5年度一般廃棄物減量資源化計画書提出指示事業所〕

ア 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する特定建築物の管理権限者

(延床面積が3,000㎡以上) 136事業所

イ 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律に規定する大規模小売店舗(延床面積が1,000㎡以上)の管理権限者 126事業所

ただし、特定建築物と大規模小売店舗の重複事業所が50事業所あるため、合計は212事業所となる。

(9) 事業系一般廃棄物(びん類)再資源化補助金交付制度

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の促進を図るため、事業活動によって排出されるガラス製容器を再資源化するための施設を設置し、処理した事業者に対して、補助金を交付するものとし、平成15年10月から実施している。平成15年度、平成17年度、平成24年度とそれぞれ別の事業者がこの制度の活用を開始し、本市の埋立処分量の減量に大きく寄与している。

(10) 倉敷市マイボトル・マイ箸運動推進協力店認定制度

独自の工夫により、マイバッグ・マイ箸の使用を推進し、使い捨てのレジ袋、又は割り箸の使用を抑制している事業所等を、『倉敷市マイバッグ・マイ箸運動推進協力店』として認定し、機会を通じて市民に広報する制度を平成22年10月に新設した。

その後レジ袋有料化や店頭啓発の効果もあり、レジ袋辞退率が令和3年度には80%を超えたため、マイバッグ運動に変わり、プラスチックごみの削減を目指し、令和5年度末からマイボトル運動の推進を開始した。

現在、マイボトル運動推進協力店は募集中。マイ箸運動推進協力店は3事業者6店舗を認定している。(令和6年4月1日現在)

(11) 環境保全協力金制度

倉敷市の区域外で発生した一般廃棄物を、本市に所在する民間処理施設に搬入するときに

、倉敷市と搬入を行う地方公共団体との協定に基づき、環境保全協力金の支払いを求める制度を令和4年4月から運用開始した。

環境保全協力金は、本市の環境負荷の低減に関する施策の財源に充てる。

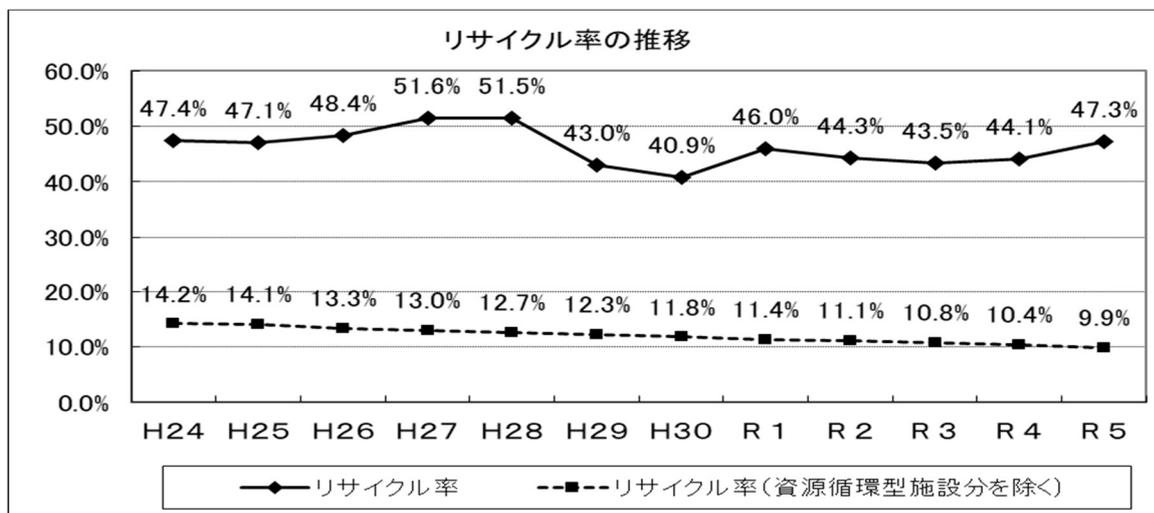
3 リサイクルの達成状況

令和5年度のリサイクル率は47.3%で、全国的にもトップクラスの水準で推移している。これは、資源循環型廃棄物処理施設(ガス化溶融炉)水島エコワークスの本格稼働で資源化が行われたことによるものである。

今後も引き続き、3R（リデュース（排出抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）再生品の使用）の徹底を図る。特に、リデュース・リユースの2Rを優先的に取り組み、ホームページや広報紙、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、クルクルセンターの啓発事業などを活用し、廃棄物の発生抑制・再使用の促進を図る必要がある。

今後、令和7年度には資源循環型廃棄物処理施設と倉敷西部清掃工場に代わる施設として（仮称）西部クリーンセンターを稼働する予定のため、リサイクル率の減少が想定される。したがって、これまで以上に市民・事業者・行政の3者がそれぞれの役割を理解し、分別・資源化の推進が求められている。こうした状況を踏まえ、令和2年度に改定した一般廃棄物処理基本計画では、資源循環型廃棄物処理施設を除いたリサイクル率を、令和元年度の11.4%から令和17年度までに国の第四次循環型社会形成推進基本計画で示された28%にすることを目標にしている。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{資源ごみ量（5種14分別）} + \text{中間資源化量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみ総処理量} + \text{集団回収量}}$$



4 倉敷市食品ロス削減推進計画の策定

近年、食品ロスに対して国際的関心が高まり、平成27年9月の国連サミットでSDGsを中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。国においても令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を施行し、食品ロス削減を国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として推進し、平成12年度比で令和12年度に食品ロス量を半減するとされた。本市においても、このような状況を踏まえ、令和5年3月に倉敷市食品ロス削減推進計画を策定し、さらに食品ロス削減に取り組んでいくこととしている。

(1) ぐらしき食品ロスゼロ推進店の認定制度

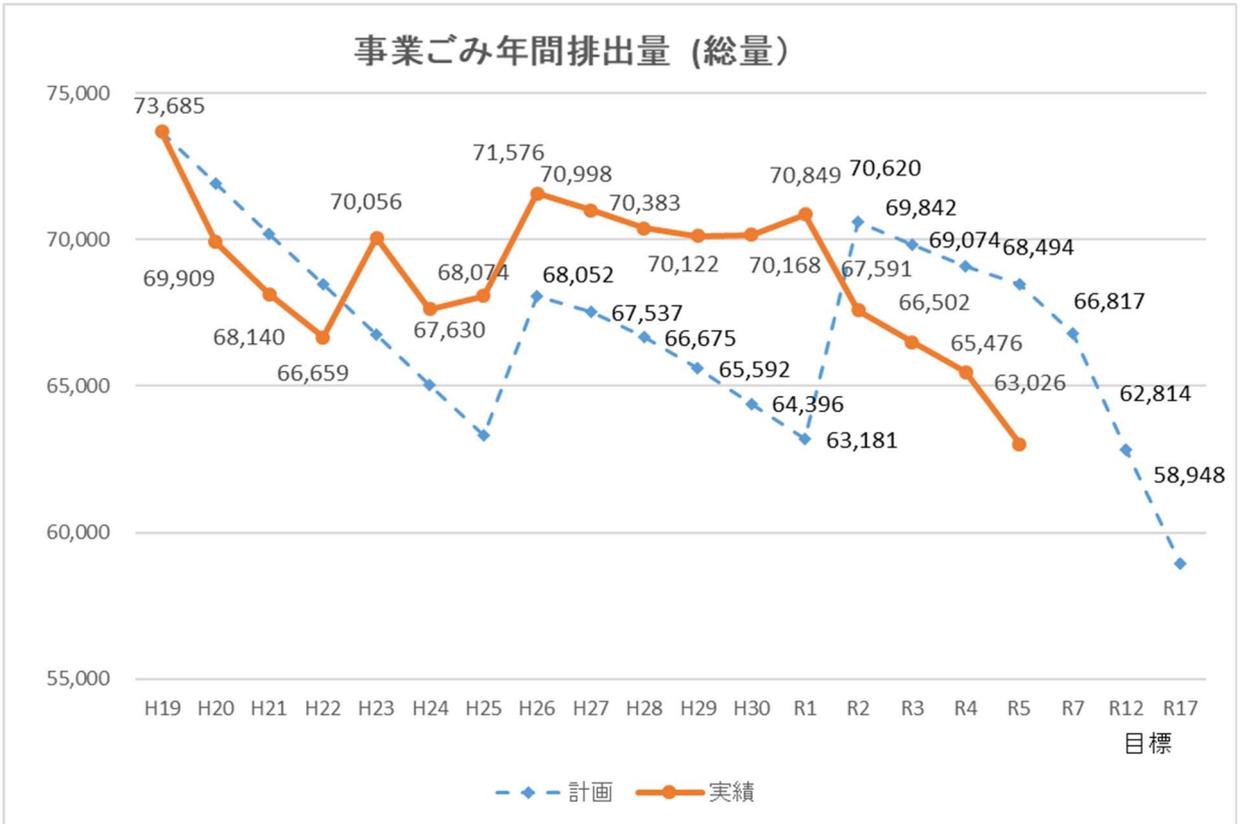
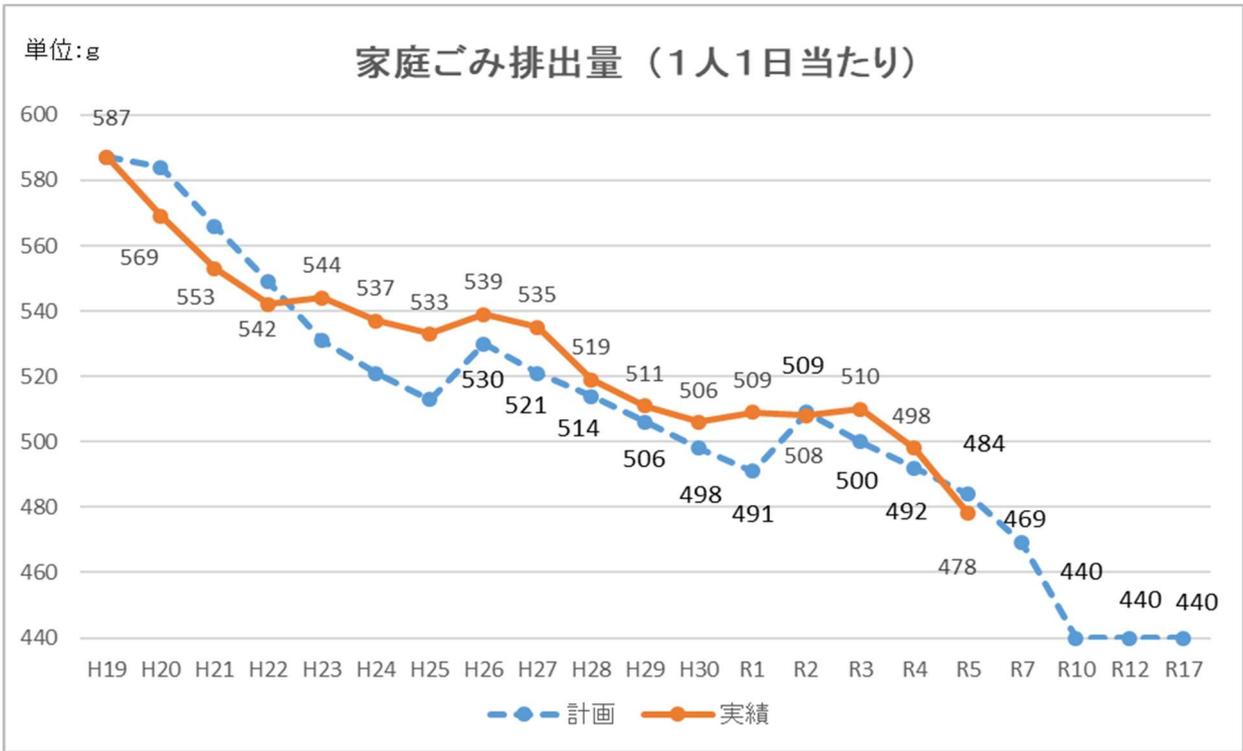
市民、事業者及び市が連携して食品ロスの削減を推進することを目的に、令和5年6月から、食品ロスの削減に取り組む飲食店や小売店等を「ぐらしき食品ロスゼロ推進店」として認定し、その取組を広く周知する取組を開始した。

令和6年6月現在、食ロスゼロ推進店は市内に11店舗認定されている。

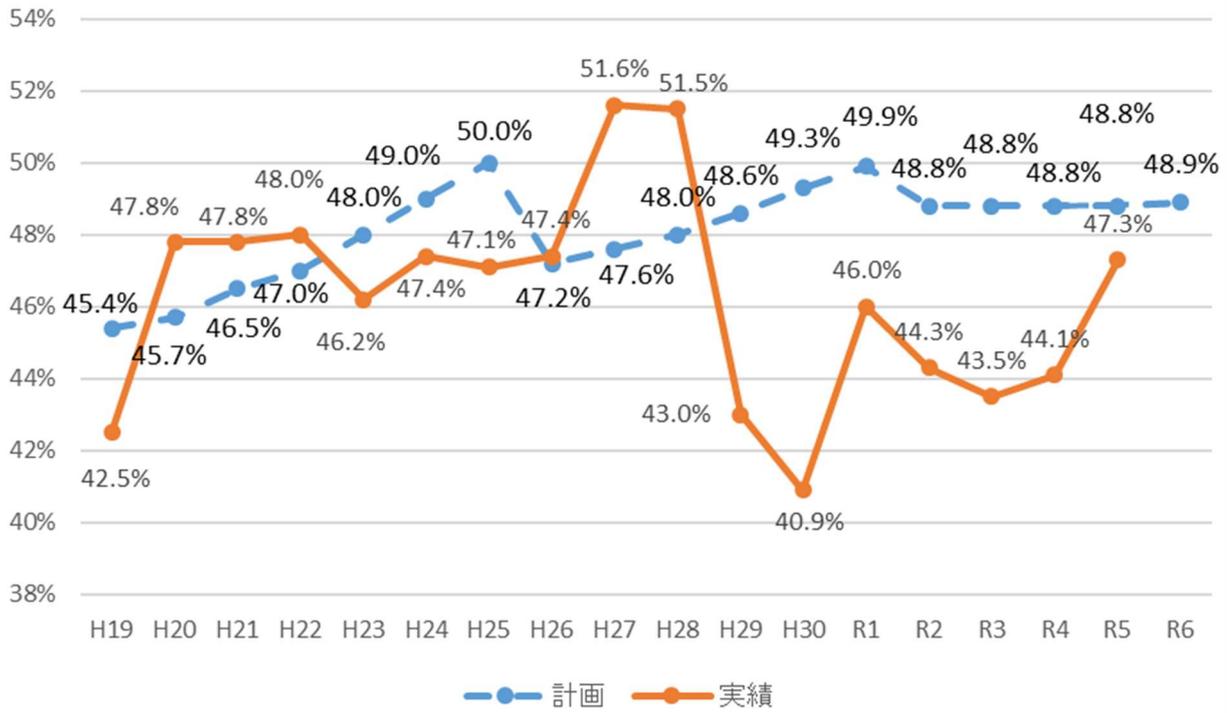
5 ぐらしキック20 ～ごみ減量への挑戦～

本市では、一般廃棄物処理基本計画（通称「ぐらしキック20」）で平成19年度と比較して令和7年度までに「ごみ排出量（資源ごみを除く）を20%以上減量」、「リサイクル率を10%以上増加」、「最終処分率を10%以上減量」することを目標に掲げ取り組んできた。

令和2年度に、国の第四次循環型社会形成推進基本計画を踏まえた改正を行い、令和2年度以降の目標値を次のページ以降の表のように修正している。

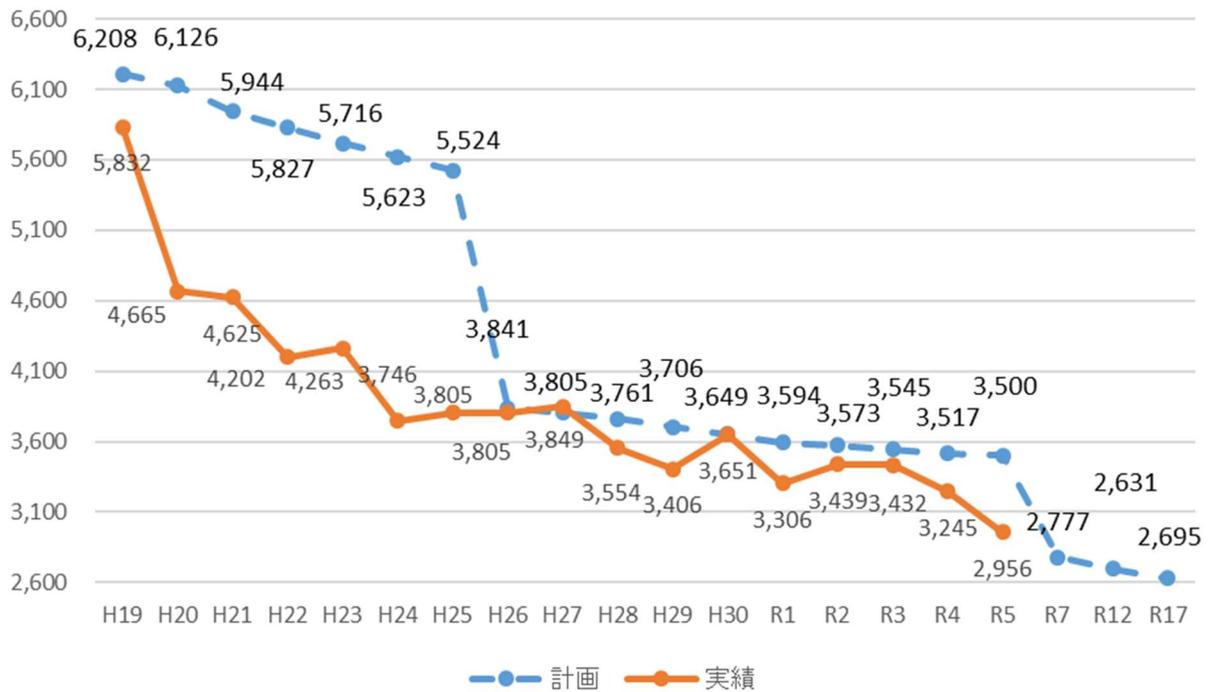


リサイクル率 ぐらしキック20進捗



最終処分年間量 ぐらしキック20進捗

単位:t



第6章 し尿処理事業

1	概説	57～58
2	し尿・浄化槽汚泥処理計画	59
3	し尿・浄化槽汚泥排出量	60
4	浄化槽基数の推移	61
5	し尿処理施設別処理量	61
6	一般廃棄物処理業等合理化事業	62

第6章 し尿処理事業

1 概説

(1) 収集

① し尿

収集主体	許可業者	市直営
業者数	17社	—
収集区域	※児島地区を除く全市 責任体制の確立を図るため事業者ごとに 収集区域を指定	児島地区
収集形態	計画収集（定期収集）を基本 ※ 随時収集（電話依頼等）にも対応	
収集量の割合	82%	18%
処理手数料 （第10章 1参照）	倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条 例第11条第1項第4号に定める額を超 えない範囲で、業者の定める料金	・汲み取り量による従量制 料金（条例） ・経済変動などを考慮し、 必要に応じて改定（倉敷市 廃棄物減量等推進審議会）
市補助金 （第10章 23参照）	市民負担の軽減を図るため、昭和47年 10月から補助金制度を採用（業者へ交 付）	

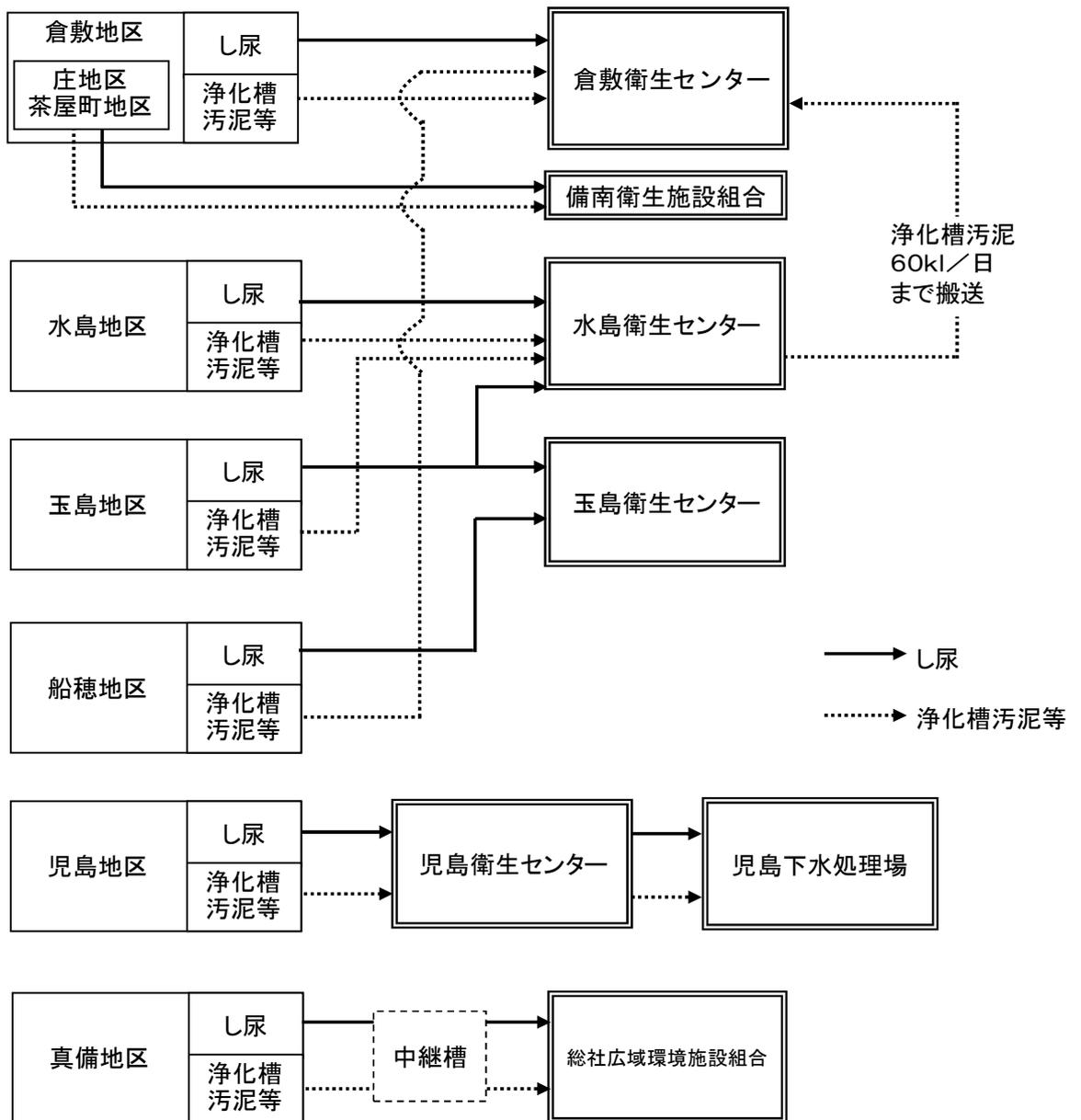
② 浄化槽汚泥

収集主体	許可業者
業者数	18社（し尿兼業17社+浄化槽専業1社）
収集区域	倉敷（庄・茶屋町除く）水島地区12社／庄地区1社／茶屋町地区1 社／玉島地区3社／児島地区1社／真備地区1社／船穂地区1社の収 集区域指定
収集形態	計画収集（定期収集）を基本
処理手数料	業者の自主料金による

(2) 処理

本市のし尿処理は、し尿と浄化槽汚泥を混合して処理している。

水島衛生センター（旧水島し尿処理場）と玉島衛生センター（旧玉島し尿処理場）は前処理後に、児島衛生センターは直接、下水処理場へ投入し最終処理を行っている。また、倉敷衛生センター（旧白楽町し尿処理場）は、令和6年4月の新施設稼働後から生物処理後に下水道放流を行っている。



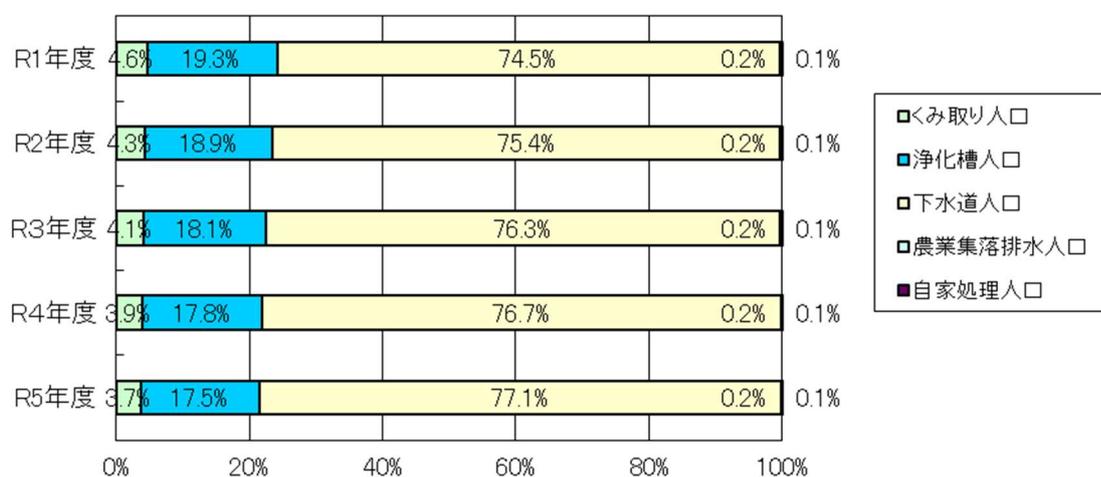
2 し尿・浄化槽汚泥処理計画

(1) 処理人口・世帯数

(令和6年3月31日現在)

区 分	人 口	世 帯 数
くみ取り	17,744人	9,656世帯
浄化槽(水洗)	82,969人	29,068世帯
下水道(水洗)	365,929人	170,046世帯
農業集落排水	801人	343世帯
自家処理	358人	140世帯

(2) 処理人口の推移



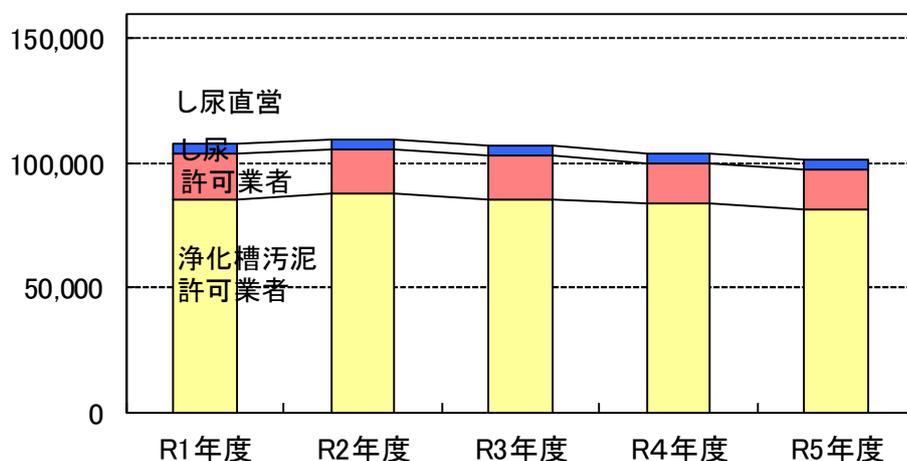
単位：人

	処理区域人口	くみ取り人口	浄化槽人口	下水道人口	農業集落排水人口	自家処理人口
R1年度	481,542	21,942	92,868	358,957	880	433
R2年度	480,974	20,841	90,899	362,442	862	416
R3年度	478,651	19,844	86,842	365,304	828	386
R4年度	476,710	18,773	84,825	365,855	816	372
R5年度	474,330	17,744	82,969	365,929	801	358

3 し尿・浄化槽汚泥排出量

(1) 年度別推移

(単位：kℓ)



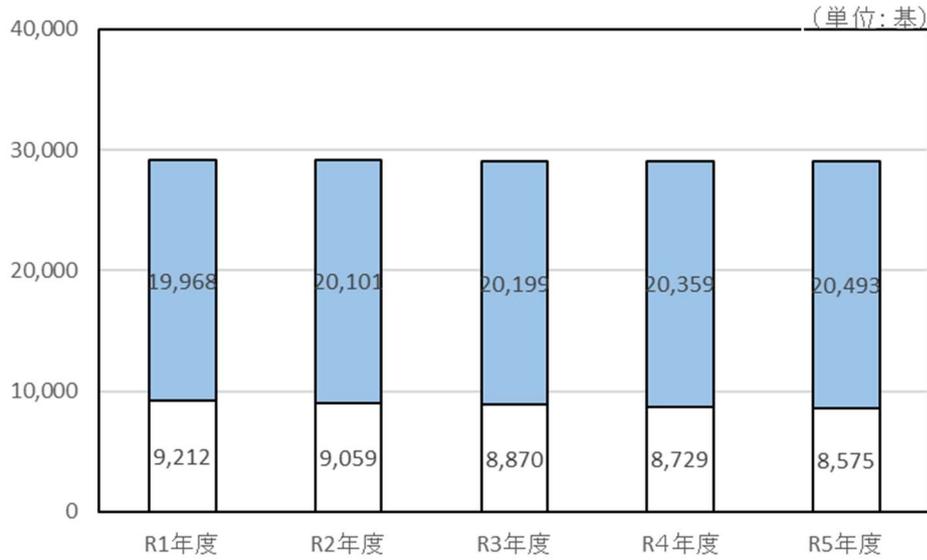
区分	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
浄化槽汚泥	85,296	87,804	85,345	83,434	81,557
し尿	22,387	21,095	21,349	19,967	19,420
	許可業者	18,491	17,460	17,369	16,375
直営	3,896	3,635	3,980	3,592	3,913
合計	107,683	108,899	106,694	103,401	100,977

(2) 地区別、人口及び排出量 (令和5年度)

(単位：人 [収集量はℓ])

	全市	倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備	
処理区域人口	474,330	199,178	87,736	64,376	62,422	15,601	16,405	8,224	20,388	
し尿	人口	17,744	3,026	2,107	6,084	3,523	562	253	513	1,676
	量	19,419,636	3,418,200	3,417,000	3,912,358	4,166,600	1,451,970	305,460	577,590	2,170,458
浄化槽	人口	82,969	33,428	7,726	8,229	11,407	9,498	4,024	1,958	6,699
	量	81,556,932	24,599,000	17,685,500	7,143,840	12,225,700	5,993,200	2,973,270	1,635,460	9,300,962
下水道人口	365,929	159,075	76,685	52,071	45,637	5,024	11,681	5,304	10,452	
農業集落排水	801	320	0	0	0	0	0	231	250	
自家処理人口	358	65	14	75	127	44	8	25	0	

4 浄化槽基数の推移



	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
単独処理浄化槽	9,212	9,059	8,870	8,729	8,575
合併処理浄化槽	19,968	20,101	20,199	20,359	20,493
合計	29,180	29,160	29,069	29,088	29,068

5 し尿処理施設別処理量 (令和5年度)

(単位: kℓ)

		全市	倉敷	水島	児島	玉島	庄	茶屋町	船穂	真備
白楽町 し尿処理場	し尿	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽	41,175	24,599	14,940	0	0	0	0	1,636	0
	計	41,175	24,599	14,940	0	0	0	0	1,636	0
水島 し尿処理場	し尿	7,385	3,419	3,417	0	549	0	0	0	0
	浄化槽	14,972	0	2,746	0	12,226	0	0	0	0
	計	22,357	3,419	6,163	0	12,775	0	0	0	0
児島 下水処理場	し尿	3,913	0	0	3,913	0	0	0	0	0
	浄化槽	7,144	0	0	7,144	0	0	0	0	0
	計	11,057	0	0	11,057	0	0	0	0	0
玉島 し尿処理場	し尿	4,196	0	0	0	3,618	0	0	578	0
	浄化槽	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4,196	0	0	0	3,618	0	0	578	0
備南衛生 施設組合 (清鶴苑)	し尿	1,758	0	0	0	0	1,452	306	0	0
	浄化槽	8,967	0	0	0	0	5,994	2,974	0	0
	計	10,724	0	0	0	0	7,446	3,279	0	0
総社広域環境 施設組合 (アクアセンター吉備路)	し尿	2,171	0	0	0	0	0	0	0	2,171
	浄化槽	9,301	0	0	0	0	0	0	0	9,301
	計	11,472	0	0	0	0	0	0	0	11,472
合計	し尿	19,420	3,418	3,417	3,913	4,167	1,452	306	578	2,171
	浄化槽	81,557	24,599	17,686	7,144	12,226	5,994	2,974	1,636	9,301
	計	100,977	28,018	21,103	11,057	16,393	7,446	3,279	2,214	11,472

6 一般廃棄物処理業等合理化事業

公共下水道等の整備により、し尿処理業者の業務量が減少していく中、し尿処理業者の経営の基礎となる諸条件に著しい影響を緩和し、併せて経営の近代化及び規模の適正化をはかるために一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（以下、「合特法」と言う。）が昭和50年に制定された。

本市では、合特法の趣旨を鑑み、し尿処理業者の転廃業を円滑に進め、し尿の収集・運搬体制を適正規模に縮小するため、平成11年度に旧市内のし尿処理業者と覚書を締結し、代替業務を提供することで支援することとし、家庭ごみの収集運搬業務を主とし、下水道管さよの清掃業務などをし尿処理業の代替業務として提供している。

平成22年度に第11次下水道整備五箇年計画（平成23年度～平成27年度）が策定されたことを受け、倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画の策定を目的に、平成22年6月に倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業審議会条例を制定し、8月には同審議会を設置した。

同審議会において「倉敷市の合理化事業のあり方」と「これまでの合理化事業の清算」について審議され、5回の審議を経て、同審議会より答申が提出された。この答申を基に市内のし尿処理業者と協議を実施し、第1次倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画（平成23年度～平成27年度）を策定し、平成24年2月に岡山県知事から承認を受けた。そして、平成28年度から令和2年度までの第2次倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画は、「減車1台当たりの支援額の見直し」等を変更点とし、令和2年1月に岡山県知事から承認を受けている。

現在では、規模の適正化（収集車両の計画的な減車）とし尿及び浄化槽汚泥収集量の減少に伴う代替業務の提供を行う合理化事業を実施している。

第7章 施設の概要

1	概説	6 5
2	車両の保有状況	6 6～6 7
3	一般廃棄物処理施設	6 8～6 9
4	一般廃棄物処理施設位置図	7 0
5	焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設	7 1～7 3
6	焼却処理施設回収エネルギー・副生成物の有効利用	7 4
7	粗大ごみ処理場、資源選別所関連施設	7 5～7 6
8	リサイクル関連施設	7 7
9	最終処分場	7 7
1 0	跡地利用	7 8～7 9
1 1	し尿処理場	8 0
1 2	し尿貯留施設	8 1
1 3	公衆便所	8 2～8 3

第7章 施設の概要

1 概説

焼却処理施設は、本市の施設である水島清掃工場、一部事務組合の施設である倉敷西部清掃施設組合清掃工場（西部清掃工場）及び吉備路クリーンセンター並びにPFI事業により設置された倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設（水島エコワークス）の4施設である。

水島清掃工場は、平成6年12月から稼働し、平成25年度から平成28年度にかけて基幹的設備改良工事を行い、平成26年度から令和16年度までの長期包括管理運営委託により倉敷地区、水島地区及び児島地区の可燃ごみを処理している。西部清掃工場は、平成10年4月から稼働し、玉島地区及び船穂地区の可燃ごみを処理している。吉備路クリーンセンターは、平成9年4月から稼働し、真備地区の可燃ごみを処理している。水島エコワークスは、平成17年4月から稼働し、倉敷地区、水島地区及び児島地区の可燃ごみを処理している。

粗大ごみ処理施設は、東部粗大ごみ処理場と吉備路クリーンセンターの2施設であり、東部粗大ごみ処理場は平成7年6月から稼働、吉備路クリーンセンターは平成9年4月から稼働し、粗大ごみ等の破碎・選別処理を行っている。

西部清掃工場、水島エコワークス及び東部粗大ごみ処理場に代わる施設として倉敷西部クリーンセンターの建設を計画し、令和7年4月からの稼働に向けて整備事業を進めている。

資源選別所は、5種分別収集によって収集したびん等を選別する施設であり、平成8年4月から稼働している。ここでは、生きびん（1升びん、ビールびん等）を回収し、その他のびんは2次選別（無色・茶色・緑色・その他の色）し、カレット化して資源化業者に引き渡している。平成29年7月からは、蛍光管の再資源化処理委託が始まったため、処理業者へ引き渡すまでの積替保管場所としての機能も果たしている。

最終処分場は、平成15年3月から供用している東部最終処分場（2期）のみで埋立ごみ及び破碎残渣を全量埋立している。

し尿処理施設（汚泥再生処理センターを含む）は、本市が管理する施設が4施設、一部事務組合が管理する施設が2施設の計6施設あり、本市が管理する施設の水島衛生センター（旧水島し尿処理場）と玉島衛生センター（旧玉島し尿処理場）は前処理後に、児島衛生センターは直接、下水処理場へ投入している。また、汚泥再生処理センターである倉敷衛生センター（旧白楽町し尿処理場）では、生物処理後に下水道放流しており、汚泥の資源化も行っている。

2 車両の保有状況

(1) 直営車両

区分	型式	車種	倉敷環境センター	水島環境センター	児島衛生センター	児島環境センター	玉島環境センター	クルクルセンター	東部埋立事業所	合計	
ごみ収集関係	塵芥車	2 t	3	13		1	1			18	
		3 t	1	16		2				19	
		4 t	5	12		3				20	
		4 t(ハイブリッド車)		1						1	
	リフトダンプ	2 t	1							1	
		3 t		1						1	
		4 t									
	リフトトラック	2 t									
		3 t		5		2	1			8	
		4 t	1	3						4	
シャッターバン			1					1	2		
小計			11	52		8	2	1		74	
運搬関係 汚泥	水密式運搬車	4 t	2							2	
		8 t									
	小計			2							2
埋立関係	ダンプ	2 t							4	4	
		4 t							1	1	
		8 t							1	1	
		9 t							2	2	
		11 t							1	1	
	埋立業務車両	パワーショベル								4	4
		ブルドーザー									
		ブルドーザーショベル									
		タイヤショベル								2	2
		バキュームダンパー								2	2
		バキューム車(4t)									
クレーン付ダンプ								1	1		
小計									18	18	

区分	型式	車種	倉敷環境センター	水島環境センター	児島衛生センター	児島環境センター	玉島環境センター	クルクルセンター	東部埋立事業所	合計
し尿収集関係	バキューム車	軽			1					1
		2 t		1	8					9
		4 t			1					1
	小計			1	10					11
その他	特殊車	バキューム車4t								
		洗浄車4t								
		バキュームダンパ	1							1
		タイヤショベル	1							1
		ショベルローダ		1						1
		ホイールキャリア							1	1
		クレーン付ダンプ								
	フォークリフト	1	1					2	4	
	一般車両	軽トラック	3	1		2	2		1	9
		業務用連絡車	1	4		1	1	1	5	13
小計		7	7		3	3	1	9	30	
合計			20	60	10	11	5	2	27	135

(2) 委託業者の車両

型式・車種	塵芥車			リフトダンプ			リフトトラック			計
	2t～	3t～	4t～	2t～	3t～	4t～	2t～	3t～	4t～	
倉敷地区(一部)収集委託	8	12					5	5		30
児島地区(東部)収集委託	2	8					3			13
児島地区(西部)収集委託	5	4								9
玉島地区収集委託	4	6					4			14
水島地区(北部)収集委託		8						2		10
水島地区(南部)収集委託	1	8						1		10
船穂地区収集委託	1	1						1		3
真備地区収集委託	1	3						1		5
粗大ごみ収集委託	3			4	2	1	3	1		14
合計	25	50		4	2	1	15	11		108
	75			7			26			

3 一般廃棄物処理施設

◇焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設◇

所管部署等	環境施設室	倉敷西部清掃施設組合 (倉敷市・浅口市で構成)	総社広域環境施設組合 (総社市・倉敷市で構成)
施設名称	水島清掃工場	倉敷西部清掃施設組合清掃工場	吉備路クリーンセンター
施設能力	300 t / 24 h	180 t / 24 h	180 t / 24 h
備考		倉敷市持分90% (162 t / 24 h)	倉敷市持分28% (50 t / 24 h)

所管部署等	水島エコワークス株式会社 (倉敷市PFI事業)
施設名称	倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設
施設能力	555 t / 24 h (内訳：一般廃棄物等303 t / 24 h、民間事業者が行う産廃廃棄物252 t / 24 h)
備考	平成14年3月15日事業契約締結 平成15年4月着工、平成17年4月稼動開始

◇粗大ごみ処理施設◇

所管部署	東部埋立事業所	総社広域環境施設組合
施設名称	東部粗大ごみ処理場	吉備路クリーンセンター
施設能力	80 t / 5 h	36 t / 5 h

◇資源選別所◇

所管部署	環境施設室
施設名称	資源選別所
施設能力	15 t / 5 h

◇最終処分場◇

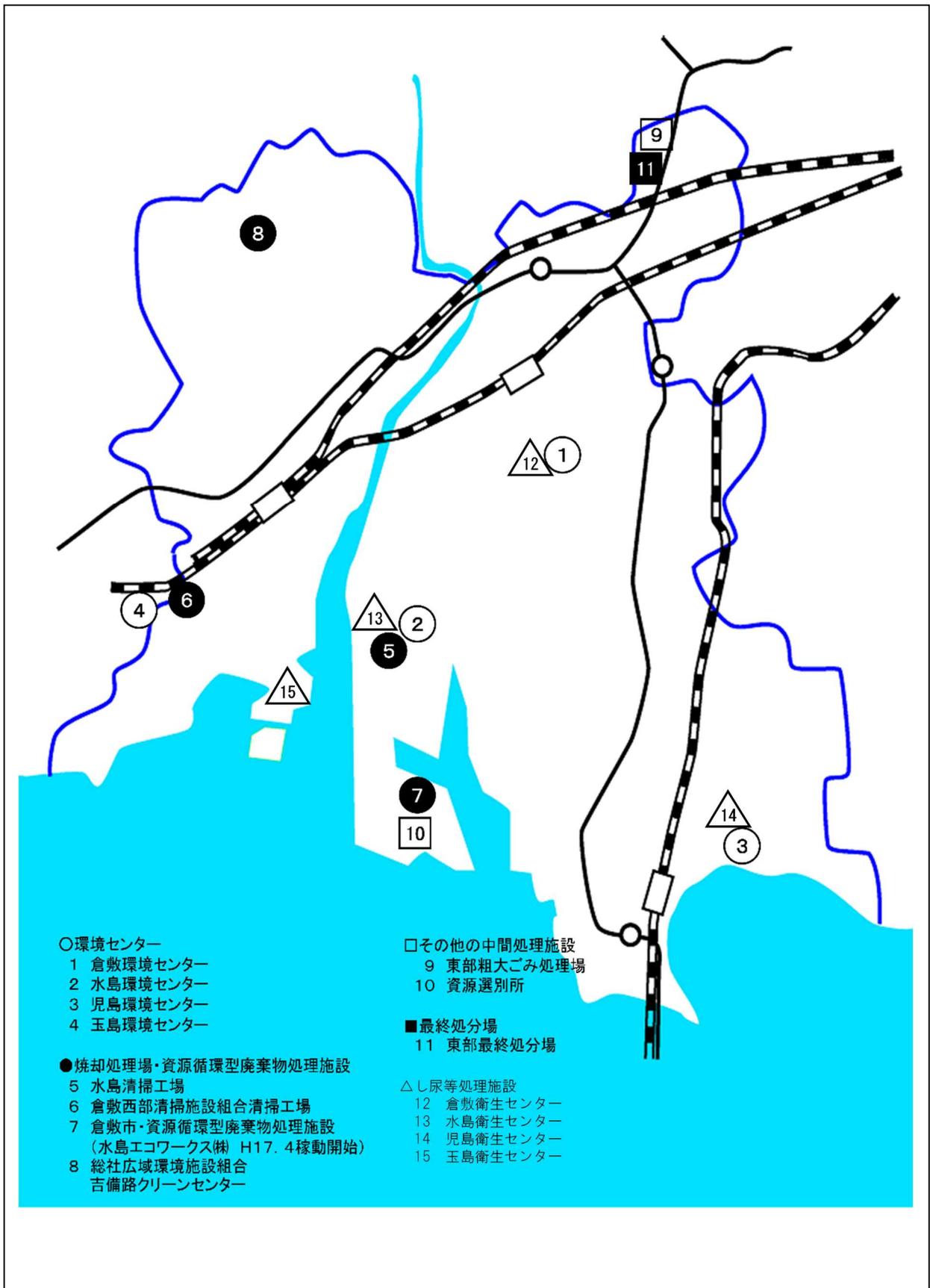
所管部署	東部埋立事業所
施設名称	東部最終処分場(2期)
埋立容量	330,000 m ³
備考	令和22年3月埋立終了 予定 (残余容量調査による)

◇し尿処理場◇

所管部署	倉敷環境センター	水島環境センター	児島衛生センター
施設名称	倉敷衛生センター	水島衛生センター	児島衛生センター
施設能力	158kℓ/日	128kℓ/日	85kℓ/日
備考	令和6年4月1日稼働		し尿処理は児島下水処理場（前処理施設）が担当

所管部署	水島環境センター	備南衛生施設組合 (倉敷市・岡山市・早島町 で構成)	総社広域環境施設組合 (総社市・倉敷市で構成)
施設名称	玉島衛生センター	清鶴苑	アクアセンター吉備路
施設能力	70kℓ/日	80kℓ/日	90kℓ/日
備考		倉敷市持分34.7% (27.8kℓ/日)	平成19年1月末稼働

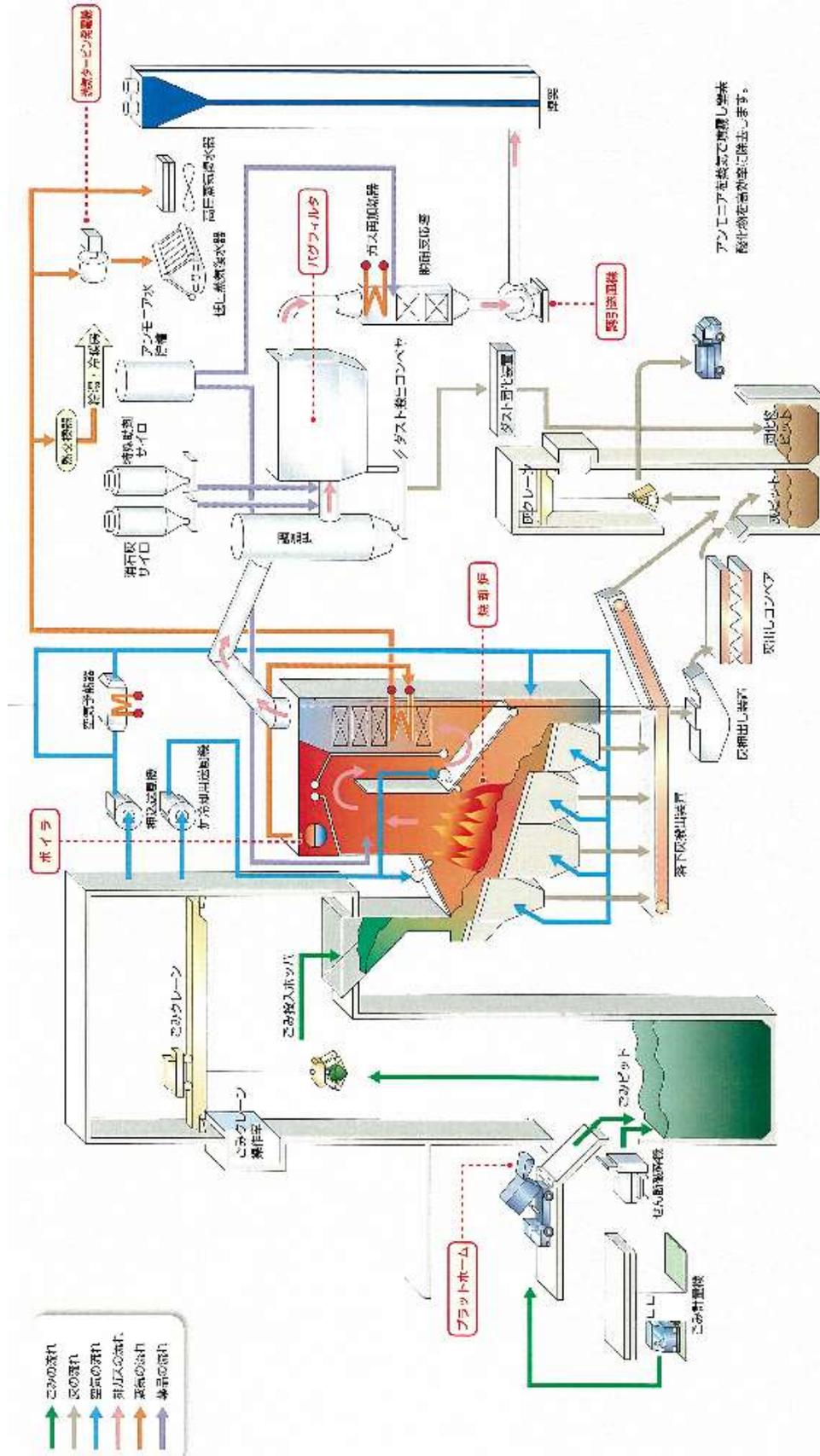
4 一般廃棄物処理施設位置図



5 焼却処理場・資源循環型廃棄物処理施設

施設名称	水島清掃工場	倉敷西部清掃施設 組合清掃工場	吉備路クリーン センター	倉敷市・資源循環型 廃棄物処理施設	
設置主体	倉敷市	倉敷西部清掃施設組合	総社広域環境施設組合	水島エコワークス株式会社 (倉敷市 PFI 事業)	
所在地	水島川崎通1-1-4	玉島道越888-1	真備町箭田481	水島川崎通1-14-5	
竣工年月	平成6年12月	平成10年3月	平成9年3月	平成17年3月	
敷地面積	9,917 m ²	5,764 m ²	15,000 m ²	33,281 m ²	
建築面積	4,377 m ²	2,057 m ²	6,300 m ²	9,185 m ²	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造	
炉形式	全連続式ストーカ炉	全連続式流動床炉	全連続式流動床炉	全連続式ガス化溶融炉 (ガス化改質方式)	
処理能力	300t/24h (150t/24h×2炉)	180t/24h (90t/24h×2炉)	180t/24h (90t/24h×2炉)	555t/24h (185t/24h×3炉) 内訳 一般廃棄物等 303t/24h 産業廃棄物 252t/24h	
熱しゃく減量	5%以下	1%以下	3%以下	—	
ばいじん量	0.01g/Nm ³	0.01g/Nm ³	0.01g/Nm ³	0.02g/Nm ³	
設備内容	受入設備	トラックスケール	トラックスケール	トラックスケール	
	投入方法	ピット&クレーン	ピット&クレーン	ピット&クレーン	
	ガス冷却方式	廃熱ボイラ	水噴射	廃熱ボイラ・水噴射併用	
	通風方式	強制(平衡)	強制(平衡)	強制(平衡)	
	除じん方式	乾式(消石灰吹込)バグ フィルタ+触媒脱硝装置	乾式(消石灰吹込) バグフィルタ	乾式(消石灰吹込) バグフィルタ	湿式ガス洗浄方式
	煙突高	59m	59m	59m	29.5m
建設費		① 17,679,950 千円 ② 4,949,702 千円 ① 当初建設費 ② 改良工事費	6,993,700 千円	① 11,755,815 千円 ② 4,235,000 千円 ① 当初建設費 ② 改良工事費	10,361,043 千円
	国庫補助	① 2,422,500 千円 ② 2,096,290 千円	1,052,665 千円	① 1,209,066 千円 ② 1,723,527 千円	数値は一般廃棄物相当分
	起債	① 13,110,200 千円 ② 2,483,700 千円	5,205,100 千円	① 8,619,800 千円 ② 2,178,100 千円	
	一般財源	① 2,147,250 千円 ② 369,712 千円	735,935 千円	① 1,926,949 千円 ② 333,373 千円	
工事施工者	日立造船(株)	(株)荏原製作所	(株)神鋼環境 ソリューション	JFE エンジニアリング(株)	
備考	平成25年度から平成28年度にかけて基幹的設備改良工事を実施	平成17年9月、処理能力を120t/日から180t/日に変更	令和3年度から令和5年度にかけて基幹的設備改良工事を実施	—	

ごみ処理施設フローシート (水島清掃工場)



- ごみの流れ
- 蒸気の流れ
- 空気の流れ
- 引込風の流れ
- 排気風の流れ
- 灰の流れ

ボイラ

ボイラにより回収された熱は、蒸気に変えられ、発電タービンや給水ポンプに利用されます。その後、蒸気は冷却されて水になり再びボイラに送られます。

ボイラ

ボイラは、燃焼炉で発生した熱を回収し、蒸気として利用します。蒸気は、発電機や給水ポンプに利用され、その後、蒸気は冷却されて水になり再びボイラに送られます。

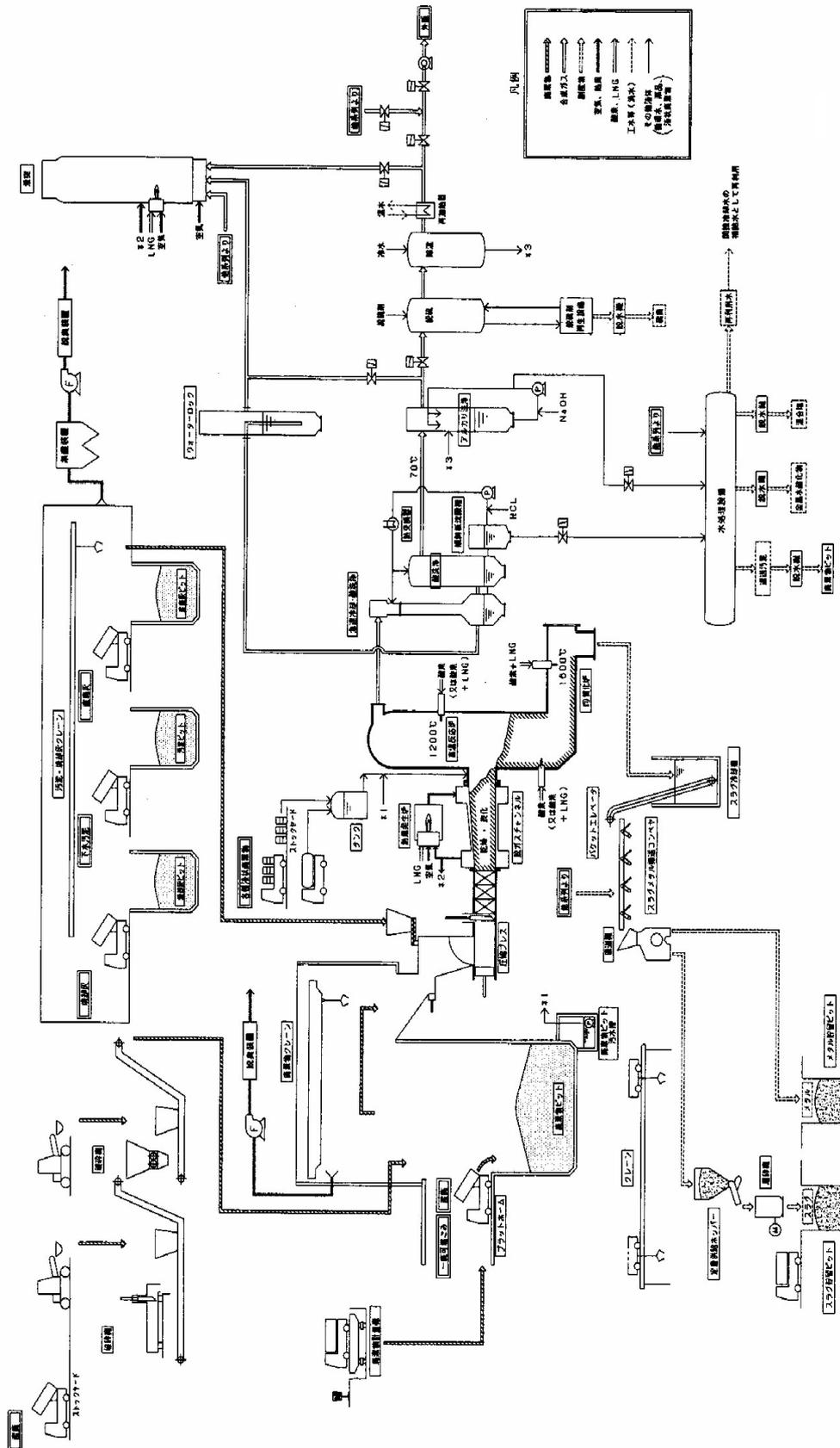
ボイラ

ボイラは、燃焼炉で発生した熱を回収し、蒸気として利用します。蒸気は、発電機や給水ポンプに利用され、その後、蒸気は冷却されて水になり再びボイラに送られます。

ボイラ

ボイラは、燃焼炉で発生した熱を回収し、蒸気として利用します。蒸気は、発電機や給水ポンプに利用され、その後、蒸気は冷却されて水になり再びボイラに送られます。

倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設（水島エコワークス株）のシステムフローシート



廃棄物処理システムフロー図

6 焼却処理施設回収エネルギー・副生成物の有効利用

(1) 水島清掃工場

水島清掃工場では、ごみ焼却に伴い発生する熱を蒸気として取り出し、蒸気タービン発電機で、最大3,400kWの発電を行っている。発電した電力は場内プラントの運転に使用し、余剰電力は自己託送により、本庁舎や下水処理場、その他施設へ供給している。さらにその余剰電力は電力会社に売電している。

水島清掃工場発電量（令和5年度）

発電量	場内等使用量	自己託送量	売電量
27,727MWh	9,468MWh	13,273MWh	4,986MWh

(2) 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設（水島エコワークス）

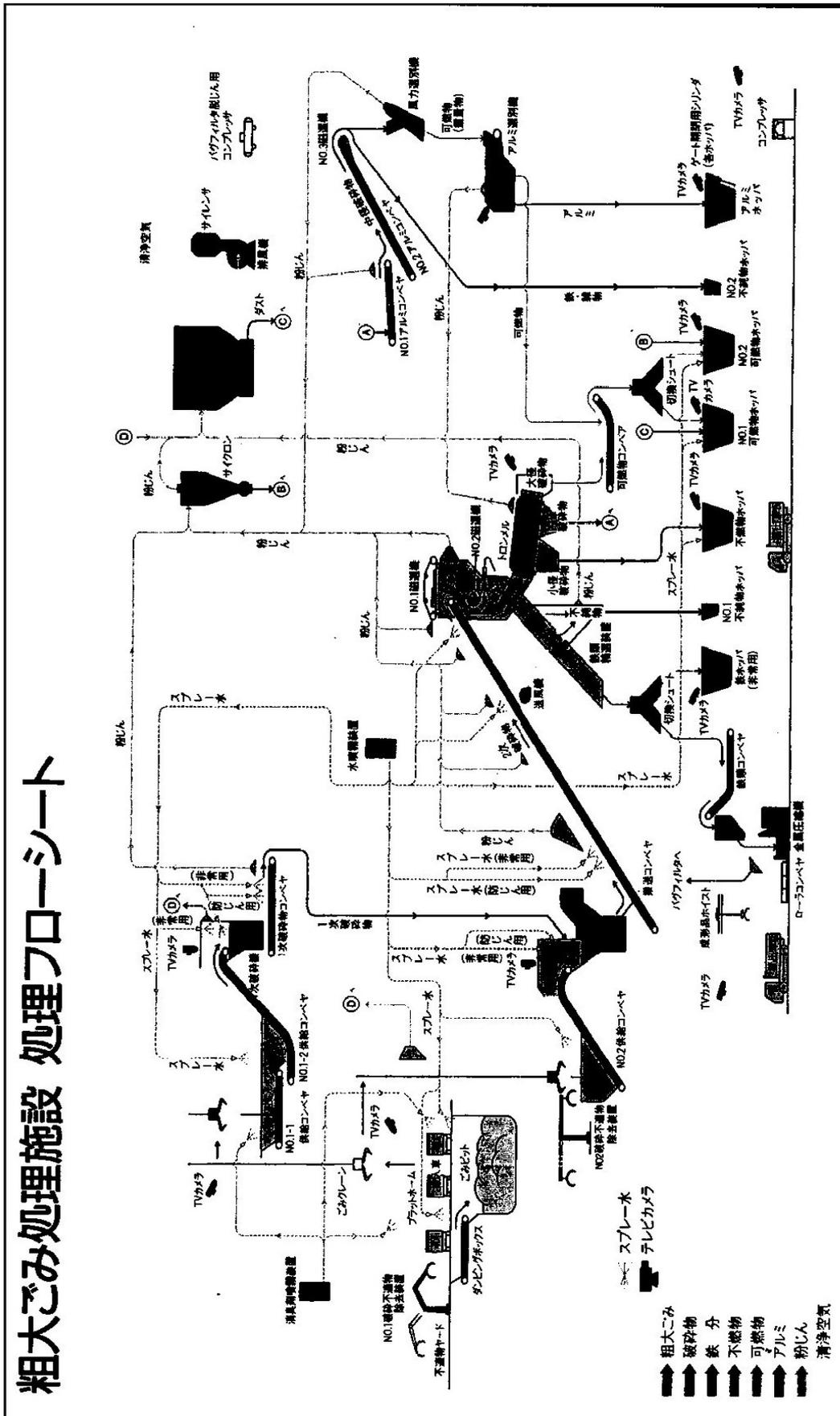
この施設では、令和5年度実績として倉敷市が搬入する一般廃棄物等65,680（トン／年）（可燃ごみ49,102トン、焼却灰9,878トン、下水汚泥6,700トン）と民間事業者である水島エコワークスが独自に行う処理事業で受け入れる産業廃棄物51,718（トン／年）を受け入れ混合処理し、精製合成ガス(回収エネルギー)約126,480（トン／年）を、また、副生成物としてスラグ約22,232（トン／年）、メタル約427（トン／年）、混合塩約1,695（トン／年）等を回収している。

なお、このサーモセレクト方式ガス化改質炉は、容器包装リサイクル法で規定する「その他プラスチック」製容器包装物のリサイクル施設(ガス化によるリサイクル方式)として認められており、本市でもこれを踏まえてこの施設での処理を資源化処理として位置付けているものである。

7 粗大ごみ処理場、資源選別所関連施設

施設名称	東部粗大ごみ処理場		吉備路クリーンセンター 粗大ごみ処理施設
所在地	二子1917-4		真備町箭田481
竣工年月	平成6年3月		平成9年3月
敷地面積	6,870 m ²		15,000 m ²
建築面積	1,043 m ²		6,300 m ²
処理対象品目	粗大ごみ		粗大ごみ
処理能力	80 t/日		36 t/日
運転時間	1日5時間運転		1日5時間運転
設備 内容	破砕方式	2段式破砕(2軸剪断+堅形衝撃剪断)	(不燃性) 2段式破砕(前処理破砕+衝撃せん断) (可燃性) 2軸剪断式
	選別方式	4種選別 (鉄類、アルミ類、可燃物、不燃埋立物)	4種選別 (鉄類、アルミ類、可燃物、不燃埋立物)
建設費		2,894,300 千円	焼却処理施設建設費に含む
	国庫補助	1,064,200 千円	
	起債	1,611,500 千円	
	一般財源	218,600 千円	
工事施工者	極東開発工業(株)		(株)神鋼環境ソリューション

施設名称	資源選別所		吉備路クリーンセンター ストック・カレットヤード*
所在地	水島川崎通1-18		真備町箭田481
竣工年月	平成8年3月		平成9年3月
敷地面積	6,400 m ²		15,000 m ²
建築面積		1,597 m ²	6,300 m ²
	管理棟	138 m ²	—
	選別棟	1,014 m ²	—
	コンテナ倉庫	208 m ²	—
	ストックヤード	237 m ²	1,352.52 m ² (カレットヤード含む)
処理対象品目	びん類		資源ごみ
処理能力	15 t/日		—
運転時間	1日5時間運転		—
設備 内容	破砕方式	—	—
	選別方式	手選別	手選別
建設費		251,306 千円	焼却処理施設建設費に含む
	国庫補助	—	
	起債	197,600 千円	
	一般財源	53,706 千円	
工事施工者	(株)菱水エステック (株)コスガデンキ (有)小田設備		(株)神鋼環境ソリューション



8 リサイクル関連施設

施設名称		倉敷市リサイクル推進センター(愛称:クルクルセンター)	
所在地		児島小川町3697-4	
竣工年月	敷地面積	平成16年11月	10,111㎡
建築面積	本体建物	827㎡	リサイクル推進センター:536㎡ 環境センター:99㎡、共用部分:192㎡
	バイオディーゼルプラント	34㎡	
	ストックヤード	281㎡	
開館時間		9:00～17:15(毎週月曜日及び年末年始休館)	
施設内容		リサイクル学習室、リサイクル体験室ほか	
バイオディーゼルプラント概要		処理能力:100ℓ/バッチ・7時間	
太陽光発電設備		設備容量:20kW	
建設費		893,772 千円(用地費525,972千円含む。)	
起債		687,000 千円	
県補助金		32,920 千円	
一般財源		173,852 千円	
工事施工者		(株)綾野工務店 東海電機(株) (株)児島配管 (株)白神建設	

9 最終処分場

処分場名		東部最終処分場(2期)
設置主体		倉敷市
所在地		二子1923-5
埋立面積		33,000 ㎡
埋立容量		330,000 ㎥
埋立期間	埋立開始	平成15年3月
	終了	令和22年3月予定 (残余容量調査による)
浸出液処理施設		生物処理(含脱窒)+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭+貯留槽1,000㎥
建設費		1,389,683千円
国庫補助		551,702千円
起債		795,900千円
一般財源		42,081千円
工事施工者		間組・大森工務店ほか

倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業(平成17年4月開始)においては、既存施設の焼却灰を溶融処理し、スラグとして再利用しており、最終処分場の大幅な延命化となっている。

10 跡地利用

(1) 西部ふれあい広場

西部最終処分場は平成9年2月に搬入停止し、平成9年度に整地工事を実施した。

その後、平成10年度に跡地利用について地元協議を行い、多目的広場などの建設を行うこととなった。

跡地整備事業は、平成11年度から平成13年度までの3ヶ年で行った。(主な工事は下記のとおり)

平成9年度	整地工事	29,897千円
平成11年度	造成工事、植栽工事	44,971千円
平成12年度	造成工事、植栽、便所、舗装工事	42,000千円
平成13年度	テニスコート工事	24,915千円
	建設費計	141,783千円

□建設費 141,783千円の内訳

- ・起債 97,700千円
- ・一般財源 44,083千円

跡地整備事業は平成13年度末に完了し、平成14年4月1日に、西部ふれあい広場としてオープンした。

西部ふれあい広場全体を平成30年7月豪雨災害による災害廃棄物の仮置場として使用したが、翌年度に行った復旧工事において、テニスコートを廃止し、多目的広場及び駐車場を拡張した。

現在の施設としては、多目的広場3面(約20,000㎡)(無料)、屋外トイレ、駐車場(114台)(うち身障者用3台)などであり、受付等の運営は直営で、施設の除草等清掃業務と鍵の管理、巡回業務を地元町内会に委託している。

多目的広場はグラウンドゴルフやサッカースポーツ少年団の練習、地域の交流行事などに利用されている。

(2) 水島ふれあいセンター

平成6年12月に水島清掃工場が完成、本格稼働したことに伴い、旧水島ごみ焼却処理場は、平成6年8月に運転休止、平成8年3月に施設を解体、撤去した。地元との跡地利用協議の結果、福利厚生施設（体育館、コミュニティーハウスなど）を建設することとなった。

跡地整備事業は、平成8年度から平成10年度の3カ年で行った。（建設費652,500千円）

□建設費	652,500千円の内訳
・起債	495,200千円
・一般財源	157,300千円

水島ふれあいセンターの施設は平成10年11月30日に完成し、平成11年2月20日にオープンした。

施設内容としては、体育館（887㎡、有料）、コミュニティーハウス（680㎡）[研修室・大広間（有料）、和室休憩室、浴室（無料）など]、多目的広場（4,731㎡、無料）、子供広場（1,100㎡、無料）、屋外トイレ、駐車場（29台）（うち身障者用3台）などで、受付等の運営を指定管理者（(財)倉敷市スポーツ振興協会）に、建物等の清掃を地元町内会に委託している。

体育館はバレーボール、バスケットボールなどの市内のサークル活動に、研修室は生け花などの趣味の会や地域住民の会合などに、大広間は日舞や三味線などに、多目的広場は地域の子供のサッカーやソフトボールに利用されている。また、子供広場には多目的遊具、ベンチ、砂場、パーゴラ（日陰棚）などを備え地域住民の憩いの場となっている。

1 1 し尿処理場

施設名称		倉敷衛生センター	水島衛生センター	児島衛生センター	玉島衛生センター	備南衛生施設組合(清鶴苑)	総社広域環境施設組合(アケアセンター吉備路)
設置主体名		倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市、岡山市、早島町	総社市、倉敷市
所在地		白楽町424	水島川崎通1丁目	児島小川町3670	玉島乙島8255	茶屋町1919	総社市窪木1101
建築年月	着工	令和3年2月	昭和43年1月	し尿収集業務 し尿処理は、児島下水処理場が担当している。	昭和56年1月	昭和58年10月	平成16年10月
	竣工	令和6年12月予定(解体工事を含めた竣工)	昭和44年3月		昭和56年10月	昭和60年11月	平成19年1月
敷地面積		4,928 m ²	10,479 m ²		7,057 m ²	8,333 m ²	14,417 m ²
建築面積		1,067.71 m ²	180 m ²		614 m ²	1,998 m ²	1,811.77 m ²
処理能力		158kℓ/日	128kℓ/日	85kℓ/日	70kℓ/日	80kℓ/日	90kℓ/日
処理方式		浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素方式+汚泥助燃剤化方式	前処理		前処理	標準脱窒素処理+凝集沈殿+オゾン処理+砂ろ過+活性炭吸着+抗火石浸漬床	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式(浄化槽汚泥対応型)+活性炭
放流先		下水道	下水処理場		下水処理場	倉敷川	前川
処理目標及び上乗せ基準等						BOD10 mg/ℓ SS 5 mg/ℓ T-N10 mg/ℓ T-P1 mg/ℓ	BOD10 mg/ℓ SS 5 mg/ℓ T-N10 mg/ℓ T-P1 mg/ℓ
設備内容	前処理施設	有:前脱水	有		有	有	有:前脱水
	希釈水	無	無		無	河川水	無
	汚泥処理	助燃剤化・場外搬出				脱水・場外搬出(乾燥・焼却はH19.7~休止)	脱水・場外排出
	汚泥処分	外部焼却				民間委託	民間委託
	脱臭方式	生物脱臭+活性炭	湿式脱臭		湿式脱臭	生物脱臭+アルカリ洗浄+活性炭	アルカリ洗浄+活性炭
建設費		3,148,536,820 (解体・下水工事費を除く)円	187,627,430 円		305,812,000 円	1,649,445,000 円	2,408,700,000 円
内訳	国庫補助	681,019,000 円	51,500,000 円		150,000,000 円	534,374,000 円	—
	県補助	0 円	3,070,000 円		—	—	—
	起債	2,155,100,000 円	81,700,000 円		117,600,000 円	621,100,000 円	2,112,500,000 円
	一般財源	312,417,820 円	51,357,430 円		38,212,000 円	493,971,000 円 指定寄付 51,188 千円含	296,200,000 円
工事施工者		クボタ環境エンジニアリング(株)	荏原インフィルコ(株)		荏原インフィルコ(株)	久保田鉄工(株)	株クボタ

前処理施設設置等			昭和59年4月				
工事費			147,367,000 円				
内訳	起債		130,500,000 円				
	一般財源		16,867,000 円				

1 2 し尿貯留施設

本市では、し尿収集困難地区対策としてし尿貯留槽を設置していたが、衛生上の問題もあり、廃止手続きを進めている。現在使用されている貯留槽は、玉島地区の1箇所のみで、廃止手続きが完了している6箇所のうち、令和2年度に1箇所の解体撤去を行った。残り5箇所については、今後、順次解体していく方針である。

また、真備地区にはし尿をアクアセンター吉備路へ搬送するための中継槽が1箇所ある。

し 尿 貯 留 施 設 一 覧

(令和6年4月1日現在)

名 称	所 在 地	位置の現況	許容量
柏島東深底貯留槽	玉島柏島	深 底 池 西 側	約 6 kℓ
箭 田 中 継 槽	真備町箭田	真備総合公園北側	約160kℓ

1 3 公衆便所

(1) リサイクル推進部所管

(令和5年4月1日現在)

名称	所在地	設備	構造	面積㎡	建築年月日	備考	
中央1丁目	中央1丁目	水洗	鉄筋コンクリート造	47.61	昭和41年3月31日	多目的トイレ設置 H18内部改造	
本町	本町3	水洗	鉄筋コンクリート造	13.90	昭和63年3月31日		
鶴形1丁目	鶴形1丁目	水洗	鉄筋コンクリート造	11.30	昭和38年3月31日		
鶴形2丁目	鶴形2-735-3	水洗	鉄筋コンクリート造	6.52	昭和57年3月31日		
倉敷駅北	寿町 13-1	2Fデッキ	水洗	鉄骨造	47.97	平成 9年3月31日	多目的トイレ設置
		1F広場		鉄筋コンクリート一部鉄骨造	30.72	平成 9年2月 1日	多目的トイレ設置
倉敷駅南	阿知1-600	水洗	鉄筋コンクリート造	24.73	昭和58年9月10日	多目的トイレ設置	
中庄駅	鳥羽17-1	水洗	鉄筋コンクリート造	58.42	平成 7年3月31日	多目的トイレ設置	
水島栄町	水島東栄町7	水洗	鉄筋コンクリート造	28.50	平成 1年3月31日	多目的トイレ設置	
茶屋町駅	茶屋町478	水洗	コンクリートブロック造	24.00	昭和63年3月20日	多目的トイレ設置	
木見駅	木見469	くみ取り	コンクリートブロック造 折板ぶき平屋建て	9.00	昭和63年3月20日		
児島駅	児島駅前1-4035-3	水洗	コンクリートブロック造	58.50	昭和63年3月20日	多目的トイレ設置	
児島駅前	児島駅前1-4030-2	水洗	鉄筋コンクリート造	75.60	昭和63年7月 8日	多目的トイレ設置 内部改造	
児島環境センター前	児島小川町3697	水洗	鉄筋コンクリート造	17.84	平成15年	多目的トイレ設置	
上の町駅	児島上の町2丁目	水洗	コンクリートブロック造 折板ぶき平屋建て	9.00	昭和63年3月20日		
玉島港橋	玉島中央1丁目地内	水洗	木造	15.29	平成28年3月27日	多目的トイレ設置	
玉島中央公園	玉島中央町3-911-9	水洗	鉄筋コンクリート造	36.98	平成 1年3月31日		
玉島中央町駐車場	玉島中央町1-23-10	水洗	鉄筋コンクリート造	29.71	平成 3年3月31日	多目的トイレ設置	
新倉敷駅前	玉島爪崎528-6	水洗	鉄筋コンクリート造	44.60	平成12年3月31日	多目的トイレ設置	

(2) 他部署所管 (清掃のみ実施)

名称	所在地	設備	構造	面積㎡	建築年月日	所管
西中新田卸売 市場内	西中新田525	水洗	鉄筋コンクリート造	16.00	昭和45年12月	商工課
浅原	浅原1619	水洗	アルミサンドイッチ パネル壁式構造	23.04	昭和13年1月 8日	観光課

第8章 産業廃棄物対策事業

1	概説	87
2	産業廃棄物処理業等の許可状況	87～88
3	PCB廃棄物対策	88～89
4	産業廃棄物監視指導事業の状況等	89～90
5	啓発活動の推進	91

第8章 産業廃棄物対策事業

1 概説

本市は、平成13年度から産業廃棄物関連業務を所管しており、排出事業者や処理業者に対して、産業廃棄物の適正処理及び減量化の指導等を行っている。

その主な業務として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づく産業廃棄物処理業（収集運搬業及び処分業）の許可、産業廃棄物処理施設の設置許可、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく登録及び許可、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）に基づく確実かつ適正な処理を推進している。また、排出事業者や処理業者に対する立入検査・指導、苦情への対応等を行うとともに、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止のため、産業廃棄物監視指導員を任用しての定期的なパトロールや、ヘリコプターによる上空監視などを行っている。

このほか、講習会等を通じて関係法令等を周知し、産業廃棄物対策課のホームページや啓発チラシ等を活用して、産業廃棄物に関する正しい情報の提供に努めている。

2 産業廃棄物処理業等の許可状況

(1) 産業廃棄物処理業及び処理施設に係る令和5年度の許可件数

産業廃棄物処理業						特別管理産業廃棄物処理業						産業廃棄物処理施設			
収集運搬業			処分業			収集運搬業			処分業						
新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更	新規	更新	変更	設置	変更	譲受け 借受け	合併 分割
2	26	2	4	5	5	0	6	0	0	2	2	0	0	0	1

(2) 産業廃棄物処理業及び処理施設に係る令和5年度の変更届出件数

産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	処理施設軽微変更届
188	24	48

(3) 産業廃棄物処理業許可数

(令和6年3月31日現在)

産業廃棄物処理業				特別管理産業廃棄物処理業			
収集運搬業		処分業		収集運搬業		処分業	
積替保管無	積替保管有	中間処理	最終処分	積替保管無	積替保管有	中間処理	最終処分
32	82	74	4	7	9	6	1

(4) 産業廃棄物処理施設数

(令和6年3月31日現在)

施設の 種類	中間処理施設							最終処分場		計		
	汚泥		廃油		廃プラスチック類		木くず・がれき類の破碎	シアン化合物の分解	その他産廃の焼却		管理型最終処分場	安定型最終処分場
	脱水	焼却	油水分離	焼却	破碎	焼却						
施設数	10	7	5	4	14	5	62	2	12	2	4	127

(施設の種類において重複するものがある。)

(5) 自動車リサイクル法の登録及び許可件数

(令和6年3月31日現在)

登録業者		許可業者	
引取業	フロン類回収業	解体業	破碎業
70	32	13	10

3 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物対策

倉敷市内におけるPCB廃棄物の保管事業者は、毎年6月30日までに倉敷市長に対し前年度の保管状況等について届出を行うこと及びPCB廃棄物を定められた期間内に処分することが、PCB特措法により義務付けられている。

産業廃棄物対策課では、この届出内容に対する精査を行い、届出のあった事業者の保管事業場に対して立入検査を行うとともに、この届出内容を縦覧に供している。

また、高濃度PCB廃棄物（コンデンサー、変圧器及び照明器具用の安定器等）が新たに発見された場合、保管する事業場に立入検査を行うとともに保管状況に関する指導を重点的に行っている。

◇ 令和5年度PCB廃棄物に関する指導状況等

PCB廃棄物の保管状況等の届出件数	114
立入件数（調査指導）（延べ）	9

区分	低濃度PCB廃棄物
説明	① PCB含有濃度が0.5mg/kgを超え、5,000mg/kg以下の不燃性の廃棄物（コンデンサー、変圧器など） ② PCB含有濃度が100,000mg/kg以下の可燃性の廃棄物（廃感圧紙や橋梁塗膜など）
処分期間	令和9年3月31日まで

※ PCB特措法では、全ての高濃度PCB廃棄物の処分期間は終了。

4 産業廃棄物監視指導事業の状況等

(1) 監視指導事業

警察官OB4名を産業廃棄物監視指導員（会計年度職員）として採用し、2班体制で関係事業場等に対する立入りやパトロールを実施することで、不適正処理事案等を早期に把握して是正を求めるなどの指導を行うほか、市民等から寄せられる廃棄物等に関する苦情に対応している。

◇ 立入検査の実施状況（令和5年度）

区 分	一般立入 件 数	苦情対応 件 数
事業者	2, 6 7 0	1 6
処理業者	1, 1 1 2	0
合 計	3, 7 8 2	1 6

◇ 苦情対応等の内訳（令和5年度）

区 分	件数
不法投棄	3
不適正保管	0
不適正処理	0
野外焼却	1 0
不適正焼却	3
そ の 他	0
合 計	1 6

(2) 航空機による監視

職員がヘリコプターに搭乗し、市内全域において特に山間部を中心に監視を行う上空監視業務を年4回実施している。また、令和5年度はセスナ機による上空監視を1回実施した。

(3) 夜間休日不法投棄等監視業務委託事業

監視が手薄となる夜間休日中の監視体制を補完するため、民間警備会社に委託し、不法投棄の早期発見と不適正処理の未然防止を目的としたパトロール監視を実施している。

◇ 夜間休日監視業務実施状況

(令和5年度実績)

平日夜間	1 6 時以降指定時間帯	4 9
休日昼間	9 時～1 7 時	1 0 0
指定日	任意時間帯	1 8

(4) 不法投棄防止用カメラの設置による監視活動の強化

市内の不法投棄頻発場所を選定し、不法投棄防止用カメラを設置して未然防止を図っている。

(5) 悪質事案に対する積極的な行政処分等の実行

産業廃棄物の不適正処理事案や野外焼却事案については、行為者に対して廃棄物の撤去、行為の中止等の改善指導を適宜行っている。行政指導の繰り返しにとどまることなく、悪質業者に対しては、積極的かつ速やかな行政処分を実施し、また、捜査機関との連携強化による事件化など、強い廃棄物行政の構築に努めている。

5 啓発活動の推進

- (1) 産業廃棄物の排出事業者・処理業者・再生利用業者等に対し、講習会等を通じて関係法令等の周知に努めている。
- (2) 産業廃棄物対策課のホームページや啓発チラシ等を活用して、産業廃棄物に関する正しい情報の提供に努めている。このほか、廃棄物処理法の要点をまとめた「産業廃棄物ガイドブック」を製作し、産業廃棄物の排出事業者・処理業者・再生利用業者等に配布している。

第9章 参考資料

1	倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	95～101
2	倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則	102～119
3	倉敷市ごみステーションの設置等に係る取扱要綱	120～122
4	倉敷市一時多量ごみの施設搬入に関する要綱	123～125
5	倉敷市一般廃棄物（ごみ）処分業許可取扱い要綱	126～127
6	倉敷市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可取扱い要綱	128～134
7	倉敷市廃棄物処理施設設置専門委員会条例	135～136
8	倉敷市一般廃棄物処理施設設置等指導要綱	137～141
9	倉敷市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例	142～144
10	倉敷市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例施行規則	145～146
11	倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則	147～158
12	倉敷市事業系一般廃棄物（びん類）再資源化補助金交付要綱	159～161
13	倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会規程	162
14	倉敷市一般廃棄物処理施設整備審議会条例	163
15	倉敷市水島ふれあいセンター条例	164～167
16	倉敷市リサイクル推進センター条例	168～171
17	倉敷市リサイクル推進センターにおける再生品等の展示及び販売に関する要綱	172～173
18	倉敷市西部ふれあい広場条例	174～176
19	倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例	177～178
20	倉敷市一般廃棄物処理業等合理化作業計画審議会条例	179～180
21	倉敷市一般廃棄物の搬入に係る協力金及び手続に関する要綱	181～183
22	倉敷市廃棄物処理手数料の徴収委託に関する規則	184～187
23	倉敷市し尿くみ取り業務補助金交付要綱	188～189
24	倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱	190～191
25	倉敷市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱	192～194
26	倉敷市3R推進事業優良事業者表彰制度実施要綱	195
27	倉敷市地域美化推進員設置要綱	196～197
28	倉敷市ペットボトル回収容器設置要綱	198
29	倉敷市環境衛生改善事業補助金交付要綱	199～201
30	倉敷市マイボトル・マイ箸運動推進協力店認定制度実施要綱	202～203
31	倉敷市ふれあい収集実施要綱	204～205
32	倉敷市家庭用品再利用銀行業務実施要領	206～207

3 3	平成30年7月豪雨災害に係る被災建造物又は災害等廃棄物の公費による撤去等に関する要綱 -----	208～209
3 4	平成30年7月豪雨災害に係る被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等を自ら 実施した者に対する所要経費の償還に関する要綱-----	210～212
3 5	くらしき食品ロスゼロ推進店認定制度実施要綱-----	213～214
3 6	令和6年度倉敷市一般廃棄物処理実施計画 -----	215～220
3 7	令和5年度ごみ処理事業実績 -----	221～224
3 8	ごみ処理手数料改定経過 -----	225
3 9	し尿くみ取り手数料・市補助金改定経過 -----	226
4 0	一般廃棄物収集運搬業者 -----	227～230
4 1	環境事業年表 -----	231～246

1 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成5年3月25日 条例第8号
(最終改正) 令和5年4月1日 (未施行)

倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例(昭和47年倉敷市条例第1号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 一般廃棄物及び産業廃棄物をいい、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。)をいう。
- (2) 一般廃棄物 産業廃棄物以外のすべての廃棄物をいう。
- (3) 特別管理一般廃棄物 一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。)第1条第1号から第3号までに定めるものをいう。
- (4) 産業廃棄物 単に営利を目的とする企業活動にとどまらず、公共的事業をも含む広義の事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他施行令第2条第1号から第13号までに定めるものをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、一般廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

- 2 市長は、再生利用等による廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援し、廃棄物の減量及び適正処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図らなければならない。
- 3 市長は、廃棄物の減量の推進に関して、必要と認めるときは、事業者及び市民に対し、指導又は助言を行うことができる。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により、廃棄物の再生利用を図り、廃棄物を分別して排出し、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めるとともに、その他その適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる廃棄物の排出を抑制し、再生利用等を行うことにより廃棄物の減量に努めるとともに、自ら廃棄物を適正に処理しなければならない。

- 2 事業者は、過剰包装等の回避に努めるとともに、製品、容器等が廃棄物となった場合における処理が困難とならず、環境の保全に配慮した製品、容器等の開発を行わなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に伴つて生ずる廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(清潔の保持)

第6条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

- 2 何人も、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所に紙くず、吸い殻、空き缶、空き瓶等を捨てないようにしなければならない。
- 3 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の清潔を保つように努めなければならない。
- 4 土木、建築工事等の施行者は、工事に伴い発生した土砂、がれき、廃材等を早期に適切に処理し、不法投棄の誘発や都市の美観を損なわないようにしなければならない。
- 5 公共の場所で、ビラ、チラシ等を配布した者は、その付近に散乱した当該ビラ、チラシ等を速やかに清掃しなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第7条 市長は、一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

- 2 一般廃棄物処理計画は、法第6条第2項各号に掲げる事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理)

第8条 市長は、一般廃棄物処理計画に従って、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

- 2 一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）の収集、運搬及び処分についての基準は、法第6条の2第2項によるものとする。
- 3 特別管理一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての基準は、法第6条の2第3項によるものとする。

(占有者の協力義務)

第9条 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

- 2 土地又は建物の占有者は、自ら処分しない一般廃棄物に有毒性、危険性、悪臭その他市の行う処理作業に支障を及ぼすおそれのある物を混入してはならない。

(多量の一般廃棄物)

第10条 市長は、事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

- 2 前項の多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) ごみ又は粗大ごみは、各々別に又はこれを合わせた量が1箇月1日平均100キログラム以上若しくは0.5立方メートル以上のもの又は一時に200キログラム以上若しくは1立方メートル以上のもの
 - (2) し尿又は浄化槽汚泥は、1日平均180リットル以上のもの
- 3 前項第1号のごみ又は粗大ごみは、焼却、破碎、圧縮等あらかじめ前処理に努めなければならない。

(一般廃棄物の処理手数料)

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、次に定める一般廃棄物処理手数料（以下「処理手数料」という。）を徴収する。ただし、市長が定める処理方式又は市長の指定する場所に搬入したものについては、この限りでない。

(1) 不燃物

事業活動から排出される不燃物を市の処理場に搬入する場合は、その不燃物の重量10キログラムにつき153円（*R7.4.1*～*170円*）を徴収する。この場合において、10キログラム未満の端数を生じるときは、

当該端数を10キログラムとみなす。

(2) 可燃物

事業活動から排出される可燃物を市の処理場に搬入する場合は、その可燃物の重量10キログラムにつき153円(17.41~170円)を徴収する。この場合において、10キログラム未満の端数を生じるときは、当該端数を10キログラムとみなす。

(3) 粗大ごみ

ア 一般家庭から排出される粗大ごみ(家具類、自転車、複合製品(可燃性素材と不燃性素材の複合により造られた製品で容易に分別できないもの)等で規則で定めるものをいう。以下同じ。)を戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をする場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり又は45リットル入り透明袋1袋当たり2,000円以内で規則で定める額を徴収する。ただし、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第50条に規定する特定家庭用機器一般廃棄物(以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。)を戸別収集の申込みにより収集及び運搬をする場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり3,600円以内で規則で定める額を徴収する。

イ 一般家庭から排出される粗大ごみを市の処理場に自己搬入して処分をする場合又は一時多量ごみ(遺品の整理等に伴い、一般家庭から一時に、かつ、多量に排出される一般廃棄物をいう。以下同じ。)として排出される粗大ごみを法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者(以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。)への委託により搬入して処分をする場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり又は45リットル入り透明袋1袋当たり500円以内で規則で定める額を徴収する。ただし、特定家庭用機器一般廃棄物を市の処理場に自己搬入する場合又は一時多量ごみとして排出される特定家庭用機器一般廃棄物を一般廃棄物収集運搬業者への委託により搬入する場合は、当該粗大ごみの品目別1個当たり1,900円以内で規則で定める額を徴収する。

(4) し尿

1回の収集につき、アからエまでの規定により算出した額を徴収する。この場合において、確定金額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

ア 72リットルまで 748円

イ 72リットルを超える場合は、超過分に対し、18リットル(18リットル未満は、18リットルとみなす。以下同じ。)ごとに187円を加算する。

ウ 使用するホースが40メートルを超える場合は、330円を加算する。

エ 下水道法(昭和33年法律第79号)第9条第1項の規定により下水道の供用開始を公示された区域で、公示された日から3年を経過した区域については、収集量全体に対し、18リットルごとに33円を加算する。

(5) 犬、猫等の死体

1体につき 1,048円

2 前項の規定による処理手数料の額には、消費税及び地方消費税を含む。

(市が処理することができる産業廃棄物の種類)

第12条 市が処理(収集及び運搬を除く。以下この条において同じ。)することができる産業廃棄物は、固形状のもので、一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない範囲内のもので、市長があらかじめ認めたものとする。

(産業廃棄物の処理費用)

第13条 市長は、前条に定める産業廃棄物の処理に要する費用(以下「処理費用」という。)をその産業廃棄物の重量10キログラムにつき153円(17.41~170円)(消費税及び地方消費税を含む。)を徴収する。この場合において、10キログラム未満の端数を生じるときは、当該端数を10キログラムとみなす。

(処理手数料等の徴収方法)

第14条 処理手数料及び処理費用は、次の方法により徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 処理手数料は、市長が、別に定めるもののほか、その都度納入通知書により徴収する。
- (2) 処理費用は、処理の申出のあった者から、その申出の際に納入通知書により徴収する。

(処理手数料の証紙による徴収等)

第14条の2 前条の規定にかかわらず、第11条第3号に規定する処理手数料は、地方自治法第231条の2第1項の規定に基づき、証紙による収入の方法により徴収する。

- 2 証紙の券面金額は、100円、200円、300円、500円及び1,000円とし、その形式は、規則で定める。
- 3 第11条第3号に規定する処理手数料の納付は、市又は粗大ごみ収入証紙売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）から証紙を購入することにより行うものとする。この場合においては、領収書は発行しない。
- 4 著しく汚染し、又は損傷した証紙は、無効とする。
- 5 証紙は、これを返還して現金の還付を受け、又は他の証紙とこれを交換することができない。ただし、第2項の規定による証紙の種類及び形式を変更し、若しくは廃止したとき、又は次条に規定する売りさばき人の指定を取り消したとき、その他市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- 6 前各項に定めるもののほか、証紙の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

(売りさばき人の指定)

第14条の3 市長は、売りさばき人を指定できるものとし、売りさばき人を指定したとき、又は売りさばき人の指定を取り消したときは、直ちに告示するものとする。

(処理手数料等の減免)

第15条 市長は、災害その他特別の事情があると認める者に対しては、処理手数料又は処理費用を減額し、又は免除することができる。

(収集運搬業、処分業及び清掃業の許可等の手数料)

第16条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業（以下「収集運搬業」という。）、法第7条第4項の規定による一般廃棄物処分業（以下「処分業」という。）、又は浄化槽法第35条第1項の規定による浄化槽清掃業（以下「清掃業」という。）、の許可等を受けようとする者は、次に定める手数料を申請のときに納入しなければならない。

- (1) 収集運搬業、処分業若しくは清掃業の許可を受けようとする者又は当該許可の更新を受けようとする者
1件につき 10,000円
- (2) 収集運搬業、処分業又は清掃業の許可証の再交付を受けようとする者
1件につき 5,000円
- (3) 従事者証の交付を受けようとする者
従事者1人につき 300円
- (4) 従事者証の再交付を受けようとする者
従事者1人につき 200円

(市長の減量義務)

第17条 市長は、資源ごみの収集、一般廃棄物の処理施設での資源の回収等を積極的に行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再生利用の促進を図り、廃棄物の減量に努めるものとする。

- 2 市長は、再生利用等による一般廃棄物の減量を推進するため、再生利用の促進に関する計画を策定するものとする。
- 3 市長は、法第20条の2第1項に規定する登録廃棄物再生事業者に対し、一般廃棄物の再生に関して、必要な協力を求めることができる。

(市民の減量義務)

第18条 市民は、集団回収等の再生利用の促進のための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により廃棄物

の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。

- 2 市民は、商品を購入するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第19条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずる等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

- 2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の再利用を促進するように努めなければならない。
- 3 事業者は、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努めるとともに、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の再生利用の促進に努めなければならない。
- 4 事業者は、市民が商品の購入等に際して、適正な包装、容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が包装、容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(技術管理者の資格)

第20条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前において、改正前の倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった一般廃棄物処理手数料、産業廃棄物処理費用又は各種許可若しくは交付の手数料は、なお従前の例に

よる。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

- 3 船穂町及び真備町(以下「両町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)から平成18年9月30日までの間に倉敷市船穂町不燃物処分場又は倉敷市真備町不燃物投入場へ自己搬入される一般家庭から排出される不燃物の処理手数料は、第11条第1号アの規定にかかわらず、船穂町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和47年船穂町条例第24号。以下「船穂町条例」という。)又は真備町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成8年真備町条例第13号)(以下「両町条例」という。)の例による。
- 4 編入日から平成18年9月30日までの間に両町の区域から排出される粗大ごみの処理方法及び収集に係る処理手数料は、第11条第3号アの規定にかかわらず、両町条例の例による。
- 5 編入日から平成18年9月30日までの間に倉敷市船穂町不燃物処分場へ自己搬入された粗大ごみの処理手数料は、第11条第3号イの規定にかかわらず、船穂町条例の例による。
- 6 真備町の区域内において収集するし尿の処理手数料の端数処理については、第11条第4号の規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、1円未満を切り捨てるものとする。
- 7 船穂町の区域内において収集するし尿の処理手数料については、第11条第4号アの規定にかかわらず、編入日から平成18年3月31日までの間に収集したものにあっては72リットルまで360円、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に収集したものにあっては72リットルまで537円とする。
- 8 船穂町の区域内において収集するし尿の処理手数料加算単価については、第11条第4号イの規定にかかわらず、編入日から平成18年3月31日までの間に収集したものにあっては18リットルごとに90円、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの間に収集したものにあっては18リットルごとに134円25銭とする。
- 9 真備町の区域内において収集するし尿の処理手数料については、第11条第4号アの規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、72リットルまで604円80銭とする。
- 10 真備町の区域内において収集するし尿の処理手数料加算単価については、第11条第4号イの規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、18リットルごとに151円20銭とする。
- 11 両町の区域内において収集するし尿の処理手数料加算については、第11条第4号ウ及びエの規定にかかわらず、編入日から平成20年3月31日までの間に収集したものは、これを行わないものとする。
- 12 編入日から平成18年9月30日までの間に両町の区域内において排出される犬、猫等の収集に係る処理手数料は、第11条第5号の規定にかかわらず、両町条例の例による。

附 則(平成8年3月22日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成8年4月規則第26号で、同9年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、改正前の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった処理手数料、処理費用又は各種許可若しくは交付の手数料は、なお従前の例による。

附 則(平成9年3月25日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の各種使用料等に係る規定は、この条例の施行の日以後に使用等の許可を受けた者について適用し、同日前に使用等の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則(平成9年6月30日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前において、改正前の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定により徴収し、又は徴収すべきであった一般廃棄物処理手数料は、なお従前の例による。

附 則(平成9年9月30日条例第40号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第1号イ若しくは第2号又は第13条の規定の適用については、この条例の施行の日から平成10年3月31日までの間においては、改正後の条例第11条第1号イ及び第2号並びに第13条中「10キログラム」とあるのは「20キログラム」と、「60円」とあるのは「120円」とする。

附 則（平成12年3月24日条例第7号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日条例第39号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に処理した処理手数料及び処理費用について適用し、同日前に処理した処理手数料及び処理費用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月23日条例第27号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月28日条例第42号）

この条例は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成17年7月27日条例第138号）

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日条例第172号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月19日条例第68号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第50号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

- 6 この条例（第1条及び第34条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

- 6 この条例（第2条及び第32条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（令和4年6月29日条例第33号）

この条例中第1条の規定は令和5年4月1日から、第2条の規定は令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和4年9月30日条例第50号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(令和4年倉敷市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第11条第1項第1号イ」を「第11条第1項第1号」に改める。

2 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

平成5年7月30日規則第67号
(最終改正) 令和5年4月1日

倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則（昭和47年倉敷市規則第1号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年倉敷市条例第8号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の分別等)

第2条 条例第9条第1項に規定する「一般廃棄物を適正に分別」とは、固形状一般廃棄物を原則として次に掲げのごみに分別することをいう。ただし、これにより難いときは別の分別方法によることができる。

(1) 燃やせるごみ

厨芥類、プラスチック類、木くず、灰及び再生できない紙くず等で袋に入る程度の燃やせるもの

(2) 資源ごみ

紙類、布類、金属類、びん類、ガラス類等で資源として再生利用が可能なもの

(3) 埋立ごみ

陶磁器類等でおおむね18リットル缶より小さく燃やせないもの

(4) 粗大ごみ

家具類、自転車、複合製品（可燃性素材と不燃性素材の複合により造られた製品で容易に分別できないもの）等で、別表第1に規定するもの

(5) 使用済乾電池

2 一般家庭から排出される一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び犬、猫等の死体を除く。以下「家庭ごみ」という。）を市の収集にゆだねる場合においては、次の各号に掲げる家庭ごみについて、当該各号に定めるところによる。

(1) 粗大ごみ 事前に戸別収集の申込みを行い、申込み時に取り決めた場所及び日時に持ち出さなければならない。

(2) 家庭ごみ（粗大ごみを除く。） あらかじめ定められた場所（以下「ごみステーション」という。）及び日時に持ち出さなければならない。

3 家庭ごみを市の収集にゆだねる場合、市の処理場に自己搬入する場合若しくは一時多量ごみとして一般廃棄物収集運搬業者への委託により搬入する場合又は事業活動から排出される一般廃棄物（し尿、浄化槽汚泥及び犬、猫等の死体を除く。以下「事業ごみ」という。）を市の処理場に自己搬入する場合若しくは一般廃棄物収集運搬業者への委託により搬入する場合には、次に掲げる基準に適合した透明又は半透明の袋を使用しなければならない。ただし、袋に入れることがなじまないごみについては、この限りでない。

(1) ポリエチレン製であること。

(2) 着色料を含まないものであること。

(3) 容量が90リットル以下であること（粗大ごみの場合は、45リットル以下とする。）。

(4) ごみの飛散若しくは流失又は悪臭の漏出のおそれのない丈夫なものであること。

(大掃除の計画)

第3条 建物の占有者又は管理者は、条例第6条第1項に規定する清潔を保つため、市長が大掃除の計画を定めるときは、計画に従い建物内の全般にわたって大掃除を実施するよう努めなければならない。

(清潔の保持の指導及び勧告)

第4条 市長は、条例第6条に規定する清潔の保持に関して、みだりに廃棄物が捨てられ生活環境を著しく害していると認めるときは、その土地の占有者又は管理者に対して、必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(一般廃棄物減量資源化計画書の作成等)

第5条 条例第10条第1項の規定により市長が一般廃棄物の減量に関する計画書（以下「一般廃棄物減量資源化計画書」という。）の作成を指示し、提出させることができる事業者は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権原を有するものうち市長が必要と認めるもの

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権原を有するものうち市長が必要と認めるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めるもの

2 前項に規定する事業者（以下「大規模事業者」という。）は、次に掲げる事項を記載した一般廃棄物減量資源

化計画書を毎年4月30日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 一般廃棄物の排出量、処分量及び資源化量の前年度実績及び当該年度の見込み
- (2) 前年度実績の自己評価
- (3) 減量及び資源化の方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか一般廃棄物の減量及び資源化に関し必要な事項

3 大規模事業者は、前項の一般廃棄物減量資源化計画書に記載した事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(改善勧告等)

第6条 市長は、一般廃棄物減量資源化計画書の計画が適当でないと認めるときは、当該大規模事業者に対して、その計画の変更を指示することができる。

2 市長は、大規模事業者が前条第2項及び第3項に違反したとき又は一般廃棄物減量資源化計画書の計画を実施していないと認めるときは、当該大規模事業者に対して、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(受入れの拒否)

第7条 市長は、大規模事業者が前条第2項の勧告に従わなかったときは、当該大規模事業者から排出される一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(処理方式又は指定の場所)

第8条 条例第11条第1項ただし書に規定する「市長が定める処理方式又は市長の指定する場所」とは、し尿及び犬、猫等の死体の処理において市長が適当と認めて指示する施設へ搬入することをいう。

(ごみステーション管理責任者)

第9条 ごみステーションへごみを持ち出しする自治会等の代表者は、そのごみステーションの管理責任者を選任したときは、市長に届け出なければならない。

2 ごみステーションの管理責任者は、ごみステーションの管理及びごみ処理等に関する市の施策の連絡及び調整に協力しなければならない。

(収集運搬業、処分業及び清掃業の許可)

第10条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、所定の許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)
- (3) 従事者名簿
- (4) 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (5) 一般廃棄物の積替え又は積替えに係る一時保管を行う場所、運搬車両の車庫等の所在地、構造、配置図及び付近の見取図
- (6) 運搬車両名簿及び自動車検査証の写し
- (7) 作業計画書
- (8) 市税の滞納がないことを証する書類(発行日から3月以内のものに限る。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、所定の許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)
- (3) 従事者名簿
- (4) 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない旨を記載した書類
- (5) 処分先を証明できる書類(最終処分を除く。)
- (6) 作業計画書
- (7) 一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、設計計画書、付近の見取図及び案内図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (8) 市税の滞納がないことを証する書類(発行日から3月以内のものに限る。)
- (9) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項の規定による浄化槽清掃業の許可又は当該許可の更新を受けようとする者は、所定の許可申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第2項第1号から第4号までに規定する書類

- (2) 従事者名簿
 - (3) 市税の滞納がないことを証する書類(発行日から3月以内のものに限る。)
 - (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- 4 市長は、前3項の申請について適当と認めた場合は、2年の期間その他必要な条件を付けて許可するものとする。

(許可証の交付等)

- 第11条 市長は、前条第4項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対して、一般廃棄物収集運搬業許可証、一般廃棄物処分業許可証又は浄化槽清掃業許可証(以下「許可証」という。)を交付する。
- 2 許可業者が許可証を紛失したときは、直ちにその理由を記して市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
 - 3 許可業者が許可証を破損したときは、その許可証を添えて市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
 - 4 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(従事者証の交付等)

- 第12条 許可業者は、一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分又は浄化槽の清掃に従事する者を記載した所定の従事者証交付申請書を市長に提出して、一般廃棄物収集運搬従事者証、一般廃棄物処分従事者証又は浄化槽清掃従事者証(以下「従事者証」という。)の交付を受けることができる。
- 2 従事者証を紛失したときは、直ちにその理由を記して市長に届け出て、従事者証の再交付を受けなければならない。
 - 3 従事者証を破損し、又は記載事項に変更を生じたときは、その従事者証を添えて市長に届け出て、従事者証の再交付を受けなければならない。
 - 4 従事者証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の取消し等)

- 第13条 市長は、法第7条の3、法第7条の4又は浄化槽法第41条第2項の規定によりその許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、所定の許可取消書又は事業停止命令書により行うものとする。
- 2 前項の規定によりその許可を取り消し、又は事業停止を命じたために損害を及ぼすことがあっても、市長はその責めを負わない。

(許可証及び従事者証の返納)

- 第14条 許可業者は、許可証の許可期間又は従事者証の有効期間が満了し、又は許可を取り消されたときは、その日から起算して7日以内に許可証又は従事者証を市長に返納しなければならない。
- 2 許可業者が廃業し、死亡し、合併し、又は解散したときは、本人、相続人その他地位を承継するものは、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証及び従事者証を返納しなければならない。
 - 3 許可業者がその事業を停止されたときは、停止期間中、許可証及び従事者証を市長に返納しなければならない。
 - 4 許可業者は、その従事者が退職したときは、直ちにその者の従事者証を市長に返納しなければならない。

(同業者組合の届出)

- 第15条 許可業者は、同業者組合を設立したときは、組合規約及び組合員名簿を添えて市長に届け出なければならない。

(遵守事項)

- 第16条 許可業者は、廃棄物関係法令及び条例で定めるもののほか、市長が指示した事項を遵守しなければならない。

(粗大ごみの品目別等処理手数料)

- 第17条 条例第11条第1項第3号に規定する規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

(処理手数料等の徴収方法の特例)

- 第18条 条例第14条第1号に規定する「市長が、別に定めるもの」とは、次の方法をいう。
- (1) 条例第11条第1項第4号で定めるし尿に係る処理手数料を徴収する場合において、市の職員がし尿の収集を行ったときは、当該手数料を1箇月ごとに集計し、次のいずれかにより行う。
 - ア 納入義務者が納入通知書により納付することにより、徴収する。
 - イ 納入義務者が預金口座を設けた金融機関に請求し、口座振替の方法により納付することにより、徴収する。
 - (2) 事業ごみを定例的に搬入する場合において、納入義務者が、処理手数料に係る所定の後納申請書により申請を行い、市長の承認を得たときは、納入義務者が、1箇月ごとに集計された当該手数料を納入通知書によ

り納付することにより、徴収する。

- 2 市長は、前項第2号の後納申請書を審査する場合において、当該申請者が次に掲げる要件のいずれをも満たすときは、当該申請を承認することができる。
 - (1) 処理手数料等の滞納がないこと。
 - (2) 適正な分別収集ができること。
 - (3) 処理施設管理者の指示に従った搬入ができること。
- 3 前項に規定する後納申請の承認後、当該申請者が前項各号のいずれかの要件を満たしていないことを市長が認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

(証紙の形式)

第19条 条例第14条の2第2項に規定する形式は、別表第2のとおりとする。

(証紙の出納保管)

第20条 会計管理者は、証紙を善良な管理者の注意をもって管理し、所定の出納簿により、その状況を明らかにしておかなければならない。

(証紙の交付の整理)

第21条 市長は、証紙を交付したときは、所定の整理簿により、その交付の状況を明らかにしておかなければならない。

(証紙の取扱方法)

第22条 別表第1に規定する粗大ごみを、戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をするとき、市の処理場に自己搬入して処分するとき、又は市の処理場に一般廃棄物収集運搬業者への委託により搬入して処分するときは、当該粗大ごみに同表に定める当該粗大ごみの処理手数料に相当する額の粗大ごみ収入証紙を貼付するものとする。なお、戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をするときは、粗大ごみ収入証紙に粗大ごみを排出する者の氏名及び受付番号を記載するものとする。

- 2 別表第1に規定する特定家庭用機器一般廃棄物を、戸別収集の申込みにより収集及び運搬をするとき、市の処理場に自己搬入するとき、又は市の処理場に一般廃棄物収集運搬業者への委託により搬入するときは、当該粗大ごみ収入証紙の貼付のほか、特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に定める特定家庭用機器廃棄物管理票(再商品化等に必要な行為に関する料金の払込証明書が付された券)を貼付しなければならない。

(売りさばき人の欠格条項)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、粗大ごみ収入証紙売りさばき人(以下「売りさばき人」という。)となることができない。

- (1) 精神の機能の障害により、売りさばき人の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 店舗その他これに類似する設備により物品の販売を業とする者以外のもの(市長が必要に応じて指定する者を除く。)

(売りさばき人の指定)

第24条 条例第14条の3の規定により売りさばき人の指定を受けようとする者は、所定の指定申請書に粗大ごみ収入証紙を売りさばく場所(以下「販売所」という。)を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請により売りさばき人を指定したときは、所定の指定通知書により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 売りさばき人の指定を受けた者は、販売所の見やすい位置に、所定の標札を掲げなければならない。

(売りさばき人の氏名等の変更)

第25条 売りさばき人がその氏名(売りさばき人が法人であるときは、その名称若しくは代表者の氏名)を改め、又は住所を変更したときは、直ちに、所定の変更届書に当該事項を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 売りさばき人が販売所を変更しようとするときは、あらかじめ、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(売りさばき業務の廃止)

第26条 売りさばき人が粗大ごみ収入証紙の売りさばき業務を廃止しようとするときは、直ちに、所定の廃止届書を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第27条 市長は、売りさばき人が次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第14条の3の規定による指定を取り消すことができる。

- (1) 第23条第1号又は第2号に該当することとなったとき。
- (2) 条例又はこの規則に違反したとき。
- (3) 粗大ごみ収入証紙を売りさばくのに必要な資力又は信用を失ったとき。
- (4) 1年以上引き続き粗大ごみ収入証紙の売りさばきをしていないとき。
- (5) 前条の規定により、売りさばき業務の廃止届があったとき。

2 市長は、前項の規定により売りさばき人の指定を取り消したときは、その旨を通知するものとする。

(証紙の買受け請求)

第28条 売りさばき人が粗大ごみ収入証紙を市長から買い受けようとするときは、所定の請求書を提出しなければならない。

(証紙の取扱手数料)

第29条 市長は、売りさばき人に対して、当該売りさばき人が買い受けた粗大ごみ収入証紙の代金の100分の10に相当する金額に100分の110を乗じて得た額を証紙取扱手数料として交付する。この場合において、確定金額に円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるものとする。

(証紙の売りさばき)

第30条 売りさばき人は、粗大ごみ収入証紙の券面額で売りさばくものとし、汚染し、又は損傷した粗大ごみ収入証紙を売りさばいてはならない。

(証紙の交換)

第31条 売りさばき人は、その責めに帰することのできない理由によって汚染し、又は損傷した粗大ごみ収入証紙と他の粗大ごみ収入証紙との交換を請求することができる。この場合においては、所定の交換請求書に当該交換しようとする粗大ごみ収入証紙を添えて、市長に提出しなければならない。

(証紙の買戻し)

第32条 売りさばき人が条例第14条の2第5項ただし書の規定により現金の還付を受けようとするときは、所定の還付請求書に当該還付を受けようとする粗大ごみ収入証紙を添えて、市長に提出しなければならない。

(証紙の返還による現金の還付)

第33条 市長は、条例第14条の2第5項ただし書に該当する場合において売りさばき人に対して現金を還付するときは、当該粗大ごみ収入証紙の券面額の合計額から当該金額の100分の10に相当する金額に100分の110を乗じて得た額(円未満の端数は切り捨てた額)を差し引いた金額を還付するものとする。

(指導又は検査)

第34条 市長は、必要があるときは、市の職員のうちから指定する者を売りさばき人の粗大ごみ収入証紙の出納保管又は売りさばき事務について、指導又は検査を行わせるものとする。

(財務規則の適用)

第35条 この規則に定めるもののほか、粗大ごみ収入証紙に関する会計事務については、倉敷市財務規則(昭和42年倉敷市規則第22号)に定めるところによる。

(処理手数料等の減免)

第36条 条例第15条に規定する「災害その他特別の事情があると認める者」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 減額 市長が特に必要があると認める者
- (2) 免除

ア 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項の社会福祉事業を経営する者で、事業ごみを搬入するもの

イ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づいて生活扶助を受けている者で、家庭ごみを搬入するもの又は粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けるもの

ウ 災害を受けた者(し尿を収集した場合又は家庭ごみを搬入した場合若しくは粗大ごみの収集、運搬及び処分を受けた場合に限る。)

エ 医師等の資格を有する者が、非感染性医療廃棄物である旨を所定の排出証明書により証明した医療廃棄物であって、市の指示に従って分別されたものを、当該証明書を添付して搬入する者(当該証明書記載の医療廃棄物のみを搬入した場合に限る。)

オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

- 2 前項に規定する手数料等の減額又は免除を受けようとする者は、所定の申請書により、市長に対し、申請を行わなければならない。ただし、前項第2号ウの場合は、この限りでない。
- 3 市長が前項の申請を承認した場合は、所定の減額承認書又は免除承認書を申請人に交付する。
- 4 第1項第1号に該当する者に対する処理手数料又は処理費用の額は、条例第11条又は第13条の規定により算出して得た額に100分の50を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円（条例第11条第1項第4号に定める処理手数料にあつては、10円）未満の端数があるときは、これを切り上げる。

（清掃主事の設置）

第37条 環境リサイクル局リサイクル推進部に清掃主事を置く。

- 2 清掃主事は、前項に規定する部署に勤務する職員のうちから市長が任命する。

（清掃主事の職務）

第38条 清掃主事は次に定める職務を行うものとする。

- (1) 条例第6条に規定する清潔の保持に関する指導
- (2) 条例第9条に規定する廃棄物の適正な分別等に関する指導
- (3) 許可業者の法第19条第1項及び浄化槽法第53条第2項に規定する立入検査及び指導
- (4) 条例第5条及び第19条に規定する事業者の廃棄物の減量、再生利用等に関する指導
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

（清掃主事証の携帯）

第39条 清掃主事は、前条の職務執行に当たり、所定の清掃主事証を携帯し、関係人に提示しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成5年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日前において、改正前の倉敷市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則の規定により交付された一般廃棄物処理業許可証、一般廃棄物（魚滓）収集運搬業許可証、一般廃棄物（事業活動に伴うごみ）収集運搬業許可証、浄化槽清掃業許可証、一般廃棄物処理従業員証、一般廃棄物（魚滓）収集運搬従業員証、一般廃棄物（事業活動に伴うごみ）収集運搬従業員証又は浄化槽清掃従業員証は、この規則により交付された許可証又は従事者証とみなす。

（船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置）

- 3 船穂町及び真備町（以下「両町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）以後両町の区域内において排出される一般廃棄物の分別等については、当分の間、第2条の規定にかかわらず、両町の例による。
- 4 編入日から平成18年9月30日までの間、両町の区域内において排出される一般廃棄物処理手数料の減免に係る取扱いについては、第38条の規定にかかわらず、両町の例による。

附 則（平成8年4月23日規則第28号）

この規則は、平成8年10月1日から施行する。

附 則（平成9年2月26日規則第11号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 処理手数料等の後納又は減免に係る申請等の準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成9年9月30日規則第79号）

この規則は、平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成10年3月9日規則第6号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月24日規則第49号）

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成12年11月7日規則第61号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月18日規則第68号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月23日規則第50号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日規則第62号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月27日規則第43号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月27日規則第8号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月27日規則第117号)

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日規則第34号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年7月24日規則第56号)

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月6日規則第5号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日規則第28号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日規則第88号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年7月4日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日規則第24号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

4 この規則(第4条、第5条及び第10条を除く。)による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月25日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日規則第27号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第17条、第22条関係)

種別	品目	戸別収集による場合 の処理手数料(円)	自己搬入する場合 又は一般廃棄物収 集運搬業者への委 託により搬入する 場合の処理手数料 (円)
収納家具、用具	衣装箱	200	100
	オーディオラック	600	100
	飾り戸棚(幅1m未満)	1,000	300
	飾り戸棚(幅1m以上)	1,400	300
	カラーボックス	200	100
	キャビネット(幅1m未満)	1,000	300
	キャビネット(幅1m以上)	1,400	300
	金庫(幅50cm未満、小型)	2,000	500
	下駄箱(幅1m未満)	600	100
	下駄箱(幅1m以上)	1,000	300
	サイドボード(幅1m未満)	1,000	300
	サイドボード(幅1m以上)	1,400	300
	書棚(幅1m未満)	1,000	300

	書棚（幅1m以上）	1,400	300
	スチール棚（幅1m未満）	200	100
	スチール棚（幅1m以上）	600	100
	ステレオラック	600	100
	整理棚（幅1m未満）	1,000	300
	整理棚（幅1m以上）	1,400	300
	たんす（幅1m未満、和、洋、ベビータンス等）	600	100
	たんす（幅1m以上、和、洋、ベビータンス等）	1,000	300
	茶たんす（幅1m未満）	600	100
	茶たんす（幅1m以上）	1,000	300
	戸棚（幅1m未満）	1,000	300
	戸棚（幅1m以上）	1,400	300
	長持	600	100
	パイプハンガー（解体したもの）	200	100
	ファンシーケース	200	100
	ホームラック（幅1m未満、スチール）	200	100
	ホームラック（幅1m以上、スチール）	600	100
	本棚（幅1m未満）	1,000	300
	本棚（幅1m以上）	1,400	300
	リビングボード（幅1m未満）	1,000	300
	リビングボード（幅1m以上）	1,400	300
	ロッカー（幅60cm未満）	1,000	300
	ロッカー（幅60cm以上）	1,400	300
机、いす	机（両袖 ^{そで} ）	1,400	300
	机（片袖 ^{そで} ）	1,000	300
	テーブル類（食卓等、座卓、応接セット用）	600	100
	ライティングデスク	1,000	300
	いす（回転式、デッキ、パイプ、ベビー用、座椅子、ロッキングチェア、陶磁器、ベンチを含む。）	200	100
	いす（応接用、1人掛け）	600	100
	いす（応接用、2人掛け以上）	1,000	300
	ソファベンチ（1人用）	600	100
	ソファベンチ（2人以上用）	1,000	300
建具、寝具、敷物	アコーディオンカーテン	200	100
	雨戸	200	100
	網戸	200	100
	アルミサッシ（網戸、ガラス戸、枠のみ、雨戸）	200	100
	アコーディオンシャッター	2,000	500

	アコーディオン引戸	2,000	500
	ガラス窓、ガラス戸	200	100
	木戸（木製ドア）	200	100
	サッシ（枠のみ、ガラス付）	200	100
	障子（ガラス有りを含む。）	200	100
	建具（雨戸、網戸、ふすま、障子、網戸等）	200	100
	ドア	200	100
	ふすま	200	100
	ベッド（ベビー、サマー、ボンボン）	200	100
	ベッド（パイプ）	600	100
	ベッド（リクライニング、ソファー、介護）	1,000	300
	ベッドの枠（シングル）	600	100
	ベッドの枠（セミダブル、ダブル）	1,000	300
	2段ベッドの枠（1段につき）	600	100
	マットレス（スプリング付、シングル）	1,000	300
	マットレス（スプリング付、セミダブル、ダブル）	1,400	300
	カーペット（束径10～30cm未満）	600	100
	じゅうたん（束径10～30cm未満）	600	100
	畳	600	100
その他家具、用具	編み機	200	100
	アイロン台	200	100
	衣類乾燥機台	200	100
	衣桁 <small>こう</small>	200	100
	カーテンレール	200	100
	回転ハンガー	200	100
	傘立て	200	100
	額縁（ガラス付きも含む。）	200	100
	花台	200	100
	キャスターハンガー	200	100
	コート掛け	200	100
	黒板（幅1m以上）	200	100
	こたつ板（1m四方以上）	200	100
	座鏡	600	100
	三面鏡（鏡が3面の鏡台、いすは別料金）	600	100
	新聞ラック	200	100
	姿見	200	100
	スリッパ立て	200	100
	ストーブガード	200	100

	スタンドミラー	200	100
	タイプライター	200	100
	ついたて	600	100
	テレビ台	200	100
	電話台	200	100
	ドレッサー (いすは別料金)	600	100
	時計	200	100
	人形ケース	200	100
	ハンガーラック (解体済み)	200	100
	パソコンラック	600	100
	<small>ひな</small> 雛人形の段 (金属)	1,000	300
	<small>ひな</small> 雛人形の段 (プラスチック、木)	600	100
	火鉢	200	100
	<small>びょう</small> 屏風	200	100
	仏壇 (幅1m未満)	1,000	300
	仏壇 (幅1m以上)	1,400	300
	ブラインド	200	100
	フラワースタンド	200	100
	ポールハンガー	200	100
	ホワイトボード	200	100
	ミシン台	200	100
	物干し (室内用)	200	100
	ワゴン	600	100
電気製品	オーブントースター	200	100
	オープンレンジ (電気、卓上式)	600	100
	オープンレンジ (電気、ビルトインタイプ)	2,000	500
	加湿器	200	100
	換気扇	200	100
	乾燥機 (食器、布団)	200	100
	乾燥機 (食器洗い)	600	100
	空気清浄機	200	100
	クッキングヒーター	200	100
	こたつ (こたつ板を除く。)	200	100
	コピー機 (家庭用小型のもの)	600	100
	コンロ (電気)	200	100
	ジューサー	200	100
	照明器具	200	100
	除湿機	200	100

	炊飯器（電気）	200	100
	ストーブ（電気）	200	100
	ズボンプレスサー	200	100
	扇風機	200	100
	掃除機	200	100
	電子レンジ	600	100
	ドライヤー（立脚式）	600	100
	パネルヒーター	600	100
	ファクシミリ（電話機と一体型を含む。）	600	100
	複写機	600	100
	ファンヒーター（電気）	600	100
	便座（温熱式、ウォッシュレット）	200	100
	ホットカーペット（電気カーペット）	600	100
	ホームベーカリー	200	100
	ホットプレート	200	100
	ミシン（卓上式）	200	100
	ミシン（卓上式以外）	1,000	300
	ミキサー	200	100
	モーター（家庭用）	600	100
	餅つき機	200	100
	冷水機（卓上型）	200	100
	冷風機	200	100
	レンジフードファン	600	100
	ワープロ	200	100
	ウインドファン	200	100
特定家庭用機	エアコン	2,400	1,300
器一般廃棄物	テレビ	1,700	900
	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	3,600	1,900
	電気洗濯機及び衣類乾燥機	2,100	1,100
AV、電子、ガス、石油	映写機	200	100
	オーディオ機器（単品）	200	100
	オーディオセット（一体型）	1,000	300
	カラオケ演奏装置	1,400	300
	写真引延し機	200	100
	ステレオスピーカー（1個）	200	100
	ステレオ（アンプ、カセットデッキ、チューナー、プレーヤー、CDプレーヤー、DVDプレーヤー、MDシステムプレーヤー）	200	100
	ステレオセット（一体型）	1,000	300

	ステレオ機器 (単品)	200	100
	ビデオデッキ	200	100
	プロジェクター (中型30Kg程度)	1,000	300
	プロジェクター (大型40Kg以上)	2,000	500
	ラジオ	200	100
	ラジカセ、CDラジカセ	200	100
	パソコン (ノート型)	200	100
	パソコン (本体、キーボードを含む。)	200	100
	パソコン (ディスプレイ)	600	100
	パソコン (プリンター)	200	100
	オープンレンジ (ガス、卓上式)	600	100
	オープンレンジ (ガス、ビルトインタイプ)	2,000	500
	オープン (ガス、卓上式)	600	100
	オープン (ガス、ビルトインタイプ)	2,000	500
	カセットコンロ (卓上)	200	100
	ガスレンジ (電子レンジ併用、卓上式)	600	100
	ガスレンジ (電子レンジ併用、ビルトインタイプ)	2,000	500
	ガステーブル	600	100
	コンロ (ガス)	600	100
	炊飯器 (ガス)	200	100
	ストーブ (ガス)	200	100
	卓上型ガスコンロ	200	100
	ファンヒーター (ガス)	600	100
	湯沸機 (ガス瞬間型)	200	100
	レンジ (ガスコンロ型)	600	100
	ストーブ (石油)	600	100
	ファンヒーター (石油)	600	100
	湯沸機 (石油瞬間型)	200	100
水周り	ガス台	600	100
	かき氷器	200	100
	釜	200	100
	キッチンラック	600	100
	きねもち 杵 (餅つき用)	200	100
	米びつ (単体)	200	100
	米缶 (高さ1m未満)	200	100
	米缶 (高さ1m以上)	1,000	300
	食器棚 (幅1m未満)	1,000	300
	食器棚 (幅1m以上)	1,400	300

	浄水器	200	100
	精米機（家庭用）	600	100
	調理台	600	100
	漬物用樽（重し用石類を除く。）	200	100
	電子レンジ台	600	100
	流し台（1m未満）	600	100
	流し台（1m以上）	1,000	300
	生ごみ処理機	600	100
	鍋	200	100
	ブリキ缶（高さ1m未満、米保存用）	200	100
	ブリキ缶（高さ1m以上、米保存用）	1,000	300
	サウナ（家庭用）	1,400	300
	すのこ（1m四方以上）	200	100
	風呂釜（燃焼装置）	600	100
	ベビーバス	200	100
	浴槽	1,400	300
	ポータブルトイレ（簡易便座を含む。）	200	100
	水槽	200	100
	洗面化粧台	1,000	300
	洗面台（幅1m未満）	600	100
	洗面台（幅1m以上）	1,000	300
屋外用品、設備	犬小屋（1m ² 未満）	600	100
	犬小屋（1m ² 以上）	1,000	300
	カーポートの支柱（骨組み1式）	2,000	500
	ペット小屋（1m ² 未満）	600	100
	ペット小屋（1m ² 以上）	1,000	300
	物置（3.3m ² 未満、解体した物）	2,000	500
	温水器（電気、ガス、石油、貯湯式）	2,000	500
	太陽熱温水器	2,000	500
	刈り込みばさみ	200	100
	脚立	200	100
	草刈り機	200	100
	コンプレッサー（家庭用）	600	100
	作業用具類（くわ、スコップ、つるはし等）	200	100
	芝刈機	200	100
	ショベル	200	100
	ジャッキ	200	100
	スコップ	200	100

せん 剪定ばさみ	200	100
高枝ばさみ	200	100
つるはし	200	100
電気のこぎり	200	100
はしご	200	100
噴霧器	200	100
ミニ耕運機（家庭菜園用）	1,000	300
ミニトラクター（家庭菜園用）	1,000	300
伸縮門扉	2,000	500
すだれ	200	100
立てず	200	100
フェンス（1mに付き）	200	100
アンテナ	200	100
板（1m四方以上、厚さ3cm程度）	200	100
衛星放送用アンテナ（BS、CSアンテナ）	200	100
傘（5本まで）	200	100
金網（1mに付き）	200	100
ガラス板（テーブル用強化ガラス）	200	100
金属パイプ（長さ3m未満、1本）	200	100
金属棒（長さ3m未満、束径20cm未満、1束、園芸用）	200	100
空気入れ（自転車用）	200	100
玄関泥落としマット金属	200	100
ごみ容器	200	100
こい 鯉のぼりポール（1式）小（ベランダ用）	200	100
こい 鯉のぼりポール（1式）大	1,000	300
コンポスト容器	200	100
コードリール	200	100
焼却炉（コンクリート）	2,000	500
焼却炉（金属）	600	100
スレート板	200	100
鉄板（厚さ5mm以上、長さ3m未満）	600	100
トタン板	200	100
灯油タンク（屋外設置型）	600	100
ドラム缶	1,000	300
波板（1枚）	200	100
発電機（小型、携帯用、ポータブル式）	600	100
布団干し（パイプ型）	200	100
ブリキ板	200	100

	プラスチック板（1m四方以上）	200	100
	ベニヤ板（1枚）	200	100
	ホースリール（ホースを含む。）	200	100
	ポンプ（水中式、手押し式、電動据付式）	1,000	300
	木材（直径10cm未満、長さ1～3m未満、束径30cm未満）	200	100
	庭木類（直径10cm未満、長さ1～3m未満、束径30cm未満）	200	100
	物干し竿	200	100
	物干し柱（土台付1体）	1,400	300
	物干し柱（土台なし1本）	200	100
	物干し台（土台のみ）	1,400	300
諸車、レジャー、スポーツ、健康	一輪車（作業用、運搬用）	600	100
	一輪車（スポーツ用）	200	100
	乳母車（ベビーカー）	200	100
	車椅子（手動型）	600	100
	車椅子（電動）	1,400	300
	原動機付自転車（オートバイ50cc以下）	2,000	500
	子供用足漕ぎ四輪車	200	100
	三輪車（子供用）	200	100
	三輪車（大人用）	600	100
	自転車	600	100
	ショッピングカート（手押し車）	200	100
	シルバーカー（手押し車）	200	100
	シルバーカー（電動車）	1,400	300
	台車	200	100
	タイヤホイール	200	100
	電動アシスト自転車	1,000	300
	リヤカー	1,000	300
	車両装備品（ルーフボックス、スキーキャリア）	200	100
	スーツケース（1m四方以上）	200	100
	スキーキャリア	200	100
	チャイルドシート	200	100
	テント一式	200	100
	トランク（1m四方以上）	200	100
	バーベキューセット	200	100
	ビーチパラソル	200	100
	ピクニックテーブル	200	100
	望遠鏡	200	100

マージャン台（電動）	1, 4 0 0	3 0 0
旅行用かばん（1m四方以上）	2 0 0	1 0 0
ルーフボックス	2 0 0	1 0 0
レジャーテーブル	2 0 0	1 0 0
ゴルフ用具セット	2 0 0	1 0 0
サーフボード	2 0 0	1 0 0
スキー用具セット	2 0 0	1 0 0
スケート靴（1足）	2 0 0	1 0 0
スノーボード	2 0 0	1 0 0
卓球台	2, 0 0 0	5 0 0
鉄棒（運動用）	6 0 0	1 0 0
トランポリン	6 0 0	1 0 0
バスケットゴール	1, 4 0 0	3 0 0
バスケットゴール（ゴール板のみ）	2 0 0	1 0 0
ハングライダー	6 0 0	1 0 0
ローラースケート（一足）	2 0 0	1 0 0
あんま機（いす型以外）	2 0 0	1 0 0
あんま機（いす型）	1, 4 0 0	3 0 0
足踏み健康器	6 0 0	1 0 0
エアロバイク（電動以外）	6 0 0	1 0 0
エアロバイク（電動）	2, 0 0 0	5 0 0
体重計	2 0 0	1 0 0
低周波治療機	2 0 0	1 0 0
ぶら下がり健康器	6 0 0	1 0 0
ヘルスマーター	2 0 0	1 0 0
マッサージ機（いす型以外）	2 0 0	1 0 0
マッサージ機（いす型）	1, 4 0 0	3 0 0
ランニングマシーン（電動以外）	6 0 0	1 0 0
ランニングマシーン（電動）	2, 0 0 0	5 0 0
ルームランナー（電動以外）	6 0 0	1 0 0
ルームランナー（電動）	2, 0 0 0	5 0 0
子供用遊具（歩行器、ゆりかご等）	2 0 0	1 0 0
ジャングルジム（子供用遊具）	2 0 0	1 0 0
滑り台（室内用を含む。）	6 0 0	1 0 0
ブランコ	6 0 0	1 0 0
エレクトーン	2, 0 0 0	5 0 0
オルガン	1, 4 0 0	3 0 0
キーボード	2 0 0	1 0 0

ギター	200	100
琴	200	100
電子オルガン	2,000	500
電子ピアノ	2,000	500

備考

- 1 本表に規定する処理手数料は、当該品目1個当たりの金額とする。ただし、複合製品であって、18リットル缶より小さい物で45リットル入り透明又は半透明の袋に入れ、戸別収集の申込みにより収集、運搬及び処分をする場合の処理手数料は、1袋当たり200円とし、市の処理場に自己搬入して処分をする場合の処理手数料は、1袋当たり100円とする。
- 2 本表中の品目にあるゴルフ用具セット（各種クラブ類）又はスキー用具セット（スキー板及びストック）については、当該品目の1セットに満たない場合であっても、これを当該品目の1セットとみなすものとする。
- 3 本表中の品目にないものについては、類似した本表中の品目のいずれかに該当するものとみなし、当該品目の処理手数料を適用する。

別表第2(第19条関係)

証紙の形式

(1) 証紙の寸法 縦15センチメートル・横8センチメートル

(2) 印刷文字の色 文字黒色 市章黒色

(3) 証紙の色 100円券 白色 200円券 緑色 300円券 黄色 500円券 青色
1,000円券 赤色

 倉敷市 粗大ごみ収入証紙 粗大ごみ処理券 100円券
氏名 _____ 受付番号 _____
○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。 ○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。 氏名及び受付番号は必ずご記入ください。 ○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。 ○この処理券は、払い戻しできません。
この処理券は、シールになっています。 粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。
 4 859939 001007
倉敷市粗大ごみ受付センター TEL435-5300 H13-A000000

 倉敷市 粗大ごみ収入証紙 粗大ごみ処理券 200円券
氏名 _____ 受付番号 _____
○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。 ○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。 氏名及び受付番号は必ずご記入ください。 ○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。 ○この処理券は、払い戻しできません。
この処理券は、シールになっています。 粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。
 4 859939 002004
倉敷市粗大ごみ受付センター TEL435-5300 H13-B000000

 倉敷市 粗大ごみ収入証紙 粗大ごみ処理券 300円券
氏名 _____ 受付番号 _____
○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。 ○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。 氏名及び受付番号は必ずご記入ください。 ○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。 ○この処理券は、払い戻しできません。
この処理券は、シールになっています。 粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。
 4 859939 003001
倉敷市粗大ごみ受付センター TEL435-5300 H13-C000000

 倉敷市 粗大ごみ収入証紙 粗大ごみ処理券 500円券
氏名 _____ 受付番号 _____
○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。 ○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。 氏名及び受付番号は必ずご記入ください。 ○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。 ○この処理券は、払い戻しできません。
この処理券は、シールになっています。 粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。
 4 859939 005005
倉敷市粗大ごみ受付センター TEL435-5300 H13-D000000

 倉敷市 粗大ごみ収入証紙 粗大ごみ処理券 1,000円券
氏名 _____ 受付番号 _____
○この処理券は、戸別収集又は市の各処理場へ持ち込みの際にご使用ください。 ○戸別収集の場合は、取り決めた収集日、収集場所へ午前8時30分までに持ち出してください。 氏名及び受付番号は必ずご記入ください。 ○この処理券は、紛失又は破損等した場合、再発行することはできませんので、ご注意ください。 ○この処理券は、払い戻しできません。
この処理券は、シールになっています。 粗大ごみの目につきやすい所に貼ってください。
 4 859939 010009
倉敷市粗大ごみ受付センター TEL435-5300 H13-E000000

3 倉敷市ごみステーションの設置等に係る取扱要綱

平成15年3月31日告示第211号

(最終改正) 平成29年3月28日

(趣旨)

第1条 市民の良好な生活環境を保持するとともに、市民生活から排出される家庭ごみを安全かつ効率的に収集するため、家庭ごみを持ち出しするごみステーションの新規設置、移設、改善(以下「設置等」という。)及び適正管理について必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 市が行う家庭ごみの収集及び処理に委ねる目的で、ごみステーションの設置等を行おうとする者(以下「申請者」という。)は、当該区域を管轄する環境センターの所長又は支所長(以下「所長等」という。)に所定の設置等協議書を提出し事前協議を行うものとする。

2 ごみステーションを公共用地に設置等する場合においては、当該公共用地の管理者との事前協議をあわせて行うものとする。

(現地調査)

第3条 市は、事前協議に基づき必要に応じて申請者に立会いを求め、現地を調査し、指導又は改善を求めることができる。

(申請)

第4条 申請者は、第2条の事前協議が整った場合で、ごみステーションの設置等を行おうとするときは、事前協議を行った所長等に、所定の設置等申請書を提出するものとする。

(申請者)

第5条 ごみステーションの設置等に係る申請者は、次に掲げる者とする。

- (1) 環境衛生改善組合の長若しくは町内会長又はそれらと同等の立場にある者
- (2) 住宅団地の開発者又はアパート若しくはマンションの建築主

(利用世帯数)

第6条 ごみステーションの1箇所当たりの利用世帯数は、30世帯から50世帯までを基本とする。

(設置等場所)

第7条 ごみステーションの設置等をする場所は、収集作業及び利用者の利便上、危険でない場所であって次の条件を満たさなければならない。

(1) 道路に面している場合

ア 道幅がおおむね4メートル以上であること。

イ ごみ収集車両が前進のまま進入し、通り抜けられる十分な広さの道幅又は転回場所があること。

ウ 交差点から5メートル以上かつバスの停留所から10メートル以上離れていること。

エ ごみ収集車両がスムーズに停車できること。

(2) 道路に面していない場合 ごみ収集車両が前進のまま進入し、通り抜けられる十分な広さの通路又は転回場所があること。

(同意)

第8条 申請者は、ごみステーションの設置等(改善にあつては、床面積の拡張に限る。以下この条において同じ。)について、設置等される土地及びその敷地内にある建物の所有者から同意書を取り、第4条の設置等申請書に添えて、所長等に提出しなければならない。

2 申請者は、公共用地にごみステーションの設置等を行おうとするときは、ごみステーション構造物から6メートル以内の土地及び建物（床面積の拡張にあつては、当該拡張によりごみステーション構造物から6メートル以内となる土地及び建物）の所有者から同意書を取り、第4条の設置等申請書に添えて、所長等に提出しなければならない。

(紛争等)

第9条 申請者は、ごみステーションの設置等に当たっては、付近住民の生活環境に配慮しなければならない。

2 ごみステーションの設置等を行ったことにより、付近住民との間に紛争が生じた場合は、申請者又は利用者が自主的に解決に当たらなければならない。

(床面積、構造)

第10条 ごみステーションの設置等を行う場合、その床面積及び構造は、次のとおりとする。

(1) 床面積

- ア 10世帯以下の場合 4平方メートル以上
- イ 11世帯から50世帯までの場合 6平方メートル以上
- ウ 51世帯から100世帯までの場合 8平方メートル以上
- エ 101世帯以上の場合 10平方メートル以上

(2) 構造

- ア 取り出し口は、道路等に面した側に設置すること。
 - イ 取り出し口には引き戸を設けるものとし、当該取り出し口の幅はおおむね2メートル以上とすること。
 - ウ 出入口及び内部の高さは、おおむね2メートル以上とすること。
 - エ 床は、コンクリート打ちにする等排水等を考慮した構造とすること。
 - オ 給水及び排水設備を可能な限り設置すること。
 - カ 屋根及び囲いを設けること。
- 2 前項に規定する床面積及び構造について、設置等を行うに当たり、土地条件等によりこれを確保することができない場合において、所長等が特に認めるときは、この限りでない。

(設置等完了)

第11条 所長等は、所定の設置等申請書を審査した後、ごみステーションの設置等について適当と認めた場合は、所定の設置等承諾書を交付するものとする。

2 申請者は、工事の完了を確認した後、設置等の申請を行った所長等に対し、所定の設置等完了届を提出するものとし、これを受け付けた所長等は現地を調査し、完了を確認するものとする。

(収集開始)

第12条 前条第2項の調査により、ごみステーションが申請書の内容と相違なく、適当であると認められた場合、申請者は所定の依頼書により、所長等にごみ収集を依頼するものとする。

- 2 依頼を受けた所長等は、当該申請者に対し、所定の開始通知書の交付を行うものとする。
- 3 収集開始の通知を受けた後、利用者への周知は、申請者において行うものとする。

(管理等)

第13条 ごみステーションは、利用者が管理するものとし、利用するにあつては、倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年倉敷市規則第67号。以下「規則」という。)第2条に規定するごみの分別、出し方等のルールを守るとともに、ごみステーションの清潔の保持に努めなければならない。

2 アパート又はマンションにあつては、原則として所有者又は実質的にこれらを管理する者がごみステーションを管理するものとし、利用者に対し、ごみの分別、出し方等のルールを遵守するよう指導しなければならない。

(廃止及び中止)

第14条 ごみステーションの廃止又は利用の中止をしようとするときは、所長等に所定の廃止(中止)届を提出する

ものとする。

- 2 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年倉敷市条例第8号。以下「条例」という。)第6条の規定に違反したことにより規則第4条の規定に基づく指導又は勧告を受けたにもかかわらず、清潔の保持がなされない場合又は条例第9条の規定に違反し、指導又は勧告を受けたにもかかわらず、市が行う収集に協力がなされない場合で、収集することが不適当と所長等が認めるときは、管理者等にその旨を通知し、ごみステーションの収集業務を中止することができる。ただし、清潔の保持の回復等が行われ、収集することが適当と認めるときは、管理者等と協議の後、収集業務を再開するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に設置してあるごみステーションについては、これを移設又は改善(軽微なものは除く。)するときまでは、なお従前の例による。

附 則(平成17年7月28日告示第505号)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成19年12月11日告示第619号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年11月6日告示第666号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年2月17日告示第78号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成29年3月28日告示第173号)

この要綱は、告示の日から施行する。

4 倉敷市一時多量ごみの施設搬入に関する要綱

令和5年3月31日告示第180号

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年倉敷市条例第8号。以下「条例」という。)、倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年倉敷市規則第67号。以下「規則」という。)及び倉敷市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可取扱い及び指導要綱(令和5年倉敷市告示第118号)の規定に基づき、一時多量ごみの一般廃棄物収集運搬業者への委託による施設搬入に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、次の各号に定めるもののほか、条例及び規則において使用する用語の例による。

- (1) 施設搬入 一時多量ごみを市の処理場に搬入することをいう。
- (2) 搬入車両 一般廃棄物収集運搬業者が、施設搬入する際に使用する車両をいう。

(施設搬入の申込)

第3条 一般廃棄物収集運搬業者への委託により一時多量ごみを施設搬入しようとする者は、所定の申込書を市長に提出しなければならない。

(申込の審査及び承諾)

第4条 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、これを審査し、次の事項が記載されている場合は、前条の規定により申込書を提出した者(以下「申込者」という。)に対して必要と認める部数の一時多量ごみシールを交付するものとする。

- (1) 申込者の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 一時多量ごみの排出場所(倉敷市内に限る。)
 - (3) 申込の理由(遺品の整理、転居等に限る。)
 - (4) 施設搬入を委託しようとする一般廃棄物収集運搬業者の氏名又は名称、搬入車両の自動車登録番号又は車両番号、搬入担当者の氏名及び連絡先
 - (5) 施設搬入に伴う一時多量ごみの片付け作業を申込者以外の者に委託する場合は、その委託しようとする者の氏名又は名称、事務所の所在地及び連絡先
- 2 市長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、搬入しようとする一時多量ごみを検査し、次に掲げる要件を満たしている場合は施設搬入を承諾し、所定の承諾通知書により申込者に通知するものとする。
- (1) 事業ごみ及び産業廃棄物が混入していないこと。
 - (2) 市長が別に定める区分に従って分別されていること。
 - (3) 有害性のあるもの、引火性のあるもの及び危険性のあるものが混入していないこと。
 - (4) 市が処理しないごみとして市長が別に定めるものが含まれていないこと。
 - (5) ごみ袋に封入されていること(粗大ごみその他ごみ袋に封入することが適当でないもの(以下「粗大ごみ等」という。)を除く。)
 - (6) 一時多量ごみが封入されたごみ袋及び粗大ごみ等に、前項の規定により交付を受けた一時多量ごみシールが貼り付けられていること。
 - (7) 粗大ごみには、規則第15条に規定する金額の粗大ごみ収入証紙が張り付けられていること(排出場所が真備町である場合を除く。)
 - (8) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第50条第1項に規定する特定家庭用機器一般廃棄物には、同法第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票が貼り付けられていること。

(施設搬入ができる者の範囲)

第5条 施設搬入ができる者は、一時多量ごみの排出者から施設搬入の委託を受けた一般廃棄物収集運搬業者とする。

(施設搬入の方法)

第6条 施設搬入は車両によるものとし、搬入車両は、規則第10条第1項第6号の運搬車両名簿に記載された一時多量ごみの収集運搬車両又は倉敷市一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可取扱い及び指導要綱第7条第1項第1号アで規定する市長の許可を受けた臨時車両に限るものとする。

(一時多量ごみの受入場所及び受入日時等)

第7条 一時多量ごみの受入を行う市の処理場及び受入日時等は、別表のとおりとする。

(一時多量ごみの受入基準)

第8条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者が施設搬入しようとする一時多量ごみが、第4条第2項の承諾通知書により市長が承諾した一時多量ごみである場合に限り、受入を行うものとする。

(遵守事項)

第9条 一時多量ごみを施設搬入しようとする一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項を遵守するとともに、市長の指示に従わなければならない。

- (1) 施設搬入するときは、一時多量ごみの収集運搬中であることを搬入車両に表示し、市の処理場において第4条第2項の承諾通知書又はその写しを提示すること。
- (2) 搬入車両として第6条の臨時車両を使用する場合は、市の処理場において臨時車両使用許可証を提示すること。
- (3) 市の処理場では、施設搬入を行う者が一時多量ごみの積み下ろし作業を行うこと。
- (4) 次条の規定による内容検査を拒み、妨げ又は忌避しないこと。
- (5) 市の処理場ごとに定める安全上の基準に違反しないこと。

(内容検査)

第10条 市長は、施設搬入される一時多量ごみについて、必要に応じてその内容を検査することができる。

(受入拒否)

第11条 市長は、一時多量ごみの排出者、申込者又は一般廃棄物収集運搬業者が次の各号のいずれかに該当するときは、一時多量ごみの施設搬入を拒否することができる。

- (1) 第8条の受入基準を満たしていない一時多量ごみを搬入しようとしたとき。
- (2) 第7条又は第9条の規定に従わないとき。

(指定処理施設における廃棄物の受入中止等)

第12条 市長は、市の処理場の定期点検等を実施する場合、繁忙期である等の理由により一時多量ごみの受入が困難な場合その他必要と認める場合には、一時多量ごみの受入を行う市の処理場及び受入日時を変更することができる。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第7条関係)

市の処理場	種別	受入日時
倉敷環境センター	資源ごみ、埋立ごみ、粗大ごみ、使用済乾電池	月曜日から金曜日まで 8時45分から16時30分まで 土曜日 8時45分から14時まで
水島環境センター		
児島環境センター		
玉島環境センター		
水島清掃工場	燃やせるごみ、粗大ごみ(可燃性のものに限る。)	
西部清掃工場		
東部埋立事業所	埋立ごみ、粗大ごみ(不燃性のものに限る。)	月曜日から金曜日まで 8時45分から16時30分まで
吉備路クリーンセンター(岡山県倉敷市真備町箭田481番地に所在し、一部事務組合総社広域環境施設組合が運営するごみ処理施設をいう。)	燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、乾電池・体温計、粗大ごみ・多量ごみ、ブロック等	月曜日から金曜日まで 9時から16時まで 土曜日(第1土曜日、第3土曜日及び第5土曜日に限る。) 9時から11時まで
	特定家電品	毎月第4木曜日 9時から16時まで 毎月第4金曜日 9時から12時まで

備考

- 1 吉備路クリーンセンターへの施設搬入は、一時多量ごみの排出場所が真備町である場合に限る。
- 2 受入日時は年末年始(12月31日から1月3日まで)を除き、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を含む。

5 倉敷市一般廃棄物(ごみ)処分業許可取扱い要綱

平成17年5月2日告示第307号

(最終改正) 令和5年5月11日

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第7条第6項及び倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則(平成5年倉敷市規則第67号。以下「規則」という。)に規定する一般廃棄物(ごみ)処分業の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可の対象となる廃棄物)

第2条 法第7条第6項の許可は、次に掲げる廃棄物の処分を行う場合に限り行うものとする。

- (1) 再生利用を目的とし、破碎処理され、減容固化処理され、又は炭化処理される木くず
- (2) 再生利用を目的とし、たい肥化され、飼料化され、又はガス化される食品廃棄物等
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再生利用の目的から適当であると市長が認めた一般廃棄物

(許可基準)

第3条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第2条の4に規定する許可基準の本市における運用については、次のとおりとする。

- (1) 住所(法人の場合は、事務所の所在地)が市内にあること。
- (2) 市内に処理施設を有していること。
- (3) 処理を行おうとする廃棄物の搬出事業者と継続的委託契約を締結する予定があること。
- (4) 処理される廃棄物が、適正に再生利用されること。

(添付書類)

第4条 規則第10条第2項第9号に規定する市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 得意先名簿
- (2) 業務経歴書
- (3) 事業所の写真及び配置図
- (4) 本市の産業廃棄物処分業の許可を受けている者は、その許可証の写し
- (5) 本市以外の地方公共団体における法に基づく許可及び委託の状況

(許可証の返納)

第5条 法第7条第6項の許可を受けた者(以下「許可業者」という。)は、法第7条の2第3項の規定により廃止届を提出したときは、許可証を返納しなければならない。

(実績報告)

第6条 許可業者は、法第7条第15項に規定する帳簿に基づき、毎月20日までに前月分の一般廃棄物の処分の実績を廃棄物の種類及び排出事業者別に集計し、所定の実績報告書により市長に報告しなければならない。

2 許可業者は、法第7条第15項に規定する帳簿に基づき、毎年4月末日までに前年度の一般廃棄物の処分の実績を廃棄物の種類及び排出事業者別に月単位で集計し、所定の実績報告書により市長に報告しなければならない。

(事業計画報告書)

第7条 許可業者は、毎年2月末日までに翌年度の処理計画を廃棄物の種類及び排出事業者別に集計し、所定の事業計画報告書により市長に報告しなければならない。

(遵守事項)

第8条 規則第18条の市長が指示した事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市以外の区域で発生した一般廃棄物を処分しないこと。
- (2) 作業については、常に衛生面に配慮し、保護具(ヘルメット等)を装着する等安全かつ適正に行わなければならないこと。
- (3) 一般廃棄物の処分に伴う悪臭、騒音、振動等によって生活環境保全上支障を生じないようにすること。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成20年6月25日告示第409号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年11月6日告示第622号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年6月17日告示第420号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年5月11日告示第314号)

この要綱は、告示の日から施行する。

6 倉敷市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可取扱い及び指導要綱

令和5年3月17日告示第118号

倉敷市一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可取扱い要綱（平成13年倉敷市告示第326号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づく一般廃棄物（ごみ）収集運搬業（以下「業」という。）の許可に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。
- (2) 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
- (3) 条例 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年倉敷市条例第8号）をいう。
- (4) 規則 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年倉敷市規則第67号）をいう。
- (5) 事業ごみ 規則第2条第3項に規定する事業ごみをいう。
- (6) 一時多量ごみ 条例第11条第1項第3号イに規定する一時多量ごみをいう。
- (7) 積替保管施設 一般廃棄物の積替え又は積替えに係る一時保管を行う施設をいう。

（事前協議）

第3条 次に掲げる者は、法第7条第1項又は法第7条の2第1項の許可の申請（法第7条の2第1項の許可の申請については、一般廃棄物収集運搬業者の事業の範囲の変更に係るものに限る。以下同じ。）の前に、市長と協議（以下「事前協議」という。）を行い、その事前協議を終了しなければならない。

- (1) 新たに業を行おうとする者
- (2) 業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）であって取り扱う一般廃棄物の種類を追加しようとする者
- (3) 新たに積替保管施設を設置しようとする許可業者

（事前協議書）

第4条 事前協議を行おうとする者（以下「協議者」という。）は、毎年6月1日から6月30日（同日が倉敷市の休日を定める条例（平成元年倉敷市条例第40号）に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。）までに、所定の事前協議書を市長に提出しなければならない。

2 前項の事前協議書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 主たる事業の概要を記載した事業計画書
- (2) 事務所、車庫及び洗車施設（ガソリンスタンドの場合を除く。）の構造図、配置図及び付近の見取図
- (3) 積替え又は積替えに係る一時保管を行おうとする場合は、積替保管施設の構造図、配置図及び付近の見取図
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事前協議の終了）

第5条 市長は、前条第1項の事前協議書の提出があったときは、これを審査し、その内容を承認したときは、事前協議を終了し、その旨を協議者に対し通知するものとする。

2 協議者が、前項の規定による通知を受けた日が属する年度の8月31日（同日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。）までに、法第7条第1項又は法第7条の2第1項の許可の申請を行わない場合は、前項の規定による承認は、その効力を失う。

(許可基準)

第6条 法第7条第5項第3号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)及び省令第2条の2第1号で規定する市長が業を許可するに当たっての施設に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 収集運搬車両に係る基準

- ア 収集運搬車両の所有権又は使用する権原を有すること。
- イ 収集運搬車両は、一般廃棄物収集運搬の専用車とし、他の目的と混用しないこと。
- ウ 事業ごみの収集運搬車両は、最大積載量が2トン以上の塵芥車であって、汚水タンクを有すること。ただし、業で使用する塵芥車を1台以上有する場合であって、市長が認める場合は、ダンプ車又はコンテナ車を使用できるものとする。
- エ 一時多量ごみの収集運搬車両は、最大積載量が2トン以上4トン以下のトラック車であること。

(2) 運搬容器として使用するコンテナに係る基準

- ア コンテナの所有権又は使用する権原を有すること。
- イ コンテナは、一般廃棄物収集運搬の専用とし、他の目的と混用しないこと。
- ウ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散する恐れがないこと。

(3) 積替保管施設に係る基準

- ア 積替保管施設の所有権又は使用する権原を有すること。
- イ 積替保管施設は、一般廃棄物の専用とし、他の目的と混用しないこと。
- ウ 積替保管施設は、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(4) 収集運搬車両の車庫に係る基準

- ア 車庫を有すること。
- イ 車庫の所有権又は使用する権原を有すること。
- ウ 車両の大きさ及び車両台数に適合した面積を確保すること。

(5) 洗車施設に係る基準

- ア 洗車施設を確保し、業に必要な範囲において使用する権原を有すること。
- イ 洗車時の汚水の地下浸透及び洗車施設外への流出を防止する構造であること。
- ウ 洗車時の汚水の処理設備(阻集器、流出物を除去できる溜ます等)を有すること。

2 法第7条第5項第3号及び省令第2条の2第2号で規定する市長が業を許可するに当たっての申請者(法第7条第1項、第2項又は法第7条の2第1項の許可の申請(法第7条の2第1項の許可の申請については、一般廃棄物収集運搬業者の事業の範囲の変更に係るものに限る。)を行う者をいう。以下同じ。)の能力に関する基準は、次のとおりとする。

(1) 申請者(法人の場合は役員(法第7条第5項第4号又は規定する役員をいう。以下同じ。)又は使用人(政令第4条の7に規定する使用人をいう。以下同じ。)に限る。)は、許可を申請する日前5年以内に、次に掲げる講習のいずれかを修了しているものであること。ただし、当該申請を行う日が属する年度の12月末日までに講習を修了する場合は、この限りでない。

- ア 一般財団法人日本環境衛生センターが主催する一般廃棄物(ごみ)実務管理者講習
- イ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが主催する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集運搬課程

(2) 申請者は、前号に規定するもののほか、次に掲げる基準を満たすこと。

- ア 市税を完納していること。
- イ 許可の申請を行う日が属する年度の前年度から当該申請を行う日までに、一般廃棄物処理手数料延滞に係る督促状の送付を受けたことがないこと、又は、一般廃棄物処理手数料延滞に係る督促状の送付を受けた場合であっても期限内に納付していること。

3 法第7条第5項第2号(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)で規定する市の一般廃棄物処理計画に適合するために、市長が業を許可するに当たって必要と認める基準は、次のとおりとする。

- (1) 第1項に掲げる積替保管施設、車庫及び洗車施設は市内に設置すること。
- (2) 市内に事務所を有し、当該事務所の所有権又は使用する権原を有すること。

- (3) 積替保管施設は、市長が市の一般廃棄物処理計画に適合するために必要と認める場合に限り許可するものとする。
- (4) 一時多量ごみの業を行おうとする者に係る基準
- ア 事業ごみの業の許可を有すること。
 - イ 一時多量ごみの業の許可の申請を行う日の属する年度の前年度から当該申請を行う日までに、市の処理場へ事業ごみ(自らが排出したものを除く。)を搬入した実績があること。
 - ウ 市内の事業場に、固定電話、ファクシミリ、電子計算機(電気通信回線で接続したものに限る。)、複写機等の事務機器を設置し、住民からの問合せ等に対応できること。
 - エ 市内の事業場に、一時多量ごみに関する問合せに対応できる従事者が1名以上常駐した体制であること。
 - オ 自社の事業の概要その他市長が必要と認める事項を掲載したホームページを作成すること。
 - カ 業の許可の申請を行う日が属する年度及びその前年度のいずれにおいても、法第7条の3又は法第14条の3に規定する事業の停止処分を受けていないこと。

(処理基準)

第7条 法第7条第13項及び政令第3条第1号で規定する許可業者が一般廃棄物の収集運搬を行うに当たっての基準は、次のとおりとする。

- (1) 収集運搬車両に係る基準
- ア 許可の申請において記載した車両(以下「登録車両」という。)のみ使用すること。ただし、検査や修理等により登録車両を使用できない場合であって、あらかじめ市長に所定の臨時車両使用申請書を提出し、許可を受けた場合はこの限りでない。
 - イ 収集運搬車両は、両側及び後面に法人の名称(個人の場合は氏名又は屋号)を塗装で表示し、文字の大きさは一文字当たり縦横8センチメートル以上、文字の色は車体の色に対し判別しやすいものとする。
 - ウ 収集運搬車両の架装部分(両側及び後面)は、塗装による幅10センチメートルの黄色の帯で囲まれていること。
 - エ 収集運搬車両の両側に、第12条の規定により貸与された許可車両ステッカーが貼り付けられていること。
 - オ コンテナを一般廃棄物収集運搬車両に積載するときは、両側及び後面に法人の名称(個人の場合は氏名又は屋号)を塗装で表示し、文字の大きさは一文字当たり縦横8センチメートル以上、文字の色はコンテナの色に対し判別しやすいものとする。
 - カ コンテナは、塗装により幅10センチメートルの黄色の帯で囲まれていること。
- (2) 事務所の見やすい箇所に、許可業者である旨を表示すること。
- (3) 積替え又は保管に係る基準
- ア 一般廃棄物の積替え又は保管は、資源ごみ、埋立ごみ、粗大ごみに限ること。
 - イ 事業ごみ及び一時多量ごみの積替え又は保管を行う場合は、これらを混合しないこと。
- (4) 収集運搬に係る基準
- ア 収集運搬車両及び運搬容器は、常に整備し、良好で清潔な状態を確保すること。
 - イ 収集運搬車両は、市内の洗車施設で洗車を行い、市内の車庫に駐車すること。
 - ウ 一般廃棄物は、収集運搬を行った当日中に市の処理場へ搬入すること。ただし、市長が積替え又は保管を認めたものについては、この限りでない。
 - エ 一般廃棄物の収集運搬に伴い、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講ずること。
 - オ 早朝、夜間の収集を行う場合には、騒音又は振動により生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- (5) 収集運搬を行う際の分別等に係る基準
- ア 市長が別に定める分別区分に従い分別し、収集運搬を行うこと。
 - イ 産業廃棄物、事業ごみ及び一時多量ごみは、収集運搬車両に混載しないこと。
 - ウ 真備町で排出された一般廃棄物は、吉備路クリーンセンターへ搬入すること。
- 2 一時多量ごみの収集運搬を行う場合は、前項各号に掲げるもののほか、次の基準を遵守すること。

- (1) 一時多量ごみのごみ袋に封入されていること。ただし、粗大ごみその他ごみ袋に封入することが適当でないものはこの限りでない。
- (2) 一時多量ごみが封入されたごみ袋及び粗大ごみには、市長が一時多量ごみの施設搬入の申込者に対し交付する一時多量ごみシールが貼り付けられていること。
- (3) 粗大ごみには、規則の規定による金額の粗大ごみ収入証紙が貼り付けられていること。ただし、排出場所が真備町である場合は除く。
- (4) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)第50条で規定する特定家庭用機器一般廃棄物の場合は、同法で規定する特定家庭用機器廃棄物管理票が貼り付けられていること。

(許可申請の受付期間)

第8条 業の許可申請は、次の各号に掲げる申請を行おうとする者の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行うものとする。

- (1) 法第7条第1項又は法第7条の2第1項の許可の申請を行おうとする者 毎年8月1日から8月31日(同日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。)まで
- (2) 法第7条第2項の更新許可の申請を行おうとする者 毎年9月1日から9月30日(同日が休日に当たる場合は、前号と同じ。)まで

(許可申請の添付書類)

第9条 規則第10条第1項第9号の市長が必要と認める書類は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 法第7条の2第1項の許可の申請(一般廃棄物収集運搬業者の事業の範囲の変更に係るものに限る。以下同じ。)を行おうとする者は、所定の許可申請書に別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(実地検査)

第10条 市長は、法第7条第1項又は法第7条の2第1項の許可の申請を受けたときは、収集運搬車両、事務所、車庫、洗車施設(ガソリンスタンドの場合を除く。)及び積替保管施設の実地検査を行うものとする。ただし、法第7条の2第1項の許可の申請を受けた場合であって、従前の許可の内容から変更がないものについては、その部分の実地検査を省略することができるものとする。

- 2 市長は、法第7条第2項に規定する更新の許可の申請を受けたときは、必要に応じて前項の実地検査を行うものとする。
- 3 市長は、前2項の実地検査で不適格と判断した場合には、申請者に対し改善を指示することができる。
- 4 申請者は、前項の市長の指示を受けた場合は、当該指示事項について改善を行い、市長に報告しなければならない。

(許可)

第11条 市長は、申請者が法第7条第5項(法第7条の2第2項において準用する場合を含む。)及び第6条の基準を満たすと判断する場合は、倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会規程(昭和45年倉敷市訓令第6号)に規定する倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会の審議を経て、許可を決定するものとする。

(許可証等)

第12条 市長は、許可業者に対し、規則第11条第1項の一般廃棄物収集運搬業許可証(以下「許可証」という。)を交付し、必要と認める数の許可車両ステッカー及び計量カードを貸与する。

(施設の変更)

第13条 市長は、法第7条の2第3項の規定による変更の届出(一般廃棄物収集運搬業者の事業の廃止又は住所等の変更に係るものに限る。)を受けたときは、必要に応じて、実地検査を行うものとする。

(計量カード等の返納)

- 第14条 許可業者は、事業を休止又は廃止したときは、市長に許可車両ステッカー及び計量カードを返納しなければならない。
- 2 許可業者は、収集運搬車両を変更したときは、当該車両に対して交付された計量カードを返納しなければならない。

(遵守事項)

- 第15条 許可業者は、法第7条第15項の帳簿に基づき、毎月20日(同日が休日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。)までに前月分の実績を、所定の実績報告書及び収集運搬量の明細書により市長に報告しなければならない。
- 2 許可業者は、市の処理場ごとに定める安全上の基準を遵守すること。
- 3 許可業者は、事務所で郵便を受け取ることができること。
- 4 一時多量ごみの許可業者は、前3項の規定に加え、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 営業時間内は、市内の事業場に電話対応が可能な従事者が1名以上常駐し、住民からの一時多量ごみに関する窓口及び電話での問合せに対応すること。
 - (2) 一時多量ごみに関する住民からの問合せが想定される質問に対し、回答を作成し、従事者に周知すること。
 - (3) 自らのホームページに本社及び事業場の所在地、営業時間、電話番号、ファクシミリ番号、代表者等、一時多量ごみに関する事業の内容(手続き方法、料金、問合せ先等)、業の許可証等を掲載し、必要に応じて更新すること。
 - (4) 市長から粗大ごみ収入証紙売りさばき人の指定を受け、住民の求めに応じ、一時多量ごみに係る粗大ごみ収入証紙の販売を行うこと。
 - (5) 市が開催する一時多量ごみに係る講習会を受講すること。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和5年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日に許可を受けた者に対する同日以後に行う最初の更新の許可までの間の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の前日に事前協議書の提出又は許可の申請を行った者については、第4条、第8条及び第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 令和4年度に一時多量ごみの業の許可の申請を行う場合において、第4条第1項中「毎年6月1日から6月30日」とあるのは「令和5年1月10日から令和5年1月24日」と、第8条第1号中「毎年8月1日から8月31日」とあるのは「令和5年2月14日から令和5年2月28日まで」と読み替えるものとする。

別表第1(第9条第1項関係)

	添付書類
1	(1) 申請者が法人である場合は、役員の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 (2) 申請者が個人である場合は、法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
2	申請者が法人である場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(当該株主又は出資者が法人である場合は当該法人の登記事項証明書(全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書))
3	申請者が個人である場合で、当該申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者であるときは、その法定代理人の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類)
4	使用人がいる場合は、当該使用人の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
5	(1) 申請者が法人である場合は、直前2年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 (2) 申請者が個人である場合は、金融機関の預金残高証明書、融資証明書、資産に関する調書
6	資金計画書
7	事務所、車庫、洗車施設(ガソリンスタンドの場合を除く。)、積替保管施設の用に供する土地及び建物の登記事項証明書
8	申請者が事務所、車庫、洗車施設(ガソリンスタンドの場合を除く。)、積替保管施設の用に供する土地又は建物の所有権を有しない場合は、当該土地又は建物を使用する権原を有することを証する書類
9	事務所、洗車施設の構造図、配置図及び付近の見取図
10	事務所、車庫、洗車施設、積替保管施設の写真
11	収集運搬車両を借用している場合は、当該収集運搬車両を使用する権原を有することを証する書類)
12	収集運搬車両の写真(前面、両側面及び後面を撮影したもの。社名及び第7条第1項第1号ウの黄色の帯(以下「黄色の帯」という。)が入っていることが判別できるもの。)
13	運搬容器(コンテナ)設置事業所一覧表
14	運搬容器の写真(社名及び黄色の帯が入っていることが判別できるもの。)
15	一般廃棄物の運搬先及び契約(予定を含む。)事業所の名簿
16	一般廃棄物処理業、産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請に関する講習を修了した者の修了証の写し(法人の場合は、役員又は使用人のものに限る。)
17	廃棄物処理に関する許可一覧表及び許可証の写し
18	一時多量ごみの業に関する許可基準、処理基準及び遵守事項を遵守する旨の誓約書
19	一時多量ごみの収集運搬に係る事務所内の平面図及び写真
20	一時多量ごみの収集運搬に係る組織体制
21	一時多量ごみの収集運搬に係る事務フロー
22	一時多量ごみの収集運搬に関する住民等からの想定質問及びその回答
23	一時多量ごみの分別、運搬方法及び運搬先
24	申請する日が属する年度及びその前年度における一般廃棄物の収集運搬実績
25	事業の概要等を掲載した申請者のホームページ画面の写し

備考

- 6の項及び7の項の添付書類は、更新の許可の申請をする場合は省略できるものとする。
- 18の項から25の項までの添付書類は、一時多量ごみの業の許可を有する者が更新の許可の申請をする場合に限る。

別表第2(第9条第2項関係)

	添付書類	一般廃棄物の種類の追加	積替保管施設の設置
1	一時多量ごみの業に関する許可基準、処理基準及び遵守事項を遵守する旨の誓約書	○	
2	一時多量ごみの収集運搬に係る事務所内の平面図及び写真	○	
3	一時多量ごみの収集運搬に係る組織体制	○	
4	一時多量ごみの収集運搬に係る事務フロー	○	
5	一時多量ごみの収集運搬に関する住民等からの想定質問及びその回答	○	
6	一時多量ごみの分別、運搬方法及び運搬先	○	
7	申請する日が属する年度及びその前年度における一般廃棄物の収集運搬実績	○	
8	事業の概要等を掲載した申請者のホームページ画面の写し	○	
9	従事者名簿	○	
10	事務所、車庫、洗車施設(ガソリンスタンドの場合を除く。)、積替保管施設の用に供する土地及び建物の登記事項証明書	○	○
11	申請者が事務所、車庫、洗車施設(ガソリンスタンドの場合を除く。)、積替保管施設の用に供する土地又は建物の所有権を有しない場合は、当該土地又は建物を使用する権原を有することを証明する書類	○	○
12	事務所、車庫、洗車施設、積替保管施設の構造図、配置図及び付近の見取図	○	○
13	事務所、車庫、洗車施設、積替保管施設の写真	○	○
14	収集運搬車両一覧表及び収集運搬車両の写真	○	
15	収集運搬車両の自動車検査証の写し(収集運搬車両を借用する場合は、併せて当該収集運搬車両を使用する権原を有することを証する書類)	○	
16	運搬容器(コンテナ)設置事業所一覧表		○
17	運搬容器の写真(社名及び黄色の帯が入っていることが判別できるもの。)	○	○
18	廃棄物処理に関する許可一覧表及び当該許可証の写し	○	○

備考 10の項、11の項及び15の項から17の項までの添付書類は、新規の許可の申請時等に市長へ提出したもののうち、直近のものとは異なる場合に限る。

7 倉敷市廃棄物処理施設設置専門委員会条例

平成13年3月23条例第6号
(最終改正) 平成20年2月29日

(目的及び設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の2第3項及び同法第15条の2第3項の規定に基づき、市長が廃棄物処理施設の設置及び変更の許可をするにあたり、当該施設の設置及び変更に関する計画並びに維持管理に関する計画(次条において「許可申請に係る計画」という。)が、当該施設に係る周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるか否かについて、調査審議するため、倉敷市廃棄物処理施設設置専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、許可申請に係る計画が、周辺地域の生活環境の保全に適正な配慮がなされたものであるか否かについて、調査審議するものとする。

- (1) 廃棄物の処理に関する事項
- (2) 大気汚染に関する事項
- (3) 水質汚濁に関する事項
- (4) 騒音に関する事項
- (5) 振動に関する事項
- (6) 悪臭に関する事項
- (7) 地下水に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内で組織し、前条に規定する所管事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例に基づき、最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成15年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

- 3 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和42年倉敷市条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表中「

廃棄物減量等推進審議会委員	日額 7,100円	同上
---------------	-----------	----

」を「

廃棄物減量等推進審議会委員	日額 7,100円	同上
---------------	-----------	----

廃棄物処理施設設置専門委員会委員	日額 11,100円	同上
------------------	------------	----

」に改める。

附 則(平成20年2月29日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

8 倉敷市一般廃棄物処理施設設置等指導要綱

平成23年4月13日告示第234号

(最終改正) 令和元年12月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に規定する一般廃棄物処理施設の設置等の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (2) 排出事業者 自らの事業活動に伴って一般廃棄物を生じさせる者をいう。
- (3) 処分業者 法第7条第6項の許可を受けようとする者又は受けている者をいう。
- (4) 中間処理施設 一般廃棄物の再生、減量化、無害化等中間的な処分を行う施設をいい、関連付帯設備を含むものとする。
- (5) 中間処理場 中間処理施設を設置し、中間処理を行う事業場をいう。
- (6) 最終処分場 一般廃棄物の埋立処分を行う施設をいい、関連付帯設備を含むものとする。
- (7) 法定施設 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条に規定するごみ処理施設をいう。
- (8) 業施設 処分業者が設置するごみ処理施設であって、法定施設を除くものとする。
- (9) 処理施設 法定施設又は業施設をいう。
- (10) 処理施設の設置 処理施設を新たに設けることをいい、既存施設を新たに処理施設として使用するものを含むものとする。
- (11) 処理施設の変更 自社処理用施設の処分業用施設への転用、承継した施設の処分業用施設としての転用等処理施設の使用目的を変更すること及び処分する一般廃棄物の種類の追加又は変更、処理能力の増大、維持管理の計画の変更等処理施設の構造等を変更することをいい、軽微なものを除くものとする。

(設置等の協議)

第3条 処理施設の設置をしようとする者は、法第7条第6項又は法第8条第1項の許可の申請の前に、市長と協議（以下「事前協議」という。）を行い、その事前協議を終了しなければならないものとする。

2 処理施設の変更をしようとする者は、法第7条の2第1項又は法第9条第1項の許可の申請の前に事前協議を行い、その事前協議を終了しなければならないものとする。

(調整会議の設置等)

第4条 処理施設の設置又は変更（以下「処理施設の設置等」という。）の計画について、関係法令との整合を図り適正な指導及び助言を行うため、一般廃棄物処理施設設置等連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2 調整会議の組織、運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事業概要書)

第5条 事前協議を行おうとする者（以下「協議者」という。）は、所定の事業概要書（以下「概要書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の概要書には、次に掲げる図面等を添付するものとし、その提出部数は正本1部、副本1部（市長が別途指示する場合は、その部数）とする。

- (1) 付近の見取図
- (2) 設置場所の周囲1キロメートル以内の地形図（縮尺1万分の1程度）

- (3) 中間処理場又は最終処分場における施設等の配置図
- (4) 処理施設の計画概要図（処理方法、構造及び設備の概要等）
- (5) 中間処理場又は最終処分場に係る土地の公図又は地積図の写し及び登記事項証明書
- (6) 法定施設の設置又は変更をしようとする場合にあっては、当該施設を設置又は変更することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（以下「生活環境影響調査」という。）の計画を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（現地調査）

第6条 市長は、事前協議を受けたときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

（指示事項の通知）

第7条 市長は、概要書の提出があったときは、これを審査し、協議者に対し当該概要書の計画に対する留意すべき事項等（以下「指示事項」という。）を通知するものとする。

- 2 協議者は、前項の規定による指示事項の通知を受けたときは、当該指示事項に従い処理施設の設置等の計画又は生活環境影響調査の計画の再検討及び関係機関との協議を行わなければならない。

（事前計画書）

第8条 協議者は、前条第1項に規定する指示事項の通知を受けた日から1年以内に、当該指示事項に対する措置を行い、所定の事前計画書（以下「計画書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が正当な事由があると認めるときは、通知を受けた日から1年を経過した後においても計画書を提出することができる。

- 2 前項の計画書には、隣接する土地所有者、周辺住民及びその他の利害関係者（以下「地元住民等」という。）の同意書のほか別表に掲げる書類及び図面を添付するものとし、その提出部数は、正本1部、副本1部（市長が別途指示する場合は、その部数）とする。

（地元住民等の同意書）

第9条 前条第2項に規定する地元住民等の同意書とは、次の各号に定める者の同意書をいう。

- (1) 隣接の土地の所有者
- (2) 地元住民の代表者
- (3) 放流先の水利関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が指定する者

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項に規定する同意書の添付を省略することができる。

- (1) 一般廃棄物処分業の許可を受け、事業を行っている者が、地元住民等と一般廃棄物の処分に関し、環境保全協定、同意書及びこれらに類する書類を取り交わし、その範囲内において処理施設の設置等を行い、事業の範囲を拡大するとき。
- (2) 処理施設の更新（処理能力の増大を伴わないものに限る。）を行い、又は環境汚染防止対策設備を整備するとき。
- (3) 排出事業者が自ら排出した一般廃棄物を自ら処分するための中間処理施設の設置又は変更であり、かつ、その設置場所が処分する一般廃棄物を排出する事業場内であるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が同意書の添付を要しないと認めるとき。

（設置に係る基準）

第10条 協議者は、処理施設の設置等について、法に定める技術上の基準のほか市長が別に定める基準を遵守しなければならない。

（意見聴取）

第11条 市長は、事前協議を受けたときは、当該計画に係る処理施設の設置等について調整会議に諮り意見を聴くものとする。

- 2 市長は、事前協議を受けた場合において、当該処理施設の設置等に関して生活環境保全上必要と認めるときは、

岡山県知事又は他の市町の長に対して意見を聴くことができる。

3 市長は、事前協議を受けたときは、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(指導事項及び措置)

第12条 市長は、前条の規定により聴取した意見を踏まえて計画書の内容を審査し、必要と認めるときは、協議者に対し当該計画の変更若しくは中止又は留意すべき事項(以下「指導事項」という。)を通知するものとする。

2 協議者は、指導事項の通知を受けたときは、指導事項に対する必要な措置を講じるための関係機関との協議及び調整を自らの責任において行わなければならない。

3 協議者は、指導事項に対する必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、これを審査し、指導事項が是正されていないと認めるときは、協議者に対し再度、指導事項を通知するものとする。

5 市長は、協議者が指導事項の通知を行った日から2年を経過しても第3項の規定による報告を行わないとき、又は指導事項に対する措置を講じることが困難であると認めるときは、協議者から事情を聴取したうえで、当該事前協議の取下げを勧告することができる。

(事前協議の終了)

第13条 市長は、計画書の内容を承認したときは、事前協議を終了し、その旨を協議者に対し通知するものとする。

2 協議者が、前項の規定による通知を受けた日から2年を経過するまでに、事前協議に係る工事を完了しない場合は、同項の規定による承認は、その効力を失う。ただし、協議者から申出があった場合において、市長が正当な事由があると認めるときは、この限りでない。

(環境保全協定等の締結)

第14条 協議者は、地元住民等と生活環境の保全に関する協定等の締結に努めなければならない。

(施設許可申請及び工事着手の時期)

第15条 法定施設の協議者は、第13条第1項の規定による事前協議の終了の通知を受けるまでの間は、法第8条第1項又は法第9条第1項の許可の申請を行うことができないものとする。

2 業施設の協議者は、第13条第1項の規定による事前協議の終了の通知を受けるまでの間は、一般廃棄物関係施設の設置等の工事に着手することができないものとする。

(縦覧に供する場所)

第16条 法第8条第1項の許可の申請に係る申請書等の縦覧は、一般廃棄物対策課及び当該申請に係る施設を設置する場所を管轄する支所で行う。

(工事着手の報告)

第17条 法第8条第1項又は法第9条第1項の許可を受けた者(業施設にあっては、第13条第1項の規定による事前協議終了の通知を受けた者。以下「設置者等」という。)は、処理施設の設置等の工事に着手するときは、工事着手の10日前までに、所定の工事着手届出書を市長に提出しなければならない。

(工事完了の報告等)

第18条 設置者等は、処理施設の工事が完了したときは、遅滞なく、所定の工事完了報告書(法定施設の設置者にあっては、併せて所定の一般廃棄物処理施設使用前検査申請書)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告書又は申請書の提出があったときは、速やかに使用前検査を行い、その旨を設置者等に通知するものとする。

(処分業の許可申請の時期)

第19条 法第7条第6項又は法第7条の2第1項の許可の申請は、法第8条の2第5項の検査に係る確認通知又は前条第2項に規定する使用前検査の確認に係る通知を受けた後に行わなければならない。

(使用開始の報告)

第20条 設置者等は、当該処理施設の使用開始の日から30日以内に、所定の使用開始報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年7月6日告示第439号)

この要綱中第1条の規定は告示の日から、第2条の規定は平成24年7月9日から施行する。

附 則 (令和元年12月25日告示第725号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表 (第8条関係)

	添付書類	法定 施設	業 施 設
1	(1) 申請者が法人である場合は、役員(法第7条第5項第4号ヌに規定する役員をいう。)の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類 (2) 申請者が個人である場合は、当該申請者の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	○	○
2	申請者が法人である場合は、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(当該株主又は出資者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書(全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書))	○	○
3	申請者が個人である場合で、当該申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者であるときは、その法定代理人の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類(法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類)	○	○
4	令第4条の7に規定する使用人がいる場合は、当該使用人の住民票の写し(本籍地の記載のあるものに限る。)及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類	○	○
5	事務所等の写真(土地又は建物を借用している場合は、併せて借用証書類)	○	○
6	移動式の間処理施設にあっては、車両の写真(前面及び側面)	○	○
7	移動式の間処理施設にあっては、車両の検査証の写し(車両を借用している場合は、併せてそれを占有することを証する書類)	○	○
8	車庫の写真及び登記事項証明書(土地又は建物を借用している場合は、併せて借用証書類)	○	○
9	一般廃棄物処理事業計画書	○	○
10	中間処理施設における中間処理後の一般廃棄物の処分方法を記載した書類	○	○
11	中間処理における一般廃棄物の処理工程図(フローシート)	○	○
12	中間処理施設又は最終処分場の概要を記載した書類	○	○
13	放流水の状況及び放流先の概要を記載した書類	○	○

14	中間処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設付近の見取図（縮尺1万分の1程度）	○	○
15	令第5条に規定する一般廃棄物処理施設にあっては、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類	○	
16	一般廃棄物処理施設の維持管理計画書	○	
17	最終処分場における災害防止のための計画書（最終処分場に限る。）	○	
18	最終処分場における埋立処分計画書（最終処分場に限る。）	○	
19	中間処理施設又は最終処分場における施設等の配置図	○	○
20	施設の所有権又は施設を使用する権原を有することを証する書類	○	○
21	事業場の用に供する土地等の調書、中間処理施設又は最終処分場に係る土地の切絵図又は地籍図及び登記事項証明書（申請者が所有権を有しない場合は、併せて当該土地を使用する権原を有することを証明する書類）	○	○
22	中間処理施設又は最終処分場（計画地を含む。）の全体を撮影した写真	○	○
23	事業に伴う関係法令等の所要手続の進捗状況及び見通しを記載した書類	○	○
24	施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類（技術管理者の資格を明らかにする書類等）	○	
25	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類	○	○
26	(1) 申請者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 (2) 申請者が個人である場合は、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	○	○
27	申請者が法人である場合は、当該法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書（全部事項証明書のうち履歴事項全部証明書）	○	○
28	法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨の誓約書	○	○
29	一般廃棄物の処理の流れ図を記載した書類	○	○
30	契約（予定を含む。）事業所の名簿	○	○
31	一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可申請に関する講習を修了した者の修了証の写し（事業を行うに足りる技術的能力を証する書類）	○	○
32	中間処理施設又は最終処分場の隣地所有者、周辺住民及びその他利害関係者の同意書	○	○
33	その他市長が必要と認める書類	○	○

備考 29の項から31の項までは、法定施設で、自ら排出した一般廃棄物を自ら処分する場合は除く。

9 倉敷市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例

平成10年9月25日条例第43号
(最終改正) 平成31年3月22日

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第9条の3第2項(同条第9項(法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)及び法第9条の3の3第2項(同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づき、法第9条の3第1項及び法第9条の3の3第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る届出並びに法第9条の3第8項(法第9条の3の3第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する一般廃棄物処理施設の変更に係る届出に際し、市長又は市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者(以下「災害廃棄物処分受託者」という。)が実施した当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査結果報告書」という。)の縦覧手続、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者からの生活環境の保全上の見地からの意見書(以下「意見書」という。)の提出方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる施設の種類)

第2条 生活環境影響調査結果報告書の公衆への縦覧及び意見書の提出の対象となる一般廃棄物処理施設(以下「施設」という。)の種類は、次の各号に掲げる施設の設置者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 市 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設(次号において「焼却施設」という。)及び同条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
- (2) 災害廃棄物処分受託者 焼却施設

(縦覧の告示等)

第3条 市長は、法第9条の3第2項の規定により生活環境影響調査結果報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、生活環境影響調査結果報告書を縦覧に供する場所(以下「縦覧の場所」という。)及び縦覧に供する期間(以下「縦覧の期間」という。)のほか、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 施設の名称
 - (2) 施設の設置の場所
 - (3) 施設の種類
 - (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
 - (5) 施設的能力(施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
 - (6) 実施した生活環境影響調査の項目
- 2 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により生活環境影響調査結果報告書を公衆の縦覧に供しようとするときは、縦覧の場所及び縦覧の期間のほか、次に掲げる事項を公告するものとする。
- (1) 災害廃棄物処分受託者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
 - (2) 前項各号に掲げる事項

(市による施設の設置に係る縦覧の場所及び期間)

第4条 市による施設の設置に係る縦覧の場所は、規則で定める場所とする。

2 市による施設の設置に係る縦覧の期間は、前条第1項に規定する告示の日から1月間(法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置又は変更にあっては、1月間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間)

とする。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る縦覧の場所及び期間)

第5条 災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る縦覧の場所は、災害廃棄物処分受託者の事務所とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長において特に必要があると認めるときは、市長が指定する場所において公衆の縦覧に供することができる。

3 災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る縦覧の期間は、第3条第2項に規定する公告の日から1月間(市長が非常災害の状況に応じて期間の短縮を認めた場合は、短縮後の期間)とする。

(市による施設の設置に係る意見書についての告示)

第6条 市長は、法第9条の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項を告示するものとする。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書についての公告)

第7条 災害廃棄物処分受託者は、法第9条の3の3第2項の規定により施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は意見書を提出できる旨、意見書を提出する場合の提出先及び提出期限その他必要な事項についてインターネットの利用その他適切な方法により公告するものとする。

(市による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限)

第8条 市による施設の設置に係る意見書の提出先は、規則で定める場所とする。

2 第6条の規定による告示があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日(法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置又は変更の場合にあっては、2週間を上限として市長が非常災害の状況に応じて定める期間を経過する日)までに、市長に意見書を提出することができる。

(災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の提出先及び提出期限)

第9条 災害廃棄物処分受託者による施設の設置に係る意見書の提出先は、災害廃棄物処分受託者の事務所とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長において特に必要があると認めるときは、市長が指定する場所を意見書の提出先とすることができる。

3 第7条の規定による公告があったときは、施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日(市長が非常災害の状況に応じて期間の短縮を認めた場合はその期間を経過する日)までに、災害廃棄物処分受託者に意見書を提出することができる。

(環境影響評価との関係)

第10条 施設の設置又は変更に関し、環境影響評価法(平成9年法律第81号)又は岡山県環境影響評価等に関する条例(平成11年岡山県条例第7号)に基づく環境影響評価(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)に係る公告、縦覧等の手続を経たものは、第3条から前条までに規定する手続を経たものとみなす。

(他の市町村との協議)

第11条 市長は、施設の設置に関する区域が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該区域を管轄する市町村の長に、生活環境影響調査結果報告書の写しを送付し、当該区域における縦覧等の手続の実施について、協議するものとする。

(1) 施設を他の市町村の区域に設置するとき。

(2) 施設の敷地が他の市町村の区域にわたるとき。

(3) 施設の設置又は変更により、生活環境に影響を及ぼす周辺地域に、倉敷市の区域に属しない地域が含まれているとき。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

10 倉敷市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の

縦覧等の手続に関する条例施行規則

平成10年9月25日規則第48号
(最終改正) 令和元年12月11日
[この改正で題名改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、倉敷市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（平成10年倉敷市条例第43号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の場所等)

第2条 条例第4条第1項の縦覧の場所は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部環境施設室
- (2) 生活環境影響調査を実施した周辺地域内で、市長が指定する場所
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 条例第4条第2項の縦覧の期間のうち、倉敷市の休日を定める条例（平成元年倉敷市条例第40号）第1条第1項の市の休日には、次条の縦覧申込書は受け付けない。

(縦覧の手続)

第3条 条例第3条第1項の規定により縦覧に供された生活環境影響調査結果報告書を縦覧しようとする者（次条において「縦覧者」という。）は、所定の縦覧申込書に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第4条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 生活環境影響調査結果報告書を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 生活環境影響調査結果報告書を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合には、それに従うこと。

2 市長は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(意見書の提出先等)

第5条 条例第8条第1項の意見書の提出先は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部環境施設室
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場所

2 条例第8条第2項の意見書には、次に掲げる事項を全て記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第41号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日規則第62号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第28号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第36号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則（令和元年12月11日規則第76号）
この規則は、公布の日から施行する。

1 1 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成13年3月27日規則第59号

(最終改正) 令和2年2月14日

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物再生利用業(第2条—第9条)

第2節 一般廃棄物処理施設(第10条—第19条)

第3章 産業廃棄物

第1節 事業者(第20条—第24条)

第2節 産業廃棄物再生利用業(第25条)

第3節 産業廃棄物処理業者(第26条—第29条)

第4節 特別管理産業廃棄物処理業者(第30条—第33条)

第5節 産業廃棄物処理施設(第34条—第39条)

第6節 県外から搬入される産業廃棄物(第40条)

第4章 雑則(第41条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の施行については、関係法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 一般廃棄物

第1節 一般廃棄物再生利用業

(一般廃棄物再生利用業の個別指定の申請等)

第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第2条第2号及び第2条の3第2号に規定する指定(以下この節において「再生利用個別指定」という。)を受けて、一般廃棄物の再生輸送又は再生利用を業として行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した所定の再生利用個別指定業指定申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- (2) 氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 事業の範囲
- (4) 再生利用を行う事業所の所在地
- (5) 再生利用の目的
- (6) 再生利用の方法
- (7) 取引関係
- (8) 事業開始予定年月日
- (9) 当該再生利用個別指定の事業に係る担当者及び連絡先
- (10) 申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合は、名称及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名)
- (11) 申請者が法人である場合は、法第7条第5項第4号次に規定する役員の氏名及び住所
- (12) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の氏名又は名称、住所及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額
- (13) 申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第4条の7に規定する使用人がある場合は、その者の氏名及び住所

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
 - (2) 取引関係を記載した書類
 - (3) 生活環境保全上の対策を記載した書類
 - (4) 再生利用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
 - (5) 申請者が法人である場合は、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
 - (6) 申請者が個人である場合は、住民票の写し
 - (7) 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
 - (8) 申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして省令第2条の2又は第2条の4に規定する基準に適合することを証明する書類
 - (9) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
 - (10) 事務所及び事業場の付近の見取図
 - (11) 申請者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (12) 申請者が個人である場合は、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
 - (13) 申請者が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合は、その法定代理人の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（法定代理人が法人である場合は、登記事項証明書並びに役員の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類）
 - (14) 申請者が法人である場合は、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員の住民票の写し及び同号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
 - (15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（これらの者が法人である場合は、登記事項証明書）
 - (16) 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合は、その者の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類
- 3 市長は、第1項の申請に基づき再生利用個別指定をしたときは、所定の再生利用個別指定業指定証（以下この節において「指定証」という。）を交付するものとする。
 - 4 再生利用個別指定は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
 - 5 第2項の規定にかかわらず、再生利用個別指定の更新を申請する者は、その内容に変更がない場合に限り、同項第1号から第4号まで及び第9号に掲げる書類の添付を要しないものとする。
 - 6 第4項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 7 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
 - 8 再生利用個別指定を受けて、一般廃棄物の再生輸送又は再生利用を業として行おうとする者は、次の基準を満たさなければならない。
 - (1) 再生輸送を行う場合
 - ア 対象一般廃棄物について特定の排出事業者のみからその収集又は運搬の委託を受けることとされていること。
 - イ 省令第2条の2各号に掲げる基準に適合していること。ただし、申請者が再生輸送を的確に、かつ、継続して行うに足りる能力を有すると市長が認めるときは、同条第2号イに掲げる要件に適合する者とみなす。
 - (2) 再生利用を行う場合
 - ア 対象一般廃棄物について特定の排出事業者のみからその処分の委託を受けることとされていること。
 - イ 省令第2条の4各号に掲げる基準に適合していること。ただし、申請者が再生利用を的確に、かつ、継続して行うに足りる能力を有すると市長が認めるときは、同条第1号ロ（1）に掲げる要件に適合する者とみ

なす。

ウ 排出事業者から引き取られた対象一般廃棄物が再生の用に供されること。

エ 排出事業者との間で対象一般廃棄物の再生利用に係る取引関係が予定されており、かつ、その取引関係に継続性があること。

(3) 営利を目的としないものであること。

(4) 生活環境の保全上の支障が生じないこと。

(5) 申請者が、法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(指定の取消し)

第3条 市長は、再生利用個別指定を受けた者（以下この節において「再生利用個別指定業者」という。）が前条第8項の基準を満たさなくなったときは、指定を取り消すことができる。

(一般廃棄物再生利用業の変更の申請等)

第4条 再生利用個別指定業者は、その一般廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した所定の再生利用個別指定業変更指定申請書により、市長に当該指定の範囲の変更の申請をしなければならない。ただし、その変更が業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

(1) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

(2) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(3) 指定年月日及び指定番号

(4) 変更の内容

(5) 変更の理由

(6) 変更に係る再生利用の方法

(7) 変更に係る取引関係

(8) 事業変更予定年月日

(9) 事業担当者及び連絡先

(10) 第2条第1項第10号から第13号までに掲げる事項

2 第2条第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(一般廃棄物再生利用業の変更の届出)

第5条 再生利用個別指定業者は、第2条第1項第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第9号に掲げる事項並びに次に掲げる事項の変更をしたときは、当該変更の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 第2条第1項第10号の法定代理人

(2) 第2条第1項第11号の役員、同項第12号の株主又は出資をしている者及び同項第13号の使用人

2 前項の規定による届出をする場合においては、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

(1) 第2条第1項第1号に掲げる事項の変更の場合は、変更後の事務所の付近の見取図及び個人にあっては住民票の写し、法人にあっては登記事項証明書

(2) 第2条第1項第2号に掲げる事項の変更の場合は、個人にあっては住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類、法人にあっては定款又は寄附行為（変更に係る事項が名称である場合に限る。）及び登記事項証明書

(3) 第2条第1項第4号に掲げる事項の変更の場合は、変更後の事業所の付近の見取図

(4) 第2条第1項第7号に掲げる事項の変更の場合は、変更後の取引関係を記載した書類

(5) 前項各号に掲げる事項の変更の場合は、同項各号に掲げる者（当該変更に係る者に限る。）の住民票の写し及び法第7条第5項第4号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（前項第2号に掲げる株主又は出資をしている者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書）

(一般廃棄物再生利用業の廃止の届出)

第6条 再生利用個別指定業者は、その再生利用個別指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、当該廃止の日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、当該届出には、指定証を添付しなければならない。

(指定証の再交付)

第7条 再生利用個別指定業者は、指定証を紛失し、又は破損したときは、所定の再生利用個別指定業指定証再交

付申請書を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。

(指定証の書換え、返納等)

第8条 再生利用個別指定業者は、第5条第1項各号列記以外の部分の規定により再生利用個別指定の変更の届出をするとき、又は第6条の規定により再生利用個別指定の事業の一部廃止の届出をするときは、併せて指定証を提出し、その書換えを受けなければならない。

2 再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の指定証、第2号の場合は当該変更に係る指定を受ける前の指定証、第6号の場合は再交付を受ける前の指定証)を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により指定証の書換えを受けたとき。
- (2) 第4条の規定により再生利用個別指定の事業の範囲の変更に係る指定を受けたとき。
- (3) 指定証に記載された指定の有効期間を満了したとき。
- (4) 第6条の規定により再生利用個別指定の事業の範囲の全部を廃止したとき。
- (5) 第3条の規定により再生利用個別指定の取消しを受けたとき。
- (6) 前条の規定により指定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により指定証の再交付を受けた場合は、紛失した指定証を発見したとき。

(指定を受けた者の責務等)

第9条 再生利用個別指定業者は、毎年6月30日以前の1年間における一般廃棄物の収集、運搬又は処分に関し、当該一般廃棄物の種類ごとに運搬量又は処分量等を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

2 一般廃棄物を車両によって運搬する再生輸送業者にあつては、政令第3条第1号の規定を準用する。

第2節 一般廃棄物処理施設

(一般廃棄物処理施設の許可証の交付)

第10条 市長は、次に掲げる許可をしたときは、一般廃棄物処理施設(設置、変更)許可証(以下この節において「許可証」という。)を交付しなければならない。

- (1) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の許可
- (2) 法第9条第1項の規定による当該施設の変更の許可
(許可証の書換え、返納等)

第11条 法第8条第1項又は第9条第1項の許可を受けた者(以下「一般廃棄物処理施設設置者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証の書換えを受けなければならない。

- (1) 法第9条第3項の規定により一般廃棄物処理施設設置者の住所又は氏名(法人にあつては主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)の変更の届出を行ったとき。
- (2) 法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可を受けたとき。
- (3) 法第9条の6第1項の規定により一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可を受けたとき。
- (4) 法第9条の7第2項の規定により一般廃棄物処理施設設置者の相続の届出を行ったとき。

2 一般廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該変更許可を受ける前の許可証、第4号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第9条第1項の規定による変更の許可を受けたとき。
- (3) 法第9条の2第1項の規定により法第8条第1項の許可を受けた一般廃棄物処理施設の使用の停止を命じられたとき又は法第9条の2の2第1項若しくは第2項の規定により法第8条第1項の許可の取消しを受けたとき。
- (4) 次条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。
- (5) 一般廃棄物処理施設を廃止したとき。

3 市長は、前項第3号の規定により許可証を返納した者に係る一般廃棄物処理施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

(許可証の再交付)

第12条 一般廃棄物処理施設設置者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の一般廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(一般廃棄物処理施設の改善措置完了の届出)

第13条 法第9条の2第1項の規定により一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理について改善命令を受けた者は、その命令に基づき必要な改善措置を完了したときは、遅滞なく所定の一般廃棄物処理施設改善措置完了届を市長に提出しなければならない。

(熱回収施設設置者の認定証)

第14条 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、所定の熱回収施設設置者認定証(以下この節において「認定証」という。)を交付するものとする。

(認定証の再交付)

第15条 法第9条の2の4第1項の認定を受けた者(以下この節において「認定熱回収施設設置者」という。)は、認定証を紛失し、又は破損したときは、所定の熱回収施設設置者認定証再交付申請書を市長に提出し、認定証の再交付を受けなければならない。

(認定証の書換え、返納等)

第16条 認定熱回収施設設置者は、住所若しくは氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)又は法第9条の2の4第1項の認定に係る一般廃棄物処理施設であつて熱回収の機能を有するもの(以下この条において「認定熱回収施設」という。)の熱回収に必要な設備を変更したときは、認定証の書換えを受けなければならない。

2 認定熱回収施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の認定証、第5号の場合は再交付を受ける前の認定証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

(1) 前項の規定により認定証の書換えを受けたとき。

(2) 法第9条の2第1項の規定により認定熱回収施設の使用の停止を命じられたとき。

(3) 法第9条の2の4第2項の規定により同条第1項の認定の効力が失われたとき。

(4) 法第9条の2の4第5項の規定により同条第1項の認定の取消しを受けたとき。

(5) 前条の規定により認定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により認定証の再交付を受けた場合は、紛失した認定証を発見したとき。

(6) 認定熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき。

(7) 認定熱回収施設を廃止したとき。

3 市長は、前項第2号の規定により認定証を返納した者の認定熱回収施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた認定証を返納した者に直ちに返還するものとする。

(一般廃棄物処理施設の維持管理)

第17条 ごみ処理施設の設置者は、省令第4条の5第1項第14号の水質検査及びばい煙に関する検査並びに同項第2号ニの引出灰の熱しゃく減量に関する検査を月1回以上、同号の機能検査を年1回以上実施しなければならない。

2 し尿処理施設(浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1号に規定する浄化槽を除く。以下次条において同じ。)の設置者は、省令第4条の5第2項第12号の水質検査を月1回以上、機能検査を年1回以上実施しなければならない。

(精密機能検査)

第18条 ごみ処理施設及びし尿処理施設の管理者は、省令第5条の規定により、精密機能検査を3年に1回以上実施しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置)

第19条 法第15条の2の5の規定による届出を行おうとする者は、所定の産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の届出書を受け付けたときは、所定の受理書を交付しなければならない。

第3章 産業廃棄物

第1節 事業者

(分析証明書の保有)

第20条 事業者(中間処理業者を含む。次条において同じ。)は、その事業活動に伴って生じた産業廃棄物(燃

え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉍さい及びばいじんに限る。以下この条において同じ。)について、次に掲げる事項の分析証明書を保有しなければならない。

- (1) 当該産業廃棄物の水素イオン濃度指数
- (2) 油分の含有量及び溶出量(燃え殻、鉍さい及びばいじんに係るものを除く。)
- (3) 有害産業廃棄物(有害物質(カドミウム又はその化合物、シアン化合物、有機りん化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類をいう。以下同じ。))が、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令(昭和48年総理府令第5号。以下この条において「有害判定基準」という。)に定める基準を超えて溶出するおそれのある産業廃棄物をいう。)を排出するおそれのある工場又は事業場から排出される産業廃棄物にあつては、当該産業廃棄物に含有されるおそれのある有害物質の区分に応じ、それぞれの有害物質に係る次に掲げる事項

ア カドミウム又はその化合物、シアン化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ひ素又はその化合物、水銀又はその化合物、アルキル水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル及びセレン又はその化合物 当該産業廃棄物中の含有量及び当該含有量では有害判定基準に定める基準を超えるおそれがある場合にあつては、有害判定基準に定める方法による検出値

イ 有機りん化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類 有害判定基準に定める方法による検出値

- 2 前項の分析証明書は、処理の日前6月以内(ポリ塩化ビフェニルにあつては処理の日前、ダイオキシン類にあつては処理の日前1年以内)に、計量法(平成4年法律第51号)第107条第2号に規定する計量証明の事業の登録を受けた者(ダイオキシン類については、同法第121条の2に規定する特定計量証明事業の認定を受けた者)又は公共機関が作成したものとする。ただし、当該産業廃棄物の排出に係る原材料若しくは生産工程又は当該産業廃棄物の処分方法を変更した場合には、その変更の都度作成したものとする。

(産業廃棄物の委託等の方法)

- 第21条 事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、前条第1項の分析証明書又はその写しを、委託しようとする者に交付しなければならない。

(報告のための帳簿)

- 第22条 事業者(政令第6条の4に規定する事業者及び法第12条の2第14項に規定する事業者を除く。)は、省令第8条の5第1項第2号の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

- 2 前項の帳簿の取扱いについては、省令第2条の5第2項及び第3項の例によるものとする。

(認定証の再交付)

- 第23条 法第12条の7第1項の認定又は同条第7項の変更の認定を受けた者(以下この節において「特例認定事業者」という。)は、省令第8条の38の9に規定する認定証(以下この節において「認定証」という。)を紛失し、又は破損したときは、所定の2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証再交付申請書を市長に提出し、認定証の再交付を受けなければならない。

(認定証の書換え、返納等)

- 第24条 特例認定事業者は、次に掲げる事項が生じたときは、認定証の書換えを受けなければならない。

- (1) 主たる事務所の所在地の変更
- (2) 名称及び代表者の氏名の変更
- (3) 産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更
- (4) 産業廃棄物の積替えの場所の所在地及び面積の変更
- (5) 積替えのための保管の場所において保管する産業廃棄物の種類の変更
- (6) 産業廃棄物の処分の用に供する施設の変更

2 特例認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定証（第1号の場合は当該書換えを受ける前の認定証、第2号の場合は当該認定を受ける前の認定証、第4号の場合は再交付を受ける前の認定証とする。）を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により認定証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第12条の7第7項の規定により変更の認定を受けたとき。
- (3) 法第12条の7第10項の規定により認定の取消しを受けたとき。
- (4) 前条の規定により認定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により認定証の再交付を受けた場合は、紛失した認定証を発見したとき。
- (5) 政令第6条の7の2の規定により廃止の届出をしたとき。

第2節 産業廃棄物再生利用業

(産業廃棄物再生利用業)

第25条 前章第1節の規定は、省令第9条第2号及び第10条の3第2号に規定する産業廃棄物の再生利用業の指定について準用する。この場合において、同節中「一般廃棄物」とあるのは「産業廃棄物」と、第2条第1項中「第2条第2号及び第2条の3第2号」とあるのは「第9条第2号及び第10条の3第2号」と、同項第10号中「第7条第5項第4号リ」とあるのは「第14条第5項第2号ハ」と、同項第11号中「第7条第5項第4号ヌ」とあるのは「第14条第5項第2号ニ」と、同項第13号中「第4条の7」とあるのは「第6条の10」と、同条第2項第7号中「第7条第5項第4号イからルまで」とあるのは「第14条第5項第2号イからへまで」と、同項第8号中「第2条の2又は第2条の4」とあるのは「第10条又は第10条の5」と、同項第13号中「第7条第5項第4号リ」とあるのは「第14条第5項第2号ハ」と、「法定代理人の住民票の写し及び同号イ」とあるのは「法定代理人の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。以下この項において同じ。））」と、「役員の住民票の写し及び同号イ」とあるのは「役員の住民票の写し及び法第14条第5項第2号イ」と、同項第14号中「第7条第5項第4号ヌ」とあるのは「第14条第5項第2号ニ」と、「同号イ」とあるのは「法第14条第5項第2号イ」と、同項第15号中「第7条第5項第4号イ」とあるのは「第14条第5項第2号イ」と、同項第16号中「第4条の7」とあるのは「第6条の10」と、「第7条第5項第4号イ」とあるのは「第14条第5項第2号イ」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項」と、同条第4項中「2年」とあるのは「5年」と、同条第5項中「第2項」とあるのは「第25条において準用する第2条第2項」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「第25条において準用する第2条第4項」と、同条第7項中「前項」とあるのは「第25条において準用する第2条第6項」と、同条第8項第1号イ中「第2条の2各号」とあるのは「第10条各号」と、同項第2号イ中「第2条の4各号」とあるのは「第10条の5各号」と、同項第5号中「第7条第5項第4号イからルまで」とあるのは「第14条第5項第2号イからへまで」と、第3条中「前条第8項」とあるのは「第25条において準用する第2条第8項」と、第4条第1項第10号中「第2条第1項第10号から第13号まで」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第10号から第13号まで」と、同条第2項中「第2条第2項及び第3項の規定は、前項」とあるのは「第25条において準用する第2条第2項及び第3項の規定は、第25条において準用する第4条第1項」と、第5条第1項中「第2条第1項第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第9号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第1号、第2号、第4号から第7号まで及び第9号」と、同項第1号中「第2条第1項第10号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第10号」と、同項第2号中「第2条第1項第11号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第11号」と、同条第2項第1号中「第2条第1項第1号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第1号」と、同項第2号中「第2条第1項第2号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第2号」と、「第7条第5項第4号イ」とあるのは「第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号イに係るものに限る。第5号において同じ。））」と、同項第3号中「第2条第1項第4号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第4号」と、同項第4号中「第2条第1項第7号」とあるのは「第25条において準用する第2条第1項第7号」と、同項第5号中「前項各号」とあるのは「第25条において準用する第5条第1項各号」と、「第7条第5項第4号イ」とあるのは「第14条第5項第2号イ」と、第8条第1項中「第5条第1項各号列記以外の部分」とあるのは「第25条において準用する第5条第1項各号列記以外の部分」と、「第6条」とあるのは「第25条において準用する第6条」と、同条第2項第2号中「第4条」とあるのは「第25条において準用する第4条」と、同項第4号中「第6条」とあるのは「第25条において準用する第6条」と、同項第5号中「第3条」とあるのは「第25条

において準用する第3条」と、第9条第2項中「第3条第1号」とあるのは「第6条第1号」と読み替えるものとする。

第3節 産業廃棄物処理業者

(産業廃棄物処理業の事業の範囲等)

第26条 法第14条の2第1項に定める事業の範囲の変更とは、次に定める事項とする。

- (1) 取り扱う産業廃棄物の種類の変更(廃止を除く。)
- (2) 産業廃棄物の積替え又は保管行為の追加
- (3) 産業廃棄物処分業の種類(中間処理及び最終処分)の追加
- (4) 許可条件の変更

(産業廃棄物処理業の休止の届出)

第27条 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の2第1項の許可を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)は、当該許可に係る事業の全部又は一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に、所定の産業廃棄物処理業休止届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る事業を再開しようとするときは、所定の産業廃棄物処理業再開届を市長に提出しなければならない。

(許可証の書換え、返納等)

第28条 産業廃棄物処理業者は、次に掲げる事項が生じたときは、省令第10条の2又は第10条の6に規定する許可証(以下この節において「許可証」という。)の書換えを受けなければならない。

- (1) 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)の変更
- (2) 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)の変更
- (3) 取り扱う産業廃棄物及び産業廃棄物処理業の種類の一部の廃止
- (4) 産業廃棄物処理業の一部の取消し
- (5) 事業の用に供する施設の処理能力の変更

2 産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該許可を受ける前の許可証、第7号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第14条の2第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
- (3) 許可証に記載された許可期限を満了したとき。
- (4) 法第14条の2第3項において準用する法第7条の2第3項の規定により産業廃棄物処理業の廃止の届出をしたとき(産業廃棄物処理業の一部を廃止したときを除く。)
- (5) 法第14条の3の規定により産業廃棄物処理業の業務の停止を命じられ、又は法第14条の3の2の規定によりその許可の取消しを受けたとき(産業廃棄物処理業の一部の業務の停止を命じられ、又は許可の一部の取消しを受けたときを除く。)
- (6) 前条第1項の規定により産業廃棄物処理業の休止の届出をしたとき(産業廃棄物処理業の一部を休止したときを除く。)
- (7) 次条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。

3 市長は、次に掲げる場合においては、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

- (1) 前項第5号の規定により許可証を返納した者の事業の停止期間が終了したとき。
- (2) 前項第6号の規定により許可証を返納した者が、前条第2項の規定により産業廃棄物処理業の再開の届出をしたとき。

(許可証の再交付)

第29条 産業廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の産業廃棄物処理業許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

第4節 特別管理産業廃棄物処理業者

(特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲等)

第30条 法第14条の5第1項に定める事業の範囲の変更とは、次に定める事項とする。

- (1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の変更（廃止を除く。）
- (2) 特別管理産業廃棄物の積替え又は保管行為の追加
- (3) 特別管理産業廃棄物処分業の種類（中間処理及び最終処分）の追加
- (4) 許可条件の変更

（特別管理産業廃棄物処理業の休止の届出）

第31条 法第14条の4第1項若しくは第6項又は第14条の5第1項の許可を受けた者（以下「特別管理産業廃棄物処理業者」という。）は、当該許可に係る事業の全部又は一部を休止したときは、当該休止の日から10日以内に、所定の特別管理産業廃棄物処理業休止届を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出をした者は、当該届出に係る事業を再開しようとするときは、所定の特別管理産業廃棄物処理業再開届を市長に提出しなければならない。

（許可証の書換え、返納等）

第32条 特別管理産業廃棄物処理業者は、次に掲げる事項が生じたときは、省令第10条の14又は第10条の18に規定する許可証（以下この節において「許可証」という。）の書換えを受けなければならない。

- (1) 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）の変更
- (2) 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）の変更
- (3) 取り扱う特別管理産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物処理業の種類の一部の廃止
- (4) 特別管理産業廃棄物処理業の一部の取消し
- (5) 事業の用に供する施設の処理能力の変更

2 特別管理産業廃棄物処理業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証（第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該許可を受ける前の許可証、第7号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。）を市長に直ちに返納しなければならない。

- (1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。
- (2) 法第14条の5第1項の規定により事業の範囲の変更の許可を受けたとき。
- (3) 許可証に記載された許可期限を満了したとき。
- (4) 法第14条の5第3項において準用する法第7条の2第3項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の廃止の届出をしたとき（特別管理産業廃棄物処理業の一部を廃止したときを除く。）。
- (5) 法第14条の6において準用する法第14条の3の規定により特別管理産業廃棄物処理業の業務の停止を命じられ、又は法第14条の3の2の規定によりその許可の取消しを受けたとき（特別管理産業廃棄物処理業の一部の業務の停止を命じられ、又は許可の一部の取消しを受けたときを除く。）。
- (6) 前条第1項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の休止の届出をしたとき（特別管理産業廃棄物処理業の一部を休止したときを除く。）。
- (7) 次条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。

3 市長は、次に掲げる場合においては、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

- (1) 前項第5号の規定により許可証を返納した者の事業の停止期間が終了したとき。
- (2) 前項第6号の規定により許可証を返納した者が、前条第2項の規定により特別管理産業廃棄物処理業の再開の届出をしたとき。

（許可証の再交付）

第33条 特別管理産業廃棄物処理業者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の特別管理産業廃棄物処理業許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

第5節 産業廃棄物処理施設

（許可証の書換え、返納等）

第34条 市長は、産業廃棄物処理施設設置者（産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものを除く。）から法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定により、住所若しくは氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名）若しくは処理能力の変更の届出があったとき又は産業廃棄物処理施設設置者（産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものを除く。）の地位を承継した相続人から法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定により産業廃棄物処理施設相続届出があったときは、省令第12条の5に規定する許可証（以下こ

の節において「許可証」という。)の書換えを行わなければならない。

2 産業廃棄物処理施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の許可証、第2号の場合は当該変更許可を受ける前の許可証、第4号の場合は再交付を受ける前の許可証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

(1) 前項の規定により許可証の書換えを受けたとき。

(2) 法第15条の2の6第1項の規定により変更の許可を受けたとき。

(3) 法第15条の2の7の規定により使用の停止を命じられ、又は法第15条の3の規定により許可の取消しを受けたとき。

(4) 次条の規定により許可証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により許可証の再交付を受けた場合は、紛失した許可証を発見したとき。

(5) 産業廃棄物処理施設を廃止したとき。

3 市長は、前項第3号の規定により許可証を返納した者に係る産業廃棄物処理施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた許可証を返納した者に直ちに返還するものとする。

4 市長は、産業廃棄物処理施設設置者(産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものに限る。)から法第15条の2の6第3項において準用する法第9条第3項の規定により、住所若しくは氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)若しくは処理能力の変更の届出があったとき又は産業廃棄物処理施設設置者(産業廃棄物処理施設設置届出書又は産業廃棄物処理施設使用届出書を提出したものに限る。)の地位を承継した相続人から法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定により、産業廃棄物処理施設相続届出があったときは、所定の受理書を交付しなければならない。

(許可証の再交付)

第35条 産業廃棄物処理施設設置者は、許可証を紛失し、又は破損したときは、所定の産業廃棄物処理施設設置許可証再交付申請書を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

(産業廃棄物処理施設の改善措置完了の届出)

第36条 法第15条の2の7の規定により産業廃棄物処理施設の構造又はその維持管理について改善命令を受けた者は、その命令に基づき必要な改善措置を完了したときは、遅滞なく所定の産業廃棄物処理施設改善措置完了届を市長に提出しなければならない。

(産業廃棄物処理施設の譲受けの許可等)

第37条 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の5の規定により産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたときは、所定の産業廃棄物処理施設譲受け(借受け)許可証を交付しなければならない。

2 市長は、法第15条の4において準用する法第9条の6の規定により産業廃棄物処理施設の合併又は分割の認可をしたときは、所定の産業廃棄物処理施設合併(分割)認可証を交付しなければならない。

(認定証の再交付)

第38条 法第15条の3の3第1項の認定を受けた者(以下この節において「認定熱回収施設設置者」という。)は、省令第12条の11の10に規定する認定証(以下この節において「認定証」という。)を紛失し、又は破損したときは、所定の熱回収施設設置者認定証再交付申請書を市長に提出し、認定証の再交付を受けなければならない。

(認定証の書換え、返納等)

第39条 認定熱回収施設設置者は、住所若しくは氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地又は名称及び代表者の氏名)又は法第15条の3の3第1項の認定に係る産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの(以下この条において「認定熱回収施設」という。)の熱回収に必要な設備を変更したときは、認定証の書換えを受けなければならない。

2 認定熱回収施設設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定証(第1号の場合は当該書換えを受ける前の認定証、第5号の場合は再交付を受ける前の認定証とする。)を市長に直ちに返納しなければならない。

(1) 前項の規定により認定証の書換えを受けたとき。

(2) 法第15条の2の7の規定により認定熱回収施設の使用の停止を命じられたとき。

(3) 法第15条の3の3第2項の規定により同条第1項の認定の効力が失われたとき。

(4) 法第15条の3の3第5項の規定により同条第1項の認定の取消しを受けたとき。

(5) 前条の規定により認定証の再交付を受けたとき。ただし、紛失により認定証の再交付を受けた場合は、

紛失した認定証を発見したとき。

(6) 認定熱回収施設において熱回収を行わなくなったとき。

(7) 認定熱回収施設を廃止したとき。

3 市長は、前項第2号の規定により認定証を返納した者の認定熱回収施設の使用停止期間が終了したときは、返納を受けた認定証を返納した者に直ちに返還するものとする。

第6節 県外から搬入される産業廃棄物

(県外から搬入される産業廃棄物)

第40条 県外に事業所を有し、当該事業所から生じた産業廃棄物(中間処理産業廃棄物を含む。以下この条において同じ。)を市内で処分しようとする事業者(法第15条の4の2第1項又は第15条の4の3第1項の規定による環境大臣の認定を受けたものを除く。以下この条において「県外事業者」という。)は、産業廃棄物の種類ごとに次に掲げる事項を記載した所定の市内搬入処分事前協議書(以下「事前協議書」という。)を、当該産業廃棄物の最初の市内搬入処分予定日の3月前までに市長に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 市内に搬入する産業廃棄物の種類
- (2) 市内に搬入する当該産業廃棄物の量
- (3) 市内に搬入する期間
- (4) 当該産業廃棄物を排出する施設
- (5) 当該産業廃棄物の収集運搬業者及び処分業者

2 前項の事前協議書には、次に掲げる書類を添付するものとし、その提出部数は、正本1部とする。

- (1) 当該産業廃棄物の分析証明書(産業廃棄物の種類ごとに市長が指定する事項の分析証明書とし、計量法第107条第2号に規定する計量証明の事業の登録を受けた者(ダイオキシン類については、同法第121条の2に規定する特定計量証明事業の認定を受けた者)又は公共機関が作成したものとする。)
- (2) 当該産業廃棄物の排出工程図
- (3) 当該産業廃棄物に関する収集運搬業者及び処分業者との契約書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項に定める事前協議書の提出があったときは、必要に応じて県外事業者の事業所の産業廃棄物を所管する関係公共団体の意見を求め、市内搬入の可否を県外事業者に通知するものとする。

4 県外事業者は、市長が市内搬入処分を認めた場合は、諸法令に定める手続を終了しなければ当該産業廃棄物を市内に搬入してはならない。

5 第1項の事前協議を行った者は、次に掲げる事項を変更しようとするときは、当該変更予定日の1月前までに所定の市内搬入処分事前協議書(再協議)を市長に提出し、承認を受けなければならない。この場合において、同項の規定は、市内搬入処分事前協議書(再協議)の記載事項について、第2項の規定は、添付書類及び提出部数について準用する。

- (1) 第1項各号に掲げる事項
- (2) 当該産業廃棄物の排出に係る原材料若しくは生産工程又は当該産業廃棄物の処分方法

6 第1項及び前項の規定による承認により市内に産業廃棄物を搬入することができる期間は、5年を限度とする。

7 県外事業者は、当該産業廃棄物の適正な処理に努め、その処理について市長の指示に従わなければならない。

第4章 雑則

(最終処分場の台帳の閲覧)

第41条 法第19条の12第3項の規定による台帳(以下この条において「届出台帳」という。)の閲覧をしようとする者は、所定の廃棄物最終処分場台帳閲覧申請書を市長に提出しなければならない。

2 届出台帳の閲覧場所は、倉敷市環境リサイクル局リサイクル推進部産業廃棄物対策課内とする。

3 届出台帳の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 次に掲げる日には、届出台帳を閲覧することができない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前2号に掲げる日を除く。)

5 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、臨時に閲覧時間を変更し、又は閲覧することができない日を定めることができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧場所に掲示するものとする。

る。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、届出台帳の閲覧を停止し、又は拒否することができる。

- (1) 届出台帳を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれのある者
- (2) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある者
- (3) 係員の指示に従わない者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年岡山県規則第61号)第12条第1項又は第2項の規定により岡山県知事から指定又は認定を受けている者は、平成16年3月31日までは、この規則第11条第1項の指定を受けているものとみなす。

3 前項に規定するもののほか、この規則の施行前に岡山県知事のした許可等の処分その他の行為で、この規則の施行日以後において倉敷市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に別段の定めがあるものを除き、同日以後においては、倉敷市長のした許可等の処分その他の行為とみなす。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

4 船穂町及び真備町の編入の日(以下「編入日」という。)前に岡山県知事のした法に基づく許可等の処分その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、法令に別段の定めがあるものを除き、編入日以後においては、市長のした許可等の処分その他の行為とみなす。

附 則(平成17年7月27日規則第118号)

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成17年9月26日規則第167号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第28号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月12日規則第69号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第28号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年2月23日規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に得ていた倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第33条第1項の規定による承認及び同条第6項の規定による更新の承認に係る効力の期間は、なお従前の例による。

附 則(平成24年7月6日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第6号の改正規定(「又は外国人登録証明書の写し」を削る部分に限る。)は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成27年3月2日規則第12号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月14日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(関係規則の一部改正)

2 倉敷市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則(平成24年倉敷市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第16条中「第33条」を「第40条」に改める。

1 2 倉敷市事業系一般廃棄物（びん類）再資源化補助金交付要綱

平成15年9月24日告示第559号

（最終改正）令和5年4月1日

（目的）

第1条 この要綱は、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、事業活動によって排出されるガラス製容器を再資源化するための施設を設置し、及び処理した事業者（以下「事業者」という。）に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金交付対象者）

第2条 補助金の交付を受けようとする事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

- （1） 市内に事務所を有していること。
- （2） 再資源化の処理を的確に行うに足りる知識及び技能を有していること。
- （3） 再資源化の処理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有していること。
- （4） 再資源化の処理を長期的かつ安定的に業として行える見込みがあること。
- （5） 再資源化の処理後の製品が、確実に再生利用（再商品化）される見込みがあること。
- （6） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法律」という。）第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- （7） 再資源化する処理施設等を設置していること。
- （8） 市税を完納していること。

（補助金対象者の承認申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする事業者は、所定の承認申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実施計画書
- （2） 資金計画書
- （3） 処理施設の概要書
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金対象者の承認）

第4条 市長は、前条の承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、所定の承認通知書により事業者に通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた事業者が、事業の内容を変更しようとするとき、又は当該事業を中止若しくは廃止しようとするときは、所定の変更等申請書をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（処理方法）

第5条 処理施設における処理方法については、ガラス製容器をカレットにし、再生利用できる状態にするものとする。

（補助対象品目）

第6条 補助対象品目は、倉敷市内から排出される容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に規定する容器包装廃棄物であってガラス製のものとする。

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、ガラス製容器を処理した重量10キログラム当たり70円とする。

(補助金の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、毎月所定の交付申請書に市の施設（倉敷西部清掃施設組合を含む。）の計量器で計量したガラス製容器の実重量が確認できる関係書類その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、補助金の申請は、申請月の前月に計量器で計量したガラス製容器の実重量をもって行うものとする。

2 前項の交付申請書は、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正に処理されたと認めるときは、補助金の交付及びその額を決定し、その旨を所定の通知書により通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還命令等)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けようとする事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第3条の承認申請書又は第9条の交付申請書の記載事項に偽り又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

(調査又は指導)

第11条 市長は、施設の設置及び管理並びに処理の状況について、調査し、又は指導することができる。

(関係法令の遵守等)

第12条 事業者は、当該事業の実施に当たっては、法律その他関係法令を遵守し、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等周辺地域の生活環境に悪影響を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 平成15年度の承認申請等の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則（平成17年3月16日告示第145号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成25年12月26日告示第740号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉敷市事業系一般廃棄物（びん類）再資源化補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日の属する月以後のガラス製容器の処理に係る補助金の補助基準額について適用し、同日の属する月前のガラス製容器の処理に係る補助金の補助基準額については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月11日告示第688号）

(施行期日等)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和元年10月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の倉敷市事業系一般廃棄物（びん類）再資源化補助金交付要綱の規定は、令和元年10月1日以後に提出された第9条の交付申請書に係る補助金の交付について適用し、同日前に提出された第9条の交付申請書に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月12日告示第693号）

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和5年3月9日告示第107号）

（施行期日等）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の倉敷市事業系一般廃棄物（びん類）再資源化補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日の属する月以後のガラス製容器の処理に係る補助金の額について適用し、同日の属する月前のガラス製容器の処理に係る補助金の額については、なお従前の例による。

1 3 倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会規程

昭和45年3月11日訓令第6号
(最終改正) 平成21年4月1日

(設置)

第1条 本市の清掃事業の運営を円滑に行うため、倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び取消しに関すること。
- (2) 廃棄物処理手数料の改定に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、会長、副会長及び委員若干人で組織する。

2 会長は環境リサイクル局長を、副会長はリサイクル推進部長をもつて充てる。

3 委員は、環境事業関係部署の課長以上の職にある者をもつて充てる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を徴することができる。

5 急施を要し、検討委員会の会議を開くいとまがないときは、委員に回議してこれに代えることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、環境リサイクル局リサイクル推進部一般廃棄物対策課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか検討委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和47年3月7日訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第15号)

この規程は、公布の日から施行する。

1 4 倉敷市一般廃棄物処理施設整備審議会条例

平成28年9月29日条例第45号

(目的及び設置)

第1条 本市における一般廃棄物処理施設整備（以下「施設整備」という。）の適正かつ円滑な実施を図るため、倉敷市一般廃棄物処理施設整備審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 一般廃棄物処理施設の処理方式及び処理能力に関する事項
- (2) 施設整備における事業方式に関する事項
- (3) 施設整備における事業実施業者の選定基準に関する事項
- (4) 施設整備における事業実施業者の選定に係る技術提案書等の審査に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設整備に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

5 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例に基づき、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成31年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表廃棄物処理施設設置専門委員会委員の項の次に次のように加える。

一般廃棄物処理施設整備審議会委員	日額 7,100円	同上
------------------	-----------	----

15 倉敷市水島ふれあいセンター条例

平成10年12月24日条例第51号

(最終改正) 平成31年3月22日

(目的及び設置)

第1条 地域の住民に対し、スポーツ・レクリエーション等の場を提供し、心身の健康保持と明るく住みよい地域社会づくりに資するため、倉敷市水島ふれあいセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称等)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
倉敷市水島ふれあいセンター	倉敷市水島川崎通1丁目1の113番地

2 センターには、次の施設を設ける。

- (1) コミュニティーハウス
- (2) 体育館
- (3) 多目的広場
- (4) 子供広場

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) スポーツ・レクリエーションのための施設の提供
- (2) 講座、集会及び休養のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年倉敷市条例第54号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 有料施設等の使用の許可に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第13条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(休館日)

第8条 センター(子供広場を除く。)の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、休館日を変更することができる。

- (1) 月曜日(この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日とする。)
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで

(使用許可等)

第9条 有料施設等(多目的広場並びに有料施設(コミュニティーハウス内の研修室及び大広間並びに体育館をいう。)をいう。以下同じ。)を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。

- 2 コミュニティーハウス内の和室、プレールーム、アトリウム、男子浴室又は女子浴室を使用しようとする者は、使用の際、別に定める事項を届け出なければならない。
- 3 市長は、第1項の許可に当たり、有料施設等の管理上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。

(許可制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、有料施設等の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 有料施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。
- (4) 営利目的であると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、有料施設等の管理上支障があると認めるとき。

(使用期間)

第11条 有料施設等の連続使用は、3日を限度とする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、第9条第1項の規定により、使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の制限若しくは停止若しくは有料施設等からの退去を命じることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により、使用の許可を受けたとき。
- (4) 第10条各号の規定に該当するとき。

(利用の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、立入りを拒み、又は退去を命じることができる。

- (1) めいてい 酩酊して他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品若しくは動物のたぐい 類を携行する者
- (3) 市長の許可なくして張り紙又は広告を行う者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認める者

(使用料)

第14条 市長は、使用者から、別表の規定により算定した額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、第9条第1項の規定により使用を許可する際に徴収する。ただし、市長において相当の理由があると認めるときは、別に納期限を定めて納付させることができる。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を規則で定めるところにより還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。
- (2) 使用者が使用開始前に使用の取消しを届け出た場合で、市長において相当の理由があると認めるとき。
- (3) 使用者が使用開始前に使用許可の変更を申請した場合で、市長において相当の理由があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長において相当の理由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第16条 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(利用料金)

第17条 市長は、センターの管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に有料施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合において、利用料金は、第14条の規定にかかわらず別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。
- 4 指定管理者は、第2項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、センターにおいて利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 5 指定管理者は、第1項の場合において、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を還付し、又は利用料金を減免することができる。

(職員の立入り等)

第18条 センターの職員が職務執行のため使用許可をした有料施設等に立ち入るときは、使用者は、これを拒むことができないとともに、当該職員の指示に従わなければならない。

(利用者の責任)

第19条 利用者（施設を使用する者をいう。以下同じ。）は、施設の使用に当たっては、十分な注意を払わなければならない。

- 2 利用者は、施設を損傷したときは、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成11年1月規則第1号で、同11年2月20日から施行)

附 則 (平成17年3月25日条例第48号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の倉敷市水島ふれあいセンター条例の規定は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けた者について適用し、同日前に使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月26日条例第50号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（その他の使用料等に係る経過措置）

6 この条例（第1条及び第34条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則（平成31年3月22日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（その他の使用料等に係る経過措置）

6 この条例（第2条及び第32条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

別表（第14条、第17条関係）

使用場所	使用時間	昼間	夜間
		午前9時から午後5時まで1時間につき	午後5時から午後9時まで1時間につき
コミュニティーハウス	研修室	147円	220円
	大広間	110円	147円
体育館	全面	477円	843円
	片面	257円	440円

備考

- 1 1時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 使用時間は、準備、使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。
- 3 この表に掲げる時間帯以外の時間における有料施設の使用に係る使用料は、午前5時から午前9時までの間に係る使用にあっては昼間分の、それ以外の時間帯に係る使用にあっては夜間分の金額とする。
- 4 金額には消費税及び地方消費税を含む。

16 倉敷市リサイクル推進センター条例

平成 16 年 9 月 24 日条例第 36 号

(最終改正) 平成 31 年 3 月 22 日

(目的及び設置)

第 1 条 廃棄物の減量、再利用及び再生利用促進に関する情報提供等を通じて、循環型社会に対する意識啓発等を図り、もって快適な市民生活環境づくり及び地球環境の保全に資するため、倉敷市リサイクル推進センター（以下「推進センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 推進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
倉敷市リサイクル推進センター	倉敷市児島小川町 3 6 9 7 番地 4

2 推進センターには、次の施設を設ける。

- (1) 第 1 リサイクル学習室
- (2) 第 2 リサイクル学習室
- (3) リサイクル体験室
- (4) 展示コーナー
- (5) 情報コーナー
- (6) 修理・再生室
- (7) 多目的広場

(事業)

第 3 条 推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 廃棄物の減量、再利用及び再生利用促進の啓発
- (2) 循環型社会を構築するために、学習し、及び体験することができる場の提供
- (3) 廃棄物の減量、再利用及び再生利用促進のための情報の収集、整理及び研究
- (4) 推進センターを利用する市民及び事業者の自主的な活動の支援
- (5) 再生修理可能品を修理再生した物及び再利用可能物の展示及び提供
- (6) 廃食用油燃料化事業（バイオディーゼル事業）に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、推進センターの設置目的を達成するために市長が必要と認めた事業

(指定管理者による管理)

第 4 条 推進センターの管理は、倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 15 年倉敷市条例第 54 号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 推進センターの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の使用の許可に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 第 3 条各号に規定する事業に関する業務
- (5) 推進センターの利用者の利便性を向上させるために必要な業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、推進センターの運営に関する事務のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第14条までに規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開館時間)

第7条 推進センターの開館時間は、午前9時から午後5時15分までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(休館日)

第8条 推進センターの休館日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法に規定する休日でない日とする。）

(2) 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで。）

2 市長は、必要と認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。

(使用者の範囲)

第9条 推進センターを使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者

(2) 前号に規定する者を主な構成員とする団体

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(使用の許可)

第10条 施設等を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。ただし、展示コーナー、情報コーナー、修理・再生室及び多目的広場（独占して使用する場合を除く。）の使用については、この限りでない。

2 市長は、前項の許可に当たり、施設等の管理上必要と認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(許可制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。

(4) 営利目的であると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認めるとき。

(使用期間)

第12条 施設等の連続使用は、3日間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、第10条の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の制限若しくは停止若しくは施設からの退去を命じることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可条件に違反したとき。

- (3) 虚偽その他不正な手段により、使用の許可を受けたとき。
- (4) 第11条各号の規定に該当するとき。

(入場の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 酩酊して他人に迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品又は動物の類^{たぐい}を携行する者
- (3) 市長の許可なくして営業行為を行い、又は張り紙若しくは広告を行う者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認める者

(使用料)

第15条 施設等の使用料は無料とする。ただし、市長は、多目的広場の使用者（独占して使用する場合に限る。）から、別表の規定により算定して得た額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、第10条の規定により使用を許可する際に徴収する。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により多目的広場を使用できないときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第17条 市長は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(利用料金)

第18条 市長は、推進センターの管理を第4条の規定により指定管理者に行わせる場合において適当と認めるときは、指定管理者に施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 前項の場合において、利用料金は、第15条の規定にかかわらず別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、また同様とする。
- 3 指定管理者は、前項の承認を受ける場合においては、あらかじめ、利用料金の額の案を作成し、市長に承認を申請するものとする。
- 4 指定管理者は、第2項の規定により利用料金を定めたときは、直ちに公表するとともに、施設において利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 5 指定管理者は、第1項の場合において、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を還付し、又は利用料金を減免することができる。

(使用者の責務)

第19条 使用者は、施設等を適正に使用しなければならない。

- 2 使用者は、使用許可を受けた施設等の使用権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(造作等の制限)

第20条 使用者は、施設等の使用に際し、施設に造作を加え、又は特別の設備を設置してはならない。ただし、あらかじめ市長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(職員の立入り等)

第21条 使用者は、施設の職員が職務執行のため使用許可した施設に立ち入るときは、これを拒むことができないとともに、当該職員の指示に従わなければならない。

(原状回復義務)

第22条 使用者は、施設等の使用を終了したとき又は使用許可を取り消されたときは、直ちに施設の職員の指示に従い、施設等を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の処置を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第23条 施設等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に基づいて原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年10月31日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第49号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月27日条例第90号)

この条例は、平成17年8月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月26日条例第18号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日条例第50号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

6 この条例(第1条及び第34条を除く。)による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月22日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

6 この条例(第2条及び第32条を除く。)による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

別表(第15条、第18条関係)

施設名	単位	金額
多目的広場	1時間につき	1,048円

備考

- 1 時間に満たない時間は、1時間とする。
- 2 使用時間は、準備、使用後の整理及び原状回復に要する時間を含む。
- 3 金額には消費税及び地方消費税を含む。

1 7 倉敷市リサイクル推進センターにおける再生品等の展示及び販売に関する要綱

平成16年10月29日告示第565号

(最終改正) 令和2年7月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉敷市リサイクル推進センター条例(平成16年倉敷市条例第36号。以下「条例」という。)第3条第5号に関して必要な事項を定めるものとする。

(寄贈品の收受)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する再利用又は再生利用が可能な物品(以下「提供品」という。)を寄贈品として收受することができる。

- (1) 原状のまま又は小規模修理により再利用が可能な木製品
 - (2) 単行本及び書籍(雑誌、写真集及び成人指定書籍を除く。)で汚損又は破損のないもの
 - (3) 洗濯済の衣類(下着類を除く。)
 - (4) 持ち運びが容易で繰り返し使用が可能な袋(次条において「エコバッグ等」という。)で汚損又は破損のないもの
- 2 前項各号に該当する物を寄贈しようとする者(以下「寄贈者」という。)は、所定の寄贈調書に、その品目、数量、価格、住所、氏名等を記載しなければならない。
- 3 寄贈者は、提供品の寄贈を行おうとするときは、自己の責任及び費用負担において倉敷市リサイクル推進センター(以下「推進センター」という。)へ持込みを行うものとし、持込み時間は、推進センターの開館日の午前10時から午後4時までとする。

(提供品の頒布及び販売)

第3条 市長は、提供品を倉敷市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和42年倉敷市条例第89号)第6条第1号の規定に基づき、古本及び古着及びエコバッグ等は無償で頒布し、木製品は有償で売却するものとする。

- 2 古本及び古着及びエコバッグ等の提供品を無償で頒布したときは、譲受人より所定の受領調書を徴しなければならない。
- 3 木製品の提供品を有償で売却するときは、対象品を一定期間推進センター内に展示し、その期間内に所定の抽せん申込書による購入申込みを受け付け、期間経過後に抽せんを行うことにより購入者を決定するものとする。この場合において、当選発表は、当選者に対して所定の当選通知書の発送により行うものとする。

(提供品の優先頒布)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、展示前の提供品を無償で優先的に頒布することができる。

- (1) 火災、震災等の被災者のうち生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく保護を受けている者の生活再建のために社会福祉事務所長が必要であると認めたとき。
- (2) 市内の社会福祉事業等のボランティア活動が無償で行う者の活動のために市長が特に必要と認めたとき。

(有償提供品の引渡し)

第5条 第3条第3項の当選者は、当選通知書とともに送付される納付書記載の代金を倉敷市指定金融機関に指定日までに支払い、その領収書を引取りの際に持参するものとする。

- 2 提供品の引渡しは、当選通知書の発送日から3週間以内とし、前項の当選通知書と引き換えに行うものとする。
- 3 前項に規定する期間内に提供品の受領がなされないときは、当選は効力を失うものとする。
- 4 提供品の持ち帰りは、受領者の責任及び費用負担において行うものとする。

附 則

この要綱は、平成16年10月31日から施行する。

附 則（平成21年4月1日告示第210号）

この要綱は、告示の日から施行する。

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

18 倉敷市西部ふれあい広場条例

平成14年3月22日条例第20号
(最終改正) 令和元年10月8日

(目的及び設置)

第1条 スポーツ・レクリエーション活動を通じて、地域住民の活性化と体力増強に寄与するため、倉敷市西部ふれあい広場（以下「ふれあい広場」という。）を設置する。

(名称等)

第2条 ふれあい広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
倉敷市西部ふれあい広場	倉敷市玉島道越711番地

(業務)

第3条 ふれあい広場は、次の業務を行う。

- (1) 地域住民の活性化及び体力増強のためのコミュニティー活動を支援するための施設の提供
- (2) 地域住民のスポーツ・レクリエーションの普及振興を図るための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

(指定管理者による管理)

第4条 ふれあい広場の管理は、倉敷市公の施設指定管理者の指定手続等に関する条例（平成15年倉敷市条例第54号）に基づき、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ふれあい広場の使用の許可に関する業務
- (2) ふれあい広場の維持管理に関する業務
- (3) 削除
- (3) 第3条各号に規定する業務
- (4) 利用者（ふれあい広場を利用する者をいう。以下同じ。）の利便性を向上させるために必要な業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ふれあい広場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に関する事務を除く業務

(指定管理者の権限)

第6条 指定管理者は、指定が効力を有する間、次条から第14条まで（第12条を除く。）に規定する市長の権限を行うものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

(開所時間)

第7条 ふれあい広場の開所時間は、別表に定めるところによる。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(閉所日)

第8条 ふれあい広場の閉所日は、次のとおりとする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、閉所日を変更することができる。

- (1) 12月28日から翌年の1月4日まで
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長において特に必要があると認める日

(使用の許可等)

第9条 ふれあい広場を使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可について条件を付することができる。

(使用の不許可)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあい広場の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) ふれあい広場の設備及び備品を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 営利目的であると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(使用期間)

第11条 ふれあい広場の連続使用は、3日を限度とする。ただし、市長において特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用上の制限)

第12条 ふれあい広場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外に使用し、転貸し、又はその使用の権利を譲渡してはならない。

(使用許可の取消し等)

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用の制限若しくは停止若しくは施設からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により、使用の許可を受けたとき。
- (4) 第10条各号の規定に該当するとき。

(利用の制限)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、立入りを拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 酩酊^{めいてい}して他人に迷惑を掛けるおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑を掛けるおそれのある物品若しくは動物の類^{たぐい}を携行する者
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ふれあい広場の管理上支障があると認めるとき

(使用料)

第15条 ふれあい広場の使用料は、無料とする。

(利用者の責任)

第16条 利用者は、施設の使用に当たっては、十分な注意を払わなければならない。

2 利用者は、施設を損傷したときは、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長においてやむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(委任)

第17条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1箇月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成14年4月規則第71号で、同14年4月1日から施行)

附 則 (平成17年3月25日条例第50号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日条例第50号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

6 この条例(第1条及び第34条を除く。)による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (平成31年3月22日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(その他の使用料等に係る経過措置)

6 この条例(第2条及び第32条を除く。)による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年10月8日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

使用日	使用時間
1月5日から3月31日まで及び10月1日から12月27日まで	午前8時30分から午後5時まで
4月1日から同月30日まで及び9月1日から同月30日まで	午前7時から午後6時まで
5月1日から8月31日まで	午前6時から午後7時まで

19 倉敷市廃棄物減量等推進審議会条例

平成5年9月30日条例第31号
(最終改正) 平成18年3月2日

(目的及び設置)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の2の規定により、市民、事業者及び行政が一体となって、一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)の排出を抑制するとともに、廃棄物の減量化、資源化、再生利用等を積極的に推進し、使い捨て社会からリサイクル社会への転換を目指し、もって生活環境の保全を図るため、倉敷市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 廃棄物の実態把握、調査及び研究に関すること。
- (2) 廃棄物の減量化に係る普及及び啓発の活動に関すること。
- (3) 廃棄物の減量化、資源化、再生利用等の推進に関すること。
- (4) 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成5年倉敷市条例第8号)に規定する一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理費用の改定に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体の代表者
- (3) 廃棄物再生事業者団体の代表者
- (4) 市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議の事案に係る者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 会長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部に属するべき委員は、審議会の委員の中から会長が指名する。
- 3 部に部会長を置き、部に属するべき委員の互選により定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年10月1日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例に基づき、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成7年3月31日までとする。

(会議の特例)

- 3 この条例による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

- 4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「

一般廃棄物取扱料金審議会委員	日額 8,300円	同上
」を「		
一般廃棄物取扱料金審議会委員	日額 8,300円	同上
廃棄物減量等推進審議会委員	日額 6,700円	同上

」に改める。

附 則（平成6年6月27日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第21号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月2日条例第4号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 倉敷市一般廃棄物取扱料金審議会条例（昭和47年倉敷市条例第106号）は、廃止する。

20 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例

平成22年6月30日条例第30号

(目的及び設置)

第1条 下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）第3条第1項に規定する合理化事業計画（以下「合理化事業計画」という。）を策定するため、倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、合理化事業計画の策定に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員のうちから会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

6 部会の会議については、前条の規定を準用する。

7 部会長は、部会の調査又は審議の経過及び結果を会長に報告する。

8 会長は、前項の規定による報告があった場合においてその内容が適当と認めるときは、部会の当該議決を審議会の議決とすることができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例に基づき、最初に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、委嘱され、又は任命された日から平成24年3月31日までとする。

(会議の招集の特例)

3 この条例による最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(関係条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和42年倉敷市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表中「

廃棄物減量等推進審議会委員	日額 7,100円	同上
---------------	-----------	----

」を「

廃棄物減量等推進審議会委員	日額 7,100円	同上
---------------	-----------	----

一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会委員	日額 7,100円	同上
-----------------------	-----------	----

」に改める。

2 1 倉敷市一般廃棄物の搬入に係る協力金及び手続に関する要綱

令和3年10月12日告示第628号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域外で生じた一般廃棄物を処理施設に搬入する地方公共団体（以下「搬入団体」という。）に対して、環境保全協力金（以下「協力金」という。）の支払を求め、環境負荷の低減に関する施策の財源に充てることにより、市民の生活環境の向上に寄与するとともに、当該搬入に係る手続を定めることにより、本市と搬入団体の一般廃棄物処理計画の調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (2) 処理施設 法第8条第1項の規定による許可を受けた一般廃棄物処理施設（同項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下この号において同じ。）及び法第15条の2の5第1項の規定による届出がなされた一般廃棄物処理施設であって、本市に所在するものをいう。

(事前協議)

第3条 市長は、搬入団体から廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条第9号イの規定による通知（以下「事前通知」という。）を受けた場合であって、搬入される一般廃棄物が適正かつ円滑に処理されるために特に必要があると認めるときは、事前協議を行うことができる。

2 市長は、前項の事前協議を行うときは、搬入団体に、一般廃棄物搬入事前協議書（以下「協議書」という。）の提出を求めるものとする。

3 協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 一般廃棄物を処理施設において処理しようとする理由を記載した書類
- (2) 法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、協議書の内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに、一般廃棄物搬入事前協議承認通知書（以下「承認通知書」という。）により搬入団体に通知するものとする。

(協定)

第4条 市長は、事前通知を受けたとき（前条第1項に規定する事前協議を行った場合は、同条第4項に規定する承認通知書により通知したとき）は、搬入団体の長と一般廃棄物の搬入に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。協定の内容を変更しようとする場合も、また同様とする。

(一般廃棄物の搬入)

第5条 搬入団体は、協定の締結後でなければ、一般廃棄物を処理施設に搬入してはならない。

(一般廃棄物搬入実績の報告等)

第6条 搬入団体は、前条に規定する搬入を行ったときは、市長に対し、搬入を行った一般廃棄物の搬入量を集計し、所定の実績報告書(以下「報告書」という。)を提出しなければならない。

2 前項の報告書は、4月から12月までの間の搬入については翌年の1月15日までに、1月から3月までの間の搬入については年度の末日までに提出しなければならない。

3 処理施設の設置者は、搬入団体ごとの一般廃棄物の受入量について年度ごとに集計し、当該年度の末日までに市長に報告するものとする。

4 市長は、必要に応じ、搬入団体並びに搬入する一般廃棄物の種類及び量を公表することができる。

(協力金の額等)

第7条 市長は、搬入団体に対し、協定に基づき協力金の支払を求めるものとする。

2 協力金の額は、報告書に記載された一般廃棄物の搬入量に1トン当たり1,000円を乗じて得た額とする。ただし、最終処分場以外の処理施設への搬入を行ったものについては、1トン当たり500円を乗じて得た額とする。

3 前項の場合において、1トン未満の端数があるときは、これを切り上げる。

4 市長は、報告書の提出を受けたときは、協力金の額を確定し、搬入団体に通知するものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、市長において自然災害等により搬入団体の区域内で一般廃棄物を処理することが困難であると認める場合は、当該一般廃棄物の搬入に係る協力金の支払は求めないものとする。

(協力金の支払)

第8条 搬入団体は、前条第4項の通知を受けた日から起算して30日以内に協力金を支払うものとする。

2 市長は、搬入団体が前項の規定による期日までに協力金の支払が困難であると認めるときは、期間を定めて支払を猶予することができる。

(協力金の使途)

第9条 市長は、第1条の目的を達成するため、協力金を本市の環境保全に対する施策の財源に充てるものとする。

(調査)

第10条 市長は、第1条の目的の達成に必要な限度において、搬入団体からの一般廃棄物の搬入に関して調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査に当たり、搬入団体及び処理施設の設置者に対して報告を求めることができる。

(適用除外)

第11条 この要綱の規定は、法第9条の8から第9条の10までに規定する認定に係る処理施設に当該認定に係る一般廃棄物を搬入する場合は、適用しない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 2 倉敷市廃棄物処理手数料の徴収委託に関する規則

昭和44年6月23日規則第39号
(最終改正) 平成31年3月22日

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定に基づき、廃棄物処理手数料(以下「手数料」という。)の集金業務の委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において「各種団体」とは、市民の自治組織、婦人団体、環境衛生協議会等をいう。

(受託の申込み)

第3条 手数料の集金業務の委託を受けようとする各種団体または個人は、所定の申込書を市長に提出しなければならない。

(委託契約の締結)

第4条 市長は、前条の申込書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、所定の委託契約書により委託するものとする。

(連帯保証人)

第5条 市長から手数料の集金業務等の委託を受けた各種団体又は個人(以下「受託者」という。)のうち、個人については、連帯保証人を1人立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、本市に住所を有し、市民税又は固定資産税が年額5,000円以上であり、かつ、納期限までに完納している者で、市長が承認した者でなければならない。
- 3 連帯保証人は、受託者が市又は第三者に損害を与えたときは、受託者と連帯して賠償の責めを負わなければならない。

(受託者の業務)

第6条 受託者の業務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 市長が定める地域内の手数料の納入義務者から手数料を集金し、市へ納付すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(手数料の収納)

第7条 受託者は、手数料を収納した場合は、ただちに領収書に押印し、これを納入義務者に交付しなければならない。

(収納金の納付)

第8条 受託者は、指定の納付期日までに、所定の受託収納金納付書を添えて、収納金を出納員へ納付するものとする。ただし、月の中途において分納することができる。

(委託料の算定基準)

第9条 市長は、受託者に対し完納1件につき92円を支払うものとする。

- 2 件数による当月の収納率により、前項の額に、1件につき次の額を加給するものとする。
 - (1) 当月の収納率100パーセントのとき 40円
 - (2) 当月の収納率99パーセント以上100パーセント未満のとき 37円
 - (3) 当月の収納率98パーセント以上99パーセント未満のとき 33円

- (4) 当月の収納率97パーセント以上98パーセント未満のとき 28円
- (5) 当月の収納率96パーセント以上97パーセント未満のとき 19円
- (6) 当月の収納率95パーセント以上96パーセント未満のとき 16円
- (7) 当月の収納率90パーセント以上95パーセント未満のとき 5円
- (8) 前月までの未納分を60パーセント以上収納したとき 11円

3 前2項の額には、消費税及び地方消費税を含む。

4 第2項の収納率の算定に当たって、収納すべき件数に納期限までに収納できないもので調定の過誤、納入義務者の転出等受託者の責めによらないと市長が認めるものがあるときは、これを算定に係る件数から除外する。

(身分証明書の携帯)

第10条 受託者は、業務執行にあたり、所定の身分証明書を常に携帯し、関係人からの請求があつたときは、呈示しなければならない。

(各種団体の代表者の変更等の届出)

第11条 受託者である各種団体の代表者に変更があつたとき、または代表者が住所、氏名等を変更したときは、所定の変更届によりすみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

(委託の取り消し)

第12条 市長は、受託者が次の各号の一に該当するときは、委託契約を解除するとともに、委託を取り消すことができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 業務の遂行が不相当と認められたとき。
- (3) 収納率が当月分につき90パーセント未満の期が3期以上におよぶとき。
- (4) 受託者から契約解除の申し出があつたとき。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年6月1日から適用する。

附 則 (昭和47年3月7日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の日前において、改正前の倉敷市汚物取扱手数料の徴収委託に関する規則の規定により各種団体と締結している汚物取扱手数料集金業務等委託契約書および汚物取扱手数料集金業務の受託者に交付している身分証明書は、この規則の規定により締結した廃棄物処理手数料集金業務等委託契約書および廃棄物処理手数料集金業務の受託者に交付した身分証明書とみなす。

附 則 (昭和48年3月30日規則第19号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月26日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第9条第2項第1号の規定は、昭和49年度分の委託料から適用し、昭和48年度分までの委託料については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年5月1日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第9条の規定は、昭和50年度分の委託料から適用し、昭和49年度分までの委託料については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年3月25日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第9条第1項の規定は、昭和51年度分の委託料から適用し、昭和50年度分までの委託料については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年3月31日規則第15号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月7日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年3月20日規則第15号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日規則第17号）

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月31日規則第19号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月30日規則第23号）

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年6月30日規則第40号）

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則（昭和59年3月31日規則第24号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月1日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月30日規則第20号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月22日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年2月4日規則第4号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月25日規則第12号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月18日規則第21号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日規則第41号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月30日規則第22号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月31日規則第45号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日規則第30号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年5月31日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市廃棄物処理手数料の徴収委託に関する規則の規定は、平成7年度分の委託料から適用する。

附 則（平成8年3月29日規則第23号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第46号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年4月1日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月26日規則第86号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第24号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（その他の使用料等に係る経過措置）

4 この規則（第4条、第5条及び第10条を除く。）による改正後の各種使用料等に係る規定は、施行日以後に使用許可その他の行為が行われるものに係る使用料等について適用し、施行日前に当該行為が行われたものに係る使用料等については、なお従前の例による。

2 3 倉敷市し尿くみ取り業務補助金交付要綱

昭和48年7月14日告示第217号

(最終改正) 令和2年2月12日

(趣旨)

第1条 し尿くみ取り料金の市民負担を軽減し、かつ、同料金の適正化を図るため、市長の許可した業者(以下「許可業者」という。)のし尿くみ取り業務に対し、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則(昭和43年倉敷市規則第30号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象及び補助額)

第2条 許可業者が市内のし尿をくみ取つたものを本市のし尿処理場、本市が加入する備南衛生施設組合のし尿処理場又は総社広域環境施設組合のし尿処理場に投入したもので、市長がその投入量を確認したのものについて、1リットル当たり1円75銭を当該許可業者に補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする許可業者は、所定の交付申請書(以下「申請書」という。)及び市税を完納していることを証するものを市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、各4半期ごとに分けて提出するものとする。

(補助金の交付)

第4条 市長は、前条の申請書を受けた場合は、し尿投入券によりすみやかにその内容を審査し、適正と認めるときは、所定の通知書により補助金交付の決定を行い、補助金を交付するものとする。

(返還命令等)

第5条 市長は、補助金の交付を受けるべき者が次の各号の一に該当するときは、補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 申請書の記載事項に偽り、又は不正があつたとき。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第6条 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行し、昭和48年度分の補助金から適用する。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

2 船穂町及び真備町の編入の日(以下「編入日」という。)から平成20年3月31日までの間における船穂町の区域内で収集したし尿のくみ取りに係る1リットル当たりの補助額は、第2条に規定する額に編入日から平成18年3月31日までの間に収集したものにあつては4円67銭を、同年4月1日から平成20年3月31日までの間に収集したものにあつては2円34銭を加算したものとする。

3 編入日から平成20年3月31日までの間における真備町の区域内で収集したし尿のくみ取りに係る1リットル当たりの補助額は、第2条に規定する額に1円44銭を加算したものとする。

附 則(昭和49年12月27日告示第389号)

この要綱は、告示の日から施行し、昭和49年10月分以降の補助金から適用する。

附 則(昭和56年6月29日告示第155号)
この要綱は、昭和56年8月1日から施行する。

附 則(昭和58年6月30日告示第158号)
この要綱は、昭和58年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年10月4日告示第195号)
この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成12年2月23日告示第57号)
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月28日告示第502号)
この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日告示第186号)
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月12日告示第55号)
この要綱は、告示の日から施行する。

2 4 倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱

昭和63年9月26日告示第232号
(最終改正) 平成17年11月25日

(目的)

第1条 この要綱は、倉敷市が推進するごみ減量化のため、家庭から出るごみの中から、自主的に資源回収を実施するPTA、子供会、町内会等の団体に対して報奨金を交付することにより、活動を奨励し、ごみの減量と資源の再利用を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2条 報奨金の交付対象者は、次の各号に該当する団体で、第8条の規定による登録をした団体とする。

- (1) 地域住民で構成する団体であること。
- (2) 営利を目的としない団体であること。

(対象品目)

第3条 報奨金の交付対象品目は、第9条の規定により市に届出をした再生資源回収業者が引き取り、又は倉敷環境センター、水島環境センター、児島環境センター若しくは玉島環境センター（以下「倉敷環境センター等」という。）へ持ち込まれたもので、再生資源物と認めた次の品目とする。

- (1) 古紙類
- (2) 繊維類
- (3) びん類
- (4) 金属類
- (5) その他有価物

(報奨金の額)

第4条 報奨金の額は、対象品目1キログラムについて6円とする。

(報奨金の申請)

第5条 この要綱による報奨金の交付を受けようとする団体は、所定のごみ減量化協力団体報奨金交付申請書に再生資源回収業者又は倉敷環境センター等の発行する明細書を添えて、次に掲げる期間に市長に提出しなければならない。

- (1) 2月から8月までの実施分 9月1日から同月20日まで
- (2) 9月から1月までの実施分 2月1日から同月20日まで

(報奨金の交付)

第6条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、内容を審査のうえ、適当と認めるときは、当該団体に対して報奨金を交付するものとする。

(報奨金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により報奨金の交付を受けた団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、報奨金を返還させることができる。

- (1) 報奨金の申請に不正があつたとき。
- (2) その他不相当と認められる事実があつたとき。

(団体の登録)

第8条 この要綱による報奨金の交付を受けようとする団体は、所定のごみ減量化協力団体登録申請書を市長に提

出し、登録を受けなければならない。

(参加業者の届出)

第9条 この要綱による登録団体から、第3条に掲げる品目を引き取りようとする再生資源回収業者は、所定の倉敷市ごみ減量化事業参加業者届出書により、市長に届け出なければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和63年10月1日から施行する。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

2 船穂町及び真備町（以下「両町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に両町の区域内の団体が再生資源回収業者に引き渡した対象品目の報奨金の額は、第4条の規定にかかわらず、対象品目1キログラムについて、船穂町の区域の団体にあつては7円、真備町の区域の団体にあつては8円とする。

3 編入日以後において、編入日前の船穂町の区域の紙類の収集方法が本市の収集方法に移行するまでの間に、両町の区域内の団体が再生資源回収業者に引き渡した対象品目の報奨金の額は、第4条の規定にかかわらず、対象品目1キログラムについて7円とする。

附 則（平成2年12月20日告示第348号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成3年6月21日告示第203号）

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱第4条の規定は、平成3年4月1日以後に再生資源回収業者が買い上げ、又は倉敷清掃センター等へ持ち込まれた対象品目について適用し、同日前に再生資源回収業者が買い上げ、又は倉敷清掃センター等へ持ち込まれた対象品目については、なお従前の例による。

附 則（平成4年10月22日告示第313号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱第3条の規定は、施行日以後に再生資源回収業者が引き取りした対象品目について適用し、同日前に再生資源回収業者が引き取りした対象品目については、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月31日告示第138号）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年2月24日告示第55号）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月28日告示第503号）

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成17年11月25日告示第741号）

この要綱は、告示の日から施行する。

2 5 倉敷市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

平成4年4月1日告示第138号
(最終改正) 令和元年5月14日

(目的等)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみを処理するための容器又は処理機（以下「容器等」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内において、容器等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、容器等の設置を促進し、一般家庭から排出される生ごみの再利用を図り、併せてごみの減量を促進することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件のいずれをも備えていなければならない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主であること。
- (2) 市内に容器等を設置し、かつ、適切な管理ができること。
- (3) たい肥化した生ごみを自家処理できること。
- (4) 市税を完納していること。

(補助対象容器等)

第3条 補助対象となる容器等は、臭気の発散等を防ぐためのふたを備えた耐久性のあるものであって、次に掲げる容器等のいずれかとする。

- (1) 生ごみをたい肥化する容器であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 地上設置型
 - イ ア以外の型
- (2) 電気式生ごみ処理機であって、微生物を利用して生ごみを分解消滅させるもの又は乾燥等により生ごみを減容化するもの（生ごみを単に破砕するだけのものを除く。）

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次のとおりとし、100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。

- (1) 前条第1号の容器に係る額は、購入に要した経費の3分の2とし、容器1基につき5,000円を限度とする。
- (2) 前条第2号の処理機に係る額は、購入に要した経費の2分の1とし、30,000円を限度とする。

2 補助対象基数は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号の容器については、既に補助を受けた容器を含め、1世帯当たり同条第1号ア及びイそれぞれ2基までとする。ただし、船穂町の区域内で実施する生ごみ戸別収集に協力する世帯が前条第1号イの容器を設置するときは、この限りでない。
- (2) 前条第2号の処理機については、1世帯当たり1基とする。

3 前項各号に規定する補助対象基数には、この要綱による補助金の交付を受けた日から5年を経過した容器等は含まない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、容器等の購入後1年以内に所定の交付申請書に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金交付の適否を決定し、その旨を所定の通知書により申請者に通知した後補助金を交付するものとする。

(調査又は指導)

第7条 市長は、容器等の設置及び管理の状況について、調査し、又は指導することができる。

(返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

2 船穂町及び真備町の編入の日(以下「編入日」という。)前に真備町の区域内において設置された補助対象容器に係る補助金の額は、第4条第1項の規定にかかわらず、生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱(平成3年真備町告示第5号。以下「真備町要綱」という。)の例による。

3 編入日前に船穂町及び真備町の区域内において設置された補助対象容器に係る補助金の交付申請は、第5条の規定にかかわらず、船穂町生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱(平成4年船穂町要綱第3号)又は真備町要綱の例による。

(平成30年7月豪雨災害に係る特例)

4 平成30年7月豪雨(以下「豪雨」という。)により被災した住宅(全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水に限る。)に係る容器等が豪雨により滅失し、又は使用不能となった場合は、当該容器等は第4条第2項各号に規定する補助対象基数には含めないものとする。

5 前項に規定する場合の補助金の交付に係る第2条第1号及び第2号並びに第5条の規定の適用については、第2条第1号中「世帯主」とあるのは「世帯主(豪雨により被災したため一時的に市外に避難している者を含む。)」と、同条第2号中「市内」とあるのは「市内(豪雨により被災したため、一時的に市外に避難している場合はその居住地を含む。)」と、第5条中「別に定める書類」とあるのは「容器等の購入を証する書類、被災した住宅に係るり災証明書の原本その他市長が必要と認める書類」とする。

附 則(平成6年6月10日告示第188号)

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成7年6月30日告示第248号)

この要綱は、平成7年7月1日から施行する。

附 則(平成10年3月23日告示第64号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年2月1日告示第26号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月28日告示第504号)

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成20年9月30日告示第578号)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成21年1月23日告示第31号)

この要綱は、平成21年2月1日から施行する。

附 則（令和元年5月14日告示第329号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の倉敷市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

26 倉敷市3R推進事業優良事業者表彰制度実施要綱

平成23年9月12日告示第533号

(最終改正) 令和5年6月27日

(目的)

第1条 この要綱は、リデュース、リユース、及びリサイクル(以下「3R」という。)に関する活動が地域の模範となる市民団体及び事業者を倉敷市3R推進事業優良事業者(以下「優良事業者」という。)として表彰することにより、3Rに取り組む市民団体及び事業者の意識の高揚並びにごみの減量及び資源の有効活用の推進を図り、もって循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(表彰の対象)

第2条 市長は、本市と協働して3Rに取り組む市民団体又は事業者のうち、次の各号のいずれかに該当するものを優良事業者として表彰する。

- (1) 倉敷市ごみ減量化協力団体報奨金交付要綱(昭和63年倉敷市告示第232号)第8条の規定により登録を受けている協力団体であって、資源回収の活動が他の模範になっていると認めるもの
- (2) 倉敷市ペットボトル回収容器設置要綱(平成11年倉敷市告示第339号)第2条に規定する協力店であって、ペットボトル回収の活動が他の模範になっていると認めるもの
- (3) 倉敷市事業系一般廃棄物(びん類)再資源化補助金交付要綱(平成15年倉敷市告示第559号)第4条の規定により承認された事業者であって、事業活動によって排出されるガラス製容器の再資源化処理の活動が他の模範になっていると認めるもの
- (4) 倉敷市マイボトル・マイ箸運動推進協力店認定制度実施要綱(平成22年倉敷市告示第486号)第4条の規定により認定された協力店であって、マイボトル・マイ箸の使用推進の活動が他の模範になっていると認めるもの
- (5) 暮らしき食品ロスゼロ推進店認定制度実施要綱(令和5年倉敷市告示第448号)第3条第2項の規定により登録された推進店であって、食品ロスに関する取組みが他の模範となっていると認めるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に3Rに取り組んでいると認めるもの

(表彰の方法等)

第3条 市長は、表彰状を授与し、記念品を贈呈することにより表彰を行う。

2 市は、表彰を受けた優良事業者(以下「被表彰者」という。)を市民に広く周知することにより、その取組を支援するものとする。

(表彰の日)

第4条 表彰は、毎年1回行う。ただし、特別の必要があるときは、随時に行うことができる。

(調査等)

第5条 市長は、被表彰者の取組状況等について、随時に調査し、又は必要な報告を求めることができる。

(表彰の取消し)

第6条 市長は、前条に規定する調査又は報告があった場合において、被表彰者が優良事業者として不相当であると認めるときは、表彰を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年6月27日告示第449号)

この要綱は、告示の日から施行する。

2 7 倉敷市地域美化推進員設置要綱

平成19年3月30日告示第189号

(目的及び設置)

第1条 本市における地域の環境美化並びにごみの減量化及び資源化に関し、本市と地域が連携を保ち一体となってその推進を図るため、倉敷市地域美化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(選任)

第2条 市長は、倉敷市環境衛生協議会の会長が推薦した者のうちから、倉敷市環境衛生協議会の支部（以下「支部」という。）を単位として推進員を選任する。

(定数)

第3条 支部ごとの推進員の定数は、原則として2人とし、当該支部に係る世帯数が2,000世帯を超える場合は、その超える世帯数1,000世帯ごとに1人を増員する。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 推進員が欠けた場合における補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役割)

第5条 推進員の役割は、次のとおりとする。

- (1) 地域におけるポイ捨て防止活動に関すること。
- (2) 地域におけるポイ捨て状況の調査に関すること。
- (3) 自動販売機設置場所への回収容器設置状況等の調査に関すること。
- (4) 本市が行う啓発活動その他の関係施策への協力に関すること。
- (5) ごみの減量化及び資源化の推進指導に関すること。

(連絡会)

第6条 市長は、本市及び推進員の相互の情報交換等を図るため、必要に応じて連絡会を開催するものとする。

(推進員証の交付等)

第7条 市長は、推進員に対し、推進員であることを証明するものとして、倉敷市地域美化推進員証を交付し、腕章を貸与する。

(報償金)

第8条 市長は、倉敷市環境衛生協議会の各支部に対し、倉敷市地域美化推進員制度の推進協力費として、報償金を交付する。

(補償)

第9条 本市は、推進員がその活動中に受けた災害に対して、本市の加入するボランティア活動保険で補てんされる範囲内で補償するものとする。

(解任)

第10条 市長は、推進員が次の各号のいずれかに該当するときは、解任することができる。

- (1) 担当地区から転出したとき。
- (2) 病気その他の理由により、その役割を果たすことができなくなったとき。
- (3) 推進員としてふさわしくない行為をしたとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 倉敷市リサイクル推進員設置要綱(平成9年倉敷市告示第91号)は、廃止する。

28 倉敷市ペットボトル回収容器設置要綱

平成11年8月20日告示第339号

(目的)

第1条 この要綱は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)の施行に伴い、市内の店舗にペットボトルの回収容器(以下「容器」という。)を設置することにより、ごみの減量化及びリサイクルを推進することを目的とする。

(対象となる店舗)

第2条 容器の設置対象となる店舗は、本市に対しペットボトルの回収の協力を申し出た店舗のうち、市長がペットボトルの回収拠点として指定する倉敷市リサイクル協力店(以下「協力店」という。)とする。

(協力店シール)

第3条 市長は、前条の規定により協力店を指定したときは、協力店シールを交付するものとする。

2 協力店は、協力店シールを店頭、人目のつく所等に掲示するものとする。

(設置及び管理)

第4条 市長は、協力店に容器を設置するときは、当該協力店から所定の承諾書を徴しなければならない。ただし、協力店の負担において既に容器を設置している場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の承諾書を徴したのちに、当該協力店に容器を設置するものとする。

3 前項の規定により設置した容器の管理は、当該容器の設置を承諾した者(以下「設置承諾者」という。)が行うものとする。

4 市長が設置した容器が破損した場合又は使用に支障が発生した場合は、市長が修繕し、又は取り替えるものとする。ただし、協力店の責めに帰する場合は、この限りでない。

5 設置承諾者は、回収したペットボトルを市長が収集する間、一定の場所に保管しなければならない。

(周知)

第5条 市長は、協力店について、市民に周知を行うものとする。

(収集業務)

第6条 市長は、容器に係る収集業務を、原則として週2回行うものとする。ただし、収集回数は、回収量等により増減するものとする。

2 市長は、前項の規定により収集したペットボトルを、あらかじめ指定した場所に搬入するものとする。

(調査等)

第7条 市長は、容器の設置及び管理の状況等について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるものとする。

(設置の廃止)

第8条 設置承諾者は、容器の設置を廃止しようとする場合においては、廃止する日の30日前までに、所定の廃止届を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

29 倉敷市環境衛生改善事業補助金交付要綱

昭和44年7月30日告示第99号
(最終改正) 平成26年4月1日

倉敷市環境衛生改善事業補助要綱（昭和43年倉敷市告示第159号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 本市内の環境衛生の改善整備を図るため、倉敷市環境衛生改善地区（以下「改善地区」という。）が行う事業のうち、ごみステーションの新設、大規模修繕若しくはその他の修繕（以下「整備」という。）、水道設備の新設又は器具等の購入に必要な経費に対し、適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみステーション 屋根、床、戸又は囲いのうち、その全部又は一部によつて構成されたごみを集積するための施設をいう。
- (2) 大規模修繕 次に掲げる行為をいう。
 - ア 面積の拡張
 - イ 屋根、戸又は囲いの新設
 - ウ 屋根、床、戸又は囲いの全面修繕
- (3) その他の修繕 大規模修繕を伴わない修繕をいう。
- (4) 水道設備 ごみステーション及びその周辺の清潔を保持するための清掃活動に用いる給水装置をいう。
- (5) 器具等 共同清掃用器具及び共同防疫用噴霧機をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、改善地区とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、当該改善地区を管轄する倉敷市環境衛生協議会支部を補助対象者とすることができる。

（補助対象事業等）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、器具等の購入に係る補助金の額については、この限りでない。

（補助の制限）

第5条 ごみステーションの整備に係る補助金の交付は、1年度において1施設につき1回限りとする。

（補助申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、所定の交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助事業の承認）

第7条 市長は、前条の書類を受領したときは、速やかにその内容を調査し、適当と認めるときは、所定の通知書に

より申請者に通知する。

- 2 前項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業の内容を変更しようとするとき、又は当該補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、所定の変更等申請書をあらかじめ市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の内容を変更する場合で、補助金の額に変更が生じないときは、この限りでない。

（工事完了の確認）

第8条 補助事業者は、ごみステーションの整備又は水道設備の新設の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出てその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに所定の実績報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は前条の書類の提出があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、所定の通知書により補助金を交付するものとする。ただし、第8条の規定による届出があつた場合で、補助事業者に資金がない等必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

（精算交付）

第11条 補助対象者は、器具等の購入に係る補助対象事業について、規則第13条第2項の規定により補助金の交付を受けようとする場合は、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 器具等の購入に係る領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指導）

第12条 市長は、この要綱により改善地区が実施する事業について、必要な指導又は指示を行うものとする。

（帳簿等の保存）

第13条 補助事業者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業完了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、昭和44年度の補助事業に対する補助金から適用する。

附 則（平成26年4月1日告示第227号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
1 ごみステーション整備 （新設又は大規模修繕）	材料費、人件費、運送費、ごみステーション新設予定地の土地整備費用並びに既存のごみステーションの解体及び撤去費用その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の3分の2。ただし、1件につき250,000円を限度とする。
2 ごみステーション整備 （その他の修繕）	同上	補助対象経費から50,000円を差し引いた額の3分の2。ただし、1件につき250,000円を限度とする。
3 水道設備の新設	材料費、人件費、運送費、水道利用加入金、設計審査手数料及びしゅん工検査手数料その他市長が必要と認める経費	補助対象経費の3分の2。ただし、1件につき150,000円を限度とする。
4 共同清掃用器具の購入	共同清掃用器具の購入費	補助対象経費の2分の1。ただし、1会計年度につき50,000円を限度とする。
5 共同防疫用噴霧機の購入	共同防疫用噴霧機の購入費	補助対象経費の3分の2。ただし、1会計年度につき100,000円を限度とする。

30 倉敷市マイボトル・マイ箸運動推進協力店認定制度実施要綱

平成22年8月19日告示第486号

(最終改正) 令和5年6月27日

(目的)

第1条 この要綱は、創意工夫によりマイボトル・マイ箸^{はし}の使用を推進し、使い捨ての容器又は箸^{ばし}の使用を抑制している事業所等を倉敷市マイボトル・マイ箸運動推進協力店（以下「協力店」という。）として認定することにより、市民、事業者及び本市の3者が協働して、積極的にマイボトル・マイ箸^{はし}の使用に努め、ごみの減量及び資源の有効活用の推進を図り、もって循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(対象協力店)

第2条 協力店として認定の対象となる事業所等は、市内に店舗を有する事業所等のうち、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 水、コーヒー等の飲料を利用者が持ち込んだマイボトル又はマイカップ（以下「マイボトル等」という。）に有償又は無償で提供することにより、マイボトル等の使用を推進し、又は使い捨ての容器の使用を抑制する手段を講じていると市長が認める事業所等
- (2) 次のいずれかの方法によりマイ箸^{はし}の使用を推進し、又は使い捨ての箸^{はし}の使用を抑制する手段を講じていると市長が認める事業所等
 - ア 使い捨ての箸^{ばし}の無料提供の自粛
 - イ リユース箸^{はし}（洗浄、乾燥その他の衛生管理措置を施し再使用できる形態の箸^{はし}をいう。）の使用
 - ウ マイ箸^{はし}の持参者に対するポイント等の特典の付与
 - エ マイ箸^{はし}の洗浄場所の提供又は洗浄サービスの実施
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に適当と認めるもの

(申請)

第3条 協力店として認定を受けようとする事業所等の代表者は、所定の認定申請書を市長に提出しなければならない。

(認定等)

第4条 市長は、前条の認定申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、協力店として認定するものとする。

- 2 市長は、協力店に対し、倉敷市マイボトル・マイ箸運動推進協力店認定証（以下「認定証」という。）及び協力店である旨を表示した掲示物（以下「掲示物」という。）を交付する。
- 3 協力店は、認定証及び掲示物を店頭に掲示するものとする。

(協力店の役割)

第5条 協力店は、創意工夫により使い捨ての容器又は箸^{はし}の使用を抑制する手段を講じることにより、マイボトル・マイ箸^{はし}運動の推進を図り、ごみの減量化及び資源の有効活用に努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、マイボトル・マイ箸^{はし}の使用推進について有効な施策を展開し、市民に広く周知することにより、協力店の取組を支援し、循環型社会の構築に努めるものとする。

(変更届)

第7条 協力店の代表者は、認定申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく市長へ届け出なければならない。

(調査等)

第8条 市長は、協力店の取組状況等について、随時に調査し、必要な報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第9条 市長は、前条の調査又は報告により協力店として不適当と認めるときは、認定を取り消すことができる。

(認定の辞退)

第10条 協力店の認定を辞退しようとする協力店の代表者は、所定の認定辞退届を市長に提出しなければならない。

(認定証等の返還)

第11条 前2条の規定により協力店でなくなった事業所等の代表者は、遅滞なく認定証及び掲示物を市長に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年6月27日告示第450号)

この要綱は、告示の日から施行する。

3 1 倉敷市ふれあい収集実施要綱

平成25年4月19日告示第280号

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される廃棄物を自らごみステーションまで持ち出すことが困難である世帯を対象に行う戸別収集（以下「ふれあい収集」という。）を実施するとともに、希望者の安否確認を行い、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(収集する廃棄物)

第2条 ふれあい収集により収集する廃棄物は、一般家庭から排出される倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成5年倉敷市規則第67号。以下「規則」という。）第2条第1項に規定する燃やせるごみ、資源ごみ、埋立ごみ及び使用済乾電池（以下「ごみ等」という。）とする。

(対象世帯)

第3条 ふれあい収集の対象は、市内に在住し、在宅で生活している次の各号のいずれかに該当する者のみで構成され、かつ、親族、近隣住民等の協力を得ることができず、ごみ等を自らごみステーションまで持ち出すことが困難である世帯とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において要介護状態区分が要介護3以上と認定された者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する身体障害者手帳の交付を受け、かつ、視覚障害又は肢体不自由の程度が1級又は2級に該当する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

(申請)

第4条 ふれあい収集を利用しようとする者は、所定の申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該者が前項第1号に該当するときは、当該者の親族、介護支援専門員、訪問介護員、民生委員等その者の介護に関わる者を經由するものとする。

2 ふれあい収集を利用しようとする者が集合住宅に居住している場合は、当該者が当該集合住宅の管理者等と協議し、了解を得た上で申請しなければならない。

(調査及び決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、世帯の状況、ごみ等を収集する場所等の調査を行い、これを基にふれあい収集の適否を決定し、その旨を所定の通知書により通知するものとする。

(ごみ等の排出方法等)

第6条 ふれあい収集の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、規則第2条に規定する分別方法により分別し、市長が指定する日に指定する時間までに指定する場所（以下「指定場所」という。）へごみ等を持ち出すものとする。

(収集方法)

第7条 ふれあい収集に従事する職員（以下「収集職員」という。）は、原則として週1回指定場所に持ち出されたごみ等を収集するものとする。

(安否の確認)

第8条 収集職員は、収集時の声掛けを希望する利用者であって、市長が必要と認めるものに対し、声掛けを実施するものとする。この場合において、利用者が声掛けに応じない等の異常が認められる場合は、速やかに一般廃棄物対策課へ報告するものとする。

2 前項後段の規定により報告を受けた一般廃棄物対策課は、直ちに、当該利用者に係る緊急連絡先及び関係機関に情報の提供を行うものとする。

(変更等の届出)

第9条 利用者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じ、又は生じると見込まれるときは、速やかに、所定の内容変更・中止届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 入院、施設入所等により、ふれあい収集を利用する必要がなくなったとき。
- (3) 第3条に規定するふれあい収集の対象世帯に該当しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ふれあい収集の実施に当たり、必要と認められる事項に変更が生じたとき。

(廃止)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、ふれあい収集を廃止することができるものとする。

- (1) 前条第2号の規定による届出によりふれあい収集を一時的に中止している場合で、その期間が6月を超えるとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により、ふれあい収集の利用の決定を受けたことが判明したとき。
- (3) 正当な理由なく前条に規定する届出を怠ったことが判明したとき。
- (4) 第3条に規定するふれあい収集の対象世帯に該当しなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長がふれあい収集を実施することが不適當であると認めるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、ふれあい収集の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

3 2 倉敷市家庭用品再利用銀行業務実施要領

(目的)

- 1 一般家庭において使用しなくなった家庭用品で、再利用できる物品についての情報を収集し、当該家庭用品を希望する家庭に情報を提供する事により、市民の消費生活上の利便を図るとともに限りある資源の節約、再利用等の意識を高め、有効活用を促進することを目的とする。

(名称)

- 2 倉敷市家庭用品再利用銀行とする。

(担当課)

- 3 この業務は、リサイクル推進センター（クルクルセンター）において担当する。

(登録対象家庭用品)

- 4 この業務において、取り扱う家庭用品は、一般家庭内に埋もれている再利用可能なものとし、おおむね家具、什器類、自転車等軽機械類、電気・ガス器具類、スポーツ用品、玩具、娯楽用品、楽器類、書籍・学用品及びその他耐久家庭用品類とする。ただし、法令等で交換、販売が禁止されているか、これに準ずるもの（医薬品、タバコ、酒類）、日常の消費生活に不向きなもの（貴金属、装身具、装飾品）、食料品その他家庭用品交換に適さないものは取扱わないものとする。

(制約事項)

- 5 家庭用品再利用は、営利又は転売を目的としないこと。

(利用対象者)

- 6 この制度の利用対象者は、倉敷市民とする。

(登録申込)

- 7 家庭用品の提供希望者及び譲受希望者は直接又は電話等により、次の事項を担当課まで申出るものとする。
 - (1) 住所、氏名、電話番号
 - (2) 品名、型式、規格、品質等
 - (3) 購入年月又は消耗程度
 - (4) 提供又は譲受希望価格
 - (5) その他希望条件

(登録処理及び周知の方法)

- 8 家庭用品提供及び譲受の申し出があったときは、担当課において、所定の台帳に登録するとともに提供及び譲受希望品については、適当な方法で市民に周知を図るものとする。

(登録有効期間)

- 9 登録有効期間は、おおむね3か月とし、その期間を経過しても当該登録品の取引が成立しないときは、台帳から抹消するものとする。

(担当課の役割)

- 10 担当課において、双方の条件がおおむね一致すると認めるときは、当事者双方にその旨を通知するものとする。

(取引の方法)

- 1 1 前項の規定により、通知を受けた場合、現品取引の協議はすべて当事者双方の責任において行うものとし、その結果については速やかに担当課に報告するものとする。

(問題等の処理)

- 1 2 現品の譲渡完了後において、故障、欠陥、破損、その他当事者間に問題が発生したときは、当事者双方で協議解決するものとし、市はその責を負わないものとする。

(その他)

- 1 3 この要領に定めるもののほか、家庭用品再利用銀行業務実施について必要な事項は、市長がその都度定めるものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月 1日から施行する。

この要領は、平成21年4月13日から施行する。

33 平成30年7月豪雨災害に係る被災建造物又は災害等廃棄物の 公費による撤去等に関する要綱

平成30年10月30日告示第659号
(最終改正) 令和元年6月11日

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する平成30年7月豪雨(以下「豪雨」という。)により損壊した被災建築物及び被災工作物等(以下「被災建造物」という。)並びに被災民有地内に流入した災害等廃棄物について、当該被災建造物又は被災民有地の所有者の申請に基づき、公費により市が解体、撤去及び処分(以下「撤去等」という。)を実施することにより、生活環境の保全上の支障を除去し、もって二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物 豪雨により損壊した不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第111条に規定する建物(事業の用に供する建物である場合は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等が所有するものに限る。)で、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理の対象として認められるものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 災証明書又は被災証明書(市長が発行するものをいう。以下同じ。)の被害状況が全壊、大規模半壊又は半壊の認定を受けたもの

イ 倒壊による危険及び生活環境の保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があるもの

(2) 被災工作物等 豪雨により損壊した工作物、地下埋設物、がれき等で、早急に撤去をしなければ人的若しくは物的被害を引き起こすおそれがあるもの又は生活環境の保全上の支障を及ぼすと思料されるものをいう。

(3) 災害等廃棄物 豪雨により損壊し、若しくは変質し、本来の用をなさなくなったことを理由として廃棄せざるを得なくなったもので、土砂、流木、岩石その他の自然由来の物質が混然となったものをいう。

(4) 被災民有地 国又は地方公共団体が所有する土地以外の土地であり、かつ、個人又は事業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準じる公益法人等に限る。)が所有する本市の区域内に存する土地(居住又は事業のための建物の用に供するものに限る。)であって、災害等廃棄物が流入し、又は漂着した状態にあるものをいう。

(撤去等の申請)

第3条 被災建造物又は災害等廃棄物の公費による撤去等を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、所定の申請書に次に掲げる書類(災害等廃棄物の撤去等のみを申請する場合は、第1号、第2号、第4号及び第5号を除く。)を添えて、令和元年12月27日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 被災建築物に係る災証明書又は被災証明書
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 身分証明書の写し
- (4) 被災建造物の配置図
- (5) 被災建築物に係る全部事項証明書(建物が登記されていない場合は、固定資産税評価・課税証明書等)
- (6) 被災建造物又は被災民有地の被災状況が分かる写真等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(撤去等の実施)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、当該申請に係る撤去等を実施することが適当であると認めるときは、所定の決定通知書を当該申請者に通知した後、被災建造物又は災害等廃棄物の

撤去等を実施するものとする。

(撤去等の費用)

第5条 被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等にかかる費用は、市が負担する。

2 被災工作物等の撤去等に係る費用は、被災建築物の撤去等に伴い撤去するものに限り、市が負担する。ただし、市長が被災工作物等のみの撤去が必要と認めたときは、この限りでない。

(遵守事項)

第6条 第4条の規定による決定を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等の実施前までに当該被災建造物内の家財等を搬出すること。ただし、被災建造物の倒壊その他やむを得ない事情により、立入り及び搬出ができない場合又は危険を伴う場合は、この限りでない。
- (2) 被災建造物の撤去等に伴い、浄化槽の清掃、便槽の消毒及び被災建造物に付帯する水道、ガス、電力、電話、有線放送等の配管、配線等の除去工事並びにこれらに伴う諸手続きが必要な場合は、それぞれの事業者等に対し必要な手続きを撤去等の実施までに完了すること。
- (3) 他者の所有に係る財物を併せて廃棄しないこと。
- (4) 虚偽の申請を行わないこと。
- (5) 被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等の実施に当たり、隣接地の掘削又は立入りが必要となったときは、隣接地の所有者の同意を得ること。
- (6) 被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等の実施について、近隣への周知を行うこと。

(管理事務の委託)

第7条 市は、この要綱に基づく撤去等に伴い生じる管理その他の事務を、法人に委託することができる。

(適用除外等)

第8条 この要綱の規定は、庭木、庭石の類の撤去（被災建造物又は災害等廃棄物の撤去の作業上、必要と認められるものを除く。）については、適用しないものとする。

2 第6条第4号の規定に反し、虚偽の申請によって市に建築物又は工作物の撤去等を行わせようとしたことが判明した場合には、公費による撤去等を行わないものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年8月6日から適用する。

附 則（平成31年3月29日告示第188号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和元年6月11日告示第426号）

この要綱は、告示の日から施行する。

3 4 平成30年7月豪雨災害に係る被災建築物又は災害等廃棄物の撤去等を自ら実施した者に対する所要経費の償還に関する要綱

平成30年10月30日告示第660号
(最終改正) 平成31年3月29日

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する平成30年7月豪雨(以下「豪雨」という。)により損壊した被災建築物又は被災工作物等(以下「被災建築物」という。)並びに被災民有地内に流入した災害等廃棄物について、市が解体、撤去及び処分(以下「撤去等」という。)を実施する前に、生活環境の保全上の支障を除去するため、被災建築物又は災害等廃棄物の撤去等を自ら実施した者に対し、要した費用を償還するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被災建築物 豪雨により損壊した不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第111条に規定する建物(事業の用に供する建物である場合は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等が所有するものに限る。)で、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第22条に規定する災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理の対象として認められるものであって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア リ災証明書又は被災証明書(市長が発行するものをいう。以下同じ。)の被害状況が全壊、大規模半壊又は半壊の認定を受けたもの

イ 倒壊による危険及び生活環境の保全上の支障となることを防止するため、やむを得ず取り壊す必要があったもの

(2) 被災工作物等 豪雨により損壊した工作物、地下埋設物、がれき等で、早急に撤去をしなければ人的若しくは物的被害を引き起こすおそれがあったもの又は生活環境の保全上の支障を及ぼすと思料されたものをいう。

(3) 災害等廃棄物 豪雨により損壊し、若しくは変質し、本来の用をなさなくなったことを理由として廃棄せざるを得なくなったもので、土砂、流木、岩石その他の自然由来の物質が混然となったものをいう。

(4) 被災民有地 国又は地方公共団体が所有する土地以外の土地であり、かつ、個人又は事業者(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者又はこれに準ずる公益法人等に限る。)が所有する本市の区域内に存する土地(居住又は事業のための建物の用に供するものに限る。)であって、災害等廃棄物が流入し、又は漂着した状態にあったものをいう。

(償還の対象)

第3条 この要綱に基づく償還の対象は、前条第1号から第3号までのいずれかに該当するものについて、自らの費用負担により撤去等を行ったもののうち、生活環境の保全上の支障を除去するため必要があったと市長が認めたものとする。ただし、平成30年11月12日までに、自らの費用負担による撤去等に係る業者(以下「撤去業者」という。)との契約が締結されたものに限る。

2 庭木、庭石の類の撤去(被災建築物又は災害等廃棄物の撤去の作業上、必要と認められるものを除く。)については、この要綱に基づく償還の対象としない。

3 この要綱に基づく償還の対象となる被災建築物の撤去等は、被災建築物の全てについて行ったものとし、一部の撤去等は償還の対象としない。

4 償還の対象となる経費は、被災建築物又は災害等廃棄物の撤去等に係る次に掲げる経費とする。

(1) 上屋解体費

(2) 基礎部分解体費(上屋解体に伴うものに限る。)

(3) 付属物等撤去費(上屋解体に伴うものに限る。)

(4) 廃棄物処理費(収集運搬及び処分に係る経費)

(5) その他市長が必要と認めた経費

5 前項各号に定める各経費について、別に定める基準額を基礎として積算した額と、費用の償還を申請しようとする者（以下「申請者」という。）が撤去業者に支払った撤去等の費用とを比較して、少ない方の額を償還の上限額とする。

(償還の申請)

第4条 申請者は、所定の申請書に次に掲げる書類（災害等廃棄物の撤去等のみを実施した場合は、第1号、第3号から第5号まで及び第9号を除く。）を添えて、平成31年3月31日（次項において「申請期限」という。）までに市長に提出しなければならない。

- (1) 被災建築物に係る災証明書又は被災証明書
- (2) 身分証明書の写し
- (3) 被災建造物の配置図
- (4) 被災建築物に係る全部事項証明書（建物が登記されていない場合は、固定資産税評価・課税証明書等）
- (5) 被災建造物又は被災民有地の被災状況及び現況が分かる写真等
- (6) 被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等の費用に係る領収書の写し
- (7) 被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等の費用に係る内訳書の写し
- (8) 被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等に係る施工写真
- (9) 撤去業者が作成した被災建造物の解体証明書の写し
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、申請期限までに申請書を提出することが困難な場合で、遅延理由書及び平成30年11月12日までに撤去業者と契約を締結したことが確認できる書類等を申請期限までに提出し、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、申請期限後に申請することができる。

(管理事務の委託)

第5条 市は、この要綱に基づく撤去等に伴い生じる管理その他の事務を、法人に委託することができる。

(償還の決定)

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る償還を実施することが適当であると認めるときは、所定の償還決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(償還決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、償還の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請又は不正の手段によって償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

2 市長は、前項の規定により償還の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し、既に償還金の支払いが完了しているときは、その返還を命ずるものとする。

(償還金の支払い)

第8条 第6条の規定による償還決定通知を受けた者は、速やかに所定の請求書により市長に償還金の支払いを請求し、市長はこれに基づき償還金を支払うものとする。

(延滞金)

第9条 申請者は、償還金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年8.90パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、当該償還金の交付を受けた申請者の申請により、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、被災建造物又は災害等廃棄物の撤去等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成30年8月6日から適用する。

附 則 (平成31年3月29日告示第189号)

この要綱は、告示の日から施行する。

35 暮らしき食品ロスゼロ推進店認定制度実施要綱

令和5年6月26日告示第448号

(目的)

第1条 この要綱は、まだ食べることができるにもかかわらず廃棄される食品（以下「食品ロス」という。）の削減に取り組む事業所を「暮らしき食品ロスゼロ推進店」（以下「推進店」という。）として認定することにより、食品ロス削減の重要性を広く市民等に周知し、市民、事業者及び本市が連携して、食品ロスの削減を推進することを目的とする。

(対象事業所)

第2条 推進店として認定の対象となる事業所は、市内に所在する事業所であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 飲食店、食品小売店等の食品を扱う事業所であること。
- (2) 次に掲げる食品ロスの削減に関する取組を1つ以上実施している事業所であること。
 - ア 食べ残しを出さない取組
 - イ 食品の製造、販売段階での取組
 - ウ フードバンク活動等への支援
 - エ 食品ロス削減に関する啓発活動
 - オ その他の食品ロス削減の取組であって、市長が適当と認めるもの
- (3) 事業所の代表者又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(認定の手續)

第3条 推進店として認定を希望する事業所は、所定の認定申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の認定申請書の提出があったときは、速やかにこれを審査し、認定の要件を満たしていると認めるときは推進店として認定し、推進店に対して暮らしき食品ロスゼロ推進店認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。
- 3 市長は、前項の認定を行ったときは、当該事業所を推進店として認定した旨及び取組内容を倉敷市ホームページに掲載し、広く周知するものとする。
- 4 推進店は、推進店の名称及び認定証のデザインを営業活動に用いることができる。

(推進店の役割)

第4条 推進店は、認定を受けた取組項目及び取組内容を積極的に実施し、食品ロスの削減に努めるものとする。

- 2 推進店は、認定証を事業所内の見やすい場所に掲示し、食品ロス削減の取組について市民等への周知に努めるものとする。
- 3 推進店は、市長が実施する食品ロス削減に係る調査等に協力するものとする。

(認定内容の変更)

第5条 推進店は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに所定の様式により届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の届出を受け付けたときは、速やかにホームページに掲載されている内容を変更するものとする。

(認定の廃止)

第6条 推進店は、第2条に定める要件を満たさなくなったとき又は事業若しくは事業所を廃止したときは、速やかに所定の届出書を市長に提出するとともに、認定証の掲示を取りやめるものとする。

- 2 市長は、前項の届出を受け付けたときは、速やかにホームページに掲載された内容を削除するものとする。

(調査等)

第7条 市長は推進店の取組状況等について、随時に調査し、必要な報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第8条 市長は、推進店が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 推進店が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき
- (2) 推進店が事業又は事業所を廃止したとき

- (3) 信用を失墜する行為を行うなど、推進店として適当でないと市長が判断したとき
- 2 推進店としての認定を取り消された事業所は、速やかに認定証の掲示を取りやめるものとする。
- 3 市長は、推進店の認定を取り消したときは、速やかにホームページに掲載された内容を削除するものとする。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

3 6 令和6年度 倉敷市一般廃棄物処理実施計画

令和6年度倉敷市一般廃棄物処理実施計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条及び倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年倉敷市条例第8号）第7条の規定に基づき、令和6年度倉敷市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

令和6年4月1日

倉敷市長 伊東香織

1 処理区域
倉敷市全域

2 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み（処理計画量）

(1) ごみ

倉敷市区域

単位：t/年

収集形態	処理計画量	市外からの搬入計画量	合計
家庭ごみ（市収集、直接搬入）	90,093	-	90,093
事業ごみ等（許可収集、直接搬入）	64,794	15,053	79,847
合計	154,887	15,053	169,940

(2) し尿、浄化槽汚泥等

① 旧倉敷市区域

単位：kl/年

収集形態	し尿	浄化槽汚泥及び ディスポーザー汚泥	合計
市収集、許可収集	16,007	66,850	82,856

② 旧船穂町区域

単位：kl/年

収集形態	し尿	浄化槽汚泥	合計
許可収集	588	1,585	2,174

③ 旧真備町区域

単位：kl/年

収集形態	し尿	浄化槽汚泥	合計
許可収集	2,623	8,433	11,056

3 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

基本的理念	リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち
基本方針	市民・事業者・行政のパートナーシップの醸成
	ごみ排出抑制の推進
	循環資源の利用推進
	適正な処理の推進

(1) 「情報共有の推進」のための実施施策

施策	実施区分
食品ロス削減対策の啓発	継続
災害廃棄物の平時からの啓発	継続
SDGs推進のための情報発信	継続・重点
インターネットによる情報提供や普及啓発の充実	拡充・重点
環境イベントの開催	継続・重点
ごみ分別アプリを活用した普及啓発（再掲）	拡充・重点
ごみガイドブック・パンフレットの作成・配布	継続
広報紙による情報提供・啓発の充実・拡大	拡充
暮らしとごみ展の開催	継続

(2) 「環境教育の推進」のための実施施策

施策	実施区分
夏休みの自由研究課題の提供と表彰制度	継続・重点
倉敷市リサイクル推進センター（愛称：クルクルセンター）を拠点としたリサイクル体験・講座	継続・重点
3R推進事業優良事業者等表彰の実施	継続・重点
ごみ処理等施設見学会の開催	継続
環境教育メニューの提供	拡充
イベントや会議等への参加	継続
出前講座の推進	継続
環境副読本の充実	拡充・重点
世代に応じたごみの減量化・資源化等の取組みリーフレットの作成・配布	拡充・重点
環境ツールの作成	新規・重点
3R推進優良事業者認定制度の創設	新規・重点

(3) 「発生抑制の推進」のための実施施策

施策	実施区分
3キリ運動（水キリ、食べキリ、使いキリ）の推進	継続
食品ロスモニタリング調査の実施	新規・重点
生ごみ処理容器購入費補助事業の推進	継続・重点
生ごみ堆肥化事業の推進	継続・重点
3Rの体験モニター募集	新規
3Rのアイデア募集	継続
剪定枝等資源化支援事業の検討	継続
事業ごみ処理手数料の適正化	継続
大規模排出事業者への指導	継続・重点
更なるごみ減量化のための家庭ごみ有料化導入の可能性の検討	継続

(4) 「再使用の推進」のための実施施策

施策	実施区分
倉敷市家庭用品再利用銀行の推進	継続
3R推進事業優良事業者認定制度の創設（再掲）	新規・重点
倉敷市リサイクル推進センター（愛称：クルクルセンター）を拠点としたリサイクル体験・講座（再掲）	継続・重点
グリーン購入の推進	継続

(5) 「分別の徹底」のための実施施策

施策	実施区分
出前講座の推進（再掲）	継続
外国人への分別徹底の推進	継続
ごみ分別アプリを活用した普及啓発	拡充・重点
ごみ減量化協力団体報奨金交付制度の推進	継続・重点
5種14分別の見直しの検討	継続・重点
清掃指導員による分別の啓発	継続
事業ごみ適正処理指導	継続・重点

(6) 「再生利用の推進」のための実施施策

施策	実施区分
ペットボトル回収の充実	拡充・重点
廃食用油燃料化事業の拡大	拡充
事業系紙類のリサイクル推進	継続
事業系「木くず」や「食品残渣」のリサイクル推進	継続

(7) 「新たな資源化の推進」のための実施施策

施策	実施区分
3Rのアイデア募集（再掲）	継続
3Rの体験モニター募集（再掲）	新規
中間処理施設での資源・熱エネルギー回収の推進	継続
生ごみ減量化・資源化に取り組む事業者の支援	新規

(8) 「収集・運搬体制の整備推進」のための実施施策

施策	実施区分
事業系一般廃棄物の収集運搬業許可の見直しの検討	新規・重点
社会環境の変化への対応	継続

(9) 「処理・処分施設の整備及び維持管理の整備推進」のための実施施策

施策	実施区分
中間処理施設の整備	継続・重点
中間処理施設の維持管理	継続
最終処分場の維持管理	継続

(10) 「適正処理の推進」のための実施施策

施策	実施区分
不法投棄の未然防止、監視体制の強化	継続
海洋プラスチックごみ対策の推進	継続
適正処理困難物への対応	継続
災害廃棄物への対応	継続・重点
一般廃棄物会計基準の導入	継続
環境保全協力金制度の創設	継続

4 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに処理方法及び処理主体

(1) ごみ

① 家庭から排出される一般廃棄物

家庭から排出されるごみは、市民の5種14分別収集への協力により、ごみの減量・資源化と適正処理及び処理施設の延命化を図る。

倉敷市区域		種類	処理計画量(t/年)	収集方法	収集運搬主体	搬入先(詳細6(1))	処理方法	処理主体
市 収 集		燃やせるごみ	75,460	ステーション収集 週2回 ふれあい収集 (※1) 週1回		・倉敷市資源循環型廃棄物処理施設(PFI事業) ・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	ガス化溶融処理による資源化、焼却(残渣は資源化、一部埋立)	市(委託) 一部事務組合
	資源 ご み	紙・布類(5分別)・トレイ	2,229	ステーション収集 月1回 ふれあい収集 (※1) 週1回	市(直営、委託)	・再生資源業者 ・資源選別所 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	資源化	民間ルート
		ペットボトル	369					法ルート
		金属類	703					民間ルート
		びん類(3分別)	1,781					民間ルート
		小計	5,082					
		埋立ごみ	1,305			・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	直接埋立、破砕後埋立	市(直営) 一部事務組合
		粗大ごみ	320	申込制による戸別有料収集	市(委託)	・東部埋立事業所 ・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	資源化・破砕後資源化・焼却・埋立	市(直営) 市(委託) 一部事務組合 法ルート
		使用済乾電池	88	ステーション収集 随時 ふれあい収集 (※1)週1回	市(直営、委託)	・井津井最終処分場(仮置) ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター		民間ルート
		ペットボトル	406	拠点回収	市(委託)	・倉敷リサイクルセンター(委託施設) ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター	資源化	法ルート
その他	廃食用油(一部地区)	9	拠点回収	市民、市(委託)	・倉敷市リサイクル推進センター		市(直営)	
	生ごみ(船穂町区域)	146	戸別収集(協力家庭)	市(委託)	・船穂町堆肥センター		市(委託)	
	合計	82,816						
直 接 搬 入		粗大ごみ	3,858	自己持込	排出者	・各環境センター ・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場 ・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	破砕後、資源化・焼却・埋立	市(直営) 市(委託) 一部事務組合 法ルート
		資源ごみ	3,420	一時多量ごみ 制度の利用による持込	一時多量ごみ 許可業者(※2)	・各環境センター	資源化	民間ルート 法ルート
		燃やせるごみ 埋立ごみ	(事業ごみに含む)			・各環境センター ・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場 ・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	焼却(残渣は資源化、一部埋立)埋立	市(直営) 市(委託) 一部事務組合
		合計	7,278					
	総計	90,093						

注) 真備地区は、紙・布類(4分別)、白色トレイ、体温計を分別している。

※1) 倉敷市ふれあい収集実施要綱(平成25年告示第280号)に基づき実施する。

※2) 市民サービス向上を図るため、一時多量ごみの収集運搬業は、事業ごみの搬入実績があり、かつ、過去2年間に行政処分を受けておらず、適正な組織体制や事務機器等を有する者に限り許可するものとする。

② 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において、適正に処理することを原則とする。
自ら処理できない場合には、排出者は、自ら処理施設へ搬入するか、または市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託し、市の処理施設で処理を行うものとする。

倉敷市区域

種類	処理計画量 (t/年)	収集方法	収集運搬主体	搬入先 (詳細6(1))	処理方法	処理主体	
許可収集	可燃物	41,573	戸別収集	許可業者	・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	焼却(残渣は資源化、一部埋立)	市(委託) 一部事務組合
	不燃(埋立)物	87			・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	破砕後、資源化・埋立	市(直営) 一部事務組合
	合計	41,660					
直接搬入※	可燃物	20,682	自己持込	許可業者 排出者	・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	焼却(残渣は資源化、一部埋立)	市(委託) 一部事務組合
	不燃(埋立)物	2,451			・東部埋立事業所 ・総社広域環境施設 組合吉備路クリーンセンター ・倉敷西部クリーンセンター	破砕後、資源化・埋立	市(直営) 一部事務組合
	合計	23,134					
総計	64,794						

※ 直接搬入には、一部家庭ごみ、下水汚泥、浄化槽汚泥を含む。

③ 市外から搬入される一般廃棄物

[浅口市金光町(一部事務組合分)、岡山市・早島町(受託処理分)から搬入]

種類	処理計画量 (t/年)	搬入方法	収集運搬主体	搬入先 (詳細6(1))	処理方法	処理主体
燃やせるごみ	15,053	直接搬入	浅口市、岡山市・早島町 許可業者 排出者	・水島清掃工場 ・倉敷西部清掃施設 組合清掃工場 ・倉敷西部クリーンセンター	焼却(残渣は資源化、一部埋立)	市(直営) 一部事務組合

④ 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物

次の品目のものを一般廃棄物の処理に支障のない範囲内で、別に量を定めて受入れを行なう。

- ア リサイクルが困難な布
- イ 発泡スチロール
- ウ 農業用廃プラスチックフィルム
- エ 小規模建設業者の木くず

(2) し尿、浄化槽汚泥等

① 旧倉敷市区域

種類	処理計画量 (kl/年)	収集方法、収集区域	収集運搬主体	搬入先 (詳細6(2))	処理主体
し尿	16,007	戸別収集、業者ごとに許可した区域	許可業者17者、市(直営(児島地区))	・倉敷衛生センター ・水島衛生センター ・児島下水処理場 ・玉島衛生センター ・備南衛生施設組合清鶴苑	市(直営) 一部事務組合
浄化槽汚泥	66,850		許可業者18者	・倉敷衛生センター ・水島衛生センター ・児島下水処理場 ・備南衛生施設組合清鶴苑	

② 旧船穂町区域

種類	処理計画量 (kl/年)	収集方法、収集区域	収集運搬主体	搬入先 (詳細6(2))	処理主体
し尿	588	戸別収集、許可した区域	許可業者1者	・玉島衛生センター	市(直営)
浄化槽汚泥	1,585		許可業者1者	・倉敷衛生センター	

③ 旧真備町区域

種類	処理計画量 (kl/年)	収集方法、収集区域	収集運搬主体	搬入先 (詳細6(2))	処理主体
し尿	2,623	戸別収集、許可した区域	許可業者1者 市(委託)	中継槽に貯留(許可業者)後、アクアセンター吉備路へ	一部事務組合
浄化槽汚泥	8,433				

5 一般廃棄物処理施設の概要

(1) ごみ

① 焼却処理施設(ガス化溶融炉含む)

施設名	所在地	処理能力	処理方式
水島清掃工場	水島川崎通1-1-4	300t/24h (150t/24h×2炉)	全連続式ストーカ炉
西部清掃施設組合清掃工場 (一部事務組合)	玉島道越888-1	180t/24h〔うち本市分162t/24h〕 (90t/24h×2炉)	全連続式流動床炉
資源循環型廃棄物処理施設(PFI施設)	水島川崎通1-14-5	555t/24h〔うち本市分303t/24h〕 (185t/24h×3炉)	全連続式ガス化溶融炉 (ガス化改質方式)
総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター (一部事務組合)	真備町箭田481	180t/24h〔うち本市分50t/24h〕 (90t/24h×2炉)	全連続式流動床炉
倉敷西部クリーンセンター	玉島乙島8255-49	300t/24h (150t/24h×2炉)	全連続式ストーカ炉

② 環境センター(受入施設、直営収集基地)

施設名	所在地
倉敷環境センター	白楽町424
水島環境センター	水島川崎通1-1-110
児島環境センター	児島小川町3697-4
玉島環境センター	浅口市金光町八重317

③ 資源化、破碎処理施設

施設名	所在地	処理能力	処理方式
資源選別所	水島川崎通1-18	15t/5h	びん類手選別
東部粗大ごみ処理場	二子1917-4	80t/5h	粗大ごみ2段式破碎4種選別処理
総社広域環境施設組合吉備路クリーンセンター (一部事務組合)	真備町箭田481	36t/5h	資源ごみ手選別 粗大ごみ2段式破碎4種選別処理
倉敷西部クリーンセンター	玉島乙島8255-49	20t/5h	粗大ごみ2段式破碎4種選別処理

④ 最終処分場

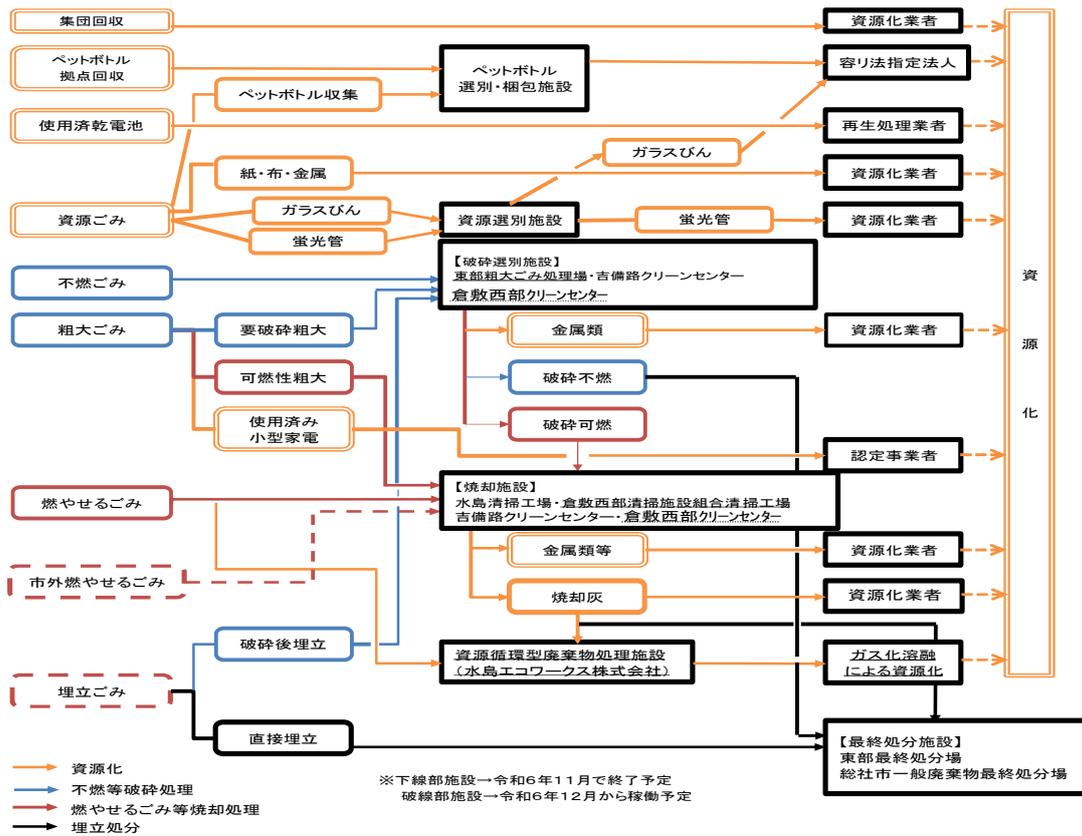
施設名	所在地	埋立容量	埋立対象物
東部最終処分場(2期)	二子1923-5	330,000m ³	埋立ごみ、焼却残渣、破碎残渣

(2) し尿、浄化槽汚泥等

施設名	所在地	処理能力	処理方式
倉敷衛生センター	白楽町424	158kl/日	浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式+汚泥助燃剤化方式
水島衛生センター	水島川崎通1	128kl/日	前処理
児島衛生センター	児島小川町3670	85kl/日	前処理
玉島衛生センター	玉島乙島8255	70kl/日	前処理
備南衛生施設組合清鶴苑 (一部事務組合)	茶屋町1919	80kl/日	低希釈二段活性汚泥法 高度処理+抗火石漬床
総社広域環境施設組合7ヶアセンター吉備路 (一部事務組合)	総社市窪木1101	90kl/日	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式(浄化槽汚泥対応型)+活性炭

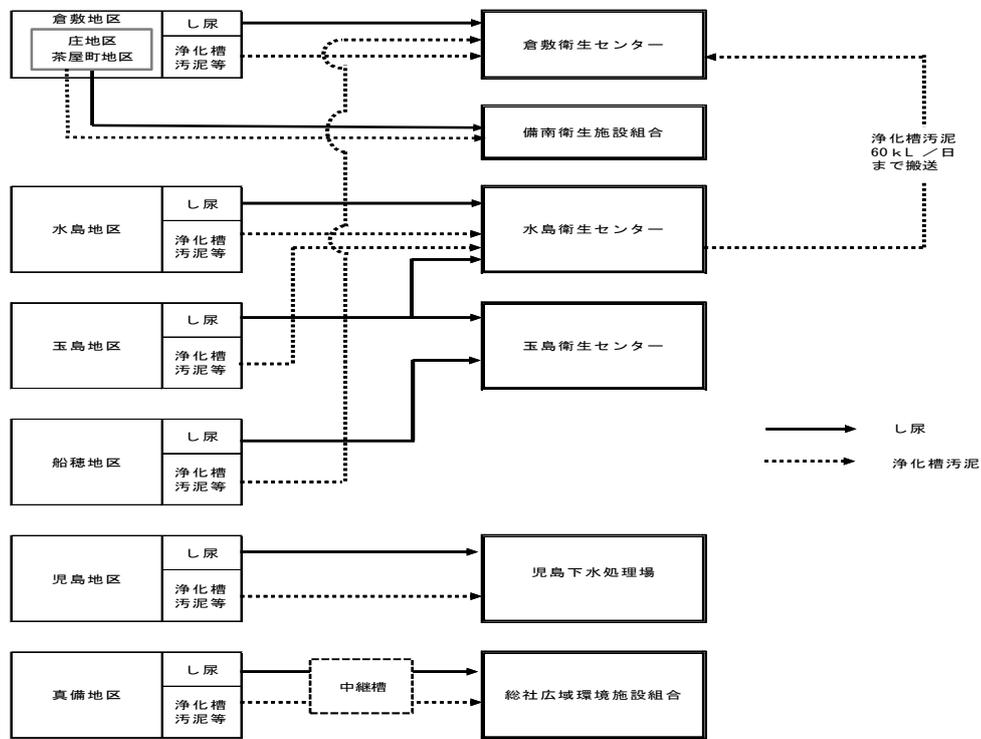
6 一般廃棄物の処理の体系

(1) ごみ



※真備地区は「燃やせるごみ」を「燃えるごみ」、「埋立ごみ」を「燃えないごみ」に読み替える。

(2) し尿、浄化槽汚泥等



3 7 令和5年度 ごみ処理事業実績

令和5年度ごみ処理事業実績集計表(No. 1) 収集編

1-1 排出量

単位:t

区分	全市	倉敷直営	倉敷委託	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区	
収集	燃やせるごみ	75,943.86	M水西 21,003.04	M水西 14,173.39	M水西 14,200.29	水 11,695.48	西 10,194.64	西 1,183.43	吉 3,493.59
	資源ごみ	3,934.56	資 1,172.31	資 648.32	資 626.00	資 645.81	資 603.31	資 77.53	吉 161.28
	不燃ごみ	69.26	東粗 0.00	---	東粗 0.00	東粗 0.00	東粗 0.00	---	吉 69.26
	埋立ごみ	1,153.08	東粗・東終 289.08	東粗・東終 107.79	東粗・東終 379.23	東粗・東終 177.76	東粗・東終 188.51	船不 10.71	---
	粗大ごみ	294.32	東粗 ---	172.94	東粗 53.56	東粗 28.66	東粗 39.16	---	---
	使用済乾電池	93.20	井 21.38	井 16.47	井 22.69	井 16.14	井 14.68	井 1.84	---
計	81,488.28	22,485.81	15,118.91	15,281.77	12,563.85	11,040.30	1,273.51	3,724.13	
許可業者	燃やせるごみ	43,167.27	---	---	水 37,227.81	---	西 4,857.43	西 281.49	800.54
	不燃ごみ	72.96	東粗 71.08	---	---	---	---	---	1.88
	埋立ごみ	0.00	東終 0.00	---	---	---	---	---	---
	計	43,240.23	71.08	0.00	37,227.81	0.00	4,857.43	281.49	802.42
直接搬入	燃やせるごみ	21,709.01	水 2,314.36	---	水 13,136.67	水 988.90	西 3,857.83	西 229.13	吉 1,182.12
	資源ごみ	2,439.44	資 1,176.50	---	資 384.90	資 507.10	資 370.94	---	---
	不燃ごみ	17.77	東粗 0.29	---	---	---	---	---	吉 17.48
	埋立ごみ	100.74	東終 100.74	---	---	---	---	船不 0.00	東終 0.00
	粗大ごみ	2,677.81	東粗 716.81	---	東粗 761.75	東粗 412.18	東粗 430.27	船粗 0.00	吉 356.80
	小型家電	836.59	認 394.95	---	認 167.70	認 134.00	認 120.85	---	認 19.09
	計	27,781.36	4,703.65	---	14,451.02	2,042.18	4,779.89	229.13	1,575.49
拠点回収	ペットボトル	379.28	リ 379.28	---	---	---	---	---	---
	計	379.28	379.28	---	---	---	---	---	---
全部門合計	燃やせるごみ	140,820.14	23,317.40	14,173.39	64,564.77	12,684.38	18,909.90	1,694.05	5,476.25
	(焼却、ガス化処理量)	(151,896.52)	3-1 焼却、ガス化溶融処理量のうち、MEWIに搬入された水島清掃工場と西部清掃工場の焼却灰と市外の量を除く	---	---	---	---	---	---
	資源ごみ	6,374.00	2,348.81	648.32	1,010.90	1,152.91	974.25	77.53	161.28
	不燃ごみ	159.99	71.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	88.62
	埋立ごみ	1,253.82	389.82	107.79	379.23	177.76	188.51	10.71	0.00
	粗大ごみ	2,972.13	716.81	172.94	815.31	440.84	469.43	0.00	356.80
	小型家電	836.59	394.95	---	167.70	134.00	120.85	0.00	19.09
	使用済乾電池	93.20	21.38	16.47	22.69	16.14	14.68	1.84	---
	ペットボトル(拠点)	379.28	379.28	---	---	---	---	---	---
	総排出量	152,889.15	27,639.82	15,118.91	66,960.60	14,606.03	20,677.62	1,784.13	6,102.04

総処理量 (163,965.53) ← リサイクル率算出の際に使用する値

〔※枠内の文字は搬入先〕

単位:t

- 水:水島清掃工場
- 西:西部清掃工場
- M:水島エワークス
- 吉:吉備路クリーンセンター
- 資:再生資源業者、資源選別所
- 井:井津井最終処分場(資源化へ)
- リ:倉敷リサイクルセンター
- 東粗:東部粗大ごみ処理場
- 船粗:船穂町粗大ごみ置場
- 東終:東部最終処分場
- 船不:船穂町不燃物処分場
- 真不:真備町不燃物投入場
- 認:使用済小型家電認定事業者

1-2 家庭ごみ前年対比

前年度対比	R5排出量 (全市)	対前年度増減比	R4排出量 (全市)
燃やせるごみ	77,985.35	▲4.1%	81,351.01
資源ごみ	6,374.00	▲6.7%	6,830.09
不燃ごみ	69.26	▲14.0%	80.52
埋立ごみ	1,153.08	▲7.2%	1,242.54
粗大ごみ	2,972.13	▲5.6%	3,146.85
使用済小型家電	836.59	▲2.2%	855.34
使用済乾電池	93.20	▲1.7%	94.82
ペットボトル(拠点)	379.28	▲3.4%	392.72
総排出量	89,862.89	▲4.4%	93,993.89

家庭ごみ 83,016.41 86,676.26
資源ごみ 6,846.48 7,317.63

家庭ごみ原単位 478 ㌦

年度末人口(含、外国人) 474,330 人

年度内日数 366 日

家庭ごみ原単位 478.1919657 ㌦

1-3 事業ごみ前年対比

前年度対比	R5排出量 (全市)	対前年度増減比	R4排出量 (全市)
燃やせるごみ	62,834.79	▲3.6%	65,205.81
不燃ごみ	90.73	▲13.6%	105.06
埋立ごみ	100.74	▲39.1%	165.49
計	63,026.26	▲3.7%	65,476.36

令和5年度ごみ処理事業実績集計表(No. 2) 資源編

2-1 資源ごみ量(ステーション収集+直接搬入)

単位:t

区分	全市	倉敷直営	倉敷委託	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
紙類	新聞紙	443.47	186.88	32.85	63.73	78.91	75.25	4.13
	雑誌・雑紙	870.42	394.31	34.63	123.66	169.94	137.99	8.12
	段ボール	746.15	313.37	51.81	111.13	125.60	135.81	6.97
	牛乳パック	2.70	0.01	0.15	0.30	1.56	0.50	0.07
	紙類計 ⁽¹⁾	2,062.74	894.57	119.44	298.82	376.01	349.55	19.29
布類 ⁽²⁾	1,011.89	407.46	85.34	149.59	188.41	146.88	12.03	
金属類 ⁽³⁾	1,004.89	338.60	106.92	174.13	202.11	151.77	10.20	
内、スプレー缶	51.83	14.17	9.17	9.53	8.28	7.25	0.36	
びん類	2,027.93	643.73	295.37	348.00	332.18	288.04	30.21	
内、蛍光管	31.30	10.27	4.03	5.64	5.33	4.49	0.40	
ペットボトル	265.71	64.45	41.25	40.36	54.21	38.01	5.80	
トレイ ⁽⁴⁾	0.85	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
資源ごみ計	6,374.01	2,348.81	648.32	1,010.90	1,152.92	974.25	77.53	

2-1-1 資源ごみ量内訳(ステーション収集)

単位:t

区分	全市	倉敷直営	倉敷委託	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
紙類	新聞紙	193.99	56.57	32.85	27.64	31.02	40.06	4.13
	雑誌・雑紙	268.97	95.53	34.63	39.20	44.28	45.44	8.12
	段ボール	373.54	124.40	51.81	59.60	53.18	76.12	6.97
	牛乳パック	1.66	0.01	0.15	0.00	0.93	0.39	0.07
	紙類計	838.16	276.51	119.44	126.44	129.41	162.01	19.29
布類	482.62	180.62	85.34	56.16	56.92	69.37	12.03	
金属類	658.71	168.01	106.92	117.26	134.87	100.29	10.20	
内、スプレー缶	51.83	14.17	9.17	9.53	8.28	7.25	0.36	
びん類	1,688.52	482.72	295.37	285.78	270.41	233.63	30.21	
内、蛍光管	31.30	10.27	4.03	5.64	5.33	4.49	0.40	
ペットボトル	265.71	64.45	41.25	40.36	54.21	38.01	5.80	
トレイ	0.85	-----	-----	-----	-----	-----	-----	
収集資源ごみ計	3,934.57	1,172.31	648.32	626.00	645.82	603.31	77.53	

2-5 集団回収量

区分	全市
紙類	6,622.49
布類	240.79
金属類	484.87
びん類	30.01
その他	10.03
集団回収計 ⁽⁸⁾	7,388.18

2-6 小型家電

回収量	全市 ⁽⁹⁾
回収量	836.59

2-1-2 資源ごみ量内訳(直接搬入)

単位:t

区分	全市	倉敷直営	倉敷委託	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
紙類	新聞紙	249.48	130.31	0.00	36.09	47.89	35.19	-----
	雑誌・雑紙	601.45	298.78	0.00	84.46	125.66	92.55	-----
	段ボール	372.61	188.97	0.00	51.53	72.42	59.69	-----
	牛乳パック	1.04	0.00	0.00	0.30	0.63	0.11	-----
	紙類計	1,224.58	618.06	0.00	172.38	246.60	187.54	0.00
布類	529.27	226.84	0.00	93.43	131.49	77.51	-----	
金属類	346.18	170.59	0.00	56.87	67.24	51.48	-----	
びん類	339.41	161.01	0.00	62.22	61.77	54.41	-----	
ペットボトル	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	-----	
直搬資源ごみ計	2,439.44	1,176.50	0.00	384.90	507.10	370.94	0.00	

※船穂・真備はごく少量のためステーション収集に計上

2-2 使用済乾電池量(ステーション収集)

単位:t

区分	全市	倉敷直営	倉敷委託	水島地区	児島地区	玉島地区	船穂地区	真備地区
使用済乾電池 ⁽⁵⁾	93.20	21.38	16.47	22.69	16.14	14.68	1.84	-----

2-3 施設資源化量

区分	全市	水島エコーズ	東部事業所	西部清掃	資源選別所等	吉備路真備分
ガス化資源	メタル	2,050.93	2050.93	-----	-----	-----
	溶融スラグ	9,300.95	9300.95	-----	-----	-----
	ガス	52,935.60	52935.60	-----	-----	-----
	硫黄・塩	805.50	805.50	-----	-----	-----
ガス化溶融資源計	65,092.98	65,092.98	-----	-----	-----	
破碎	プレス(鉄類)	727.74	-----	666.02	-----	61.72
	アルミ	34.45	-----	20.69	-----	13.76
	その他	55.29	-----	14.98	-----	40.31
焼却	焼却プレス	43.98	-----	-----	34.65	9.33
	ピン	2,027.93	-----	-----	-----	-----
	ペットボトル(収集)	265.71	-----	-----	-----	265.71
選別	ペットボトル(拠点)	379.28	-----	-----	-----	379.28
	ガス化溶融を除く資源計 ⁽⁶⁾	3,534.38	0.00	701.69	34.65	2,672.92
施設資源化計 ⁽⁶⁾	68,627.36	65,092.98	701.69	34.65	2,672.92	125.12

◎ 総資源化量 リサイクル率

【全市】

(6)+(7)+(8)+(9)

総資源化量

／ 総処理量+集団回収

81025.70 47.3%

(ガス化溶融資源化を除く)

...(6)+(7)+(8)+(9)

／ 総排出量+集団回収

15,932.72 9.9%

2-4 直接資源化量(資源ごみ量(紙類+布類+金属類+トレイ)+使用済乾電池量)

令和5年度ごみ処理事業実績集計表(No. 3) 焼却処理場, ガス化溶融炉編

単位 : t

3-1 焼却, ガス化溶融処理

区 分	合 計	水島工場	西部工場	水島エコークス	吉備路真備分	
稼働日数(日)	-----	651	450	870	-----	
稼働延時間(h)	-----	15,550	8,805	-----	-----	
搬入量(内訳は3-2)	168,815.09	80,424.69	23,729.03	58,979.72	5,681.65	
焼却・ガス化溶融処理量	177,748.88	87,124.12	24,749.80	60,193.31	5,681.65	
搬出	焼却灰発生量	11,141.22	8,113.84	2,440.31	587.07	
	金属回収量	43.98	施設資源化量にカウント	34.65	可燃ごみ, 焼却灰分のみ	9.33
使用量	灯・重油(L)	91,965	14,989	76,976	-----	-----
	電気(kwh)	12,772,904	8,428,100	4,344,804	-----	-----
	水(m3)	110,330	43,623	66,707	-----	-----
1日平均焼却量	-----	267.66	110.00	207.57	-----	
※	焼却灰	0.0627	0.0931	0.0986	-----	0.1033
	灯・重油(L)	0.5174	0.1720	3.1102	-----	-----
	電気(kwh)	71.8593	96.7367	175.5491	-----	-----
	水(m3)	0.6207	0.5007	2.6953	-----	-----

※ 焼却処理量1t当たり

(注) 焼却・ガス化溶融処理量は、搬入量と合わない。(ピット残量調整、貯留分焼却及び自重登録の誤差のため)

総社市最終処分場へ

東部埋立事業所へ

676.62

3-2 焼却処理場, ガス化溶融炉搬入量内訳

単位 : t

区 分	合 計	水島工場	西部工場	水島エコークス	吉備路真備分	
燃やせるごみ等	倉敷(直)	23,317.40	4,476.96	0.00	18,840.44	-----
	倉敷(委)	14,173.39	119.52	0.00	14,053.87	-----
	水島	14,200.29	5.09	0.00	14,195.20	-----
	児島	12,684.38	10,671.70	0.00	2,012.68	-----
	玉島	10,194.64	189.87	10,004.77	0.00	-----
	船穂	1,183.43	0.00	1,183.43	0.00	-----
	真備	3,493.59	-----	-----	-----	3,493.59
	(注1) 計	79,247.12	15,463.14	11,188.20	49,102.19	3,493.59
	許可業者	43,167.27	37,227.81	5,138.92	-----	800.54
	直接搬入	16,516.79	11,249.19	4,085.48	-----	1,182.12
し尿・浄化槽汚泥等	1,888.96	1,887.48	1.48	-----	-----	
災害可燃ごみ	0.00	-----	-----	-----	-----	
計	140,820.14	65,827.62	20,414.08	49,102.19	5,476.25	
粗大	可燃粗大	1,185.00	776.03	203.57	-----	205.40
	破碎可燃	957.59	957.59	0.00	-----	-----
焼却灰	水島工場	8,113.84	-----	-----	8,113.84	-----
	西部工場	1,763.69	-----	-----	1,763.69	-----
	計	9,877.53	-----	-----	9,877.53	-----
市内計	152,840.26	67,561.24	20,617.65	58,979.72	5,681.65	

(注1) センター受け分は、収集を含む。収集編では、「選別可燃」「し尿・浄化槽汚泥等」とともに直接搬入を含む。

市外	早島町	3,470.57	3,470.57	0.00	-----	-----
	浅口市(金光町)・岡山	12,504.26	9,392.88	3,111.38	-----	-----
	その他	0.00	0.00	-----	-----	0.00
	市外計	15,974.83	12,863.45	3,111.38	0.00	0.00

市内・市外合計	168,815.09	80,424.69	23,729.03	58,979.72	5,681.65
---------	------------	-----------	-----------	-----------	----------

浅口市(金光町) 3,111.38

岡山市 9,392.88

令和5年度ごみ処理事業実績集計表(No. 4) 粗大ごみ処理場・最終処分場編

4-1 東部埋立事業所搬入量内訳

単位:t

区分	全市	倉敷環境	水島環境	児島環境	玉島環境	水島工場	西部工場	エコークス	資源選別所
破 不燃ごみ	71.37	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
碎 不燃性粗大ごみ	1,646.53	1.18	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
処 埋立ごみ(破砕)	1,117.29	382.76	378.54	176.23	179.76	0.00	0.00	0.00	0.00
理 選別不燃	1.93	0.00	0.00	1.93	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
計	2,837.12	383.94	378.54	178.16	179.76	0.00	0.00	0.00	0.00
直接 埋立ごみ	136.53	14.11	0.69	1.53	19.46	0.00	0.00	0.00	11.95
埋立 焼却残渣	676.62	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	676.62	0.00	0.00
計	813.15	14.11	0.69	1.53	19.46	0.00	676.62	0.00	11.95
区分		粗大委託	許可業者	事業持込	家庭持込	社会福祉	医療ごみ	職員持込	家庭持込(真)
破 不燃ごみ		---	71.08	0.00	0.00	0.14	0.00	0.15	0.00
碎 不燃性粗大ごみ		1,610.83	---	0.00	26.03	0.00	0.00	8.49	0.00
埋立 埋立ごみ		---	0.00	0.00	28.87	0.04	12.97	46.91	0.00
計		1,610.83	71.08	0.00	54.90	0.18	12.97	55.55	0.00

4-2 破砕処理

単位:t

区分	東部粗大ごみ	
稼働日数(日)	258	
稼働延時間(h)	1,089	
搬入量	2,837.12	
破砕処理量	3,045.61	
搬出量	鉄類	666.02
	アルミ	20.69
	破砕不適物	14.98
	破砕可燃	957.59
	破砕残渣	1,420.75
搬出量計	3,080.03	
使用量	電気(kwh)	364.800
	水(m3)	655
	電気(kwh/t)	119.7790
	水(m3/t)	0.2151
1日平均破砕量	11.80	

区分	吉備路真備分
不燃ごみ	88.62
不燃性粗大ごみ	151.40
搬入量計	240.02
不燃鉄	33.55
粗大鉄	28.17
不燃アルミ	12.54
粗大アルミ	1.22
破砕不適物	40.31
不燃残渣	134.94
搬出量計	250.73

※ エコークスの焼却灰は水島工場からの処理不適物(灰)

資源化へ 701.69
 焼却処理へ
 資源化へ 115.79

4-3 最終処分

単位:t

吉備路真備分

区分	合計	東部最終	船穂不燃物	真備不燃物	総社最終
ご 埋立ごみ	136.53	136.53	---	---	---
破 破砕残渣	1,555.69	1,420.75	---	---	134.94
み 破砕残渣	1,555.69	1,420.75	---	---	134.94
焼却残渣・焼却灰処分量	1,263.69	676.62	---	---	587.07
最終処分量合計	2,955.91	2,233.90	0.00	0.00	722.01

埋立ごみで破砕処理が適当なものは、粗大ごみ処理場で破砕後、埋立処理。

◎ 最終処分率

最終処分量/総排出量+集団回収量
 1.8%

ごみ処理基本計画R5最終処分率
 2.0%

38 ごみ処理手数料改定経過

施行年月日	事業ごみ			家庭ごみ		犬猫等の死体	備考
	可燃物	不燃物	産業廃棄物	可燃物	不燃物		
昭和43年 4月1日	無料	○ 月平均排出量が120kg又は0.6 m ³ を超えるものを収集の場合 120kg超200kgまで又は0.6 m ³ 超1.0 m ³ まで 月額100円 以降200kg又は1.0 m ³ ごとまで 100円を加算 ○ 臨時収集（ごみ又は粗大ごみ） 軽自動車（0.35t）1台につき 500円 普通自動車（2.00t）1台につき 1,000円 普通貨物車（4.00t）1台につき 2,000円		無料	無料	1体につき 100円	3市合併により統一料金 収集手数料の徴収
昭和47年 3月7日		○ 月平均排出量が120kg又は0.6 m ³ を超えるものを収集の場合 120kg超200kgまで又は0.6 m ³ 超1.0 m ³ まで 月額100円 以降200kg又は1.0 m ³ ごとまで 100円を加算 ○ 臨時収集（ごみ又は粗大ごみ） 普通自動車（2t）1台につき 1,000円 普通貨物車（4t）1台につき 2,000円 ○ 上記以外 「そのつど市長が定める」					
昭和50年 4月1日		○ 同右 条例中「そのつど市長が定める」の規定に基づき、内規扱い	○ 車の最大積載量 2,000kgまで 2,000円 2,000kg超 2,000円 4,000kgまで 3,000円				収集手数料の徴収廃止
昭和59年			4,000kg超 4,000円 6,000kgまで 6,000kg超 8,000kgまで 5,000円 8,000kg超 6,000円		○ 事業ごみと同額。 ただし、同一物件について車両の最大積載量の合計が4,000kgまでは徴収しない。		内規の整理 (明文化)
昭和61年 4月2日		○ 車の最大積載量 2,000kgまで 2,000円 2,000kgを超える2,000kgにつき 1,000円加算			○ 車の最大積載量 4,000kg超6,000kgまで 2,000円 6,000kgを超える2,000kgにつき 1,000円加算		内規改正
平成3年 10月1日			○ 車の最大積載量 2,000kgまで 2,060円 2,000kg超 2,000kg超 4,000kgまで 3,090円 4,000kg超 4,000kg超 6,000kgまで 4,120円 6,000kg超 5,150円 8,000kgまで 5,150円 8,000kg超 6,180円				一部に消費税転嫁
平成5年 8月1日		○ 車の最大積載量 2,000kgまで 2,060円 2,000kgを超える2,000kgにつき 1,030円加算			○ 車の最大積載量 4,000kg超6,000kgまで 2,060円 6,000kgを超える2,000kgにつき 1,030円加算		法律全面改正 内規の取込み (内規廃止)
平成9年 4月1日	○ 同右	○ 100kgにつき 600円	○ 同左		○ 車の最大積載量 4,000kg超6,000kgまで 2,060円 6,000kgを超える2,000kgにつき 1,030円加算	1体につき 1,000円	事業ごみ処理 全面有料化
平成9年 11月1日	○ 同右	○ 20kgにつき 120円	○ 同左				事業ごみの料金区分改正
平成10年 4月1日	○ 同右	○ 10kgにつき 60円	○ 同左				同上
平成13年 4月1日	○ 同右	○ 10kgにつき 90円	○ 同左	○ 同右 (粗大ごみ有料化)	○ 同上 ○ 粗大ごみ有料化 戸別収集の場合粗大ごみ品目別1個当たり又は45ℓ入り透明袋1袋当たり2,000円以内（自己搬入の場合は500円以内）		同上
平成18年 4月1日	○ 同右	○ 10kgにつき 130円	○ 同左				同上
平成26年 4月1日	○ 同右	○ 10kgにつき 133円	○ 同左		○ 車の最大積載量 4,000kg超6,000kgまで 2,118円 6,000kgを超える2,000kgにつき 1,059円加算		消費税率の改正に伴う改定
令和元年 10月1日	○ 同右	○ 10kgにつき 136円	○ 同左		○ 車の最大積載量 4,000kg超6,000kgまで 2,158円 6,000kgを超える2,000kgにつき 1,079円加算	1体につき 1,048円	消費税率の改正に伴う改定
令和5年 4月1日	○ 同右	○ 10kgにつき 153円	○ 同左		無料		審議会答申を踏まえた改定
令和7年 4月1日	○ 同右	○ 10kgにつき 170円	○ 同左				審議会答申を踏まえた改定

39 し尿くみ取り手数料・市補助金改定経過

施行年月日	従量制		ホース延長加算金 ※1	下水道区域特別加算金※2	消費税を含む 料金計算	補助金	備考
	72ℓまで	18ℓ増すごとに	1回につき	18ℓごとに		し尿投入量 1ℓあたり	
昭和43年 4月1日	100円	25円					3市合併し、統一料金とする
昭和45年 8月1日	140円	30円					
昭和47年 10月1日	140円	30円				97銭	岡山市なみの料金とする
昭和48年 4月1日	220円	50円				27銭	審議会へ諮問 ※3
昭和49年 4月1日	220円	50円				1円50銭	補助金を増額、市民負担を据え置く
昭和53年 4月1日	340円	70円	100円 ※4			1円50銭	審議会へ諮問
昭和56年 8月1日	430円	100円	100円 ※4			1円75銭	審議会へ諮問
平成元年 11月1日	530円	130円	100円			1円75銭	審議会へ諮問
平成3年 10月1日	530円	130円	100円		合計金額×1.03 外税(10円未満切り捨て)	1円75銭	消費税を転嫁
平成5年 8月1日	650円	150円	100円	30円	内 税	1円75銭	審議会へ諮問
平成9年 4月1日	650円	160円	100円	30円	内 税	1円75銭	消費税率改定による 転嫁
平成9年 10月1日	680円	170円	300円	30円	合計金額×1.05 外税(10円未満切り捨て)	1円75銭	審議会へ諮問 消費税を外税にする
平成13年 6月9日	倉敷市清掃事業審議会において検討の結果、据え置きに決定						
平成16年 4月1日	714円	178.5円	315円	31.5円	内 税	1円75銭	総額表示方式により 表示を内税にする
平成24年 4月1日	倉敷市廃棄物減量等推進審議会での検討結果に基づき、倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会において据え置きに決定						
平成26年 4月1日	734.4円	183.6円	324円	32.4円	内 税	1円75銭	消費税率改正による 改定
平成30年 4月1日	倉敷市廃棄物減量等推進審議会での検討結果に基づき、倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会において据え置きに決定						
令和元年 10月1日	748円	187円	330円	33円	内 税	1円75銭	消費税率改正による 改定

※1 使用するホースが40mを超える場合に適用。

※2 下水道法第9条第1項の規定により下水道の供用開始を公示された区域で、
公示された日から3年を経過した区域に適用。

※3 一般廃棄物取扱料金審議会

※4 収集が困難なため、桶を使用する場合を含む。

※5 確定金額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てる。

40 一般廃棄物収集運搬業者

(1) 事業系一般廃棄物 119業者 (令和6年7月1日現在)

業 者 名	車 両 数		従事者	許可 年度	備 考
	塵芥車	その他			
(有)杉田商会	6	3	10	S 5 0	平成5年 法人化
(有)立龍美掃	14	5	39	〃	昭和53年 法人化
(有)サンキ倉敷	5	2	9	S 5 1	昭和63年 法人化
(有)吉美	0	3	4	〃	平成5年 社名変更
藤田興業(株)	0	1	4	〃	
(株)田中商会	0	1	16	〃	
セントラルサービス(株)	1	0	19	S 5 2	
(有)丸三清掃	4	3	8	〃	平成5年 法人化
(株)フルカワ商事	8	4	46	S 5 3	昭和63年 法人化
(株)セイビ	4	0	3	〃	昭和60年 法人化
N I K環境(株)	11	2	33	〃	平成23年 社名変更
(有)ナカイチ	3	2	15	S 5 4	昭和60年 法人化
(株)児島環境	1	0	2	S 5 5	
(株)サンヨー・フィル	5	1	13	S 5 6	平成4年 社名変更
(有)セイケン	3	0	2	〃	平成7年 社名変更
山陽美業(株)	9	15	74	〃	昭和56年 法人化
瀬戸内環境(有)	4	1	5	S 5 3	平成7年 法人化
(株)アール・イー	3	3	4	S 5 2	平成22年 法人化・社名変更
(株)高原組	0	1	3	H 1 3	
(株)サビックス	1	0	2	〃	
(有)クライム	0	1	2	〃	平成30年 社名変更
(株)カンガイ	1	0	16	〃	
(有)トータルプランニング三心	1	0	6	〃	
(有)井上設備	0	1	2	〃	
リサイクルセンターナカイチ(株)	2	1	1	〃	
(有)コンチェル	1	0	4	〃	
(株)アスコ令和	1	0	4	〃	令和元年 社名変更
(株)美建ビルサービス	1	1	16	〃	
東洋実業(有)	2	1	5	〃	
(株)サントップ	0	1	4	〃	
(有)三宅解体	0	1	3	〃	
(株)原運輸産業	0	1	11	〃	
(有)兼田商店	1	0	1	〃	
(株)トーヨー商事	0	1	2	〃	
倉敷企業(株)	0	1	2	〃	令和元年 組織変更
中央建設(株)	0	1	2	〃	
中谷エネテック(株)	1	1	6	〃	平成24年 社名変更
(株)タイヨービルサービス	1	0	6	〃	
(有)岡山企画サービス	0	1	4	〃	
(株)クリーン・システム	5	1	6	〃	
(株)エスシー	8	0	9	〃	
(株)ブライト	1	0	3	〃	
(株)研美社	2	1	7	〃	
グリーンワーカーズ	1	0	1	〃	令和3年 屋号に変更
福栄産業(株)	1	0	6	〃	
(有)庄清掃	2	0	5	〃	
宝泉社	1	0	2	〃	
(株)瀬戸内ビルサービス	1	0	11	〃	
(有)クリーンエステート	4	0	2	〃	
(株)高谷建設	1	0	4	〃	
テクニカルセンター倉敷(有)	1	0	1	〃	
(有)広島水産加工	0	2	2	H 1 4	
明金建設(株)	0	1	3	〃	

業 者 名	車 両 数		従事者	許可 年度	備 考
	塵芥車	その他			
(有)美輪産業	0	1	2	〃	
(株)建美	1	0	5	〃	
(株)岡山故紙	2	0	9	〃	
(株)ホゼン	1	0	7	〃	
本州四国総合開発(株)	3	0	7	〃	
(株)リマックス	0	1	2	H15	
(株)児島織協	2	0	15	〃	令和3年 社名変更
(有)アワイクリーン	0	1	10	〃	
メイワ産業(株)	1	1	20	〃	
(株)ISC	1	0	2	H16	
マテリアルバンク(株)	1	2	8	〃	
(株)リサイクル・資源化センター	3	0	1	H17	
アトラクティブ大永(株)	0	1	3	〃	
(有)ワールド吉備路	1	0	8	H18	
(有)総社南部清掃	2	0	4	H17	
(株)正和	0	1	16	H19	
(有)岡一総業	1	1	4	H20	
(株)内田総業	1	0	1	〃	
(株)丸中	1	0	5	〃	
(株)シンノウ	0	1	3	〃	
岡本リサイクル産業(有)	0	1	1	〃	
(株)インテックス	0	1	1	〃	
(株)高山開発	1	1	2	〃	
護美飼糧(株)	2	0	6	H21	
(株)アクアコーポレーション	1	0	8	〃	
(株)水島ポートサービス	0	2	2	〃	
(有)ダスト産業	0	1	1	〃	
社会福祉法人 三穂の園	0	1	4	〃	
(株)カワナカ	0	1	7	H22	平成23年 社名変更
フラン美装(有)	0	1	4	〃	
(有)シーエフ三圭	1	0	10	H23	
(有)ダイテツ商会	0	1	2	〃	
(有)中央クリーン	1	0	23	〃	
にいみ清掃(株)	0	1	33	H24	
(株)早島クリーンセンター	1	0	8	〃	
(株)FKM	2	0	6	〃	
(株)ケイ・エヌ・ビー	0	1	16	〃	
クリア	0	1	2	〃	
(有)ウイルパワー	0	2	8	H25	
資源回収センター	1	0	1	〃	
(株)エコ・インダストリー	1	0	5	H26	
(株)サン・環境整備	1	0	4	〃	
(有)O's TRADING	1	1	4	H27	
三洋環境(株)	1	0	3	H28	平成29年 社名変更
三宅建設(株)	1	0	9	〃	
(株)ファーストサービス	1	1	2	〃	
JFE西日本ジーエス(株)	1	1	10	H29	
(株)松嶋工業	0	1	4	H30	
リカバリーグループ(株)	1	0	10	〃	
(株)カロスアウラ	3	0	7	R1	
(株)アライエンス岡山	1	0	3	〃	
倉敷総合物流(有)	1	0	3	〃	
クリーンリネス(株)	2	1	5	R2	
エコワールドジャパン	1	0	1	〃	
(株)高松清掃	1	0	2	〃	

業 者 名	車 両 数		従 事 者	許 可 年 度	備 考
	塵芥車	その他			
(株) リバーウエスト	1	0	3	〃	
環境GOOD (株)	1	1	3	〃	
特定非営利活動法人 くらげ	1	0	7	R 3	
(株) ココビア	1	1	2	〃	
(株) 東洋研掃	1	0	1	R 4	
(株) ネクストフューチャー	1	0	10	〃	
有限会社フレヴァン	1	1	3	R 5	
A & T株式会社	1	0	5	〃	
有限会社志宇知建設	1	1	10	〃	
株式会社アルスネット	1	0	5	〃	
二宮産業株式会社	1	0	2	〃	
計	182	99	870		

(2) 一時多量ごみ

18業者

(令和6年7月1日現在)

業 者 名	車 両 数	許 可 年 度	備 考
(有) 杉田商会	3	R 4	令和5年4月1日運用開始
(株) 田中商会	1	〃	〃
(株) フルカワ商事	1	〃	〃
N I K環境(株)	2	〃	〃
(有) ナカイチ	1	〃	〃
山陽美業(株)	5	〃	〃
(株) 美建ビルサービス	1	〃	〃
(株) トーヨー商事	1	〃	〃
倉敷企業(株)	1	〃	〃
中央建設(株)	1	〃	〃
(株) クリーン・システム	1	〃	〃
メイワ産業(株)	1	〃	〃
マテリアルバンク(株)	1	〃	〃
(有) ウイルパワー	2	〃	〃
(有) O' s T R A D I N G	1	〃	〃
(株) ファーストサービス	1	〃	〃
環境GOOD (株)	1	〃	〃
(株) ココビア	1	〃	〃
計	26		

(3) し尿及び浄化槽清掃

(令和6年7月1日現在)

業 者 名	車両台数			従事者数			始業 年度	備 考
	し尿 専用	兼用	浄化槽 専用	し尿 専従	兼務	浄化槽 専従		
(有)中央クリーン		5			17		S 3 8	平成5年 社名変更
(株)アシスト平和		3			3		S 2 7	平成6年 社名変更
新日本清掃(有)		3			4		〃	
南部清掃(有)		2			3		〃	平成8年 分割
日の丸清掃(有)		2			3		S 2 8	
富士清掃(有)		2			4		S 3 0	
(有) 新 生		1			1		S 3 9	平成4年 社名変更
(有) ビナン		3			3		S 3 8	平成5年 社名変更
(有) カンサイ		1			4		S 2 6	平成5年 社名変更
西本清掃(有)		2			3		S 2 3	
(株)クリーン・システム		4			10		S 3 7	平成3年 社名変更
(株)サンヨー・フィル		3			7		S 2 7	平成4年 社名変更
(有) 吉 美		3			19		S 3 9	平成5年 社名変更
(有)シーエフ三圭		4	1		10		S 4 2	平成13年 法人化 平成13年 社名変更
瀬戸クリーン(有)		2			4		H 8	平成8年 新設
(有)新金本清掃		2			4		S 3 9	平成8年 法人化
(株)エスシー			2			4	S 3 7	浄化槽専業 平成10年 承継
(有)中央クリーン		7			26		S 5 2	平成5年 社名変更
計 1 8 社	0	49	3	0	125	4		
	52			129				

4 1 環境事業年表

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
昭和42年	2月 倉敷市・児島市・玉島市が3市合併 合併に伴い 倉敷支所 清掃課 児島支所 清掃課 玉島支所 衛生課 2月 市清掃施設条例制定	5月 白楽町ごみ焼却処理場完成(30t/8h) 高速堆肥化処理施設完成(コンポスト) すでに一部において袋収集実施
昭和43年	3月 市清掃条例制定	
昭和44年	6月 機構改革により衛生部清掃課、玉島 支所保健衛生課となる	3月 水島し尿処理場完成(128kl/日) 11月 児島ごみ焼却処理場完成(60t/8h)
昭和45年	3月 市清掃事業審議会設置 12月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)制定	3月 倉敷西部清掃施設組合 ごみ焼却処理場完成(70 t/8h)
昭和46年	3月 都窪郡庄村編入	6月 袋収集開始(倉敷地区) 10月 児島井津井最終処分場供用開始
昭和47年	3月 市廃棄物の処理及び清掃に関する 条例制定 5月 都窪郡茶屋町編入 機構改革により民生局衛生部清掃課 となる	3月 水島ごみ焼却処理場完成(60t/8h) 玉島羽口最終処分場供用開始
昭和48年		3月 茶屋町ごみ焼却処理場完成(10t/8h) 4月 粗大ごみを加え、3種分別収集開始
昭和49年	5月 機構改革により民生局衛生部清掃 事務所となる	1月 粗大ごみ処理場及び真菰谷最終処分場供用開始 4月 玉島阿原沖最終処分場供用開始
昭和50年		3月 茶屋町ごみ焼却処理場増設 (増設10t/8hを加え20t/8h) 9月 一般廃棄物処理業者許可制とする (魚滓・事業活動に伴うごみ) 12月 白楽町ごみ焼却処理場着工
昭和51年	10月 機構改革により衛生局衛生部清掃事 務所となる	

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
昭和52年		11月 白楽町ごみ焼却処理場完成 (150t/24h×2基)
昭和53年		
昭和54年		10月 児島井津井最終処分場拡張分供用開始 茶屋町最終処分場供用開始
昭和55年		8月 白楽町し尿処理場前処理施設、脱臭施設設置 粗大ごみ処理場 破砕機・選別機設置
昭和56年		4月 茶屋町ごみ焼却処理場休止(20t/8h) 10月 玉島し尿処理場完成(70kl/日)
昭和57年		※ 一般廃棄物(ごみ)収集運搬業の新規許可を凍結
昭和58年		
昭和59年	4月 機構改革により衛生局清掃部となる 清掃施設課を新設する	3月 水島し尿処理場前処理施設脱臭施設設置 4月 使用済み乾電池を加え4種分別収集開始 9月 第1回暮らしとごみ展開催
昭和60年		9月 第2回暮らしとごみ展開催
昭和61年		12月 真菰谷場内整備
昭和62年		1月 粗大ごみ処理場 破砕機・選別機撤去 E地区(焼却灰の仮置場)開設 9月 廃乾電池処分委託 12月 西部最終処分場建設着工 ※ 一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者の増車凍結
昭和63年		10月 廃乾電池処分委託 ごみ減量化協力団体報奨金交付制度実施
平成元年		4月 水島ごみ焼却処理場、2交替制実施8時間延長し16時間運転とする 6月 西部最終処分場供用開始 8月 東部最終処分場着工(第1期分)
平成2年	7月 清掃指導員制度の導入	2月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画策定 4月 家庭用ごみ焼却炉購入費補助金交付制度実施

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成3年	<p>4月 機構改革により清掃部に東部埋立事業所を新設する 清掃管理課にごみ減量化対策室を新設する 再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法) 制定</p> <p>10月 廃棄物処理法改正(発生・排出抑制、再生利用促進など)</p>	<p>3月 東部最終処分場完成(第1期分) 茶屋町ごみ焼却処理場撤去(20t/8h) 児島ごみ焼却処理場バグフィルター増設</p> <p>12月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画改定 水島清掃工場着工・東部粗大ごみ処理場着工</p>
平成4年	<p>4月 機構改革により清掃部に清掃施設建設事務所を新設する</p>	<p>3月 児島赤崎小学校区約2,630世帯をモデル地区に指定し、5種分別収集実施</p> <p>4月 生ごみたい肥化容器購入費補助金交付制度実施</p> <p>10月 第3回暮らしとごみ展開催 児島柳田町約1,500世帯・唐琴1～4丁目約1,100世帯を5種分別収集実施</p> <p>11月 倉敷葦高小学校区約3,600世帯・水島連島南小学校区約2,330世帯・玉島上成小学校区約1,750世帯をモデル地区に指定し、5種分別収集実施</p>
平成5年	<p>4月 機構改革により市民局環境事業部となる 清掃管理課を環境管理課とする 清掃施設課を維持補修課とする 清掃施設建設事務所を環境施設建設事務所とする 倉敷清掃センター・水島清掃・児島第2清掃・玉島清掃事業所を倉敷・水島・児島・玉島環境センターとする 児島第1清掃事業所を児島衛生センターとする</p> <p>11月 環境基本法の制定</p>	<p>2月 児島地区残り全世帯を5種分別収集実施(21,140世帯)</p> <p>3月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改定 玉島地区5種分別拡大(250世帯)</p> <p>5月 第1回リサイクルフェア開催</p> <p>8月 倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例全部改正</p> <p>10月 第4回暮らしとごみ展開催</p> <p>12月 玉島地区5種分別拡大(1,100世帯)</p>
平成6年	<p>4月 機構改革により環境管理課ごみ減量化対策室をごみ減量対策課とする 環境施設建設事務所を環境施設建設課とする 水島環境センターに水島清掃工場を置く</p>	<p>1月 東部最終処分場供用開始</p> <p>2月 倉敷地区5種分別拡大(3,100世帯)</p> <p>3月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会設置 東部粗大ごみ処理場完成(80t/5h) 水島地区5種分別拡大(3,600世帯)</p> <p>4月 玉島地区5種分別拡大(500世帯)</p> <p>7月 生ごみ堆肥化容器補助制度対象範囲拡大</p> <p>8月 水島ごみ焼却処理場休止(60t/8h) 水島清掃工場試験稼働開始</p>

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成6年 (続き)		<p>10月 水島地区5種分別拡大(1,600世帯) 第5回暮らしとごみ展開催 第2回リサイクルフェア開催</p> <p>12月 水島清掃工場完成(300t/24h) 水島清掃工場本格稼働開始</p>
平成7年	<p>1月 阪神淡路大震災発生</p> <p>6月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)制定</p>	<p>3月 東部粗大ごみ処理場でのフロン回収業務委託開始</p> <p>5月 水島収集基地完成 第3回リサイクルフェア開催</p> <p>6月 東部粗大ごみ処理場稼働開始</p> <p>7月 生ごみたい肥化容器補助制度補助基数を2基から4基へ拡大</p> <p>7月～10月 伊丹市の災害廃棄物(木くず)を水島清掃工場で焼却処分(11t車397台、1,628,380kg)</p> <p>9月 倉敷西部清掃施設組合清掃工場着工(120t/16h)</p> <p>10月 第6回暮らしとごみ展開催</p> <p>11月 資源選別所着工</p>
平成8年		<p>3月 資源選別所完成(15t/5h) 水島ごみ焼却処理場撤去(60t/8h) 東部粗大ごみ処理場ストックヤードにて廃家電品からのフロン回収業務委託開始</p> <p>4月 資源選別所稼働開始 水島地区5種分別拡大(3,000世帯) 玉島地区5種分別拡大(1,816世帯) 家庭用ごみ焼却炉補助制度の対象基数を2基に拡大</p> <p>5月 第4回リサイクルフェア開催</p> <p>8月 白楽町し尿処理場浄化槽汚泥脱水施設増設着工</p> <p>9月 倉敷地区5種分別拡大(3,940世帯)</p> <p>10月 ごみ袋の透明化を実施 第7回暮らしとごみ展開催 リサイクル推進員モデル実施(52人) 児島ごみ焼却処理場(当初能力60t/8h)の老朽化に伴い、処理量を40t/8hに下方修正</p> <p>12月 白楽町し尿処理場の浄化槽汚泥脱水設備稼働開始</p>

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成9年	<p>4月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)一部施行</p> <p>6月 廃棄物処理法改正(廃棄物の減量化・再生利用の促進、処理施設の規制強化、不法投棄対策など)</p>	<p>2月 倉敷地区5種分別拡大(4,837世帯) 一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者の西部最終処分場への搬入停止 一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者の東部粗大ごみ処理場および東部最終処分場への搬入開始</p> <p>4月 リサイクル推進員制度本格実施(203人) 一般廃棄物(ごみ・し尿)直営収集部門の土曜閉庁開始 し尿処理手数料を改定(消費税転嫁) 水島地区5種分別拡大(1,110世帯) 玉島地区5種分別拡大(1,300世帯) 事業ごみ処理手数料全面有料化を実施</p> <p>5月 第5回リサイクルフェア開催</p> <p>7月 倉敷地区5種分別拡大(5,589世帯)</p> <p>8月 倉敷市し尿処理業合理化対策会議設置 水島地区5種分別拡大(1,650世帯) 玉島地区5種分別拡大(2,500世帯)</p> <p>9月 船穂町し尿・浄化槽汚泥処理受託開始 水島ふれあいセンター(水島ごみ焼却処理場跡地整備事業)着工</p> <p>10月 し尿処理手数料を改定 倉敷地区5種分別拡大(3,871世帯)、合計約75,000世帯となり全市の50%を越す 第8回暮らしとごみ展開催</p> <p>11月 事業ごみ処理手数料区分を改定 (600円/100kg⇒120円/20kg) 水島地区5種分別拡大(5,811世帯)</p> <p>12月 倉敷西部清掃施設組合ごみ焼却処理場閉鎖 児島ごみ焼却処理場運転休止 倉敷地区5種分別拡大(4,429世帯)</p>
平成10年		<p>1月 倉敷西部清掃施設組合清掃工場試運転開始</p> <p>2月 倉敷地区5種分別拡大(2,466世帯)</p> <p>3月 岡山県ごみ処理広域化計画策定 倉敷西部清掃施設組合清掃工場竣工 水島地区5種分別拡大(1,948世帯) 玉島地区5種分別拡大(3,000世帯) 家庭用ごみ焼却炉補助金交付要綱を廃止 西部最終処分場を運用中止</p>

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成10年 (続き)	<p>4月 機構改革により環境施設建設課と維持補修課を統合し、環境施設課とする 倉敷西部清掃施設組合へ市職員6名出向</p> <p>6月 特定家庭用機器に係る収集及び再商品化等に関する法律(家電リサイクル法)制定</p>	<p>4月 事業ごみ処理手数料区分を改定 (120円/20kg⇒60円/10kg) 倉敷地区5種分別拡大(4,089世帯) 市ごみ焼却処理施設での紙ごみ焼却原則中止の開始 「生ごみ処理容器購入費補助金交付要綱」に題名を改正し、生ごみたい肥化容器に加え、生ごみ処理機も補助対象とする エフエムくらしき「環境アラカルト」オンエア開始</p> <p>5月 第6回リサイクルフェア開催</p> <p>7月 水島地区5種分別拡大(3,938世帯)</p> <p>8月 倉敷地区5種分別拡大(13,822世帯)</p> <p>10月 第9回暮らしとごみ展開催 倉敷地区5種分別拡大(3,867世帯) 水島ふれあいセンター完成</p> <p>11月 水島地区5種分別拡大(3,903世帯)</p>
平成11年	<p>7月 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)制定</p>	<p>1月 倉敷地区5種分別拡大(10,816世帯)</p> <p>2月 玉島地区5種分別拡大(3,500世帯) 東部粗大ごみ処理場、東部最終処分場、児島井津井最終処分場での土曜閉庁開始 水島ふれあいセンター業務開始</p> <p>3月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改定 水島地区5種分別拡大(3,206世帯) 玉島地区5種分別拡大(2,300世帯) 白楽町ごみ焼却処理場ダイオキシン対策工事着手(開放型冷却塔を密閉型に変更) 水島ふれあいセンター供用開始</p> <p>4月 「グリーン購入ネットワーク」へ入会 倉敷地区5種分別拡大(2,059世帯) エフエムくらしき「市役所からおはようございます」オンエア開始(金曜日のテーマが“環境”) 西部ふれあい広場(西部最終処分場跡地整備事業)着工</p> <p>5月 第7回リサイクルフェア開催</p> <p>7月 倉敷地区5種分別拡大(2,010世帯) 5種分別全世帯拡大完了(156,947世帯) リサイクルシンボルキャラクターを市民公募</p> <p>9月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会「一般廃棄物(ごみ)収集運搬業許可の凍結解除」および「粗大ごみ戸別有料収集実施」答申</p> <p>9～10月 第10回暮らしとごみ展開催</p>

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成11年 (続き)		10月 ペットボトル拠点回収モデル実施 (協力30店舗) リサイクルシンボルキャラクター決定
平成12年	<p>4月 機構改革により環境管理課とごみ減量対策課を統合し、一般廃棄物対策課とする。 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)完全施行</p> <p>5月 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律制定国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律制定</p> <p>6月 循環型社会形成推進基本法制定 資源の有効な利用の促進に関する法律(旧リサイクル法)制定 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律制定</p>	<p>2月 リサイクルシンボルキャラクター名称が市民公募により「リックル」に決定</p> <p>4月 ペットボトル拠点回収本格実施(協力店30店舗)エフエムくらしき番組名が「市役所with」に変更(金曜日のテーマが“環境”)</p> <p>5月 第8回リサイクルフェア開催</p> <p>8月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会「一般廃棄物(事業ごみ)処理手数料の改定及び粗大ごみの戸別収集に係る処理手数料等」答申</p> <p>9月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会「一般廃棄物(し尿(浄化槽汚泥を含む))処理業に係る合理化事業計画の策定」答申 ペットボトル拠点回収(協力店93店舗に拡大)</p> <p>9~10月 第11回暮らしとごみ展開催</p> <p>12月 倉敷市粗大ごみ受付センター設置</p>
平成13年	<p>4月 保健所政令市移行により産業廃棄物許認可等事務が岡山県から移管されたことに伴い産業廃棄物対策課が新設 機構改革により、市民局は市民環境局となり環境事業部と環境保全部とを統合し、環境部とする。また、各環境センター及び児島衛生センターは一般廃棄物対策課の下部組織に、東部埋立事業所、水島清掃工場及び資源選別所は環境施設課の下部組織となる。 特定家庭用機器に係る収集及び再商品化等に関する法律(家電リサイクル法)本格実施</p>	<p>1~3月 粗大ごみ戸別収集を無料で試行</p> <p>4月 粗大ごみ収集を、戸別有料収集方式(委託)へ移行 玉島地区ごみ(ごみステーション持ち出しごみ。(粗大ごみを除く。))収集業務民間委託実施 環境衛生課に「不法投棄総合窓口」を設置 事業ごみ処理手数料を10kg当たり90円に改定</p> <p>5月 第9回リサイクルフェア開催 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設整備運営事業(PFI事業)実施方針公表</p> <p>7月 ごみ処理広域化倉敷ブロック協議会作業部会を開催。PFI事業及び白楽町ごみ焼却処理場運転休止について報告</p> <p>8月 東部最終処分場周辺塩害発生、対策開始 東部最終処分場でのフロン回収業務終了</p> <p>10月 第12回暮らしとごみ展開催 水島地区企業との間で、東部最終処分場処理水有効利用の委託契約を締結</p> <p>11月 PFI事業落札者を川崎製鉄(株)に決定</p>

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成14年	4月 中核市移行	<p>1月 粗大ごみ戸別収集インターネット受付開始</p> <p>3月 事業ごみ収集運搬許可業者51者を新規許可 PFI事業委託契約を水島エコワークス(株)と締結</p> <p>4月 児島地区ごみ(ごみステーション持ち出しごみ(粗大ごみを除く))収集業務民間委託実施</p> <p>5月 第10回リサイクルフェア開催</p> <p>10月 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を改定 ごみ処理広域化倉敷ブロック協議会作業部会開催 第13回暮らしとごみ展開催</p> <p>11月 白楽町ごみ焼却処理場運転休止 持込ごみの受入施設の受入時間を延長 (平日16:30まで)</p> <p>12月 総社広域環境施設組合に一部燃やせるごみ(家庭収集ごみ)の処理を委託、吉備路クリーンセンターにごみ搬送開始</p>
平成15年	10月 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、メーカーによるパソコンの回収・リサイクルサービス開始	<p>3月 井津井最終処分場埋立(最終処分)終了</p> <p>4月 岡山市に一部燃やせるごみ(家庭収集ごみ)の処理を委託、東部クリーンセンター及び当新田環境センターにごみ搬送開始 岡山県適正処理困難指定廃棄物対策協議会及び岡山県廃棄物処理施設整備等促進協議会の会長及び事務局が、岡山市から移管(4年ごとの持ち回り) 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設建設工事着工</p> <p>5月 第11回リサイクルフェア開催</p> <p>10月 事業系一般廃棄物(びん類)再資源化補助金交付制度開始 第14回暮らしとごみ展開催</p>
平成16年		<p>5月 第12回リサイクルフェア開催</p> <p>8月 台風16号による高潮被害で、大量の災害ごみ発生。特別収集を実施、仮置場に集積・分別・破碎・資源化・焼却・埋立処理(市外委託処理も含む)を実施(平成17年3月完了予定)。</p> <p>10月 台風23号による大雨被害で、災害ごみ発生。台風16号と同様に対応。 倉敷市児島リサイクル推進センター(愛称:クルクルセンター)オープン パソコンの受入停止(メーカー等のリサイクルルートへ誘導)</p>

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成16年 (続き)		<p>11月 第15回暮らしとごみ展開催 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設仮稼働開始</p> <p>12月 燃やせるごみ(家庭収集ごみ)市外処理委託(岡山市、総社広域環境施設組合)終了</p>
平成17年	8月 船穂町、真備町と合併	<p>3月 台風災害ごみ処理終了</p> <p>4月 水島地区ごみ(ごみステーション持ち出しごみ(粗大ごみを除く))収集業務民間委託実施 倉敷市・資源循環型廃棄物処理施設本格稼働開始</p> <p>5月 倉敷市一般廃棄物(ごみ)処分業許可取扱い要綱制定</p> <p>6月 第13回リサイクルフェア開催</p> <p>7月 水島清掃工場管理運営業務民間委託実施</p> <p>8月 合併により、倉敷西部清掃施設組合の構成が倉敷市と金光町に、総社広域環境施設組合の構成が総社市と倉敷市となる。</p> <p>9月 倉敷西部清掃施設組合清掃工場の処理能力を120t/日から180t/日に変更</p> <p>10月 クルクルセンターで木製品、古本、古着の修理・再生・提供開始。BDFカート導入。 第16回暮らしとごみ展開催</p>
平成18年	12月 改正容器包装リサイクル法一部施行(罰則強化、基本方針改正)	<p>2月 持込ごみの受入施設の受入時間を延長(昼休みも受け入れ) 平日 8:45~16:30 土 8:45~14:00 倉敷市水害廃棄物処理計画策定</p> <p>4月 事業ごみ処理手数料を130円/10kgに改定 水島ふれあいセンターに、指定管理制度を導入</p> <p>6月 第14回リサイクルフェア開催</p> <p>10月 船穂地区ごみ処理制度を統合 「家庭ごみの出し方」を市内全世帯に配布 第17回暮らしとごみ展開催 雑がみの排出方法の追加 (紙袋に入れて縛って出す方法)</p> <p>11月 粗大ごみ処理手数料について、倉敷市廃棄物減量等推進審議会での承認を経て、据え置きとする。</p>

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成19年	<p>4月 改正容器包装リサイクル法本施行 (容器包装廃棄物の排出抑制) (プラスチック製容器包装の促進: レジ袋対策等)</p> <p>12月 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律改正(食品関連事業者に対する定期報告義務の創設など)</p>	<p>1月 総社広域環境施設組合による真備地区のし尿処理施設を建設(アクアセンター吉備路)</p> <p>4月 倉敷市地域美化推進員設置要綱の施行</p> <p>5月 第15回リサイクルフェア開催</p> <p>6月 児島地区ゴミステーションで分別に関する早朝指導を実施</p> <p>8月 真備不燃物投入場の閉鎖</p> <p>9月 第18回暮らしとごみ展開催</p> <p>11月 「ごみ減量特集」を市内全世帯に配布</p> <p>12月 真備不燃物投入場の廃止</p>
平成20年	<p>4月 改正容器包装リサイクル法施行 (質の高い分別収集・再商品化の促進) (ペットボトルの容器包装区分の変更)</p>	<p>4月 資源ごみの出し方等を一部変更 ペットボトル(キャップとラベルをはずして、店頭の回収ボックスへ排出、回収できる品目を追加: 各種調味料(ノンオイルタイプ)、各種食酢) 古布(透明・半透明の袋に入れて出す方法を追加。)</p> <p>6月 第16回リサイクルフェア開催 環境イベントの開催(イオン倉敷・倉敷一番街)</p> <p>10月 生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱を改正 堆肥化容器 : 5,000円を上限に 購入費の2/3を補助 電気式処理機 : 30,000円を上限に 購入費の1/2を補助</p> <p>11月 第19回暮らしとごみ展開催</p>
平成21年	<p>4月 機構改革により、市民環境局は環境リサイクル局となり環境部の産業廃棄物対策課、一般廃棄物対策課、環境施設課はリサイクル推進部とする 倉敷市児島リサイクルセンターを倉敷市リサイクル推進センターとする</p>	<p>6月 第17回リサイクルフェア開催 環境イベントの開催(イオン倉敷)</p> <p>10月 資源ごみの出し方等を一部変更 ペットボトル、シュレッダーくず(紙)、紙パック(酒・調味料)、化粧品をゴミステーションで回収 3R推進中国四国地方大会 暮らしとごみ展 in クルクルセンター開催</p>
平成22年		<p>1月 一般廃棄物処理基本計画策定</p> <p>2月 ハイブリッドパッカー車(4t)の導入</p> <p>3月 「家庭ごみの出し方(保存版)」を市内全世帯に配布 「家庭ごみの出し方」英語版、中国語版、ポルトガル語版発行</p>

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成22年 (続き)		<p>6月 環境イベントの開催（イオン倉敷） 第1回くらしき環境フェスティバル 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例の制定</p> <p>8月 倉敷市マイバッグ・マイ箸^{はし}運動推進協力店認定制度実施要綱の制定</p> <p>9月 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会委嘱式、第1回審議会開催</p> <p>10月 平成22年度3R推進中国地方大会 リサイクルフェア in くらしき2010（第18回） （開催場所をクルクルセンターに変更）</p> <p>11月 ごみ適正分別等啓発事業（緊急雇用対策事業）開始 （平成22年11月1日～平成23年3月31日）</p> <p>12月 第3回STOP温暖化くらしきの開催</p>
平成23年	<p>4月 廃棄物処理法改正（廃棄物処理業等の許可における欠格要件の見直し、廃棄物処理施設の定期点検制度の創設など）</p>	<p>1月 第3回倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会開催</p> <p>3月～5月 東日本大震災東北地方災害応援 （大船渡市、松島町）</p> <p>4月 真備地区と船穂地区の家庭ごみ収集を合理化事業の代替業務として、対象業者に提供（民間委託）開始</p> <p>5月 倉敷市一般廃棄物処理施設設置等指導要綱制定</p> <p>6月 第2回くらしき環境フェスティバル 第5回倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会開催</p> <p>7月 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会答申</p> <p>9月 倉敷市5R推進事業優良事業者表彰制度実施要綱制定 台風12号による災害ごみの特別収集の実施</p> <p>10月 平成23年度3R推進中国四国地方大会 リサイクルフェア in くらしき2011（第19回）</p>
平成24年		<p>2月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会（第10次）委嘱式 第1回倉敷市廃棄物減量等推進審議会においてし尿処理手数料を審議し、倉敷市一般廃棄物処理事業検討委員会において、据え置きとした。 倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画（第1次計画H23～H27）を策定</p> <p>5月 BDF簡易給油施設を設置し、倉敷地区の家庭ごみ収集車両へ供給開始</p>

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成24年 (続き)		7月 「夏休み親子ごみ処理施設見学会」を新規実施 8月 倉敷市水島清掃工場基幹的設備改良整備運営事業審査委員会設置 委嘱式、第1回審査委員会開催 10月 リサイクルフェア in くらしき2012 (第20回)
平成25年	4月 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行	4月 倉敷市ふれあい収集実施要綱の制定 倉敷地区(庄・中島、菅生・中洲・帯江・茶屋町)収集業務民間委託実施 5月 倉敷市ふれあい収集事業の開始 第7期分別収集計画の策定 7月 第4回倉敷市水島清掃工場基幹的設備改良整備運営事業審査会開催(審査講評) 倉敷市水島清掃工場基幹的設備改良整備運営事業に係る仮契約締結 8月 夏休み親子ごみ処理施設見学会の開催 (以後毎年8月開催) 10月 リサイクルフェア in くらしき2013 (第21回)
平成26年		1月 使用済小型電子機器のピックアップ回収開始 2月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会(第11次)委嘱式 3月 倉敷市家庭ごみ収集運搬業務受託者選定審査委員会条例の制定 4月 水島清掃工場第二期長期包括管理運営委託開始 5月 全国都市清掃会議中・四国地区協議会総会開催 8月 第1回倉敷市廃棄物減量等推進審議会 一般廃棄物処理基本計画の改定について 10月 リサイクルフェア in くらしき2014 (第22回)
平成27年		1月 倉敷市家庭ごみ収集運搬業務受託者選定審査委員会 委嘱式、第1回委員会開催 第2次倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画 審議会委嘱式(第2期)、第1回審議会開催 2月 一般廃棄物処理基本計画改定 10月 リサイクルフェア in くらしき2015 (第23回) 11月 第2次倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画 審議会答申

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成28年		4月 船穂長崎中継槽を廃止 5月 熊本地震 災害援助隊派遣（第1次～第4次） 6月 船穂長崎中継槽撤去完了 7月 玉島地区し尿貯留槽を廃止（6箇所） 9月 倉敷市一般廃棄物処理施設整備審議会条例の制定 10月 リサイクルフェア in くらしき2016（第24回） 12月 水銀使用廃製品薬局回収モデル事業の実施
平成29年	4月 機構改革により環境施設課を環境施設室とする	2月 倉敷市一般廃棄物処理施設整備審議会委嘱式、第1回審議会開催 3月 倉敷市水島清掃工場基幹的設備改良工事竣工 6月 白楽町ごみ焼却処理場等解体・整備工事の請負契約締結 7月 蛍光管を資源ごみとして分別収集開始 「家庭ごみの出し方（保存版）」を改定し、冊子版とリーフレット版を作成 10月 リサイクルフェア in くらしき2017（第25回） 11月（仮称）倉敷西部クリーンセンター整備事業の基本計画策定
平成30年	4月 廃棄物処理法改正（有害使用済機器の届出制度など） 7月 平成30年7月豪雨災害	7月 災害廃棄物等一次仮置場の開設及び災害廃棄物等の受入開始 8月 被災家屋等の解体・撤去を行った場合の費用償還の申請の受付開始 9月 被災家屋等の公費解体の申請の受付開始 10月 保管焼却灰処理事業の業務委託契約締結

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
平成31年		<p>1月 保管焼却灰（玉島E地区）の搬出開始</p> <p>2月 二次仮置場（岡山県環境保全事業団水島処分場内）の中間処理施設稼働開始</p> <p>3月 （仮称）白楽町汚泥再生処理センター整備事業の基本計画策定</p> <p>3月 船穂町不燃物処分場の埋立終了</p> <p>3月 被災家屋等の解体・撤去を行った場合の費用償還の申請の受付終了</p> <p>4月 （仮称）倉敷西部クリーンセンター整備運営事業（D B O事業）の実施方針公表</p>
令和元年		<p>7月 倉敷市災害廃棄物処理実行計画の改定</p> <p>10月 リサイクルフェア i n くらしき 2019（第26回）</p> <p>12月 被災家屋等の公費解体の申請の受付終了</p>
令和2年	<p>4月 岡山県に「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」発令（4/16～5/14）</p>	<p>1月 一次仮置場（玉島E地区フラワーフィールド）の災害廃棄物等の搬出完了</p> <p>倉敷市一般廃棄物処理業等合理化事業計画（第2次計画H28～R2）を策定</p> <p>3月 一次仮置場（吉備路クリーンセンター広場）の災害廃棄物等の受入終了</p> <p>5月 平成30年7月豪雨に伴う災害廃棄物処理 完了</p> <p>6月 （仮称）倉敷西部クリーンセンター整備運営事業（D B O事業）基本協定の締結</p> <p>8月 （仮称）倉敷西部クリーンセンター整備運営事業（D B O事業）仮契約の締結</p> <p>9月 （仮称）倉敷西部クリーンセンター整備運営事業（D B O事業）契約の締結</p> <p>10月 川辺中継槽撤去完了</p> <p>11月 官民連携による災害廃棄物仮置場設置訓練の実施</p> <p>12月 （仮称）白楽町汚泥再生処理センター等整備工事仮契約の締結</p> <p>12月 災害時における廃棄物処理の支援に関する協定締結（岡山県産業廃棄物協会倉敷支部、倉敷南支部）</p>

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
令和3年	<p>5月 岡山県に「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」発令（5/16～6/20）</p> <p>8月 岡山県に「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言」発令（8/27～9/12）</p>	<p>2月 (仮称)白楽町汚泥再生処理センター等整備工事契約の締結</p> <p>3月 一般廃棄物処理基本計画改定</p> <p>3月 倉敷市災害廃棄物処理計画（改定版）策定 平成30年7月豪雨の経験と課題を踏まえたものとした。</p> <p>3月 南浦東池貯留槽撤去完了</p> <p>3月 保管焼却灰（玉島E地区）の搬出完了</p> <p>3月 白楽町ごみ焼却処理場等解体・整備工事の竣工</p> <p>3月 倉敷環境センターの新施設供用開始</p> <p>10月 リサイクルフェア in くらしき2021（第27回）</p> <p>10月 (株)セブン-イレブン・ジャパン、日本財団と連携したペットボトル回収事業を開始</p> <p>10月 (仮称)倉敷西部クリーンセンター整備運営事業（DBO事業）工事着工12月 倉敷市廃棄物減量等推進審議会答申（事業ごみ（事業系一般廃棄物）手数料改定）</p>
令和4年	<p>4月 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行</p>	<p>2月 プラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業実施</p> <p>3月 「家庭ごみの出し方（保存版）」を改定</p> <p>4月 倉敷市一般廃棄物環境保全協力金制度の開始</p> <p>4月 倉敷一般廃棄物収集運搬業連絡協議会の設立</p> <p>5月 災害廃棄物処理対策図上訓練（関係事業者）実施</p> <p>6月 災害廃棄物処理対策図上訓練（ボランティア）実施</p> <p>7月 災害時等における廃棄物処理の支援に関する協定締結（倉敷一般廃棄物収集運搬業連絡協議会）</p> <p>10月 リサイクルフェア in くらしき2022（第28回）</p> <p>12月 水島環境センターの新ストックヤード棟供用開始</p> <p>12月 (株)ジモティとリユースの啓発に関する協定締結</p>

歴年	一般関係	ごみ・し尿処理関係
令和5年		<p>3月 倉敷市食品ロス削減推進計画策定</p> <p>4月 一時多量ごみ制度開始（許可業者18者）</p> <p>7月 スプレー缶のごみ出し方法を、穴を開けずに、青色コンテナに出す方法に変更 「家庭ごみの出し方（保存版）」冊子を改定し、リーフレット版を全戸配布</p> <p>7月 環境センター、東部埋立事業所の粗大ごみ処理手数料支払い方法にキャッシュレス決済（Pay Pay、LINE Pay）を導入</p> <p>8月 くらしき食品ロスゼロ推進店制度開始</p>
令和6年		<p>4月 倉敷衛生センター（（仮称）白楽町汚泥再生処理センター）を供用開始し、白楽町し尿処理場を廃止 倉敷地区（葦高・万寿東）収集業務民間委託実施</p> <p>4月 水島し尿処理場の名称を水島衛生センターに玉島し尿処理場の名称を玉島衛生センターに変更</p>



倉敷市清掃事業概要

編集・発行

〒710-8565

倉敷市西中新田640番地

倉敷市環境リサイクル局

リサイクル推進部一般廃棄物対策課

TEL 086-426-3375

FAX 086-421-0144

印刷・発行 令和6年9月



家庭ごみの出し方4原則

- 決められたごみを
- 決められた場所へ
- 決められた日の朝8時30分までに
- 無色の透明または半透明の袋で

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。